

参考資料編

参考資料編 目次

資料 1	「統計データの二次的利用促進に関する研究会」の開催について	資料編 1
資料 2	「統計データの二次的利用促進に関する研究会」開催経緯 (第 8 回～第 13 回)	資料編 3
資料 3	二次的利用に係る新旧統計法下の法体系	資料編 4
資料 4	二次的利用に係る統計法令の規定(現行法令)	資料編 5
資料 5	二次的利用に関するガイドライン(総務省政策統括官(統計基準担当)決定) (平成 23 年 3 月 28 日改正版)	
	・ 5-1 統計法第 33 条の運用に関するガイドライン	資料編 22
	・ 5-2 委託による統計の作成等に係るガイドライン	資料編 32
	・ 5-3 匿名データの作成・提供に係るガイドライン	資料編 47
資料 6	統計データの二次利用に関する研究会 報告書 (平成 20 年 10 月 統計データの二次利用に関する研究会)	資料編 69
資料 7	指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領 (平成 17 年 8 月 15 日 総務省政策統括官(統計基準担当)決定)	資料編 113
資料 8	官庁統計の基本原則(1994 年 4 月 国連統計委員会特別会合採択)	資料編 119
資料 9	調査票情報の提供実績(平成 23 年度末現在)	資料編 120
資料 10	オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能統計調査(平成 23 年度末現在)	資料編 124
資料 11	オーダーメイド集計及び匿名データの提供実績(平成 23 年度末現在)	資料編 125
資料 12	オーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例(平成 24 年 7 月現在)	資料編 127
資料 13	二次的利用に関する要請等の経緯	資料編 130
資料 14	二次的利用に関する要請等への対応状況	資料編 132
資料 15	「統計データ・アーカイブの整備に関する調査研究報告書」(三菱総合 研究所委託調査研究)の概要	資料編 136
資料 16	「統計データの二次的利用促進に関する研究会」(第 8 回～第 12 回) 議事概要及び主な配布資料	資料編 142

平成 19 年 10 月 22 日

改正 平成 22 年 12 月 10 日

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」の開催について

1 目 的

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」は、統計データの二次的利用等に関する検討を行うに当たり、利用者側からの意見等を反映させるとともに、技術的助言を得るために開催する。

2 検討事項

- (1) 統計法に基づく統計データの二次的利用の運用について
- (2) 「匿名データの作成」における技術的な課題(匿名化の処理方法等)について
- (3) 「委託による統計の作成等」に係る技術的な課題(秘匿処理の方法等)について
- (4) 統計データの二次的利用に関するガイドラインについて
- (5) その他統計データの二次的利用に関する諸課題(オンサイト利用等)について

3 構 成 員

別紙のとおり

※研究会の座長は、構成員の互選により定める。

座長は必要があると認めるときは、関係者を研究会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 庶 務

本研究会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室において処理する。

統計データの二次的利用促進に関する研究会 構成員名簿
(50音順・敬称略)

(構成員)

あがた こういちろう
縣 公一郎

早稲田大学政治経済学術院教授

げん だ ゆうじ
玄田 有史

国立大学法人東京大学社会科学研究所教授

つばき ひろえ
椿 広計

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

統計数理研究所 副所長

(座長) ひろまつ たけし
廣松 毅

情報セキュリティ大学院大学教授

やすだ さとし
安田 聖

国立大学法人一橋大学経済研究所附属社会科学統計情

報研究センター教授

(オブザーバ)

内閣府統計委員会担当室参事官

内閣府経済社会総合研究所景気統計部長

総務省統計局統計調査部調査企画課長

財務省大臣官房総合政策課長

文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長

厚生労働省大臣官房統計情報部審査解析室長

農林水産省大臣官房統計部統計企画課長

経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室長

国土交通省総合政策局情報安全・調査課長

環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長

独立行政法人統計センター情報技術部情報管理課統計データ高度利用推進
室長

日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」開催経緯

- 第 8 回 平成 22 年 12 月 10 日（金）
議題 (1) 研究会報告以降の経緯等について
(2) 研究会で検討すべき課題について
(3) 研究会の当面の検討について
(4) その他
- 第 9 回 平成 23 年 2 月 17 日（木）
議題 (1) 情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門
調査会における議論について
(2) 諸外国における二次的利用の状況について
(3) 研究会で検討すべき課題について
- 第 10 回 平成 23 年 4 月 26 日（火）
議題 (1) 用語の定義について
(2) 諸外国における二次的利用の状況について
(3) 今後の検討及びスケジュール等について
(4) 諸外国の実態把握について
(5) その他
- 第 11 回 平成 23 年 6 月 27 日（月）
議題 (1) 用語の定義について
(2) 検討に当たっての考え方や守るべき原則
(3) オーダーメイド集計等に関する整理
- 第 12 回 平成 24 年 3 月 27 日（火）
議題 (1) 諸外国における二次的利用の現状について
(2) 二次的利用に関するヒアリング結果について
(3) 統計データの二次的利用促進に関する研究会
平成 23 年度報告書骨子（案）について
- 第 13 回 平成 24 年 7 月 25 日（月）
議題 (1) 公的統計マイクロデータのオンサイト利用について
(2) 統計データの二次的利用促進に関する研究会
平成 23 年度報告書（案）について

※ 各回の議事概要及び配布資料については、資料 16（資料編 142 頁）参照

旧統計法(昭和22年法律第18号)下の法体系		統計法(平成19年法律第53号)下の法体系	
旧統計法	第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。	(調査票情報等の利用制限) 第40条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2・3 略	
	2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。	(調査票情報の提供) 第33条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成	
指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領	ア 統計一般の目的であること 「統計一般の目的」とは、指定統計以外の統計を作成すること、他の統計調査の結果と合わせて新たな統計を作成すること、統計調査の調査対象名簿を作成すること等のために使用することをいう。 使用した結果が行政上に利用される場合は、原則として問題ない。学問的研究に利用される場合には、その研究が高度に専門的な研究であり、かつ、公益性の高いものであることが必要である。	統計法	二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等
	イ 名簿の作成であること 「名簿」とは、前期アに掲げる目的で作成されるもの以外の名簿をいう。具体的には、工場名簿、商店名簿等を作成することをいう。 作成された名簿が行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとする。ただし、作成した名簿を、個々の調査対象に対する行政処分や行政指導を行うために用いてはならない。		統計法施行規則 (調査票情報の提供を受けられる統計の作成等) 第9条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。 一 行政機関等又は前条に規定する者(次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等
	ウ 事例研究を行うために必要であること 「事例研究」とは、前記ア記載のような統計的加工を行うことなく、個々の調査票の申告内容を、そのまま研究分析することをいう。 当該研究が、行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとする。	統計法 (委託による統計の作成等) 第34条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。	
	エ 統計法又は同法に基づく法令の規定の違反事件を処理するために必要であること		統計法施行規則 (委託による統計の作成等を行うことができる場合) 第10条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合 イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。 ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合 イ 統計成果物を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。 ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。
		統計法 (匿名データの作成) 第35条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。 (匿名データの提供) 第36条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。	

二次的利用に係る統計法令の規定（現行法令）

統計法（抄）

平成 19 年 5 月 23 日 法律第 53 号

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 (略)

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

統計法施行令（抄）

平成 20 年 10 月 31 日 政令第 334 号
最終改正 平成 24 年 6 月 15 日 政令第 162 号

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手續）

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 （略）

（事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等）

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

（手数料の額等）

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円
- 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
 - ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円
 - ハ 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円
 - ニ 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円
- 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 請求一件につき千八百五十円
- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられ

た匿名データの集合物の一につき八千五百円

三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

統計法施行規則（総務省令）（抄）

平成 20 年 12 月 16 日 総務省令第 145 号
最終改正 平成 24 年 7 月 9 日 総務省令第 67 号

（調査票情報の提供を受けることができる者）

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生

年月日及び住所

- 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
 - 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
 - 五 委託に係る統計の作成等の内容
 - 六 統計成果物の利用目的
 - 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当

該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
- ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
- ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
- ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
- ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
- ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要の調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、

資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが
確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の
提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書
類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの
者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託すると
きは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条から第十三条までにおいて同
じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機
関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの
（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、
その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当する
ことを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をするときは、行政機関の
長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載され
ている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び提
供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載され
ている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三
十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年
政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国
籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定
する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確
認するに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名
称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されてい
る登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人
であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。
- 3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第十六条において読み替えて準用する第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る
依頼書等の様式を定める件

平成 21 年 9 月 30 日総務省告示第 457 号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、統計法（平成十九年法律第五十三号）、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）及び統計法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(委託申出書に記載する事項)

第二条 規則第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 統計の作成等の処理内容に係る仕様

ニ 統計成果物の直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ 学術研究の成果を公表する方法

ト 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

チ イからトまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 規則第十条第二号に該当する申出次に掲げる事項

イ 前号イ、ロ、ハ及びトに掲げる事項

ロ 統計成果物の直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的、内容及び実施期間並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性及び方法

ニ 授業科目の実施結果を公表する方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

(提供依頼申出書に記載する事項)

第三条 規則第十六条において準用する同令第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十五条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 提供を受ける匿名データのファイル（統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長又は届出独立行政法人等によってまとめられた匿名データの集合物）の

数

- ニ 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨
 - ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間
 - ヘ 匿名データを利用する方法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容
 - ト 学術研究の成果を公表する方法
 - チ 匿名データを取り扱う者の全員の氏名、所属及び職名
 - リ 匿名データの提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由
 - ヌ 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある我が国の匿名データ又は調査票情報の名称、年次その他の当該匿名データ又は調査票情報を特定するために必要な事項
 - ル イからヌまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項
- 二 規則第十五条第二号に該当する申出次に掲げる事項
- イ 前号イ、ロ、ハ、ヘ、チ、リ及びヌに掲げる事項
 - ロ 匿名データの直接の利用目的が高等教育目的である旨
 - ハ 匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間
 - ニ 授業科目の実施結果を公表する方法
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項
- 三 規則第十五条第三号に該当する申出次に掲げる事項
- イ 第一号イ、ロ、ハ、チ、リ及びヌに掲げる事項
 - ロ 匿名データの直接の利用目的が国際比較統計等の提供である旨（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
 - ハ 匿名データを用いて行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間
 - ニ 匿名データを利用する方法及び期間
 - ホ 匿名データを利用して作成する統計等の内容（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）
 - ヘ 国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法
 - ト 外国政府等から提供を受けている又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称
 - チ 公的機関又は外国政府等から受けている支援（職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等）の内容及び当該支援の提供元の公的機関又は外国政府等の名称
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

（統計の作成等に係る依頼書の様式）

第四条 規則第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号の申出様式第一号
- 二 第二条第二号の申出様式第二号

(匿名データの提供に係る依頼書の様式)

第五条 規則第十六条において準用する同令第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第三条第一号の申出様式第三号
- 二 第三条第二号の申出様式第四号
- 三 第三条第三号の申出様式第五号

(利用実績報告書の様式)

第六条 規則第十三条第一項及び同令第十六条において準用する同令第十三条第一項に規定する総務大臣が告示で定める利用実績報告書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号又は第三条第一号の申出様式第六号
- 二 第二条第二号又は第三条第二号の申出様式第七号
- 三 第三条第三号の申出様式第八号

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第34条 学術研究的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

- 1 統計調査の名称及び年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称
- 3 統計成果物を用いる学術研究の名称
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第34条 高等教育目的の関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

- 1 統計調査の名称及び年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称
- 3 統計成果物を用いる授業科目の名称
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法（平成19年法律第53号）第36条 学術研究目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼

申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼します。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる学術研究の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本の法令及びが定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法（平成19年法律第53号）第36条 高等教育目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼

申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼します。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる授業科目の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本の法令及びが定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第36条 国際比較目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

（署名又は記名押印）

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

- 1 匿名データの名称、年次等、ファイル数
- 2 匿名データを用いる事業の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定める方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

（収入印紙貼付欄）

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（学術研究目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

（署名又は記名押印）

年 月 日 付け { 匿名データの作成等 } に係る依頼書により提供を受けた
{ 統計成果物 } による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称
その他の提供を受けたものを
特定するもの
2. 学術研究の成果の概要

- (1) 学術研究の名称
- (2) 学術研究の実施期間
- (3) 学術研究の成果の概要

※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。

- (4) 学術研究の成果の公表の取扱い
- 論文（名称：）
 - 報告書・書籍（名称：）
 - 学芸・研究会等で発表（名称：）
 - 学会誌等に掲載（名称：）
 - その他 { }

※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。

備考
1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当
欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（高等教育目的関係）		年 月 日
殿		
所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail		
（署名又は記名押印）		
年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 } による教育が完了したので、下記のとおり報告します。		
記 記		
1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを 特定するもの		
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称 (2) 授業科目の実施期間 (3) 授業科目の内容の概要	
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。		
(4) 教育内容の公表の取扱い 論文(名称) 報告書・書籍(名称) 学会・研究会等で発表(名称) 学会誌等に掲載(名称) その他		
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。		

備考
 1 やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（国際比較目的関係）		年 月 日
殿		
所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail		
（署名又は記名押印）		
年 月 日付け匿名データの提供に係る依頼書により提供を受けた匿名データによる { 事業が終了 } したので、下記のとおり報告します。 { 事業について一定期間が経過 }		
記 記		
1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを 特定するもの		
2. 事業の成果の概要	(1) 事業の名称 (2) 事業の実施期間 (3) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要	
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。		
(4) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを併せて行って行った国際比較統計等の提供状況の公表の取扱い		
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。		

備考
 1 やむを得ない理由により事業が中断した場合など「匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した事業の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

統計法第 33 条の運用に関するガイドライン

制定	平成 20 年	12 月	24 日
改正	平成 21 年	9 月	29 日
改正	平成 23 年	3 月	28 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目次

第 1 目 的	
第 2 定 義	
第 3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成	
第 4 事務処理の流れの概要	
第 5 法第 33 条の運用体制等	
第 6 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備	
第 7 事前相談への対応	
第 8 申出者からの申出文書の受付	
第 9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査	
第 10 審査結果の通知	
第 11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供	
第 12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認	
第 13 調査票情報の不適切利用への対応	
第 14 提供状況の総務大臣への報告	

第 1 目 的

統計法第 33 条の運用に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、行政機関の長又は届出独立行政法人等が統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき統計調査の調査票情報を提供するに当たっての事務処理の指針を示すことを目的とする。

第 2 定 義

1 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定される情報とする。

なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、提供を行う調査票情報には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、法第 33 条による提供を認めている場合はその限りではない。

2 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるかを示す情報をいう。例えばデータベースウェアハウス、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

3 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成 20 年 12 月 16 日総務省令 145 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第 2 条第 1 項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第 2 条第 2 項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第 8 条に規定される者をいう。

4 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）第 8 条に規定される法人をいう。

5 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入力用等の周辺機器をいう。

6 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

第 3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成

1 行政機関又は届出独立行政法人等の内部の運用体制等

行政機関及び届出独立行政法人等は、法第 33 条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、本ガイドラインを参考に事務処理要綱を策定するものとし、法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る事務は、当該事務処理要綱によって実施するものとする。

なお、調査票情報の提供は電磁的記録媒体転写分による場合がほとんどであり、紙媒体による提供は少数であると考えられるため、本ガイドラインでは、特に電磁的記録媒体転写分による提供について例示的に記載しているが、紙媒体による提供が一定程度見込まれる場合には、必要に応じて、当該事務処理要綱において詳細に記載する。

また、法第 33 条に基づき調査票情報の提供を求める者の申出の円滑化並びに行政機関及び届出独立行政法人等による提供の可否の判断の透明性等を確保する観点から、策

(9) 提供状況の総務大臣への報告

第5 法第33条の運用体制等

法第33条に基づき行政機関又は届出独立行政法人等は、それぞれ自らの判断で調査票情報の提供を行うことから、特に、多くの統計調査を所管する行政機関においては、当該機関内での対応を統一化し、併せて各機関内の運用体制を明確にするため、調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）に対する一元的窓口機能及び調整機能を実施する組織体制（以下、この機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する等の運用を行う。注1)

また、必要に応じて行政機関内で関係職員を構成員とする会議を設け、これを定期的に又は随時、開催することなどにより、当該行政機関内における対応・意思の統一化を図るものとする。

注1) 統計主管部門の当該報酬において、申出者からの一元的窓口機能、調整業務を行うことが考えられる。

※ 窓口組織を指定しない場合、本ガイドラインにおいて窓口組織が実施することとしている業務は、第6を除き各調査所管課室で対応する。

第6 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備

法第33条に基づき調査票情報を申出者に提供し利用させるためには、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適正に保管されている必要がある。

各行政機関及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、所管統計調査に係る統計の作成完了後は調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講じる。

また、窓口組織は、申出者からの法第33条に基づく調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調査票情報の利用の申出があつた場合の個別の調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、様式第1号を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。

なお、当該リストの更新は年1回以上実施すること。

第7 事前相談への対応

法第33条に基づき、申出者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度（法第32条、法第34条及び法第36条）と混同していない点等についても確認を行うよう努める。

定した事務処理要綱等をインターネット等を通じて対外的に明らかにすることとするとともに、「統計調査等業務・システムの最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ調査票情報及びデータレイアウト等の必要なドキュメントの整備に取り組むものとする。

2 共管統計調査における運用体制等

複数の府省が共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに所管府省の間で以下のア～ウを参考として運用体制等について事前に取り決めを行い、当該取り決めに従って対応を行う。

ア 窓口府省を取りきめ、当該窓口府省が一元的に提供事務を一括して行う。この場合、窓口府省は、その他の所管府省から当該共管統計調査における調査票情報の提供の判断の一任を取り付けるとともに、当該共管統計調査の調査票情報の提供を行った場合、その事実をその他の所管府省に連絡する。

イ 窓口府省を取りきめ、当該窓口府省が一元的に提供先の利用者と対応する。

窓口府省は、申出に際して、事前相談に対応するとともに、提出された申出書類を受領し、その他の所管府省に回付する。その後、それぞれの所管府省において調査票情報の提供の内部手続きを行う。

各府省における手続き終了後、提供の可否の連絡、調査票情報の提供、終了後の処置報告書の受領等については、窓口府省が一元的に行い、必要な書類の回付や連絡調整を行う。

ウ 共管調査を所管する府省全てに対し利用者が申出等の必要な手続きを行い、所管府省全ての承諾を得た場合に、調査票情報の提供等の事務を行う。

この場合、提供の可否の判断が各府省によって異なるように、相互の連絡調整を着実に行った上で提供事務を進める。

第4 事務処理の流れの概要

本ガイドラインは、法第33条に基づく調査票情報の提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。

- (1) 法第33条の運用体制等の決定
- (2) 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備
- (3) 事前相談への対応
- (4) 申出者からの申出文書の受付
- (5) 行政機関又は届出独立行政法人等による審査
- (6) 審査結果の通知
- (7) 調査票情報及び利用に必要なドキュメントの提供
- (8) 調査票情報の利用期間終了後の処置の確認

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則として窓口組織で行うものとし、必要に応じて統計調査所管課室が直接相談に応じる。

第8 申出者からの申出文書の受付

1 申出文書の提出

調査票情報の提供の申出は、調査票情報の申出者が、事前に^(注2)行政機関の長（大臣等）又は届出独立行政法人等の長あての文書（以下「申出文書」という。）をもって行うものとし、行政機関における提出先は窓口組織とする。

なお、申出文書は様式第3号を参考として行政機関又は届出独立行政法人等の長が定めた様式とする。

^{注2)} 「事前に」とは、申出文書が行政機関の長又は届出独立行政法人等の長に到達することが、使用開始希望日の1か月以上前であることを要する。

2 法第33条第1号該当の申出者と第2号該当の申出者について

(1) 法第33条第1号に基づく申出の場合

法第33条第1号に基づく申出の場合、申出を行った「当該公的機関」にその使用を認めるものであり、「当該公的機関に所属する個人」のための使用を認めるものではない。

したがって、本申出は行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長をもって行うこととし、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等の結果又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う当該機関の活動にとつて必要不可欠であることを証明する書類の添付を必要とする（行政機関、又は地方公共団体その他の執行機関が申出する場合は不要）。

なお、証明する書類の様式については、様式第2号を参考として行政機関の長又は届出独立行政法人等が定めた様式とする。

(2) 法第33条第2号に該当する場合

法第33条第2号に該当する者は、第1号に該当する者が行う統計の作成等と同等の統計の作成等として施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されないこととなる。

したがって、法人その他の団体が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。

また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から第3号のいずれかに該当す

ることを示す次の①又は②の書類の添付を申出者に対し求める。

① 公的機関から委託を受けた調査研究の一環としての調査票情報の利用又は公的機関と共同して行う調査研究の一環としての調査票情報の利用（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第1号に該当する申出）、公的機関からの公募による方法での補助を受けて行う調査研究（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）等の一環として調査票情報の利用を行う場合（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第2号に該当する申出）には、その委託、共同研究若しくは補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

② 当該調査票情報の利用目的が、行政機関又は地方公共団体が行う政策の企画、立案、実施、評価等に有効であると認められる場合（法第33条第2号に基づく施行規則第9条第3号に該当する申出）には、当該行政機関の長又は地方公共団体の長がその旨を示す文書

3 申出文書に記載を要する事項

申出文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載を求める。

- ア 統計調査の名称
- イ 調査票情報の利用目的
- ウ 調査票情報の利用者の範囲
- エ オンサイト利用である旨
- オ 利用する調査票情報の名称及び範囲
- (ア) 名称
- (イ) 年次等
- (ウ) 地域
- (エ) 属性的範囲
- カ 利用する調査事項及び利用方法
- キ 利用期間
- ク 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法
- ケ 結果の公表方法及び公表時期
- コ 転写書類の利用後の処置

なお、記載事項の詳細及び記入例は次の(1)から(10)を参考として事務処理要綱等に定めるなどの対応を行う。

(1) 統計調査の名称

申出に係る統計調査の名称を記載する。

《記載例》

- ・ ○○統計調査（基幹統計「○○」を作成するための調査）
- ・ ○○統計調査（一般統計調査）

(2) 調査票情報の利用目的

調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載する。

申出者が、法第33条第1号に該当する申出である場合は、その利用目的は統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成に限られる。

また、法第33条第2号に該当する申出である場合は、その利用目的は、統計の作成に限られる。

《記載例》

- ・ 「〇〇基本計画」を策定するための基礎資料として、…の実態を把握する。
- ・ 〇〇省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。
- ・ 基礎統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たっての調査対象を選定する。
- ・ 〇〇省〇〇調査の調査票情報と〇〇省〇〇調査の調査票情報をマッチングすることにより「…に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する
- ・ 一般統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たり、記入者の負担を軽減するため〇〇省〇〇調査の結果を用いてプレプリントを行う。

(3) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載すること。

なお、組織で使用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織でできる限り限定的に記載する。

《記載例》

- ・ 〇〇省〇〇局〇〇課〇〇係長〇〇〇〇 (氏名)
- ・ 〇〇県〇〇課の〇〇担当職員
- ・ 〇〇大学経済学部教授〇〇〇〇 (氏名)
- ・ 〇〇から集計事務を受託した株式会社〇〇の〇〇部〇〇課の電子計算機担当職員

このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書の添付を行う。

- ① 法33条第2号により調査票情報の使用を申し出る場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が作成する「利用規約」に対し、調査票情報を扱う者全員が当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書
- ② 申出者が、法第33条に基づき調査票情報の利用に係る業務を公的機関の役員以外の者に委託等する場合には、申出者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も求める。

なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、各行政機関及び届出独立行政法人等において様式第4号を参考として定めた様式に基づく文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。

また、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合には、「統計調査における民間事業者の活用ガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

(4) オンサイト利用である旨

利用者が、行政機関又は届出独立行政法人等が指定する場所及び機器において調査票情報を利用する方法(以下「オンサイト利用」という。)により、調査票情報を利用する場合には、オンサイト利用である旨を記載する。

なお、場所及び機器の指定に当たっては「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(情報セキュリティ政策会議)に基づき策定することとされている情報セキュリティポリシシー(以下「情報セキュリティポリシシー」という。)に沿って対応することとする。

- ・ 情報管理の厳格な施設及び機器(物理的及びICT面のセキュリティが担保された作業環境及びデータ保管環境を整えた設備を有した施設・機器)であること
- ・ データ保護管理のルールを定め、施設及び機器の管理責任者、施設利用者の管理を行う利用管理者を配置した体制により管理されていること
- ・ 管理責任者、利用管理者により、利用者の監視措置、入退室、使用機器の調査票情報使用時における外部ネットワークとの遮断、利用者による不正な持ち込み及び持ち出しの防止などの措置が取られていること

(5) 利用する調査票情報の名称及び範囲

ア 名称

利用する調査票情報が、どの調査票に関する情報であるのかを記載する。なお、調査票が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、ア～エを整理

する等、分かりやすく記載する。

《記載例》

- ・〇〇調査票 (甲及び乙)
- ・① 〇〇調査票 (年次分調査用)
- ・② 〇〇調査票 (月次分調査用)
- ・③ 〇〇調査票 (基本情報調査用)

イ 年次等

アに記載した調査情報の年次等について記載する。

なお、年次等によって、利用する調査票情報異なる場合には、それが明確になるように記載する。

《記載例》

- ・平成14年及び15年
- ・平成13年4月分から13年12月分までの各月分
- ・平成14年 (〇〇票、△△票、□□票)、平成15年 (〇〇票のみ)

ウ 地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、この部分に記載する。

地域属性について複数の概念がある場合には、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と、適宜書き分ける。

《記載例》

- ・全国分
- ・〇〇県分
- ・〇〇が利用する場合にあつては全国、〇〇が利用する場合には、その〇〇県に係るものに限る。

エ 属性的範囲

特定の属性的範囲について利用する場合に記載する。(この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。)

《記載例》

- ・従業員30人以上の事業所
- ・資本金1000万円以上の法人

(6) 利用する調査事項及び利用方法

ア 調査事項

調査票の調査事項のうち、利用する事項をすべて記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等により、円滑な審査、的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。

行政機関又は届出独立行政法人等が、調査事項を基に加工して二次的に作成した項目(ウエイト等)についても必要に応じて記載する。

年次等により事項名が異なる場合は、それぞれ明確に記載する。

特に、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、第9-3-1(1)①ウに定める「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」等で利用する場合には、名称等を利用する理由を明確に記載する。

《記載例》

- ・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額
 - ・事業所の名称、所在地、従業員数、資本金額、・・・
- (下線部は、〇〇調査の実施のための名簿及びプレプリント情報として利用する)

イ 利用方法

調査票情報を利用する方法について、誰が、どこで、どのような環境において、どのような方法で利用するのかについて具体的に記載する(利用する調査票情報ごとに利用者が異なる場合は、その旨も併せて明記する。)

その際、閲覧、転写、集計の別を明示するとともに、調査票情報を転写する場合には転写様式を添付する。

原則として、統計の作成を行う場合は集計様式、統計的研究を行う場合は電子計算機による分析出力様式をすべて添付する。

分析出力様式等の作成が困難な分析手法による場合で、行政機関又は届出独立行政法人等が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記述することとして差し支えない。

なお、オンライン利用の場合は、研究計画書を添付することとし、集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なもので差し支えない。

《記載例》

- ・ 〇〇県〇〇部〇〇課の〇〇担当職員が、同課内において外部ネットワークと物理的に接続していないパソコンにおいて提供を受けたCD-Rを用いて集計を行う。集計様式は別添のとおり。
- ・ 〇〇大学の〇〇教授及び〇〇助教が、〇〇省〇〇局〇〇部の指定する〇〇(オンライン施設)において、「使用する調査事項」欄記入の調査票情報(様式は別添1)の内容を用いて〇〇の分析を行う。研究計画書は別添2、主な集計様式及び分析出力は別添3のとおり。

- ・ ○○大学の○○教授及び○○助教が、○○省○○局○○部に保管されている紙媒体の調査票の原票を手書きにより転記する。転記する様式は別添1。
- ○○大学○○教授の研究室において、表計算ソフトウェアに転記内容を入力した上で、統計的分析を行う。分析出力様式は別添2のとおり。

(7) 利用期間

希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。

また、利用期間は、その利用に必要な最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、行政機関等又は届出独立行政法人等の半断断により、利用期間を1年以上として差し支えない。

なお、継続的に行われる統計調査であって、3年以内の範囲で将来実施予定の統計調査の複数年分の調査票情報を利用する場合、調査票情報ごとに利用期間を申し出て差し支えない。この場合、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年までとし、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年以上として差し支えない。

《記載例》

- ・ 平成○年7月1日から同年11月30日までの間
- ・ 提供を受けた日から平成○年○月○日までの間

(8) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

調査票情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法について具体的に記載することとし、集計を民間事業者等に委託した場合など、委託先における調査票情報の利用場所（住所）、利用する環境、保管場所及び管理方法について記載させる。

なお、オンライン利用の場合は記載を省略することができる。

《記載例》

施錠可能な○○省○○局○○課電子計算機室内に限定して利用し持ち出しを禁止するとともに、職員が電子計算機室内に入る職員を相互にチェックする。また、外部のネットワークに接続しないサーバー及び○○台のクライアント（全てワイヤー等によって固定されている。）から構成される電子計算機室内だけのLAN環境で調査票情報を使用するとともに、調査票情報及び中間生成物はいずれも外付けのドライブに格納しサーバー及びクライアントに内蔵される記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。さらに、これらの情報を使用しないときは、当該外付けのドライブをサーバー又はクライアントから外し、電子計算機室内の施錠可能なキャビネットに施錠して保管する。保管管理責任者は電子計算機室に所属する○○係長とする。

（必要に応じて対応）

なお、集計は（株）○○に委託することとし、その利用及び保管場所の住所

は次のとおり。

東京都○○区○○・・・

(9) 結果の公表方法及び公表時期

調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを記載する。

公表する場合には、その方法及び時期及び提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨を明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。また、個々の調査対象等に関する事項の秘匿について配慮する旨を併記する。

《記載例》

- ・ 集計結果は、平成○年3月末日までに印刷物（その名称を明記）として公表する。なお、公表の際、事業所数が1若しくは2となる場合には秘匿するほか、3以上となる場合であっても、個々の事業所の秘匿が漏れない方法により行う。さらに○○省○○統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。
- ・ ○○統計調査の調査対象名簿として使用し、公表しない。
- ・ □□審議会における○○基本計画策定のための基礎資料として使用し、審議会への資料提出をもって公表とする。なお、○○省○○統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。
- ・ ○○白書への掲載をもって、公表とする。なお、○○省○○統計調査の調査票情報を利用した旨を明記する。

(10) 転写書類の利用後の処置

保管終了後の処置（焼却、消去、返納、溶解又は裁断（以下「廃棄」という。））について記載する。

なお、調査票情報を使用する過程で個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できず中間集計表を作成する場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様とする。

《記載例》

- ・ 転写した書類については、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに裁断する。
- また、集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、利用終了後直ちに裁断する。
- ・ 公表後、1か月間、県総務部統計課（責任者、統計課長）において保管する。その後、中間集計表は直ちに焼却する。

(11) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない旨記載する。

第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査

1 審査担当部署

原則として統計調査を所管する部署が内容審査を行い、形式審査は、窓口組織が行う。なお、組織の対応によっては窓口組織が内容審査を行うことを否定するものではない。

2 申出文書受領と審査

窓口組織において申出文書を受領した場合、窓口組織で複写した申出書を確保し、形式審査を行い、併せて、第6に基づき作成した調査票情報利用管理リストに掲載された内容審査担当部署において、申出書の内容審査を実施する。

なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から様式第5号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定めた様式に基づき審査報告書を作成して審査することが望ましい。

3 申出に対する基本的審査基準

申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第33条に該当し、かつ、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められる場合とする。

個々の申出については、申出文書の事項ごとに次の(1)～(9)の審査基準を参考に事務処理要綱に審査基準を定め当該基準に基づき審査し、応諾するか否かを決定する。

(1) 調査票情報の利用目的

① 法第33条第1号に該当する申出である場合

使用目的が、次のア～ウのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長であること、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等又は統計の作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されており、当該使用が個人の使用ではなく当該組織として必要であると認められることが必要である（行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が申出する場合は不要。）。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。^{注3)}

また、調査票情報の内容を他の配布前調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

注3) 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」、「売上高」をキーとして双方のデータをマッピングして、「売上高」と「研究費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされず、「売上高」と「研究費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に含まれるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^(注4)を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

注4) 「回帰分析 (Regression analysis)」とは、家計の取入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小二乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関が実施する「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定される「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に對し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる調査（いわゆる意識調査、世論調査の類））についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所のみの宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。

なお、「統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

② 法第33条第2号に該当する申出である場合

利用場所が日本国内であり、使用目的が、前述①のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、施行規則第9条第1号から3号のいずれかに該当することを証明する、次のア又はイの文書が添付されていることが必要である。

ア 施行規則第9条第1号又は第2号該当の場合

委託研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

イ 施行規則第9条第3号該当の場合

行政機関の長（各府省大臣又は長官）、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書

なお、法33条第2号に該当する者については、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないため、確認に際しては留意が必要である。

(2) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要である。

また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかに行われているような場合には、使用が認められる。

なお、法33条第2号により調査票情報の使用を申出する場合には、第8-4-1-③-①に示される誓約書が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等を外部委託する場合、第8-4-1-③-②に示される書類が添付されていることが必要である。

(3) 利用する調査票情報の名称及び範囲

調査票情報の名称、年次等、地域、属性的範囲が使用目的から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。

(4) 利用する調査事項及び使用方法

① オンサイト利用以外の場合

ア 名簿又はプレプリント目的以外の場合

利用する調査事項が、使用目的及び集計様式又は電子計算機による分析出力様式から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと、また、添付された集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。

なお、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、別の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければ作成できない統計を作成する場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合は提供しても差し支えない。

イ 名簿又はプレプリント目的の場合

利用する調査事項が、名簿の利用若しくはプレプリントする事項として必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれないことが必要である。

② オンサイト利用の場合

研究計画が具体的に記載されており、利用する調査事項が、利用目的及び研究内容・研究計画に照らして明らかにかに不要と判断されるものが含まれないことが必要である。この場合、提出された集計様式を作成するための調査事項以外の事項も提供して差し支えない。

(5) 利用期間

研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要である（できるだけ短期間であることが望ましい）。

(6) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法（オンサイト利用を除く）

次のアからケの条件をすべて満たすことが必要である。

- ア 調査票情報の利用場所は、日本国内であること。
- イ 当該利用場所から調査票情報が持ち出されないように、利用場所は施設可能な物理的な場所に限定されること。また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されているなど不正な持ち出しを防止するための保安対策が講じられていること。

なお、当該利用場所が分散しないことが望ましく、分散する場合は、正当な理由が記述されていること。

ウ 調査票情報が限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施設可能なキャビネット等で保管されること。なお、当該場所は利用場所と同一であることが望ましく、別々となる場合は、その理由が妥当であること。

エ 調査票情報の使用時に上記アの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。

オ 調査票情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

カ 調査票情報を利用する情報システムに

- ・ コンピュータウイルス対策
- ・ セキュリティホール対策
- ・ 識別及び主体認証対策
- ・ スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

キ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に調査票情報及び中間生成物を残留させないこと。また、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。

ク 公的機関が調査票情報として調査票の原票を使用する場合、調査票の原票を使用する場所、保管場所である公務所内とし、保管場所から持ち出し使用しないこと。

ケ 提供される調査票情報に加え、集計作業等によって生成される調査票情報等を含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい事故を防止するために適正な

に、当該申出に対する審査結果の通知を行う。

2 審査後の手続等

(1) 申出を応諾した場合の通知書の送付及び調査票情報の提供等

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出者に対し、様式第6号を参考として行政機関及び届出独立行政法人が定めた承諾通知書を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して応諾した場合には、その事項も併せて通知する。

(2) 承諾しない場合の通知書の送付

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出者に対し、様式第7号を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定めた不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。

第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供

承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、原則として14日以内に申出者に対し調査票情報の電磁記録媒体転写分及び調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供等を行うものとする。

提供の手段は直接の受け渡しを原則としつつ、提供先から必要とされる切手を送付される場合にあつては書留による送付にも対応するものとする。

なお、情報漏洩防止の観点から、電磁的記録媒体転写分については、暗号化しパスワードを付して提供すること。

また、電磁的記録媒体によつて情報の受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電磁的記録媒体について未使用品を使用することとし、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる調査票情報の提供については行わないこととする。

加えて、提供先における適正な管理を徹底させることで被調査者の報告内容等が漏れることを防ぐため、調査票情報の提供を受ける者に対し、法42条第1項の適用を受けて適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること及び法第57条第1項第3号の罰則が適用されることを必ず伝達すること。

第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認

1 利用期間中の対応（監査）

特に、オンライン利用以外の利用については、行政機関及び届出独立行政法人等は、調査票情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について、職員を派遣を行う等により調査票情報の使用環境の確認等の監査を必要に応じて行うことが望ましい。

なお、オンライン利用において、当該利用場所から成果物等を持ち出す場合、当該内容を必ず確認するとともに、統計表や分析結果について秘匿等が行われているか確認を行い、秘匿等が必要な場合は当該措置が行われるまで持ち出しを留保するよう運用する。

管理が求められること。

(7) 結果の公表方法及び公表時期

閲覧又は転写した結果をそのまま公表する場合は認められない。

また、結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。

なお、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないよう、秘匿措置がなされることが必要である。

さらに、公表に当たっては、例えば「〇〇省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。

(8) 転写書類の使用後の処置

原則として転写書類及び中間生成物（第12-2により、行政機関より消去しないことについて了解を得たものを除く）は、使用後直ちに廃棄されることが必要である。

(9) 著作権

利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、申出書で著作権を主張しないと明記されていることが必要である。

4 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

(1) 提供要件を引き続き満たす変更

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であつて、調査票情報の提供を行った行政機関又は届出独立行政法人等に対する当該変更が生じる旨の連絡を電話、メール、その他の適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合には、この限りではない。

なお、行政機関又は届出独立行政法人等はこれらの変更について適正に管理を行う。

(2) 提供要件を満たさない変更

記載事項に変更が生じ、提供の要件となつている規則第9条各号の要件から外れる変更となつた場合（例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた等）、速やかに第12-2に記載する措置を行う。

また、利用成果が存在する場合、第12-3に記載する措置も併せて行う。

第10 審査結果の通知

審査結果の通知に当たっては、次の事項を参考として事務処理要綱を定め、当該事務処理要綱に基づいて運用を行う。

1 審査に要する期間

行政機関及び届出独立行政法人等は、申出文書を受理してから原則として14日以内

注5) 法第33条、第34条及び第38条に基づく二次利用サービスの提供等の全所管における一定期間の一斉停止等

2 利用期間終了後の処置

申出者は、調査票情報から生成されるものうち申出書類に添付した集計様式又は分析出力様式に提示されている以外のものについて、調査票情報、調査票情報の利用に必要なドキュメント及びその中間生成物のすべてについて、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また、電磁的記録媒体本体が残っているものは電磁的記録媒体から速やかに消去したり、電磁的記録媒体本体を粉砕すること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの使用後の処置について、様式第6号別紙1を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定める様式により、調査票情報の提供を受けた行政機関又は届出独立行政法人等に報告するよう運用する(提出先は原則として窓口組織とする。)

また、行政機関及び届出独立行政法人等は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているか、必要に応じて再度利用が予定される場合において、再度利用すること望ましい。

なお、調査票情報について再度利用が予定される場合であって、再度利用する際の名称によるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、文書において調査票情報の提供元の行政機関の了解を得て、調査票情報を特定するキーワード(行政機関等が割り振った一連番号など)であって、調査対象者が報告を行っていない情報)のみをマッチングキーとして消去せず再度の利用のために保管することとして差し支えない。この情報を引き続き利用する場合は、当該情報は調査票情報と同様の取り扱いとし第9-3-(6)における利用環境を満たすように保管・利用する。

3 利用成果の報告

行政機関又は届出独立行政法人等が調査票情報を提供する際には、あらかじめ申出者に対して、当該利用期間(申出文書に記載した利用期間)の終了後に、当該調査票情報の利用成果について報告を求める運用を行う。

当該報告は、様式第6号別紙2を参考として行政機関又は届出独立行政法人等が定める様式により行わせるものとする。

第13 調査票情報の不適切利用への対応

1 調査票情報の不適切利用への対応

調査票情報の提供を受けた者は、法第42条第1項及び第43条第2項において適正管理義務及び守秘義務がかかるとともに、これに違反した場合、法第57条第1項第3号の罰則が適用される。

また、法第34条に基づく委託による統計の作成等や法第35条及び第36条に基づく匿名データの作成・提供においても、目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティが行政機関から取られることとなる。

調査票情報の提供においても法令を遵守するとともに、法第34条の運用及び法第36条の運用と整合を確保するため、法第33条の運用において法令違反や問題が生じた場合、法に規定された罰則の他、法第34条及び法第36条の運用上の措置(注5)に準じた提供禁止措置等のペナルティを講じる。

2 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

第14 提供状況の総務大臣への報告

行政機関の長及び届出独立行政法人は、法第55条に基づく総務大臣の求めに応じ、1年に1回、申出件数、応諾件数、許否件数等を取りまとめ、総務大臣に提出する。

附 則

1 平成23年3月28日付で改正されたガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。

2 平成17年8月15日付け総務省政策統括官(統計基幹担当)決定「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」は、このガイドラインの制定をもって廃止する。

(注) 添付資料(様式等)は本報告書への掲載を省略した。
様式等を含む全体系については総務省ホームページを参照
(総務省HP <http://www.stat.go.jp/index/sei.do/houki.htm>)

委託による統計の作成等に係るガイドライン

制定	平成 21 年 2 月 17 日
改正	平成 21 年 9 月 29 日
改正	平成 23 年 3 月 28 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目次	
第 1 次	ガイドラインの目的
第 2 次	用語の定義
第 3 次	オーダーメード集計の実施に際しての基本原則
第 4 次	オーダーメード集計に関する計画の公表
第 5 次	告示による加算料金の設定
第 6 次	オーダーメード集計の委託申出手続
第 7 次	委託申出に対する審査
第 8 次	手数料の積算
第 9 次	審査結果の通知等
第 10 次	オーダーメード集計依頼書の提出と手数料の納付
第 11 次	統計の作成等の実施
第 12 次	統計成果物の提供
第 13 次	統計等の作成を外部委託する場合の留意事項
第 14 次	委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合
第 15 次	統計成果物の提供後の利用制限
第 16 次	委託申出者による研究成果等の公表
第 17 次	統計成果物の不適切利用への対応
第 18 次	実績報告書の作成・提出
第 19 次	ガイドラインの施行時期

第 1 ガイドラインの目的

委託による統計の作成等に係るガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。)第 34 条の規定に基づいて行う委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等及び法第 37 条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第 2 用語の定義**1 統計の作成**

本ガイドラインにおいて「統計の作成」とは、調査票情報を利用して集計処理を行い、当該統計調査による当初作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

2 統計的研究

本ガイドラインにおいて「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究をいう。例えば、統計の分散を評価する研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う研究が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まない。

3 委託による統計の作成等(オーダーメード集計)

本ガイドラインにおいて「委託による統計の作成等」(以下「オーダーメード集計」という。)とは、受託機関が法第 34 条に基づき、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行うことをいう。

4 統計成果物

本ガイドラインにおいて「統計成果物」とは、受託機関が法第 34 条に基づくオーダーメード集計により作成した成果をいう。

5 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定するものをいう。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、オーダーメード集計に用いる項目に含まないが、提供元である行政機関が、オーダーメード集計に用いることをあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

6 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第 2 条第 1 項に規定するもののうち、法第 34 条に係る事務を行う行政機関をいう。

7 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第 25 条に規定する独立行政法人等のうち、法第 34 条に係る事務を行うものをいう。

8 受託独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第 37 条の規定により、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。)第

12 条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

9 受託機関

本ガイドラインにおいて「受託機関」とは、6 の「行政機関」及び7 の「独立行政法人等」をいう。

10 受託機関等

本ガイドラインにおいて「受託機関等」とは、9 の「受託機関」及び8 の「受託独立行政法人等」をいう。

11 委託申出者

本ガイドラインにおいて「委託申出者」とは、法第34条、令第13条及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条に基づきオーダーメイド集計を求める者をいう。

第3 オーダーメイド集計の実施に際しての基本原則

1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

受託機関等は、本ガイドラインを基にオーダーメイド集計に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や役割分担、オーダーメイド集計事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等にオーダーメイド集計の事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した受託機関と協議する。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 受託機関等における措置

オーダーメイド集計を行うために、受託機関等が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) オーダーメイド集計に係る事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

受託機関がオーダーメイド集計の業務の一部を外部委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査の民間事業者の活用に関するガイドライン」（平成17年3月31日（各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

3 効率的な事務処理の実施

オーダーメイド集計の実施に当たっては、プログラムの作成、結果表の審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、受託機関は、必要に応じて法第37条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、オーダーメイド集計に関連する技術の開発や蓄積を効率的に処理を行うよう努める。

4 法第37条に基づく受託独立行政法人等への委託

(1) 受託独立行政法人等と総務省及び受託機関との連携

受託機関と当該受託機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし円滑な処理を行う。

なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連絡は、当該受託機関を通じて行う。（関連：第17の2、第18の2）

(2) 受託独立行政法人等の変更

法第37条に基づく受託独立行政法人等への事務の全部委託を新たに開始する場合、変更する場合は中止する場合には、受託機関であって、法第34条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要な措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、受託機関は書類の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

第4 オーダーメイド集計に関する計画の公表

受託機関は、毎年度当初に、当該年度にオーダーメイド集計に対応する予定の統計調査の名称、年次、対応可能な統計の作成等の種類や集計サービスの内容、委託申出の受付期間、統計成果物の提供を行う時期及び次年度以降の取扱

について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。(関連：第6)

- 統計調査の名称及び年次
- 対応可能な統計の作成等の種類や集計サービスの内容
例えば
- 【集計の内容】
- 次の条件をすべて満たすものに限る。
 - ・ 二次元以下のクロス集計
 - ・ 受託機関が保有しているデータセット単独で直接集計が可能な集計(項目の再符号化等是对応しない)
 - ・ 集計プログラム(言語)□□の◇◇機能により集計可能なもの

【出力形式】

- ○形式 等
- 受付期間
- 統計成果物の提供を行う時期

第5 告示による加算料金の設定

オーダーメイド集計の手数料として、令第13条第1項第1～3号による人件費等、媒体費用、送付に要する費用のほか令第13条第1項第4号に基づき費用を加算する必要がある場合は、あらかじめ告示により当該費用の額等を定めておく。(関連：第8の2)

第6 オーダーメイド集計の委託申出手続

1 あらかじめ明示しておく事項

委託申出手続を行う場合に委託申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項を受託機関等はホームページ等において提示し、広く周知する(関連：第4、第6の6)。

《要明示事項》

- ・ オーダーメイド集計制度の趣旨、法的根拠
- ・ 契約の内容等を定めた利用条件(受託機関等が定める契約書の雛形等)
- ・ 委託申出手続及び手続に必要とされる各様式
- ・ 手続には本人確認が必要で、本人確認のための提示書類は受付窓口で複写されること
- ・ 標準処理期間(委託申出書が提出されてから委託申出書の審査結果を通知するまでの処理期間)

- ・ 委託申出書に記載した利用目的以外の利用は禁止されていること(委託申出書に記載した利用目的以外に利用する場合は受託機関等の承諾を得る必要があること)
- ・ 契約等に反した場合はすべての受託機関等による提供禁止措置が課されること
- ・ 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者が期待する結果が得られない可能性があること
- ・ 委託申出により作成された統計成果物について、著作権を主張しないこと
- ・ オーダーメイド集計制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、統計成果物の提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 受託機関等が委託申出を承諾した以後、原則として申出の変更は認められないこと
- ・ オーダーメイド集計制度により統計成果物の提供を受けた場合、学術研究の成果又は高等教育の内容を公表しなければならないこと
- ・ オーダーメイド集計制度により統計成果物の提供を受けた場合、オーダーメイド集計を利用した委託申出者の所属・氏名、使用する調査票情報の名称、学術研究又は授業科目の名称等が受託機関から公表されること
- ・ 委託申出手続において使用する言語

なお、受託機関が事務の一部を民間の事業者に委託する場合は、上記の他の事項についても明示しておくこと。

- ・ 受託機関は、委託申出の承諾後、入札等の手続により、統計等の作成等を外部委託するため、当該手続に所要の時間を要する場合があること
- ・ 民間事業者との契約額に関わらず、承諾通知書(第9に記載)により通知した手数料は変わらないこと

2 事前確認等

上記1の明示事項への承諾の確認及び委託申出書等(※)の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として受託機関等は、面接、電話等により、委託申出書等の提出前に、委託申出を予定している者との間で次の(1)から(7)の事項について事前確認等を実施する。

- ※ 規則第11条第1項及び「委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件」(平成21年総務省告示第457号)(以下「総務省告示」という。)に基づき別紙様式第1号を参考として受託機関等が定める委託申出書及び添付資料をいう。

- (1) ホームページ等に掲載した上記1の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合の当該内容の説明
- (2) 委託申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに統計成果物の提供及び関連する手続の説明
- (3) 利用目的（学術研究や高等教育の内容）、利用者に関する要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明
- (4) 承諾条件と委託申出者が遵守すべき事項の説明
- (5) 委託申出を予定している者が想定している統計成果物の内容の聴取、承諾基準への適合性に関する見直し並びにそれらに関する助言
- (6) 手数料に関する情報の説明
- (7) 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者が期待する結果が得られない可能性があること

3. 委託申出書の作成単位等

- (1) **委託申出書の作成単位**
委託申出書は、規則第10条の受託の判断要件として掲げられる受託の可否を判断する「直接の利用目的」ごとに作成するものとする（当該受託機関が実施する複数の統計調査に係るオーダーメード集計について、併せて委託申出を行って差し支えない。）。(※1)
ただし、複数の統計調査を用いて調査ごとに異なる統計成果物を求められている場合など、統計調査ごとに分割記載した方が審査が円滑に行えることと受託機関等が判断した場合は、1件の委託申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（※2）。

※1 委託申出書1件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

※2 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、委託申出書1件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は委託申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

- (2) **受託独立行政法人等へ提出する場合の委託申出書の作成単位**
複数の受託機関から委託を受けてオーダーメード集計の全部事務を行う受託独立行政法人等に提出する委託申出書等については、オーダーメード集計の対象となる統計調査を所管する受託機関ごとに分けた上で、上記(1)に準じて作成するものとする。

4. 委託申出者の範囲

法第34条に基づく規則第10条に掲げられた要件をすべて満たし、統計成果物の提供を受けるためには、委託申出者として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は次のとおりである。

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関においては、講義等の高等教育を行う指導教員又は当該機関

5. 代理人による委託申出書の提出

規則第11条第3項は代理人による委託申出を認めている。
代理人は、委託申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

また、代理人は受付窓口にてオーダーメード集計の委託申出を行い、適宜委託申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、委託申出内容について深い知見を有している者に委任されることが望ましい。

6. 委託申出書の記載事項

受託機関等は、規則第11条第1項及びこれに基づく総務省告示に基づき別紙様式第1号を参考として、次の(1)～(15)の事項欄を規定した委託申出書の様式を定める。

なお、委託申出書に使用する言語については、受託機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

- (1) **委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先**
委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mailアドレスを含む。）を記載する。
また、法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、その代表者又は管理人の氏名、生年月日、住所、役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mailアドレスを含む。）を記載する。

- (2) **法人その他団体の名称及び住所（法人その他の団体が委託申出を行う場合）**
法人その他の団体が委託申出を行う場合にあつては、上記(1)の欄の下に法人の記入欄を設け、当該法人その他の団体の名称及び所在地を記載

- する。
- (3) **代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が委託申出を行う場合）**
代理人を通じて委託申出を行う場合にあっては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。
- (4) **使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等**
受託機関等がオナーメード集計に対応する旨をあらかじめ明示している統計調査の名称及び年次等を記入する。（関連：第4）
- (5) **直接の利用目的**
直接の利用目的が学術研究である場合と、高等教育である場合によつて、委託申出事項が異なることから、委託申出者は直接の利用目的を踏まえて対応する様式に必要事項を記載の上、委託申出を行う。
- (6) **統計成果物を利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）**
上記(5)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該統計成果物を利用する高等教育機関の名称及び学部学科において実際に統計成果物を利用する学部学科の名称を記載する。
- (7) **学術研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）**
上記(5)の記載が、学術研究の場合、次の①～④を記載する。
- ① 学術研究の名称
「●●」に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。
- ② 学術研究の必要性
当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。
当該研究に公的研究費補助金（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考となるので当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。
- ③ 学術研究の内容
当該学術研究の具体的な研究内容について記載する。
また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や委託申出者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

- ④ 研究計画、研究の実施期間
当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、研究結果の公表時期等）を記載する。
- (8) **授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）**
上記(5)の記載が、高等教育に該当する場合、次の①～⑤を記載する。
- ① 授業科目の名称
「●●演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記入する。
- ② 授業科目の目的、統計成果物を授業科目で使用する必要性及び方法
「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。
また、当該授業科目において、統計成果物を用いる必要性について具体的に記載する。
- ③ 授業科目の内容
当該授業科目の内容について記載する。
なお、必要に応じてシラバスなどの資料を別紙として添付する。
- ④ 授業科目の開講期間
授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む）を明らかにする。
- (9) **統計成果物のすべての利用目的**
学術研究又は高等教育における統計成果物の二次的な利用目的を記載する。
なお、例えば研究成果を出版物にする場合やその他の付帯的な学術研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的のすべても記載する。
また、学術研究の途上の内容を報告する場合であつて、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究会等を委託申出時点で具体的に明示できない場合等には、想定されうるものを例示する。
なお、利用目的として委託申出書に記載せず又は承諾されなかつた目的による利用は規則第13条第2項の違反となる。
- (10) **公表の方法**
発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場合に

(15) その他必要な事項

受託機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際して、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第11条第1項に基づき委託申出内容の審査又は統計の作成等に係る事務処理を行うに当たって必要となる書類等の添付の指定を行うものとする。

- (例) ○ 公的研究費補助金等を受けている旨…(7)②
- 委託申出者の著書・論文の一覧…(7)③ 等

《公益性や学術研究の必要性を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類 (学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書等)
- 公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、委託申出者及び利用者の著書・論文の一覧

《統計の作成等を行うために必要な書類の例示》

- 調査票情報を集計するため受託機関等が指定する言語によるプログラム
- コンスタントデータ (※)

※ コンスタントデータ：プログラムの処理において必要な一定の値をひとまとまりの情報にした部品のこと。プログラムにあらからじめ組み込めるようなインターフェースを用意しておくことで、プログラムを修正することなく、簡易に変更ができる。

例：集計の対象とする市区町村番号（地域標準コード）

7 委託申出書の受付期間

受託機関等は、受付事務や統計の作成等の事務処理の効率化、計画的実施の観点、業務の繁忙との調整を行う観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等事前に公表する。(関連：第4)

なお、受託機関等による受付事務等において使用する言語については、受託機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

8 委託申出書等の受付・審査対応部署

受託機関等は必要に応じて、それぞれの機関内における委託申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、実際の統計の作成等を行う課室と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進

限る)、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）などを記入する。

また、高等教育での利用の場合は、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、統計成果物を用いて講義を行った旨を掲載することなどを記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

なお、受託機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができるときには、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

(11) 統計成果物の内容及び仕様

受託機関等が、対応するオーダーメード集計の内容を限定している場合、それを踏まえた内容を記載する。

また、申し出る統計成果物の内容が明確に分かるよう、統計表の様式、統計的分析の結果の出力様式、統計成果物作成のためのアルゴリズムの詳細、集計に当たって必要な処理及び定義等を記載する。

なお、受託機関等は、統計成果物の作成等が円滑に行えるよう、記載内容について、提供するオーダーメード集計のサービス内容に応じて難形を示すなどとともに、委託申出者は、難形が示されている場合は、当該内容に従って記載する。

(12) 統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

統計成果物の提供希望年月日を記載し、その年月日までに入手を希望する理由について記載する。

(13) 統計成果物の提供方法（提供媒体）

統計成果物の提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第13条第1項第2号に規定された媒体の他、電子メールやダウンロードなどによる提供を受託機関等が行っている場合はその方法を記入する。

なお、様式の設定に当たっては委託申出者が記載しやすいよう選択式とする。

提供する媒体については、令第13条第1項第2号に規定されているものの中から、受託機関等の判断により任意に選定できるものとする。（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。

(14) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無を記載する。なお、オーダーメード集計については、e-mail などによるインターネット等の通信回線を介しての提供も可能とする。

めることが望ましい。(受付窓口を指定しない場合、すべての事務は個々のオーダーメード集計を担当する課室において実施する。以下同じ。)

9 本人確認

(1) 委託申出者が個人である場合

受託機関等は、規則第11条第2項の規定に基づき、委託申出者及び委託申出者の代理人に対して、委託申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行しているパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、当該書類の複写を行い、委託申出書の関係書類として取り扱う。

なお、郵送によって委託申出書が提出された場合は、「運転免許証」等を複写した書類の提出（※）で認めるものとする。

※ 規則に規定される「その他これらの者が本人であることを確認するに足る書類」の運用については、郵送による提出の場合、委託申出の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等のコピーを含めるものとする。

(2) 委託申出者が法人その他の団体である場合

日本国内の法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、代表者又は管理人に関する上記(1)の書類の提出又は提示に加え、法人その他の団体の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求めるものとする。

また、日本国外の法人その他の団体が委託申出を行う場合についても、日本における法人登録事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した証明書の提示又は提出を求める。

10 委託申出書の提出方法

委託申出書等は、委託申出者又は代理人が、受託機関等の受付窓口へ直接又は郵送により提出する。

第7 委託申出に対する審査

1 委託申出内容の審査主体

審査は受託機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した受託機関に相談しながら実施する。

2 総則

オーダーメード集計は、規則第10条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

(1) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること

(2) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること

の要件の両方を満たす場合に提供が可能となる。

このため、受託機関等は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が規則第10条に合致するか、②学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

また、「第17 統計成果物の不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、オーダーメード集計の委託申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

① 委託申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合
学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

② 委託申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的の一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対

- (8) **統計成果物を利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）**
 高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。
 なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、委託申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。
- (9) **学術研究内容の名称、内容等（直接の利用目的が学術研究の場合）**
 ① 学術研究の名称及び必要性
 審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念上に適当と認められることが必要である。
 ② 学術研究の内容
 当該学術研究内容からみて委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要である。
- (10) **授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）**
 実際に統計成果物を利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。
 なお、教授が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。
 また、当該授業科目において統計成果物を利用する必要性が認められ、授業科目の内容と整合していることが必要である。
- (11) **統計成果物のすべての利用目的**
 学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され、「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。
 また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。
 さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は高等教育の内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。
- (12) **公表の方法**
 学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定であることが必要である。

- するレポート作成の基礎資料とされるような場合には本要件に該当するものとは認められない。
- (2) **高等教育目的の要件該当の確認**
 原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの委託申出に限定され、それ以外の者による委託申出は想定されない。
 利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の高等教育において統計成果物を利用する場合が想定される。
- (3) **委託申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先**
 記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。
 また、規則第11条第2項及び第6の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。
- (4) **法人その他の団体の名称及び住所（法人その他の団体が委託申出を行う場合）**
 委託申出者が法人その他の団体の場合、法人その他の団体の名称・経営組織等から学術研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。
 また、規則第11条第2項条及び第6の9で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載が同じであることが必要である。
- (5) **代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が委託申出を行う場合）**
 代理人の記入があり、代理人によって委託申出がなされる場合、規則第11条第2項及び第6の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。
- (6) **使用する統計調査の名称、年次等**
 オーダーモード集計に対応する旨を公表している統計調査の名称、年次等が記載されていることが必要である。
 また、利用目的である、学術研究の内容又は講義等の内容と照らし合わせて不必要と判断される統計調査の名称、年次等が含まれていないことが必要である。
- (7) **直接の利用目的**
 直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであるかを確認し、次の(8)～(11)の内容と齟齬がないことが必要である。
 特に(11)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることを目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育のいずれかかとしていても認めない。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

(13) 委託申出に係る統計の作成等の内容及び仕様

ア 内容の明確化等

目的とする統計成果物の内容が受託機関等において明確に理解でき、処理内容を確定できる内容であることが必要であるため、不明な点やあいまいな点については、受託機関等において規則第11条第3項に基づき委託申出者に対して説明又は訂正を求め、双方で認識の相違が生じない記載とすることが必要である。

イ 審査

受託機関等がその対応するオーダーメイド集計の内容を限定している場合、その範囲を踏まえたものであることが必要である。

また、アにより処理内容を確定させるとともに、業務量・業務内容について、受託機関等における通常業務との関係、受託機関等における体制、提供希望年月日等から判断し、対応可能なものであることが必要である。

なお、当該一部業務を民間委託とする場合、確実にいづれかの民間事業者の落札が見込まれる内容であることが必要である。

(14) 統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び統計成果物の内容及び仕様から判断し対応可能であることが必要である。

また、一部業務について民間委託を行う場合には、統計成果物の内容、仕様及び当該提供希望年月日から判断し、確実にいづれかの民間事業者の落札が見込まれることが必要である。

(15) 統計成果物の提供方法（提供媒体）

受託機関等が実際に提供可能な媒体や方法であることが必要である。

(16) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

(17) その他必要な事項

(1)～(16)以外に、受託機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

4 委託申出書の修正・再提出

委託申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、受託機関等は規則第11条第3項により、委託申出者に対し、その修正・再提出を求める。

第8 手数料の積算

1 基本原則

(1) 手数料額の確定

手数料の算定に当たっては、規則第12条第1項に基づき、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、その他添付された仕様書などを基に、受託機関等が事前に見積りを行い、承諾通知書により委託申出者に提示した額を手数料の額として確定する。

したがって、手数料が納付された後に、実際の処理に要した時間（以下「工数」という。）が見積りと異なる場合、又は入札により民間委託を行った結果、実際に要した経費と納付された手数料額との乖離が生じる場合が想定されるが、差額の還付や追加納付は行わないものとする。

なお、提示した手数料額そのものに誤りが判明した場合等は、この限りではない。

(2) 契約前の手数料額の通知の原則

令第13条第1項第1号に規定されているのは工数1時間当たりの手数料単価であり、個々の委託申出に係る統計の作成等に要する手数料の総額を明らかにしているものではない。

したがって、受託機関等は(1)により承諾通知書により手数料額を委託申出者に提示し、当該手数料額を確認した委託申出者から受託機関等に提出された依頼書等の受理をもって、契約が成立することとなる。

2 令第13条第1項第4号に基づく告示

令第13条第1項は、①受託機関等の職員が当該統計の作成等に必要とする工数に応じた手数料、②統計成果物を格納（印刷）する媒体に要する費用、③送付に要する費用の他、同項第4号により当該統計の作成等に要する費用として行政機関が告示により事前に定めている金額を加算することを可能としている。

本規定に基づき、行政機関は提供する統計の作成等のサービスの内容に応じて、必要な場合に、次に示す例1から例3を参考として、必要とされる費用を勘案した適切な告示を定める。

なお、告示を定めていない場合は、令第13条第1項第1～3号の規定による額以外の加算はできない。

(例1) 統計の作成等のサービスの提供するため、ソフトウエアの購入や職員によるソフトウエアの事前開発を行う場合
 統計の作成等のサービスを実施するため、ソフトウエアの購入を行う(行った)場合、又は事前に受託機関等がソフトウエアの開発を行った場合、委託申出者から当該費用を回収することが必要と考えられる。
 この場合、本ソフトウエアの購入又は開発に要した費用について、今後、ソフトウエアの償却までに見込まれる統計成果物の作成数で除した額を加算額として次のように事前に定めておくことが想定される。
 (例)

- ・ <ソフト名>を用いた統計の作成等において、統計表1表当たり○円
- (例2) 統計の作成等のサービスを提供するため、外部のシステムエンジニア等に委託する場合
 既存の委託業務とともに統計の作成等のサービスも併せて外部のシステムエンジニア等に委託し、統計の作成等に係るシステム開発を行うことが考えられる。
 この場合、当該システムエンジニア等の賃金単価は受託機関等の職員の工数単価と異なると考えられることから、当該契約を行うシステムエンジニアの賃金単価等について、例えば次のように事前に定めておくことが想定される。
 (例)
- ・ 統計の作成等のシステム開発に要する時間1時間につき○円
 - ・ 統計の作成等のシステム開発に要する開発量1ks(キロステップ)当たり○円

(例3) 民間委託を活用する場合
 統計の作成等のサービスを実施するため、民間事業者に再委託を行う場合が考えられる。
 例えば次のように、あらかじめ年度当初に、事前に類型化した統計表1表当たりの単価について民間事業者と契約し、依頼への対応の度に当該単価でオーダーメード集計のサービスを提供する場が想定される。
 (例)

- ・ ○○を用いた統計表作成1表当たり、○円

なお、令第13条第4号では、上記の例1から例3に掲げる具体的な金額を定めることを前提としているが、同条第1項第1号の手数料の額について、成果物の仕様を民間事業者に示した段階で初めてその総額が判明する場合も想定される。
 このことを踏まえれば、オーダーメード集計のサービスの拡大してい

く上で、統計成果物の特性上事前に単価の金額の提示ができないやむを得ない事情がある場合は、

- ・ 民間委託に要する費用として委託申出者との契約前に受託機関等の長が提示する額などを定めることも可能とする。
- また、受託独立行政法人等は、令第13条第1項第1～3号の手数料単価及び同項第4号に基づき委託元の行政機関が告示により定めた手数料単価に基づき積算された手数料の額が納付されるため、受託独立行政法人等における処理を踏まえて委託元の行政機関において同項第4号に基づく規定の整備が必要となる場合は、あらかじめ両方で協議の上、当該行政機関において当該規定を措置しておく必要がある。

3 工数の積算

① 基本事務時間

オーダーメード集計の実施に際して必要とされる決裁及び提供等に係る事務手続に要する基本事務時間は、匿名データの提供事務に要するものと同一であることのみなし、19分として積算する。

なお、工数は、依頼書が提出された後の事務手続をその積算対象とするとしており、その前段階における相談、審査等に係る事務手続は積算の対象外とする。

② 統計の作成等の時間(職員の工数)

統計の作成等に要する、集計の設計、システム開発、演算、秘匿、結果審査などの業務について、既存の統計作成の実績、経験等に基づいて、統計調査の特性に応じつつ必要とされる工数を見積るものとする。
 これらの業務について民間委託を行う場合、民間委託を行うことにより通常生じる調達や納品検査等に係る工数も見積りに含める。
 実績等の蓄積がない当初の段階においては、一定のモデルにより計算される工数を参考とするなどの対応も考えられる。

4 手数料の算定

個別の委託申出案件に係る手数料の積算は、委託申出書等の審査を行った結果、受託可能と判断される場合に行う。

積算は令第13条第1項に基づき、次の①～④をすべて加えた額とする。
 ① 単価5,900円に、必要な工数(3①の基本事務時間と3②の統計の作成等の時間の合計。単位：人時)を乗じた額

② 結果を出力し提供する媒体

- ・ 紙 1枚：10円 × 必要枚数
- ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
- ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数

- ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ③ 送付を求めるときは、送付に要する費用)
- ④ 行政機関の長が定める額（第5、第8の2において定めた額。単価設定等を行う場合、当該単価に所要の工数等を乗じて計算）
- なお、法第34条の統計成果物についてはe-mailなどによるインターネット等の通信回線を介しての提供を行うことも可能とする（この場合、②及び③の費用は不要となる）。

5 手数料の算定等の留意事項

(1) 手数料の公平性の確保

同一の調査・年次等に係る全く同一の統計成果物の委託を受けた場合は、同一統計成果物に対する手数料の公平性を確保する観点から、その手数料の額は原則として当該同一統計成果物の手数料として従前に提示した額と同額とする。

したがって、オーダーメイド集計の手数料の額の積算を行うに当たっては、同一調査・年次に係る統計成果物に対する需要予測が可能ない場合は、需要予測数により均等割した上で手数料の積算を行うことを原則とする。

ただし、需要数の予測が困難な場合、需要予測数を1と想定する。

(2) 民間委託を行う場合の原則

統計の作成等のサービスについて民間委託を行う場合、手数料が納付された後に受託機関等から民間事業者が発注することになるが、民間事業者が落札しなかったことを理由として、オーダーメイド集計を中止することはできない。

このため、受託機関等は、受注が可能な民間事業者が存在する場合に承諾するとともに、契約が確実に実行される予定価格等を設定するものとする。

第9 審査結果の通知等

受託機関等は、規則第12条第1項に基づき、委託申請書の審査結果を、委託申請の受付から21日以内に委託申請者に対し文書により通知する。

(1) 委託申請を承諾する場合

別紙様式第2号を参考として受託機関等が定める承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。

- ・ 委託申請を承諾し、オーダーメイド集計を行う旨
- ・ 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称（受託機関等が定めて通知）

- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他受託機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、委託申請者に対して、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第4-1、2号）、別紙様式第5号を参考として受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）を提示する。

なお、統計成果物の名称は、「○○調査（平成○年）特別集計」など受託機関等において適宜判断し定める。

(2) 委託申請を承諾しない場合

別紙様式第3号を参考として受託機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して委託申請者に通知する。

第10 オーダーメイド集計依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

委託申請が承諾された委託申請者は、令第13条及び規則第12条第2項に基づき、総務省告示で定める依頼書に別紙様式第5号を参考として受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）2通に署名又は記名押印したものを添付して受託機関等に提出する。

なお、1万円を超える契約となる場合には、印紙税法の規定に基づき、2通提出する契約書のうちの1通に手数料とは別に契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙の貼付を委託申請者が行う必要がある。

2 手数料の納付

委託申請者は、第9に示す承諾通知書により受託機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、受託機関等に納付する。

(1) 収入印紙による場合

委託申請者は、行政機関から通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることが確認し、収入印紙への消印は、統計成果物の提供が確定した段階で速やかに行う。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確

第11 統計の作成等の実施

1 統計の作成等の実施

受託機関等は、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、仕様等に基づき、統計の作成等を実施し、統計の作成等に当たり、不明な点等がある場合、委託申出者に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

2 民間委託を行う場合の対応

民間事業者に業務の一部を委託する場合は、秘密の保護等について第3の2(2)、第13の2の内容を踏まえて実施する。

3 統計成果物の審査・秘匿

作成された統計成果物については、受託機関等において、提供前に結果内容の審査を行うとともに、個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を行う。

第12 統計成果物の提供

1 提供時期

第9に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに委託申出者に通知し、委託申出者と協議する。

2 提供窓口

統計成果物は、委託申出書を受理した受託機関等の提供窓口から委託申出書に記載された方法により委託申出者に提供する。
電子メール等で配信する場合、統計成果物は、必要に応じて暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

3 統計成果物に誤りが見つかった場合

提供した統計成果物に誤りが見つかった場合、受託機関等と委託申出者は、相互に連絡をとり、誤りの原因を明らかにするとともに、受託機関等と委託申出者との協議により、その対応を決定する。

第13 統計等の作成等を外部委託する場合の留意事項

1 法第37条に基づき、提供事務の全部を委託する場合

受託独立行政法人等は、委託申出書の審査結果を委託申出者に通知すると共に、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う受託機関は、受託独立行政法人等から委託元である当該受託機関への報告

実に行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規程に基づき保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

(2) 現金による場合

受託機関等から「第9 審査結果の通知等」で示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、委託申出者は当該納入告知書により受託機関等に現金を納付する。

(3) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情によりオーダーモード集計が行えなくなつた場合に、受託機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、受託機関等及び委託申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。（各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくことが望ましい。）

① 収入印紙の場合

- ア) 収入印紙の検印が押されていないければ、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。
- イ) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

3 契約書の送付

受託機関等は、手数料の納付が確認できた段階で、1により提出を受けた契約書2通に署名又は記名押印してうち1通を委託申出者に送付する。

4 著作権

1から3によって契約を行う際、委託申出者が統計成果物に対する著作権を主張しない旨を契約書等に記載する。

5 秘密の保全

利用目的に記載される学術研究の内容や集計仕様などは、一定の期間、研究を行う者にとって秘密に該当する可能性があることから、行政機関等は提出を受けた書類等の管理及び秘密事項の保全に万全を期すとともに、秘密の保全に関し必要な事項を契約書等に記載する。

のタイミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

2 オーダーモード集計の一部事務を民間に委託する場合

オーダーモード集計の一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、受託機関等が調査票情報に係る処理について民間事業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底と共に、調査票情報の取扱い等について契約事項として定めることが必要である。

また、一部業務を民間に委託することを前提にオーダーモード集計を承諾する場合は、民間事業者が確実に受託する見通しである場合に限り行うものとする。

なお、手数料の納付後に落札事業者が現れないためにオーダーモード集計が不履行とならないよう、再入札又は不落随意契約を行うなどの措置を講じる。

第14 委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合

受託機関等の承諾がなされた委託申出書に係る記載事項について、委託申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

1 軽微な変更(人事異動等に伴う所属・連絡先の変更、姓の変更等)

統計の作成等の処理内容に影響がなく、かつ、受託機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される委託申出者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合、委託申出者は別紙様式第6号を参考として受託機関等が定める所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに受託機関等へ届け出る。

2 作成する統計の内容や仕様の変更

統計の作成等の処理内容に影響がある場合、原則として当該変更は認めないこととするが、受託機関等が対応可能な場合は、委託申出者と受託機関等の協議によって変更を行うこととして差し支えない。

なお、双方で合意を行った変更を行う場合、委託申出者は変更について書面にて変更依頼申出を行い、受託機関等は第9(1)に準じて、

- ・ 仕様の変更に応じる旨
- ・ 追加して納付すべき手数料の額
- ・ 手数料の納付方法

- ・ 手数料の納付期限
- ・ 仕様の変更に応じて修正した提供予定時期
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

を委託申出者に書面にて通知するとともに、委託申出者は、再度、依頼書及び契約の修正に必要な資料を提出し、追加納付が必要とされる手数料を納付する。

3 利用目的追加申出書の提出

委託申出者は、承諾された利用目的以外の利用目的を追加する必要がある場合、追加する利用目的及びその追加が必要な理由を記載した別紙様式第7を参考として受託機関等が定める利用目的追加申出書により受託機関等に申し出る。

利用目的追加申出書の提出を受けた受託機関等は、第7の3(11)の審査基準に準じて審査を行い、当該審査結果について、別紙様式第8号及び第9号を参考として受託機関等が定める利用目的追加承諾書又は、利用目的追加承諾書により通知する。

なお、利用実績報告書が提出された後の審査について、公表との前後関係の確認を行う必要はないものとする。

4 その他の委託申出書等の記載事項の変更

上記1から3以外の委託申出書の記載事項を変更する場合は、別紙様式第10号を参考として受託機関等が定める様式による委託申出書の記載事項変更依頼申出書により変更の申出を行う。

受託機関等においては、関連する項目を第7の3に記載された審査基準に基づき審査を行い、当該結果について、別紙様式第11号及び第12号を参考として受託機関等が定める委託申出書の記載事項変更に係る承諾書、又は承諾書により通知するものとする。

第15 統計成果物の提供後の利用制限

委託申出者は、規則第13条第2項に基づき委託申出書に記載した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

したがって、承諾された利用目的以外の場合は、第14の3に記載した利用目的の追加申出書により申出を行い、受託機関等の承諾を得る。

なお、一旦、委託申出者が利用目的に従って学術研究の成果の公表に付随するものとして、あるいは、高等教育における利用として、統計成果物そのもの(オーダーモード集計として作成された集計表等)を公表した後ににおいては、当該統計成果物は、公的統計として公表されるものと同様に社会一般において利用可能なものとなることから、委託申出者についても公表された統計を用いているものと整理し、上記の受託機関等の承諾を得る必要はないものとする。

第16 委託申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

委託申出者は、統計成果物を利用して行った学術研究の成果又は高等教育の内容を委託申出書に記載した公表時期、方法により公表する。

当該公表に際して、委託申出者は、統計成果物を基に委託申出者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、受託機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかつたなどにより、委託申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、委託申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第13-1、2号）により受託機関等に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により受託機関等へ報告する。

第17 統計成果物の不適切利用への対応

1 規則第13条第2項による目的外利用の禁止

規則第13条第2項では、「統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第11条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。」と規定されており、委託申出書に記載された利用目的以外の利用を委託申出者が行うことを禁止している。

2 総務省及びその他受託機関等における連携

受託機関等は、委託申出者が規則第13条第2項の違反及びその他の契約違反を行ったと判断した場合、利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合、又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した受託機関を通じて行う（関連：第3の4（1））。

総務省は、受託機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の受託機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、すべての受託機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な

措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容

受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行った者、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為を行った者に対して、その内容に応じて総務省及びその他の受託機関等と連携して対応を行う。

(2) 対応内容

ア 受託機関等は、その提供した統計成果物の利用に関し、法令違反又は契約違反として、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為が行われていることが判明した場合は速やかに委託申出者に連絡し、目的外利用の中止等の是正措置を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に連絡する。

イ 総務省は、受託機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の受託機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の受託機関等は、総務省から上記連絡があった場合、当該違反者等に対するその他の統計成果物の提供実績の有無を確認し、当該違反者にその他の統計成果物、法第33条に基づく調査票情報又は法第36条に基づく匿名データの提供を行っていることが判明した場合、それらの利用状況等について速やかに確認する。

エ 受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、受託機関等は、次に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

① 利用目的以外の利用を行った場合

制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の委託申出を禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。

② その他の場合

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った

委託申出者に対しては、上記①及び委託等の指名停止を参考として、委託申出の禁止の措置を講じるものとする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第36条に基づき匿名データの提供についても行わないものとする。

才 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の受託機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の受託機関等においては上記エと同様の措置を講じる。

4 他制度との連携

法第33条に基づき調査票情報の提供、法第36条に基づき匿名データの提供において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、委託申出の受付も行わないものとする。

5 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（※）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

※ 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第18 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出等

委託申出者は規則第13条第1項に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか（3か月以内）にその公表も含めた成果の概要について、②高等教育目的の場合、当該教育の終了後速やか（3か月以内）にその実施状況について、受託機関等に総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第13-1、2号）により報告する。

なお、委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により学術研究の成果や高等教育の内容の実績が示せない場合、委託申出者は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、受託機関等は法第55条に基づき総務大臣からの要請に基づき、12か月ごとに利用実績報告書の提出実績及び委託申出書の提出実績等を取りまとめ、総務省に報告を行う。

さらに、受託機関等は規則第14条に基づき、必要に応じて委託申出者の

所属・氏名、使用した調査票情報の名称、学術研究又は高等教育の名称等の記載事項を公表する。

2 受託独立行政法人等における取り扱い

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の受託機関に報告し、当該受託機関から総務省に報告する。

3 総務省から統計委員会に対する報告

総務省は、受託機関から報告を受けた利用実績を取りまとめ、統計委員会に報告するとともに必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第19 ガイドラインの施行時期

平成23年3月28日付で改正された本ガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙様式)

- 別紙様式第1号 統計の作成等の委託申出書【雛形】
- 別紙様式第2号 委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第3号 委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第4-1、2号 依頼書
- 別紙様式第5号 委託による統計の作成等請負契約書【雛形】
- 別紙様式第6号 所属等変更届出書【雛形】
- 別紙様式第7号 統計成果物の利用目的追加申出書【雛形】
- 別紙様式第8号 統計成果物の利用目的追加申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第9号 統計成果物の利用目的追加申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第10号 委託申出書の記載事項変更依頼申出書【雛形】
- 別紙様式第11号 委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第12号 委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第13-1、2号 利用実績報告書

(参考)

統計法（抄）

統計法施行令（抄）

統計法施行規則（抄）

(注) 添付資料（様式等）は本報告書への掲載を省略した。様式等を含む全体版については総務省ホームページを参照
総務省HP <http://www.stat.go.jp/index/seido/houki.htm>

匿名データの作成・提供に係るガイドライン

制定	平成 21 年 2 月 17 日
改正	平成 21 年 9 月 29 日
改正	平成 23 年 3 月 28 日

総務省政策統計担当（統計基準担当）決定

目次	
第 1 目次	ガイドラインの目的
第 2 目次	用語の定義
第 3 目次	匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則
第 4 目次	匿名データの作成・提供に関する計画の公表
第 5 目次	匿名データの作成
第 6 目次	匿名データの匿名化処理の実施手順
第 7 目次	匿名データ提供依頼申出手続
第 8 目次	提供依頼申出に対する審査
第 9 目次	手数料の積算
第 10 目次	審査結果の通知等
第 11 目次	匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付
第 12 目次	匿名データの提供
第 13 目次	匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項
第 14 目次	提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合
第 15 目次	匿名データの提供後の利用制限
第 16 目次	匿名データの利用後の措置
第 17 目次	提供依頼申出者による研究成果等の公表
第 18 目次	匿名データの不適切利用への対応
第 19 目次	実績報告書の作成・提出
第 20 目次	ガイドラインの施行時期

第 1 ガイドラインの目的

匿名データの作成・提供に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等及び法第37条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第 2 用語の定義**1 匿名データ**

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、法第 2 条第12項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」をいう。

2 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第11項に規定するものをいう。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、匿名データとして提供する項目には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、匿名データによる提供をあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

3 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、匿名データがどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、匿名データを作成する方法、匿名データの特徴を表す情報とする。

4 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第 2 条第 1 項に規定するものうち、法第35条及び第36条に係る事務を行う行政機関をいう。

5 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第 9 条の公的機関をいう。

6 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第25条に規定する独立行政法人等のうち、法第35条及び第36条に係る事務を行うものをいう。

7 受託独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第37条の規定により、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第12条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

8 提供機関

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、4 の「行政機関」及び6 の「届出独立行政法人等」をいう。

9 提供機関等

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、8の「提供機関」及び7の「受託独立行政法人等」をいう。

10 外国政府等

本ガイドラインにおいて「外国政府等」とは、国際機関、外国の政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行など、規則第15条第3号の外国政府等をいう。

11 提供依頼申出者

本ガイドラインにおいて「提供依頼申出者」とは、法第36条、令第13条及び規則第16条に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

12 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、法第36条に基づいて匿名データの提供を受け、実際にこれを利用してしようとしている者又は利用している者をいう。

13 国際比較統計利活用事業

本ガイドラインにおいて「国際比較統計利活用事業」とは、次の(1)又は(2)に該当する行為をいう。

(1) 我が国が加盟している国際機関が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、当該統計の作成等の結果を自ら利用する行為及び加盟国に提供する行為。

(2) 我が国が加盟している国際機関以外であって、二以上の外国政府等から匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な調査票情報等(※1)の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けている又は受ける見込みが確実である者が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を次者提供する行為。

- ・ 公的機関
- ・ 外国政府等
- ・ 当該結果を用いて学術研究又は高等教育を行う者

※1 これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。規則第16条及び「委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る

依頼書等の様式を定める件」(平成21年総務省告示第457号。以下「総務省告示」という。)に基づき別紙様式第3-1～3号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書及び添付資料をいう。

14 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

15 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則

1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

提供機関等は、本ガイドラインを基に匿名データの作成及び提供に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、匿名データの作成、ドキュメントの整備は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に掲げる記法等の標準化の取組に準拠して取り組むものとする。

さらに、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や分担、匿名データの審査に係る組織等、匿名データ提供事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等に匿名データの提供事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した提供機関と協議する。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 提供機関における措置

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)

を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) 匿名データ作成事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせるとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)及び「統計調査の民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日(各府省統計主管課長等会議申合せ))を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

(3) 利用者に対して行う措置

- 匿名データの提供に当たっては、
- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等のみ用いること。
 - ・ 法第42条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと。
 - ・ 法第43条第2項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと。
- 等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合等、法第61条第3号に規定する罰則及び提供機関等による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。(関連：第7の1)

3 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成及び提供に当たっては、プログラムの作成・テスト、チェックリストの作成、審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、提供機関は、必要に応じて法第37条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、匿名データに関連する技術の開発や蓄積に努め、効率的に処理を行うよう努める。

4 法第37条に基づく受託独立行政法人等への委託

(1) 受託独立行政法人等と総務省及び提供機関との連携

提供機関及び当該提供機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし、円滑な処理を行う。
なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連絡は、当該提供機関を通じて行う。(関連：第18の2、第19の2)

(2) 受託独立行政法人等の変更

法第37条に基づく受託独立行政法人等への事務の全部委託を新たに開始する場合、変更する場合は中止する場合であって、提供機関は、法第36条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要な措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、提供機関は書類の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表

提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの対象とする統計調査の名称、年次、提供する匿名データの概要、提供依頼申出の受付期間、匿名データの提供を行う時期、提供依頼申出手続及び次年度以降の取扱いについて事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。(関連：第6の3、第7)

第5 匿名データの作成

1 匿名データを作成する統計調査の範囲

提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

なお、一般的には匿名化が難しいとされる企業や事業所を対象とした統計調査についても、個別具体的に匿名化処理の可能性を検討し、匿名化が困難な場合、法第34条に基づく委託による統計の作成等により対応することを検討する。

2 匿名データの匿名化処理の方法

(1) 匿名処理の考え方 (別紙1参照)

提供機関は、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている次の匿名化処理の技法(別紙2参照)等を組み合わせ、匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
- ・ 匿名データの再ソート(配列順の並べ替え)
- ・ 識別情報のトッピング(ボトム)・コーディング
- ・ 識別情報のグルーピング(リコーディング)
- ・ リサンプリング
- ・ スワッピング
- ・ 誤差の導入

等

なお、基幹統計調査の場合は個別具体的に用いた匿名化の方法について取りまとめた資料を、統計委員会に対する諮問において提出するほか、必要に応じて第6の3で掲げる情報提供事項とともに公開又は、匿名データ提供の際に利用者に提供する。

(2) 匿名化の基準

調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。

このため、提供機関は、匿名化データの試行的提供の事例及び諸外国の統計一橋大学における匿名標準データの試行的提供の事例等とその特性を勘案し、機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が2件以下とならない等を定める。

なお、個人・世帯を対象とする統計調査の匿名化について、「一橋大学で行われた試行的な取組で用いた基準は別紙3「匿名化処理の目安」のとおり。

第6 匿名データの匿名化処理の実施手順

1 匿名化処理の審査

(1) チェックリストの作成

提供機関及び統計委員会における匿名化処理の審査を効率的、効果的に実施するため、提供機関は作成する匿名データごとに、その実施する匿名化処理の方法等を記述したチェックリストを作成する（別紙様式第1号及び第2号参照）。

(2) 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、(1)により作成したチェックリストに記載された内容等を基に、実際に統計表を作成して得られた分布を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

2 統計委員会への諮問

行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

諮問に当たり、行政機関は提供開始の時期等を勘案して事前に統計委員会事務局（内閣府）と審議日程等について調整を図るほか、次に掲げる資料を準備する。

<統計委員会の諮問資料>

- チェックリスト（案）
- 当該統計調査の基本情報
 - ・ 調査概要
 - ・ 調査票様式
 - ・ 標本抽出法 等
- 匿名データに関する資料（案）
 - ・ 匿名データの作成方針
 - ・ 提供項目
 - ・ 符号表
 - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項 等
 - ・ 実施する匿名化処理方法 等
- その他諮問に当たって必要とされる資料及び統計委員会が法第50条に基づき要求する資料

なお、行政機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。

3 匿名データ提供の周知

提供機関等は、提供が可能となった匿名データについて、次の内容をホームページ等に掲載することにより情報提供を行う。（関連：第4、第7）

- 統計調査の名称及び年次
- 匿名データの名称
- 提供の条件
 - ・ セキュリティ要件、利用環境要件 等
 - ・ その他法令等により定められた要件 等
- 提供する項目及び符号表（必要に応じてデータレイアウトフォーム）
- 匿名化処理の方法（項目ごとの匿名化処理方法、リサンプリング率等）
- 受付窓口、受付期間等
- 提供依頼申出方法
- 必要となる費用の概算
- 提供可能な方法（媒体）
- 提供予定時期

第7 匿名データ提供依頼申出手続

1 あらかじめ明示しておく事項

提供依頼申出手続を行う場合に提供依頼申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項を提供機関等はホームページ等において提示し、広く周知する（関連：第4、第6の3、第7の6）。

《要示事項》

- 匿名データ提供制度の趣旨、法的根拠
- 守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
- 契約の内容及び定められた利用条件（利用規約：提供機関等が提示する利用条件を示した規約）
- 提供を受けるための手続及び手続に必要とされる各様式
- 提供依頼申出手続では提供依頼申出者（代理人による提供依頼申出の場合は代理人自身ものを含む）の本人確認が必要であり、本人確認のための提示書類は受付窓口で複写されること
- 標準処理期間（提供依頼申出書が提出されてからの処理期間）及び匿名データの提供に係る依頼書が提出されてからの処理期間）
- 提供した匿名データの返却義務
- 法令に違反した場合の罰則の他、利用条件（利用規約）に反した場合については提供機関等による提供禁止措置が課されること
- 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
- 個人、世帯及び事業所等の特定（又は推定）を試みないこと
- 法第36条に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の他の個人識別が可能となる可能性があるデータとのリンク（照合）を行わないこと
- 高等教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者（指導教員）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと
- 高等教育目的で利用する場合、教育責任者（指導教員）は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育（制度、遵守事項、罰則等の教育）を行うこと
- 匿名データ提供制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外であること
- やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること
- 匿名データの提供を受けた場合、①研究成果、②高等教育又は③国際比較統計利用事業の内容を公表しなければならないこと
- 匿名データの提供を受けた場合、匿名データを利用した提供依頼申出者の所属・氏名、使用する匿名データの名称、学術研究、高等教育又は国際比較統計利用事業の名称等が提供機関から公表されること
- 提供依頼申出手続において使用する言語
- 日本国外への匿名データの提供に当たり、監査等の対応、提供の方法等国内における提供の際と手続・対応が異なる場合はその内容又は要件

2. 事前確認等

上記1の明示事項への承諾の確認及び提供依頼申出書等の提出後の要件

不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として、提供機関等は、面接、電話等により、提供依頼申出書の提出前に、提供依頼申出を予定している者との間で次の(1)から(6)の事項について事前確認等を実施する。

- ホームページに掲載した上記1の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合には当該内容の説明
- 提供依頼申出書、依頼書等の各様式の記載方法及び匿名データの提供及び関連する手続の説明
- 利用目的（学術研究、高等教育又は国際比較統計利用事業の内容）、利用者・利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明
- 承諾条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- 提供依頼申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた承諾基準への適合性に関する見直し並びにそれらに関する助言
- 基本料金（令第13条第2項第1号）、匿名データ1ファイル当たりの金額（同第2号）、媒体経費（同第3号）、送付を希望する場合の送料（同第4号）及び手数料の納付方法（令第13条第3項）に関する情報の説明

3. 提供依頼申出書の作成単位等

(1) 提供依頼申出書の作成単位

提供依頼申出書は、規則第15条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「利用目的」ごとに作成するものとする（当該提供機関等が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて提供依頼申出を行って差し支えない。）。（※2）

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供依頼申出書の様式に記載しきれない又は匿名データのアイルごとに分割記載した方が審査が円滑に行えると提供機関等が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（※3）。

※2 提供依頼申出書1件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書、データ措置報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

※3 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、提供依頼申出書1件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は提供依頼申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

- (2) **受託独立行政法人等へ提出する場合の提供依頼申出書の作成単位**
 複数の提供機関から委託を受けて提供事務を行う受託独立行政法人等に提出する提供依頼申出書等については、匿名データの作成を行った提供機関ごとに分けた上で、上記(1)に準じて作成するものとする。
- (3) **高等教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位**
 高等教育目的により高等教育機関での講義・演習等（以下「講義等」という。）で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、おおむね次のとおりとする。なお、高等教育目的で提供する場合、利用者たる学生等に対しては、原則として匿名データの媒体の直接提供は行わず、講義等ごとにまとめて指導教員に提供する。
- ① 同一の高等教育機関において、異なる指導教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとするが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼申出書として作成することを求めることとする。
- また、提供媒体は、まとめて指導教員に提供を行う。
- なお、情報管理及び責任の明確化の観点から、提供された匿名データファイルの複写（インストール）は、原則として、1ファイルにつき、「1人の利用者」＝「1台の電子計算機」とする（(5)参照）。同一の匿名データを同時に複数の電子計算機により複数の学生が利用する場合は、利用する人数＝台数に応じたファイル数を提供依頼申出書に記入する。
- その他、同一の高等教育機関において、同一の指導教員が異なる時期（前期、後期、集中講義期間）に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとする。なお、この場合であっても、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、依頼書提出時においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていなければならない。
- ② 同一指導教員が異なる高等教育機関における講義等に利用する場合は、高等教育機関ごとに分けて提供依頼申出書を作成するように求めることとする。
- (4) **匿名データの取扱い単位**
 匿名データの提供ファイルの編成については、令第13条に基づき、匿名データに係る調査の基準となる期日又は期間（年次及び月次）及び調査票情報の種類に応じて提供機関等が適宜判断し区分した匿名データ

ファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

なお、提供するファイル数は、1件の匿名データファイルを複数の利用者に取り扱う場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う（ここで、複数の利用者が1台の電子計算機を交互に利用する場合は、1ファイルとする（(5)参照））。

(5) 提供する匿名データの複製1回の原則（複数回複製の禁止）

管理責任の明確化の観点から、提供を行った匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写する行為は1回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複写は原則として認めない。

したがって、複数の電子計算機で別々に同じ匿名データを利用する場合は利用する電子計算機の台数分のファイルの入手を行うものとする。これは、高等教育における講義、国際比較統計利活用事業で利用する場合にも適用するものとする。

なお、1台の電子計算機にインストールし、1台の電子計算機を交互に利用することで、複数の利用者が同一の匿名データを利用する場合は1ファイルの提供として取り扱う。

4 提供依頼申出者及び利用者の範囲

法第36条に基づく規則第15条に掲げられた要件をすべて満たし、匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者の範囲として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者、高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は国際比較統計利活用事業を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は次のとおりである。

[学術研究・高等教育]

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関においては、講義等の高等教育を行う指導教員又は当該機関

[国際比較統計利活用事業]

- ・ 我が国が加盟している国際機関
- ・ 複数の外国政府等から調査票情報等の提供、資金等の提供を受けている非営利の団体（例えばバルクセンブルグ・インカム・スタディ、ルクセンブルグ・ウエルス・スタディ）

また、大学における提供依頼申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

- ① 指導教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合又は同一の匿名データファイルを用いて指導教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び大学院生・学部学生とする。
- ② 大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該大学院生等を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ③ 指導教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該指導教員を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ④ 指導教員が提供された匿名データをそのまま大学院生・学部学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び講義や演習で利用する者全員とする。

5 代理人による提供依頼申出書の提出

規則第16条の規定に基づいて、代理人による提供依頼申出をする場合は、当該代理人は、提供依頼申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

なお、代理人は、受付窓口にて匿名データの提供に係る提供依頼申出を行い、適宜提供依頼申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、提供依頼申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

6 提供依頼申出書の記載事項

提供機関等は、規則第16条及び総務省告示に基づき、別紙様式第3-1～3号を参考として、次の(1)～(19)の事項の事項欄を規定した提供依頼申出書の様式を定める。

なお、提供依頼申出書に使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

- (1) **提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先**
提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mailを含む。）を記載する。

また、法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理者の定めがある場合は、その代表者又は管理者の氏名、生年月日、住所、役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mailを含む）を記載する。

- (2) **法人その他団体の名称及び住所（法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合）**

法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合にあつては、上記(1)の欄の下に法人その他の団体の記入欄を設け、当該法人その他の団体の名称及び所在地を記載する。

- (3) **代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が提供依頼申出を行う場合）**
代理人を通じて提供依頼申出を行う場合にあつては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。

- (4) **匿名データの名称、年次等**

- ① **匿名データの名称、年次等**
提供機関が提供を行う旨をあらかじめ明示している匿名データの名称及び年次等を記入する。

- ② **必要なファイル数**

3(5)に記載したとおり、複数の利用者が同じ匿名データを利用する場合、1台の電子計算機で1つのファイルを共同で利用する場合を除いて、利用者数に応じたファイルの提供を受ける必要がある。

したがって、利用方法に応じて、提供を受ける匿名データファイルの数を記入する。

- (5) **利用目的**

直接の利用目的が学術研究である場合、直接の利用目的が高等教育である場合又は利用目的が国際比較統計活用事業である場合によって、申出事項が異なることから、提供依頼申出者はこれらの利用目的を踏まえて対応する様式に必要な事項を記載の上、提供依頼の申出を行う。

- (6) **匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称（利用目的が高等教育の場合）**

上記(5)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該匿名データを利用する高等教育機関の名称及び授業科目において実際に匿名データを利用する学部学科の名称を記載する。

(7) **研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）**
直接の利用目的が学術研究の場合、次の①～④を記載する。

- ① **学術研究の名称**
「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。
- ② **学術研究の必要性**
当該学術研究を行うことによる特定分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。
当該学術研究に公的研究費補助金（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考とするため、当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。
- ③ **学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容**
当該学術研究の具体的な研究内容、匿名データの利用の方法及び作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。
なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。
また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や利用者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

- ④ **研究計画、研究の実施期間**
当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、実際に匿名データを利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）を記載する。
- (8) **授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）**
直接の利用目的が高等教育に該当する場合、次の①～④を記載する。

- ① **授業科目の名称**
「●●演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記入する。
- ② **授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法**
「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。
また、当該授業科目において、匿名データを用いる必要性及び匿名データの授業科目における利用方法（演習専用の電子計算機ルームにおいて1人1台の端末により匿名データを表計算ソフトを利用して集計する、など）について具体的に記載する。

③ **授業科目の内容及び作成する統計等の内容**

当該授業科目の内容及び作成する予定の統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で記載する。

また、必要に応じてシラバス、統計利用に係る倫理教育の概要、集計内容等を示す資料を別紙として添付する。

- ④ **授業科目の開講期間**
授業科目の開講期間（曜日、時間等を含む。）を明らかにする。

(9) **事業の名称等（利用目的が国際比較統計利活用事業の場合）**
利用目的が国際比較統計利活用事業に該当する場合、次の①～⑦を記載する。

- ① **事業の名称**
「●●に関する国際比較プロジェクト」など、事業の名称を記入する。

② **事業の必要性**
国際比較統計利活用事業を行うことによる国際社会における事業の意義や国際的な研究の活性化効果等、当該事業の有用性を説明する内容を記載する。

- ③ **事業の内容、利用する方法**
当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無など含む）、匿名データを利用する方法について明確に記載する。

また、国際比較統計利活用事業において作成する国際比較統計の提供を受ける者の対象者範囲を記載する。

なお、必要に応じてこれらの内容を示す資料を別紙として添付する。

- ④ **作成する統計等の内容**
作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

- ⑤ **事業の実施期間**
当該事業のスケジュール（実際に匿名データを利用する期間）を記載する。

公表の方法に含めるものとする。

- ② 高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文の研究室のホームページで論文を掲載、また、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、当該匿名データをを用いて演習を行った旨を掲載することなどを記入する。
なお、提供機関等において卒業論文、修士論文、演習の実施概要等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができている場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

③ 国際比較統計利活用事業での利用の場合は、次のアイのとおりとする。

ア 我が国が加盟している国際機関が利用する場合、国際比較統計利活用事業の成果について関係国に配布し、機関のホームページなどに成果となるワーキングペーパーを掲載することなどを記載する。当該機関がイの場合を行う場合は、イを準用する。

イ 我が国が加盟している国際機関以外であって、国際比較統計を作成しこれを提供するための利用の場合、国際比較統計 利活用事業において匿名データを利用して作成した統計の提供回数(※4)をホームページで○年ごとに掲載することなどを記入する。

※4 ○年ごととは提供機関等ごとに定めた期間を記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

(12) 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

匿名データの提供希望年月日を記載し、その年月日までに入手を希望する理由について記載する。

(13) 匿名データの利用場所及び管理方法

匿名データを実際に利用する場所、匿名データを実際に利用する電子計算機の管理状況及び環境、匿名データの保管・管理方法を記載する。
なお、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先となる場合はその内容を記載する。
また、電子計算機の管理状況及び環境等については、選択式(別紙様式第3-1~3号第4欄参照)とするなど審査基準が明確となる様式を設定する。

⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報等の内容、提供元の外国政府等の名称(提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合)

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている又は受けることが確実と見込まれる調査票情報等の具体的な掲載項目の内容、当該調査票情報等の提供元の外国政府等の名称を記載する。

多い場合は主なもの5つまで記載することとするが、提供元の外国が二以上となるよう選定する。
なお、受けることが確実と見込まれる場合はその旨を記載する。

⑦ 我が国の公的機関又は外国政府等から受けている支援の内容、支援の提供元の名称(提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合)

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている我が国の公的機関又は外国政府等から受けている具体的な支援内容及び支援元の名称を記載する。

二以上の公的機関又は外国政府等から支援を受けている場合は、主なる公的機関又は外国政府等を2つまで選定して記載することとするが、その際、同一の公的機関又は外国政府等は避けて選定する。

(10) 匿名データのすべての利用目的

学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業における匿名データの二次的な利用目的を記載する。

なお、例えば研究成果又は国際比較統計利活用事業の結果を出版物にする場合や、その他の付帯的な研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的もすべてを記載する。

また、学術研究の途上の内容等を報告する場合であって、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等を申出時点で具体的に明示できない場合には、想定されうるものを例示する。

なお、利用目的として提供依頼申出書に記載せず又は承諾されなかつた目的による利用は法第43条(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)の違反となる。

(11) 公表の方法

① 学術研究での利用の場合は、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容(一般的な学術研究の場に限る)、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等(一般に入手が可能なものに限る)などを記入する。

なお、提供機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができている場合には、当該方法も

- (14) **匿名データの利用期間**
匿名データを実際に利用し始め、返却するまでの期間を記入する（匿名データファイルを保管しておく期間を含む）。
- (15) **匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名及び個々の利用場所**
利用者（提供依頼申出者を含む）について全員の氏名、所属、職名及び利用場所を記入する。なお、申出に当たっては、必要に応じて、学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等の添付を求めるものとする。
- ① 集計処理等について外部委託を行う場合には、当該外部委託業者職員についても利用者として記載する。その場合は、外部委託によることを明示する。
- ② 提供依頼申出後に利用者を追加し、当該者に匿名データを提供する場合には、再度審査を受け承諾される必要がある。
- ③ 高等教育において指導教官が指導を行う場合には、職名欄に「指導者」と追記するなど、匿名データの利用に当たって指導・管理を行う者を明確にする（主たる目的が高等教育目的の場合に限る。）。
- (16) **現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ**
法第 33 条又は第 36 条に基づき、現に提供を受けている又は本提供依頼申出に係る匿名データの利用予定期間中に提供の依頼を行う予定のある調査票情報、他の匿名データの名称及び年次について記載する。
- (17) **匿名データの提供方法（提供媒体）**
匿名データの提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定され、提供機関等が提供に対応する媒体を記入する。なお、様式の設定に当たっては提供依頼申出者が記載しやすいよう選択式とする。
提供する媒体については、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定されているものの中から、提供機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。
- (18) **送付による提供希望**
送付による提供の希望の有無を記載する。なお、日本国内への送付は原則として書留のみとし、日本国外への送付は配達状況を確認できる郵

便サービス等に限定することとする。e-mail などインターネット等の通信回線を介しての提供は行わない。

(19) その他必要な事項

提供機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際しては、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第 16 条により読み替えられた第 11 条から第 14 条までに基づき提供依頼申出内容の審査の事務処理を行う際に必要となる当該利用目的の公益性を裏付ける書類の添付、また、国際比較統計活用事業であって、我が国の加盟する国際機関以外の者からの申出の場合、外国政府等から調査票情報等や支援の提供を受ける際に外国政府機関等と取り交わした協定書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

《公益性、学術研究の必要性等を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類（学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等）
- 学生等の場合にあつては、指導教員や大学・学会からの推薦状
- 公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、利用者の著書・論文の一覧
- 外国政府等から調査票情報等の提供を受ける際に取り交わした協定書のコピー
- 外国政府等から支援を受ける際に取り交わした協定書のコピー等

外部委託を行う場合については、委託内容が分かる委託契約書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

7 提供依頼申出書の受付期間等

提供機関等は、受付事務や提供用匿名データの転写処理の効率化、計画的実施の観点、ひいては提供依頼申出者に対するサービス向上を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等事前に公表する。（関連：第 4、第 6 の 3）

なお、提供機関等による受付事務等において使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

8 提供依頼申出書等の受付・審査対応部署

提供機関等は、必要に応じてそれぞれの機関内における提供依頼申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、匿名データを所管する課室と事前に定めた役割分担に基づいて、審査・通知・提供等の

事務を進める。(受付窓口を指定しない場合、すべての事務を個々の匿名データを所管する課室において実施する。以下同じ。)

9 本人確認

(1) 提供依頼申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第16条の規定に基づき準用する第11条第2項の規定に基づき、提供依頼申出者及び提供依頼申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行するパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。
なお、申出の方法により、本人確認は次のとおり実施する。

ア 受付窓口にて提供依頼申出者が訪問して提供依頼申出をする場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、提供依頼申出書の内容と照合した上で、顔写真と提供依頼申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日、住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日、住所のすべてが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらおうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で提供依頼申出を受け付けたこととする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、当該書類の複写を行い、提供依頼申出書の関係書類として取り扱う。

イ 郵送により提供依頼申出をする場合

提供依頼申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上(これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所がすべて確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする)のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができないう場合、住民票の写しなども認めるものとする。

ウ 受付窓口にて代理人が訪問して提供依頼申出をする場合

代理人の本人確認は上記アに準じるものとする。

また、提供依頼申出者の本人確認は郵送により提供依頼申出をする場合に準じるものとする。

(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合

日本国内の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、法人その他の団体の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求める。

また、日本国外の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した法人その他の団体の存在を確認するに足る書類の提示又は提出を求める。

さらに、次の提供依頼申出の方法に応じて、代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出も併せて求める。

ア 受付窓口にて代表者又は管理人が訪問して提供依頼申出をする場合

上記(1)アに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

イ 郵送により提供依頼申出をする場合

上記(1)イに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提出を求める。

ウ 受付窓口にて代理人が訪問して提供依頼申出をする場合

上記(1)ウに準じて代理人、及び代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

10 提供依頼申出書の提出方法

提供依頼申出書等は、提供依頼申出者又は代理人が、提供機関等の受付窓口へ直接又は郵送により提出する。

第8 提供依頼申出に対する審査

1 提供依頼申出内容の審査主体

審査は提供機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した提供機関に相談しながら実施する。

2 総則

匿名データは、規則第15条により、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資する場合であって、次の(1)から(4)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
- (2) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (3) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること
- (4) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

また、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合であって、次の(5)から(8)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

- (5) 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること
- (6) 提供依頼申出者が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること
 - ① 上記(5)の統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等又は当該統計を用いて学術研究者若しくは高等教育を行う者に対して提供することを目的とすること
 - ② 二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供、土地、建物その他の施設を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること
- (7) 我が国が加盟している国際機関が提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の利用結果が公表されること。又は、我が国が加盟している国際機関以外の提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の提供状況が公表されること
- (8) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

このため、提供機関等は、提供依頼申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が規則第15条に合致するか、②匿名データの管理方法、利用場所が適正であるか、③学術研究の成果、高等教育又は国際比較統計利用事業の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

なお、法第33条に基づいて提供された調査票情報及び法第36条に基づいて提供された他の匿名データ及びその他の個人識別が可能となる可能性があるデータとのリンクージュを行う場合には、提供を認めない。

また、「第18 匿名データの不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、匿名データの提供依頼の申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

① 提供依頼申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

② 提供依頼申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的の一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を別に作成し、顧客等のみを提供するような場合には本要件に該当するものとは認められない。

(2) 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの提供依頼申出に限定され、それ以外の者による提供依頼申出は想定されない。

る利用者数及び利用方法と必要ファイル数との関係で齟齬がないことが必要である。
特に1件の提供依頼申出で多数の利用者が存在する高等教育目的の場合は留意する必要がある。

(8) 利用目的

直接の利用目的が学術研究の利用、直接の利用目的が高等教育の利用又は利用目的が国際比較統計活用事業の利用のいずれであるかを確認し、次の(9)～(13)の内容と齟齬がないことが必要である。

特に(13)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることが目的としている場合は、直接の利用目的を学術研究や高等教育又は利用目的を国際比較統計活用事業のいずれにしても認めない。

(9) 研究内容の名称、内容等（利用目的が学術研究の場合）

① 学術研究の名称、目的及び必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念的に適当と認められることが必要である。

② 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する統計等（集計様式や分析出力様式をいう。以下同じ。）が当該学術研究内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

③ 研究の実施期間

成果の公表時期、匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

(10) 高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、提供依頼申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

(11) 授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）

① 授業科目の名称、目的、授業科目で匿名データを利用する必要性及び利用する方法

実際に匿名データを利用する高等教育機関において正規の授業科目

い。
利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の高等教育において匿名データを利用する場合は想定される。

(3) 国際比較統計活用事業目的の要件該当の確認

国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、我が国が加盟している国際機関や、二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けている取組など、十分に信頼でき公的な取組とみなしえる活動を行っている機関であることが求められる。

(4) 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先

記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。

また、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(5) 法人その他団体の名称及び住所（法人その他団体が提供依頼申出を行う場合）

提供依頼申出者が法人その他の団体の場合、法人その他の団体の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。

また、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(6) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が提供依頼申出を行う場合）

代理人の記入があり、代理人によって提供依頼申出がなされる場合、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(7) 匿名データの名称、年次等

① 匿名データの名称、年次等

提供機関が提供することを公表している匿名データの名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である学術研究の内容、講義等の内容又は国際比較統計活用事業の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

② 必要なファイル数

原則として複写は、電子計算機のハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、別途記載され

であることが必要である。

④ 国際比較統計活用事業の実施期間

国際比較統計活用事業の実施期間が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がないことが必要である。
なお、期間未定の申出は認めない。

⑤ 調査票情報等の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）

外国政府等から提供を受けている調査票情報等が、匿名データを利用して作成する国際比較を行う統計からみて妥当なものであることが必要である。

また、提供する匿名データの情報と国際比較可能な情報が含まれていることが必要である。具体的には事業の内容と外国政府等から提供された調査票情報等の説明に整合性が認められるか確認し、内容が不明である場合は必要に応じて関連する資料の提出等により確認することとする。

⑥ 支援の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）

公的機関又は外国政府等から提供を受けている支援の内容が、職員 の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供、機器等の貸与などに該当するものであることが必要である。なお、提供依頼申出者の公益性を確認することが必要であり、内容が不明である場合は必要に応じて具体的な支援の内容が示された書類を添付させるなどにより対応することとする。

(13) 匿名データのすべての利用目的

学術研究、高等教育又は国際比較統計活用事業に対する具体的な利用目的がすべて記載され前述の「利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計の利用成果等の公表後にこれが行われることが学術研究又は高等教育を直接の目的とすること、若しくは国際比較統計活用事業を目的とすることに該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

(14) 公表の方法

として承認されていることが必要である。

なお、指導教員が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用する方法が適切であること、利用方法と提供ファイル数に齟齬がないことが必要である。

② 授業科目の内容及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等（集計様式や分析出力様式）が授業科目の内容、受講学生レベルから見て妥当な内容であることが必要である。

③ 授業科目の実施期間

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

(12) 国際比較統計活用事業の名称、内容等（利用目的が国際比較統計活用事業の場合）

① 国際比較統計活用事業の名称、目的及び必要性

審査では、国際比較統計活用事業の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供するものとしての公益性が認められ、その内容が国際比較事業を行うことによる国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められるものであることが必要である。

② 国際比較統計活用事業の内容、利用する方法

当該事業の内容と匿名データを利用する方法に整合性があり、事業の内容が国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の発展に資すると認められるものであることが必要である。

また、事業形態及び外部委託の有無についても確認し、匿名データの利用場所及び保管場所（後述(16)）等と絡めて匿名データの取扱いに問題がないことが必要である。

加えて、外国政府等から提供を受けている又は受ける見込みが確実である調査票情報等と照らし合わせて整合的な内容となっていることが必要である。

③ 作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する国際比較を行う上で必要な統計等が国際比較統計活用事業の内容及び利用する方法からみて妥当なもの

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定、国際比較統計利活用事業の場合は、我が国が加盟している国際機関では匿名データを用いて行った国際比較の利用結果が、また、我が国が加盟している国際機関以外では匿名データを用いて行った国際比較統計利活用事業の提供状況が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

(15) 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び提供機関等が対応可能であることが必要である。

(16) 匿名データの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

次の①～⑦の要件をすべて満たすことが必要である。

① 匿名データが持ち出されないように匿名データを利用（匿名データファイルの保管を含む。以下同じ。）する場所については、施錠可能な物理的な場所に限定されること。また、利用場所から匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等に転送されるなどにより持ち出されないこと。

② 匿名データが、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキヤベネット等で保管されること。

なお、保管場所は利用場所と同一であることが好ましく、分散する場合は、その理由が妥当であること。

③ 匿名データの利用時に上記①の利用場所に存在する者が制限され又は何らかの確認行為が行われること。

④ 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。

⑤ 匿名データを利用する情報システムに、

- ・ コンピュータウイルス対策
- ・ セキュリティホール対策
- ・ 識別及び主体認証対策
- ・ スクリーンロック等の不正操作対策

が図られていること。

⑥ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以

外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。以下同じ。）を残留させないこと。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。

⑦ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が求められること。

また、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先で行われる場合についても、①～⑦の要件を満たすことが必要であることから、委託契約書等において確認を行うものとする。

なお、匿名データの利用場所が日本国外である場合については、匿名データの使用に関する安全性の確保の観点から次の⑧から⑩の要件のいずれかを満たす場合に提供を行うものとする。

⑧ 提供機関等に十分な旅費予算が確保されており、当該旅費において国外利用における監査を行うことが可能である場合

⑨ 二以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けており、監査を行わなくても情報管理に十分に信頼に足りると判断される組織等からの申出である場合

⑩ 我が国の職員が提供依頼申出者の属する機関に外向しており、当該職員に匿名データの利用状況を確認してもらえよう依頼を行うことが可能である場合

⑪ 匿名データの提供を受けた者又は法人その他の団体の職員が、匿名データの利用期間中に提供機関等を訪問し、当該訪問時において、提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合

(17) 匿名データの利用期間

匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間又は国際比較統計利活用事業の目的内容から見ると必要最小限となっていることが必要である。

(18) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名

目的、研究内容、授業科目又は国際比較統計利活用事業の内容から判断し、利用者（提供依頼申出者を含む）全員について氏名、所属が記載され、それが最小限に限られており不要な者が含まれていないことが必要である。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「〇〇部に所属する職員」と記載する等、提供機関等において、利用者の人数及び具体の個人が特定できない記述は認められない。

さらに、集計を外部委託する場合は当該委託先の職員の氏名が記載されていることが必要である。

また、利用者が、第18に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも禁止措置期間と重なる場合は、利用を認めない。

(19) 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある他の他の調査票情報又は匿名データ

審査対象の匿名データと当該欄に記載された調査票情報又は匿名データを同時に利用された場合でも、調査対象者が特定される恐れがある情報を有していないことが必要である。

(20) 匿名データの提供方法（提供媒体）

提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。

(21) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

(22) その他必要な事項

(1)～(21)以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

4 提供依頼申出書の修正・再提出

提供依頼申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関等は規則第16条により、提供依頼申出者に対しその修正・再提出を求める。

第9 手数料の積算

手数料の積算は、提供依頼申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場合に行う。

積算方法は令第13条第2項に基づき、次の①～④をすべて加えた額とする。

- ① 基本料金 1,850円

- ② 匿名データの提供ファイル数 × 8,500円
- ③ 格納する媒体
 - ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
 - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
 - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ④ 送付を求める場合（書留等料金）

第10 審査結果の通知等

提供機関等は、規則第16条により準用する第12条第1項に基づき、提供依頼申出書の審査結果を、学術研究目的、高等教育目的の場合には申出の受付から14日以内に、また、国際比較統計利活用事業の場合においては、双方で合意した期限以内に、提供依頼申出者に対し文書により通知する。

1 提供依頼申出を承諾する場合

別紙様式第4号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書に次の事項を記載のうえ通知する。

- ・ 匿名データの提供を行う旨
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から〇日後等の設定も可）
- ・ その他提供機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、提供依頼申出者に対して総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第7号、第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）及び誓約書の送付又はこれらの様式を手することのできるホームページアドレスを連絡する。

2 提供依頼申出を承諾しない場合

別紙様式第5号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して提供依頼申出者に通知する。

第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

提供依頼申出が承諾された提供依頼申出者は、令第13条及び規則第16条に基づき、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）を遵守する旨記載した誓約書を提出する。

2 誓約書

別紙様式第7号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）に記載する内容を利用者全員が利用条件（利用規約）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したものを誓約書とする。なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件（利用規約）及び誓約書は一体として提出させることとする。

3 手数料の納付

提供依頼申出者は、第10に示す承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、提供機関等に納付する。

(1) 収入印紙による場合

通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規程に基づく保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

(2) 現金による場合

提供機関等から第10に示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、提供依頼申出者は当該納入告知書により現金を納付する。

(3) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情により匿名データの提供が行えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び提供利用申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。（各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくこと。）

① 収入印紙の場合

ア) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。

イ) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

4 著作権

依頼書の提出を受ける際、提供依頼申出者が匿名データを使って作成した統計に対する著作権を主張しない旨を記した誓約書の提出を求める。

5 秘密の保全

学術研究の内容、作成する統計等の内容などは、学術研究を行う者にとつて秘密に該当する可能性があることから、利用実績報告書の提出を受けるまでの間は、提供機関等は、提出を受けた書類等の内容は非公開情報として取り扱う。

なお、利用実績報告書の提出を受ける前に、提出を受けた書類等の内容についてホームページに掲載するなどを行う場合は、提供依頼申出者の了解を得て行う。

第12 匿名データの提供

1 提供時期

第10に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に通知する。

2 提供窓口

匿名データは、提供依頼申出書を受理した提供機関等の提供窓口から提供依頼申出者に提供する。

3 提供手段

匿名データは、①提供する媒体の書留等による送付又は②提供窓口における直接の受け渡し、のうち提供依頼申出者が提供依頼申出書に記載した方法により提供する。

なお、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

また、提供用匿名データの作成に際しては、万が一漏洩した場合の漏洩経路を特定するために、匿名データのファイルごとにデータのソート順を

変える、一連番号を変える等の対応を行っておくことが望ましい。

第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場面の留意事項

1 法第37条に基づき、提供事務の全部を委託する場合

受託独立行政法人等は、提供依頼申出書の審査結果を提供依頼申出者に通知するとともに、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う提供機関は、受託独立行政法人等から委託元である当該提供機関への報告のタイミミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

2 匿名データの作成や提供の一部事務を民間に委託する場合

匿名データの作成や複写作業などの一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、提供機関等が調査票情報に係る処理について民間業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底とともに、調査票情報の取扱い等について契約事項として定めることが必要である。

第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総論

提供機関等の承諾がなされた提供依頼申出書に係る記載事項について、提供依頼申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

- ① 提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等は、提供依頼申出者は別紙様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届ける。
- ② ①以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて提供依頼申出書の提出を求める。この場合、既に納付された手数料は返還しない。
なお、提供依頼申出書に記載事項のうち1項目のみ変更する場合は、記載事項変更申出書（別紙様式第11号を参考として提供機関等が定める

様式による。以下同じ。）により申出を行うことができる（利用期間の延長に関するものを除く。）。

記載事項の変更の申出を受けた提供機関等は当該申出の審査を第8の3に準じて行い、その承諾・不承諾について別紙様式第12号及び13号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書、提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により提供依頼申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続を行い、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は提供機関等への返却までの間、提供依頼申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第16に基づいた返却を行う。

(2) 利用者の追加

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続を行うこととし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について第8の3（16）に準拠して審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。
上記通知後、依頼書及び誓約書（追加の者だけ）の提出をもって、匿名データの提供を行う。

なお、手数料は第9の②～④の額の合計額を納付する。

(3) 利用者の交代

利用者が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により届出手続を行うこととし、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

妥当と認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合、誓約書（変更する者のみ）の提出だけで利用を認めることとする。

なお、この取扱いは、提供する利用者に係る欄以外の利用目的その他の事項について一切の変更がないことを前提とする。（これらの事項が変更となる場合は、改めて提供依頼申出書による申出を行う。）

3 利用期間の延長

(1) 延長申出書の提出

提供依頼申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間

を記載した別紙様式第10号を参考として提供機関等が定める様式による延長申出書を提供機関等に提出する。

また、利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合において、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供依頼申出者に伝えるものとする。

なお、利用目的が国際比較統計利活用事業である場合においては、事業の期間が長期にわたることが想定されることから、延長の承諾回数に制限は設けないこととする。

(2) 延長の申出の審査基準

延長申出書が提出された場合、提供機関等は次の審査基準により審査を行う。なお、承認要件は次の基準をすべて満たすことである。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること
- ・ 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件など利用期間以外の変更が一切なされていないこと
- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること
- ・ 提供を承認し提供依頼申出書に関する初回の延長申出であること(利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合について、延長の再申出は認められず、最初から提供依頼申出書等の提出を行うものとする。)

(3) 提供機関等からの諾否の通知

提供機関等は、延長申出を承諾する場合はその旨を通知する。また、この場合、利用実績報告書の提出時期等も併せて延長を認めることのできるものとする。

承諾しない場合は、その理由と併せてその旨を延長に係る提供依頼申出者に通知する。承諾されなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、提供依頼申出者は提供された匿名データの返却、電子計算機保存されている匿名データ及び中間生成物等の削除、利用実績報告書・データ措置報告書の提出等所要の措置を行う。

(4) 延長が認められた場合の手続

延長を承諾し、利用条件(利用規約)及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、必要な書類の提出を求める。

第15 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統

計等は提供依頼申出書に記載した利用目的の範囲内で利用しなければならない。提供依頼申出書に記載した利用の範囲以外への利用を希望する場合は、記載事項変更申出書により申出を行い、提供機関等の承諾を得る。

なお、利用目的の変更の審査基準は、第8の3(11)に準じるものとするが、データ措置報告書が提出された後については、審査を行う必要はないものとする。

第16 匿名データの利用後の措置

提供依頼申出者は、匿名データの利用期間終了後、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存若しくは紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去する。その上で、別紙様式第14号を参考として提供機関等が定める様式によるデータ措置報告書を添えて、媒体を提供機関等へ返却する。この際、書留(提供依頼申出者の送料負担)による送付又は提供窓口での直接の受け渡しのいずれかによる。

第17 提供依頼申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

(1) 直接の利用目的が学術研究、高等教育の場合又は国際比較統計利活用事業であって我が国が加盟している国際機関が利用する場合

提供依頼申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計利活用事業の結果を提供依頼申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、提供依頼申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書(別紙様式第15-1-1～3号)により提供機関等に利用実績を報告する。

(2) 国際比較統計利活用事業であって国際比較統計を作成し提供する場合

提供依頼申出者は、匿名データを利用して国際比較統計を作成し当該統計を提供した回数等の利用状況について提供機関等が定める期間ごとに

提供依頼申出書に記載した方法により公表を行う。

また、毎回の公表後、提供依頼申出者は総務省告示で定める利用実績報告書(別紙様式第15-1～3号)により提供機関等に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により提供機関等へ報告する。

3 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用(営利目的等を含む)は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

なお、このような利用をした場合、第18の匿名データの不適切利用に該当することとなる。

第18 匿名データの不適切利用への対応

1 統計法における罰則

法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合罰則の適用を規定しており、これらの規定に違反した場合、罰則は違反を犯した個人に適用されることとなる。

2 総務省及びその他の提供機関等における連携

提供機関等は、匿名データの利用者又は関係者が法令又は契約違反を行ったと判断した場合、違反が疑われる場合、提供の取消しや利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した提供機関を通じて行う(関連：第3の4(1))。

総務省は、提供機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、すべての提供機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容
提供機関等は、次のような法令又は契約違反を犯した者(以下「違反

者」という。)に対して、その内容に応じて総務省及びその他の提供機関等と連携して対応を行う。

なお、違反者が提供依頼申出者以外の利用者である場合であっても、当該事例の判断(例えば管理責任等の観点)から提供依頼申出者を違反者として扱うこともあり得るものとする。

- ① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない
- ② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した
- ③ 匿名データを紛失した
- ④ 匿名データの内容が漏洩した
- ⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った
- ⑥ その他(上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為)

(2) 対応内容

ア 提供機関等は、その提供した匿名データの利用に関し、法律違反又は契約違反として、前記(1)①～⑥が生じていることが判明した場合迅速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、匿名データの返却、複写データの消去を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に連絡する。

イ 総務省は、提供機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の提供機関等は、総務省から上記イの連絡があった場合、当該違反者に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無を確認し、当該違反者にその他の匿名データ、法第33条に基づく調査票情報又は法第34条に基づく委託による統計の作成等の結果の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。

エ 提供機関等は、(1)①～⑥の違反事実について、次に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、他の調査票情報及び匿名データの提供を行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの日数に相当する期間についても他の調査票情報、匿名データの提供及び法第34条に基づく委託による統計の作成等を行わない。

② 匿名データを提供依頼申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合は、契約の際に虚偽の申出を行った場合の指名停止期間等に準じ虚偽の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。
また、同期間には他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

③ 匿名データを紛失した場合
実際に審査要件を満たした場合、基本的に紛失等が起こるとは考えられないことから、利用者の過失による場合、上記②に違反していると同程度と判断し、匿名データの紛失の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。
また、同期間には他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

④ 匿名データの内容が漏洩した場合
制度に対する国民の信頼を著しく損なう可能性があることから集計を民間委託した際に民間事業者が同様の事故を発生させた場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。
また、同期間には他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

⑤ 匿名データを利用目的以外で匿名データの利用を行った場合
制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。
また、同期間には他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

⑥ その他の場合
その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者及び利用者に対しては、上記①～⑤及び委託等の指名停止を参考として、提供禁止の措置を講じるものとする。
また、同期間には他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

オ 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の提供機関等においては上記エと同様の措置を講じる。

カ なお、これらの提供禁止の対応については、違反者が行う提供依頼申出（既に提供している他の匿名データ及び新たな提供依頼申出を含む。）に対してはもとより、違反者以外の者が行う提供依頼申出であってその利用者の中に違反者を含むものに対しても同様とする。

また、法人その他団体で利用申出している場合についても、違反者を含む法人その他団体全体に対しても同様とする。

4 他制度との連携

法第33条に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して匿名データの提供についても行わないものとする。

5 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（※5）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

※5 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第19 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出

提供依頼申出者は規則第16条に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか（3か月以内）にその公表も含めた成果の概要について、②高等教育目的の場合、当該高等教育の終了後速やか（3か月以内）にその実施状況について、③国際比較統計活用事業目的の場合、当該比較統計の利用成果又は提供状況の公表後速やか（3か月以内）にその実施状況について提供機関等に総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15-1～3号）により報告する。

なお、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により学術研究成果や教育内容の実績等が示せない場合、提供依頼申出者又は共同利用者等は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、提供機関は法第55条に基づき総務大臣からの要請に基づき12か月ごとに利用実績報告書の提出実績及び提供依頼申出書の提出実績等を取り

まとめ、総務省に報告を行う。

2 受託独立行政法人等における取扱い

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の提供機関に報告し、当該提供機関から総務省に報告する。

3 総務省から統計委員会に対する報告

総務省は、提供機関から報告を受けた利用実績を取りまとめ、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第20 ガイドラインの施行時期

平成23年3月28日付で改正された本ガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙)

- 別紙 1 匿名化処理の考え方
- 別紙 2 匿名化処理の技法
- 別紙 3 匿名化処理の目安

(別紙様式)

- 別紙様式第 1 号 チェックリスト (対世帯、個人の調査用)
- 別紙様式第 2 号 チェックリスト (対企業、事業所の調査用)
- 別紙様式第 3-1 ~ 3 号 提供依頼申出書【雛形】
- 別紙様式第 4 号 承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 5 号 不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 6-1 ~ 3 号 匿名データの提供に係る依頼書
- 別紙様式第 7 号 匿名データの利用規約【雛形】
- 別紙様式第 8 号 匿名データの利用に係る誓約書【雛形】
- 別紙様式第 9 号 所属等変更届出書【雛形】
- 別紙様式第 10 号 匿名データの利用期間延長申出書【雛形】
- 別紙様式第 11 号 提供依頼申出書の記載事項変更申出書【雛形】
- 別紙様式第 12 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書【雛形】

- 別紙様式第 13 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 14 号 データ措置報告書【雛形】
- 別紙様式第 15-1 ~ 3 号 利用実績報告書

(参考)

- 統計法 (抄)
- 統計法施行令 (抄)
- 統計法施行規則 (抄)

(注) 添付資料 (様式等) は本報告書への掲載を省略した。
 様式等を含む全体版については総務省ホームページを参照
 (総務省HP <http://www.stat.go.jp/index/seido/houki.htm>)

—目次—

はじめに	1
I 基本的な考え方	1
II 二次利用の運用手続面について	1
1 利用目的の範囲	1
ア. 「公益性」を求める理由	1
(1) オープンデータ集計	1
(2) 匿名データの提供	2
イ. 「学術研究の発展に資すると認める場合」	2
(1) 大学・研究機関における場合	2
(2) 大学・研究機関以外における場合	2
ウ. 「その他総務省令で定める場合」	3
2 利用の申出	3
ア. 利用申出書	3
(1) オープンデータ集計の場合(統計法第34条の総務省令で定める手続き)	3
(2) 匿名データの提供の場合(統計法第36条の総務省令で定める手続き)	3
イ. 誓約書の添付	4
ウ. 利用申出者	4
エ. 利用申出の受付窓口	5
3 利用目的の審査	6
ア. 利用目的の審査内容	6
(1) 「公益性を示す書類」	6
(2) 審査内容	6
(3) 審査の実施主体	7
4 審査結果に対して不服があった場合の対応方法	7
5 集計結果表の著作権に関する留意事項	8
6 その他運用面での留意事項	8
(1) 提供窓口について	8
(2) 提供媒体・提供方法について	8
(3) 提供された匿名データの利用中の管理	9
(4) 提供されたデータの利用終了後の措置	9
(5) 提供された集計結果表や匿名データの利用範囲と成果公表方法について	9

統計データの二次利用促進に関する研究会 報告書

平成20年10月
統計データの二次利用促進に関する研究会

はじめに

当研究会は、統計法（平成19年法律第53号）において、委託による統計の作成等（第34条）及び匿名データの作成・提供（第35条、第36条）を行うことができるとの規定が設けられたことにより、これら統計データの二次的な利用（以下「二次利用」という。）を促進する観点から関連の諸課題について検討するため、総務省政策統括官（統計基準担当）の求めにより開催されたものである。研究会は平成19年10月22日から平成20年6月16日まで計7回にわたり、二次利用の運用手続きに関する課題、集計結果表や個別データの秘匿処理に関する技術的な課題を中心に検討を重ね、本報告書を取りまとめるに至った。

I 基本的な考え方

平成21年春の統計法の全部施行に伴い、各府省における二次利用に係る業務が行政活動の一環として適切に実施されることが必要となる。

このため、各府省では、二次利用に係る利用申出手続きや利用目的の審査等の運用に係る事務作業を府省間で整合性を確保しながら適切に実施することが必要である。また、二次利用に係る処理作業を実施するためには、国民の共有財産である行政資源を費やす必要があるとともに、特に匿名データについては、秘匿処理が施されているものの、個別客体の調査結果情報が提供されることから、調査対象者の統計調査に対する信頼を損なわないようにすることが重要である。

このような観点を踏まえつつ、当研究会では、各府省が整合性を確保しながら適切に二次利用の関係業務を実施していくための運用面、技術面における諸課題について検討し、以下のように整理した。

II 二次利用の運用手続面について

1 利用目的の範囲

統計法第34条及び第36条では、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」にのみ、「委託による統計の作成等」（以下「オーダーメイド集計」という。）や「匿名データ」の提供ができると規定している。

ア. 「公益性」を求める理由

統計法が、オーダーメイド集計や匿名データの提供に当たって利用目的を制限しているのは、次のような理由によるものである。

(1) オーダーメイド集計

オーダーメイド集計は、依頼者自身が調査票情報を利用することがないことから、提供する統計等に秘匿処理が確実に行われていれば安全性は高い。

(6) 匿名データを作成する統計調査について……………9
 (7) 二次利用の円滑な利用のための環境整備について……………9
 (8) 不適切利用に対するペナルティについて……………10
 (9) 国外の研究者に対する提供について……………10
 (10) レプリカデータの作成・提供について……………10
 (11) オンサイト利用の検討について……………10

III 二次利用の技術的な課題について……………11

1 オーダーメイド集計における集計結果表の秘匿処理……………11
 2 匿名データの作成……………11
 (1) 匿名データの作成対象……………11
 (2) 匿名処理の方法……………11
 3 秘匿処理の審査……………11
 4 秘匿処理の実施機関……………12
 別紙1 現在、各省が実施している集計結果表の秘匿処理の事例……………13
 別紙2 秘匿処理について……………14
 別紙3 匿名化の基準（目安）……………18
 別紙4 匿名データのチェックリスト（案）—全国消費実態調査を例として—……………20
 別紙5 匿名データのチェックリスト（案）—就業構造基本調査を例として—……………24

参考資料

資料1 「統計データの二次利用に関する研究会」の開催について……………1
 資料2 「統計データの二次利用に関する研究会」開催実績……………3
 資料3 統計法における統計データの二次利用の関係条文……………4
 資料4 政府統計ミクロデータの試行的提供の概要……………8
 資料5 東京大学SSJDA (Social Science Japan Data Archive) ……21
 資料6 諸外国の統計データの二次利用の状況……………29
 資料7-1 米国における秘匿処理の審査について……………39
 資料7-2 Disclosure Review Boardsの構成……………40
 資料7-3 データ開示における潜在的な露見可能性に関するチェックリスト……………41

しかしながらその実施に当たっては、相当程度の処理作業を伴い、国民の共有財産である行政資源を費やすこととなり、また、目的を問わずに依頼に応ずることとした場合には、調査対象者の統計調査に対する信頼を損ね、ひいては調査への協力が得られなくなること、また、統計の真実性の確保に支障をきたすおそれがあることから、一定の公益性を求めるとしたものである。

(2) 匿名データの提供

匿名データの提供は、秘匿措置が施されているとしても、集計されている情報が提供されるものであり、目的を問わずに提供依頼に応ずるとした場合には、調査対象者の統計調査に対する信頼を損ね、ひいては調査への協力が得られなくなること、また、統計の真実性の確保に支障をきたすおそれがあることから、一定の公益性を求めるとしたものである。

イ。「学術研究の発展に資すると認める場合」

(1) 大学・研究機関における場合

典型的な場合として、大学や研究機関において教授、准教授、講師、助教、いわゆるポスドクター（博士研究員）、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合が想定される。

しかしながら、一定程度の公益性が確保されるためには、このような研究によって社会に対して何らかの貢献が認められることが必要であり、学術論文等の形で研究の成果が公表され、社会に還元されることを要件とするように総務省令で規定すべきである。

(2) 大学・研究機関以外における場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、研究論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当するものと考えられる。

また、学術研究目的の一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が研究論文の形で社会に公表・還元された後に、論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば公益性が認められると考える。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは研究論文として公表するもの以外の成果を作成し、顧客等に提供するような場合には公益性があるとは認められないと考える。

ウ。「その他総務省令で定める場合」

大学等の高等教育機関において講義・演習等の教育目的に利用するような場合を規定することが考えられる。この場合、大学の授業において学生がオーダーメイド集計による集計結果表（以下「結果集計表」という。）や提供を受けた匿名データを直接利用することが想定される。このような場合には、指導教授等の指導監督の下で、かつ使用場所は教室内や研究室に限るなどの要件を付すことが必要であり、使用するコンピュータについて、USB等外部記憶媒体への書き出しができないようにしておくことが必要である。

また、結果集計表や匿名データの取扱いについて、履修者に予備講義を実施する等、統計倫理に関する学習が行われていることを利用の前提とすべきである。

2 利用の申出

ア. 利用申出書

統計法第34条及び第36条では、オーダーメイド集計や匿名データの提供を求める場合の申出事項は総務省令で定めることが規定されている。利用者の利便性を考慮すると利用申出書の様式は府省間で統一されることが必要であり、申出書に盛り込むことが必要と考えられる。申出事項は以下とおりである。

(1) オーダーメイド集計の場合（統計法第34条の総務省令で定める手続き）

- 申出者（所属、氏名、連絡先）
- 使用する統計調査の名称及び年次
- 利用目的

（学術研究目的の場合：研究計画名、具体的な研究内容、研究成果の取扱い（○○学会で発表、○○誌に掲載等））

（教育目的の場合：講義や演習（卒業研究の指導を含む。）の実施計画（統計倫理に関する教育の計画を含む。）、使用方法、利用実績の報告方法）

- 集計等の作業委託内容（集計結果表様式を添付）
- 作成した集計結果表を使用する者の氏名及び所属
- 作成した集計結果表の提供を受ける方法

(2) 匿名データの提供の場合（統計法第36条の総務省令で定める手続き）

- 申出者（所属、氏名、連絡先）
- 使用する統計調査の名称及び年次
- 利用目的

（学術研究目的の場合：研究計画名、具体的な研究内容、研究成果の取扱い（○○学会で発表、○○誌に掲載等））

（教育目的の場合：講義や演習（卒業研究の指導を含む。）の実施計画（統

計論理に関する学習の計画を含む。)、使用方法、利用実績の報告方法)

- 使用場所
- データの管理方法 (データの保存場所・保存方法、コンピュータの使用環境 (インターネット非接続、外部記憶媒体への書き出し不可等))
- データを取扱う者の範囲
(学術研究目的の場合：共同研究者、外部委託する場合の委託先等)
(教育目的の場合：指導教授、指導教授が認めた研究や学習の補助者、演習履修者等)
- 匿名データの提供を受ける方法

イ. 誓約書の添付

利用者の義務や責任を明確に認識させる観点から、結果集計表や匿名データを取扱う者全員の誓約書を添付させる必要がある。誓約書に盛り込むべき事項の例は以下のとおり。

- 利用申出書に記載した以外の利用を行わない旨
- 匿名データを適正に管理する旨
- 秘密の保護に遺漏が無いよう厳重に注意する旨
- 不適切利用を行った場合のペナルティに合意する旨
- 利用終了後は提供された匿名データを直ちに返却する旨
- 研究成果の公表に際しては、統計法に基づいて関係の府省から結果集計表や匿名データの提供を受けたことを明記する旨
- 個体の特定に結びつくような研究・分析を行わない旨

ウ. 利用申出者

《学術研究目的の場合》

学術研究を目的としたオランダモード集計や匿名データの利用申出者は、自分自身が責任を持って研究を行うことができる者である。したがって、大学・研究機関における場合の利用申出者を例示すれば、以下のとおりとなる。

- ① 教授等の指示により、大学院生や学部学生が集計結果表の作成等に携わる場合の匿名データの利用申出者は、指導する教授等である。(注)
(注) この場合の大学院生や学部学生は、匿名データの提供を受けた者(教授等)から「業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者」に位置づけられ、統計法第42条第2項(適正管理)及び同法第43条第2項(利用制限)に規定する義務が生じるとともに、同法第61条第3号の罰則規定が適用される。従って、これらの者が匿名データを不正な利益を図る目的で提供や盗用した場合にはその者が直接罰則の対象となり、その際の教授等の責任として、運用上、匿名データの利用取り消し等の措置の対象となることもあり得る。

このため、申出時においては、匿名データの使用者として、大学院生や学部学生を特

定することが必要となる

- ② 指導教授の指示により、結果集計表を用いて大学院生や学部学生が研究に必要な作業を行なう場合の申出者は、指導する教授等である。
- ③ 共同研究として、教授等と大学院生が研究を行う場合の申出者は、その教授等と大学院生である。
- ④ 教授等の指導監督下でなく、個人として大学院生や学部学生が研究を行う場合の申出者は、その大学院生や学部学生である。

《教育目的の場合》

教育を目的としたオランダモード集計や匿名データの利用申出者は、結果集計表や匿名データの利用者である。したがって、大学における場合の利用申出者を例示すれば、以下のとおりとなる。

- ① 指導教授が結果集計表や匿名データを用いて講義等の資料を新たに作成して配布する場合の利用申出者は指導教授である。
- ② 指導教授が匿名データをそのまま用いて講義や演習(卒業論文の作成等)を行う場合に、匿名データを大学院生や学部学生が利用する場合の利用申出者は利用者全員となる。(注)

(注) この場合の大学院生や学部学生は、「匿名データの提供をうける者」として、統計法第42条第1項第2号(適正管理)及び同法第43条第2項(利用制限)に規定する義務が生じるとともに、同法第61条第3号の罰則規定が適用されることとなり、これらの者が匿名データを不正な利益を図る目的で提供や盗用した場合にはその者が直接罰則の対象となる。また、その際の教授等の責任として、運用上、匿名データの利用取り消し等の措置の対象となることもあり得る。

- ③ 指導教授が結果集計表をそのまま用いて講義や演習を行う場合に、集計結果表を大学院生や学部学生が利用する場合の利用申出者は教授等である。

なお、匿名データの提供の場合、秘匿措置が施されているもの、集計されていない情報が提供されるものであり、統計法第42条1項第2号で匿名データの提供を受けた者の適正な管理義務を規定している趣旨から見て、匿名データを提供する場合には、利用申出者の本人確認を十分に行う必要がある。

エ. 利用申出の受付窓口

申出に際して、オランダモード集計の場合には、オランダモード集計の結果表の作成が可能であるか否か等について調査実施者との個別事前打ち合わせが、匿

がおけるか、④研究内容と利用される統計調査の関係が適切であるか等を審査する必要がある。

教育目的での利用を審査するに当たっては、①依頼者の属する機関が外形的にみて高等教育機関であるかどうか、②講義等の実施状況が報告されるかどうか、③講義で使用した資料や演習で作成した資料の概要が提示されるかどうか、④提供した結果集計表や匿名データの管理体制や管理方法に信頼がおけるか、⑤講義等の内容と利用される集計結果表や匿名データの関係が適切であるか、⑥利用する学生に統計倫理に関する教育が行われているか等を審査する必要がある。

(3) 審査の実施主体

利用目的の審査を行政機関が行うことは適当ではなく、第三者専門機関が審査すべきではないかとの提言もなされているが、次の理由から、オーダーメード集計や匿名データの提供に関する利用目的の審査は、当該統計調査の実施者が行うことが適当であると考える。

- i) 利用目的の審査は、上記(2)に示すとおり形式審査であり、研究内容の有用性や重要度を評価するものではないこと
- ii) 統計調査の調査対象者の信頼を損なわないためは、調査実施者として適正に審査した上でオーダーメード集計を受託し、匿名データを提供していることを自ら確認しておく必要があること
- iii) 統計調査の内容や匿名データの内容について最も詳細に把握しているのは調査実施者自身であること

なお、提供状況については、統計法第55条に基づいて総務省がとりまとめ公表するとともに統計委員会へも報告することが想定される。ただし、利用目的の審査の公平性や透明性を確保する観点から、申出に応じなかつた場合については、その件数を報告すべきであり、研究者の個人情報の保護にも配慮しつつ、申出において示された研究概要や応じなかつた理由等を報告することについても検討が必要である。

4 審査結果に対して不服があった場合の対応方法

統計法第34条や第36条の規定では、それぞれ「一般からの委託に応じ、……統計等の作成を行うことができる」、「一般からの求めに応じ、……匿名データを提供することができる」とされていることから、行政手続法第2条第2号や行政不服審査法第2条第1項に規定する「処分」には該当しないと解される。このため、審査の際に、利用申出者には行政手続法に基づく処分手続は保障されず、また、審査結果に対して利用申出者が行政不服審査法に基づく不服申立てをすることはできないと考えられる。

名データの利用の場合、匿名データの仕様等について調査実施者への照会等が必要であることから、利用申出書の受付窓口としてはいずれの場合も、当該統計調査等の内容を熟知している所管の各府省とすることが効率的である。

オ. 利用申出の時期

利用申出の受付から提供までの期間を明確にし、年間の受付時期・期間を年数回に限定する等の方法は、行政機関における効率的かつ円滑な運用が可能となり、ひいては利用者としても円滑な提供が期待されることから、調査実施者はこのような期間を明確にしたり、受付期間を限定することについて検討すべきである。

3 利用目的の審査

ア. 利用目的の審査内容

利用目的を審査する場合、研究成果の公表方法が明確になっているとともに、「公益性」の有無がポイントであることから、申出時においては「公益性を示す書類」の添付を求めることが必要である。

(1) 「公益性を示す書類」

公益性を示す書類としては、たとえば次のようなものが想定される。

- 研究計画書
- 所属がある場合は所属を証明する書類
(指導教授や大学、学会からの推薦状、大学に籍があることを証明する書類等)
- 学術研究成果の公表の方法に係る書類
(発表予定の学会・大会の名称や活動内容、提出する研究計画書への掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌、業界誌等の記述等)
- 教育目的で利用することを証明する書類
(高等教育機関に所属していることを証明する書類、高等教育機関が公にしている講義や演習内容の概要、シラバス等)
- その他
(研究費を確保するために作成した既存の書類、利用者の著書・論文の一覧等)

(2) 審査内容

学術研究の発展に資すると認める場合の利用目的を審査するに当たっては、①依頼者の属する機関が外形的にみて研究を行っている機関であるかどうか、②研究成果が社会に還元(学術論文等の形で研究成果が公表)されることになるか、③提供したデータの管理体制や管理方法に信頼

● 匿名データについては、統計法第42条第1項第2号で適正な管理が規定されている趣旨から見て、集計結果表に比べてより安全性に配慮することが必要であり、当面、電子的記録媒体の書留による郵送または直接受渡しにより提供すべきである。

(3) 提供された匿名データの利用中の管理

提供された匿名データの利用に当たっては、外部のネットワークに接続していないコンピュータを用い、研究分析のために一時的にハードディスク等へ保存した場合は、研究分析終了後速やかに消去する等、管理を厳重にすべきである。

(4) 提供されたデータの利用終了後の措置

● 匿名データについては、秘匿処理が施されているとはいえ調査票情報であることから、統計法第42条第1項第2号で適正な管理が規定されていることから、調査対象者の信頼を損なわないためには、利用期間終了後は提供したCD-R等が確実に返却されたことを提供側が確認できる仕組みを構築すべきである。また、利用期限内に申し出した研究等が終了しない場合は、適切な延長手続きを行うことで延長が可能なるようにすべきである。

● 結果集計表についても、その利用目的を公益性のある場合に限定していることから、集計結果表の利用は、利用申出の際に提示された目的の範囲内に限定すべきである。

(5) 提供された集計結果表や匿名データの利用範囲と成果公表方法について
結果集計表や匿名データを用いて作成する統計表等の利用は、利用申出書に記載した利用目的の範囲内に限定すべきであり、利用申出書に記載した公表方法でのみ公表するようにすべきである。

(6) 匿名データを作成する統計調査について

どのような統計調査について匿名データを作成するかは、各府省が利用者のニーズ等を勘案して判断することとなる。一般に匿名化が難しいとされている事業所系の統計調査についても、匿名化の対象とし、匿名化の努力が行われるべきである。なお、匿名化できない調査は、オーダーメイド集計で対応することを検討すべきである。

(7) 二次利用の円滑な利用のための環境整備について

利用者の利便性を向上させ、二次利用を促進する観点から、各府省は、毎年度当初に、どのような統計調査について、オーダーメイド集計や匿名データの提供を行うかが分かる情報をそのホームページから公表することが必要である。

しかしながら、二次利用という新たな制度を円滑かつ適切に運用する観点から、例えば、二次利用に関する政府統計全体の案内、相談、苦情等の窓口機能を設け、そこで苦情等の受付・斡旋等を行えるような仕組みを検討すべきである。

5 集計結果表の著作権に関する留意事項

オーダーメイド集計の場合、申出者の創意工夫や集計の事務処理を受託した者の創意工夫によって付加価値のついた集計結果表を作成することや、特殊な処理を行うなど、一連の事務処理の過程で、申出者や委託を受けた者に著作権が発生する可能性は否定できない。

このため、集計・分析等の業務を委託する場合には、成果物に著作権が発生するような処理を行わないことを契約上明確にしておくことが必要である。また、仮に、特別な分析やグラフの作成等、委託を受けた者の創意工夫の余地があるものを委託せざるを得ないような場合には、その成果物の著作権は調査実施者に帰属する旨を契約書において明確にしておくことが必要である。さらに、申出者の著作権についても、当該申出による集計結果表の提供後に類似の申出が行われた場合に、先の申出者の著作権があることから、これを回避するといったようなことが生じると運用上支障があることから、これを回避するための手段として、申出者は著作権を主張しないということを申出受理の条件に入れておくことも必要である。

6 その他運用面での留意事項

二次利用の円滑な運用を図る観点から、次のような仕組み等を検討することが必要である。

(1) 提供窓口について

申出書の提出から、結果集計表や匿名データの提供を受けるまでの期間を最短にする観点からすれば、提供窓口は、匿名データを作成する府省毎に置くことが効果的である。

なお、将来的には、諸外国に見られるように、統計調査票情報の保存と提供を一体化したデータ・アーカイブを構築することにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、提供者側の事務処理の効率化を図る必要があると考える。

(2) 提供媒体・提供方法について

● オーダーメイド集計については、利用者が提供を受けた集計結果表を加工したり、論文等に掲載したりする場合には、電子的な形態であることが望ましいことから、CD-R等の電子的記録媒体の郵送、直接受渡またはオンラインにより提供することとすべきである。

また、関係学会と連携して、各府省は、どのような統計調査について、オーダーメード集計や匿名データの提供を行うかを周知するようにすべきである。

さらに、関係学会に対して、結果集計表や匿名データの利用に関する倫理規定等を作成する等の協力を要請すべきである。

(8) 不適切利用に対するペナルティについて

匿名データを自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合、統計法第43条第2項及び第61条第3号により罰せられる場合がある。また、利用申出書に記載した以外の利用を行った場合や提供された匿名データを適切に管理しなかった場合等、不適切な利用を行った者に対する対処方法として、不適切利用を行った者は、その後の一定期間、すべての府省において二次利用の申出を一切受け付けしないとすようなペナルティを与えることが考えられる。この場合、オーダーメード集計や匿名データの提供の契約書や利用申出書に添付する誓約書にペナルティの内容を具体的に記載しそのようなペナルティを受けけることに利用者が同意する旨を記載するとともに、ペナルティの適用基準や判断主体等も規定しておくべきである。

(9) 国外の研究者に対する提供について

統計法における罰則規定のうち、同法第62条では、匿名データの提供を受けた者あるいは匿名データの取り扱いに関する業務の委託を受けた者等が図利目的で提供又は盗用した場合の罰則(同法第61条第3号)については、日本国外においてこれらの罪を犯した者に対しても適用すると規定されていることから、制度的な枠組みとしては、匿名データの提供は外国の研究者に対しても可能である。

国外の研究者に提供する場合には、各種手続のための書類や調査情報に関する膨大な書類等を翻訳する必要があるが、そのための環境整備を検討することが必要である。

(10) レプリカデータの作成・提供について

レプリカデータは、統計法で規定している匿名データの形態と考えるか、全くの擬似データと考えるかによりその取り扱いが異なるので、今後さらに定義を明確化した上でその作成・提供について検討する必要がある。

(11) オンサイト利用の検討について

オンサイト利用は、課題の明確化を図り、引き続き検討すべきである。

Ⅲ 二次利用の技術的な課題について

1 オーダーメード集計における集計結果表の秘匿処理

オーダーメード集計においては、客体数が少なく、集計結果表において特定の個人や事業所等が識別されるおそれがある場合には、秘密の保護の観点から、当該集計結果表に対して秘匿処理を行う必要がある。

しかしながら、集計結果表の秘匿処理の方法については、世帯対象か事業所・企業対象か、また全数調査か標本調査か、表章する項目によっても異なるため、一律の基準を設定することは困難である。

このため、「統計データの二次利用に関するガイドライン(仮称)」(以下「ガイドライン」という。)では、現在各府省が統計調査結果を公表する際に実施している秘匿処理の事例(別紙1)を参考に、目安となるものを提示すべきである。

2 匿名データの作成

(1) 匿名データの作成対象

一般的には、事業所・企業を対象とした調査のデータは匿名化が難しいといわれているが、調査によってデータの安全性や有用性は異なるため、匿名化が必要な項目や匿名化の程度も一律ではない。このため、事業所・企業の統計を一律に匿名化の対象外とすることは適当ではなく、匿名データの作成対象は、原則として、事業所・企業関係の統計を含めすべての統計とすべきである。

なお、匿名化できない調査は、オーダーメード集計で対応することを検討すべきである。

(2) 匿名処理の方法

調査によってデータの安全性、有用性は異なるので、匿名化の方法は、調査ごとに決める必要がある。今後、各府省が行う秘匿処理の参考とすため、ガイドラインには別紙2に示す秘匿処理の技法や研究会においてモデルとして示した別紙3等を参考に匿名化の目安となるものを盛り込む必要がある。

3 秘匿処理の審査

統計法第35条第2項では、基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、行政機関の長はあらかじめ統計委員会の意見を聴かなければならないと規定している。

このような統計委員会における審査を効率的、効果的に実施するためには、実施する秘匿処理の内容を明確かつ簡潔に表現するためのチェックリストが必要であり、各府省間で統一化された様式で、各府省がそれぞれの所管の統

現在、各省が実施している集計結果表の秘匿処理の事例

各府省において実施している集計結果表の秘匿処理については、概ね下表のとおり。

調査対象	標本	全数
事業所等	①客体数が少ない場合、結果を非表示("x"等に置換え)(賃金引上げ等の実態に関する調査等) ②①の他、合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理(サービスマネジメント調査) ③客体数が3未満の場合、客体数は表章するが経営に係る項目は非表示(農林水産関係の統計全般) ④事業所数が一定数以下でかつ従業員数が一定数以下の場合非表示(屋外労働者職種別賃金調査等) ⑤労働者数を10人単位で表章(賃金構造基本調査)	○客体数が少ない場合、結果を非表示("x"等に置換え) ○合計値からの引き算により秘匿対象が判明する場合は、二次秘匿処理(工業統計調査、商業統計調査、学校教員統計調査等)
世帯	○表章単位の丸め(千世帯、万人等) (労働力調査、国民生活基礎調査等)	○表章区分の統合(小地域集計(国勢調査))

計調査ごとに作成することが必要である。

チェックリストの様式は各府省共通とすべきであるが、秘匿処理の内容は調査ごとに異なることから、各府省は所管の統計調査の結果について、ガイドラインに示される秘匿処理の技法や匿名化の目安を参考に必要な秘匿処理の内容を記載することが必要となる。

なお、匿名データのチェックリストのイメージは別紙4及び5に示すとおりである。

4 秘匿処理の実施機関

基本的には統計調査を所管する府省が秘匿処理を実施する必要がある。秘匿化という専門的な知識や技術的なスキルを必要とする処理を政府全体として効率的に実施していくためには、ある程度秘匿処理の実施機関を特定化し、秘匿化の業務を委託することも検討すべきである。

秘匿処理について

- (1) 秘匿処理とは
マイクロデータから世帯や個人の秘密の情報を知ることとは、調査対象である調査単位(世帯や個人)とマイクロデータの対応関係を特定し、特定されたマイクロデータから調査単位の秘密に属する事項を知ることの意味する。どの調査事項が、秘密の情報に当たるかは一概には決めることができず、時代とともに変化し、普遍的ではないと思われるので、秘匿処理とは、基本的には、調査単位とマイクロデータの対応関係を特定されないようにすることである。
- (2) 対応関係
提供するマイクロデータには、氏名、住所などの直接的に世帯や個人が特定できる情報は付与されていないので、調査単位とマイクロデータの対応関係は、性別や年齢などの属性(識別情報)が同じかどうかで判断することになる。
全国の全調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、全調査単位について識別情報が分かる場合、識別情報が一致する調査単位とマイクロデータがそれぞれ1つしかない場合には同じ世帯や個人と判断でき、それぞれ複数ある場合はそのうちのいずれかと判断できる。実際のマイクロデータの提供の場合、一部の調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、一部の調査単位の識別情報がわかるに過ぎず、このような状況では、対応関係を特定するのは現実的ではないと考えられる。
- (3) 特定の可能性
特定の可能性を考えると、地域範囲が狭い場合には、調査対象が絞り込まれるので、識別情報を収集することが容易になり、マイクロデータの地域情報が詳細であれば、特定の可能性が高くなる。また、調査を受けていることが知られていると、その調査単位のマイクロデータに必ず存在することが分かるため、対応関係を特定される可能性が高まる。しかし、調査対象のリストは厳格に管理されており、外部の者が調査を受けている調査単位を知る可能性は低く、調査時から数年が経過すれば外部の者が知ることは不可能と言える。
しかし、特殊なデータのときに、特定の可能性は高くなる。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いるというような世帯の数は少ないので、母集団のある個別の世帯に対応するデータ数が少なくなり、そのどれに当たるか決定するのが比較的容易になる。また、複数の属性の特殊な組合せも特定の可能性が高くなる。これに対し、標準的な対象の場合には同じ条件のデータが多数出現することになるので、特定の可能性は比較的低いものにとどまる。
- (4) 識別情報
調査対象である調査単位とマイクロデータの対応関係を特定しようとするときに用いる識別情報は、提供するマイクロデータに含まれていて、かつ、統計調査以外からも知ることができる情報である

個人又は世帯を対象とした統計の場合、比較的容易に入手できる識別情報としては、外観からでも把握できるような基本的な属性が考えられ、例えば、県、市町村などの地域情報や、世帯員数、世帯員の性別、住宅の大きさなどが挙げられる。このほか、自宅で営業している世帯であればその産業・職業を知ることができるし、子供の年齢は通学している学年で分かると思われる。ただし、これらの情報の収集は比較的簡単ではあるが、多数の調査単位について情報を収集しようとすれば大きな作業量を必要とする。実際の問題としては、時間が経つとともに識別情報を正確に知ることは難しくなる。提供されるマイクロデータは数年前の調査の結果であり、そのときに個々の調査対象がどのような属性を有していたか知ることが、たとえ世帯の基本的な属性であっても難しい。既存のリストのようなものの場合も、そのリストとマイクロデータの時点が一致していないと対応関係の特定には多くの誤りが生じることになる。

(5) 特定の試み

秘匿処理の方法を決めるときには、現実にとどのような危険があるかについても考えておく必要がある。最近、個人情報流出がよく問題となるが、そのような例では、住所(メールのアドレス等も含む)、氏名などが流出しており、それは、商業目的などにそのまま利用できる。しかし、統計情報の場合、住所、氏名が流出することはあり得ない。また、前述のとおり、特殊な対象の場合には特定の可能性が比較的高くなるが、多くの標準的な対象の場合には特定の可能性は比較的低いものにとどまる。一部の対象についてだけ特定できたとしても、商業目的での利用価値は少ないであろう。したがって、対象を特定しようとするような試みが、最近問題になっているような商業目的で行われる可能性は低いものと考えられる。そもそも、数年前の統計情報では利用する価値もないであろう。

しかし、もし対象を特定するような試みが実際に行われたら、それはマイクロデータ提供の危険性、ひいては統計調査の危険性を指摘するものとして利用されてしまうであろう。ところが、絶対的な匿名性を担保しようとする、ドイツでの経験のように提供できる情報が極めて限られてしまう。したがって、この問題は秘匿処理だけで対策を考えるべきではなく、そのような試みを行うこと自体を制限しておくことが必要となる。このため、データを提供するときには、利用目的を限定し、データの管理を適正に行わせることを義務付けておかないといけない。

注：ドイツは、1980年の連邦統計法で「絶対的な匿名化」条項によるマイクロデータの提供を行ってきたが、多くの情報が失われることになり、科学研究の要求に応じられず、ほとんど利用されなかった。そのため、1987年の連邦統計法ではマイクロデータが莫大な時間や経費をかけない限り識別できないという「事実上の匿名性」の概念に法規定を改正している。

(6) 秘匿処理の技法

対応関係を特定しにくくする秘匿処理の方法としては、下記のような方法がある。

- ① 識別情報等の削除
対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報を削除する方法である。
- ② 識別情報のトップ・コーディング
対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いる世帯の数は少ないので、対応関係を特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「○○以上」、「○○以下」というようにまとめる。海外では、トップ・コーディングされるのが対象全体の0.5%以上としている例などがある。
- ③ 識別情報のグループピング
特定の値をグループ分けして階級区分に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21～25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口10万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。
- ④ リサンプリング
マイクロデータをすべて提供するのではなく、そこから抽出した一部のマイクロデータだけを提供する方法である。この方法によれば、提供するマイクロデータが少なくなるので、対応関係を特定できる可能性を低下させることができる。
また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。
- ⑤ ミクロデータのソート
マイクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。
- 別の概念からの秘匿処理の技法としては、マイクロデータから正確な対応関係を知ることができないようにする方法がある。具体的には、マイクロデータを加工して正しくないものにしてしまう方法である。
- ① スワッピング
任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。
- ② 誤差の導入
マイクロデータの一部の調査事項(識別情報又は秘密の情報自体)に誤差を導入する方法である。
- (7) 秘匿処理の方法の決定
上記のような問題があるものの、実際に海外で行われている秘匿処理の方法をみるとかなり詳細なデータをそのまま提供しているのが普通である。秘匿処理は、論理的に可

能性だけを考えると極めて厳しく行わなくてはならないことになるが、実際には、秘匿の必要性や利用面も考慮して現実的な判断の下で決定している。

そのような現実的な判断を行うために、海外では権威ある委員会などが処理の方法を最終承認する方式をとっている。我が国においても同様の手続きを踏むべきであり、一橋大学におけるマイクロデータの試行的提供では、統計局の「匿名標本データ作成・利用研究会」の承認を得ている。

別紙3

匿名化の基準(目安)

- 1 地理的情報について
 - (1) 地理的情報としては、地域内に最小でも人口50万人以上いなければならない。
 - (2) 直接的な地理的情報以外で、地理的情報が明らかになる項目(例えば、サンプリング情報など)についても、上記(1)の最小人口50万人の基準に適合させなければならない。
 - (3) 地域分析用として、人口50万人未満の地理的情報を提供するような匿名データを作成する場合には、他の識別情報などの匿名化の程度を高めなければならない。
 - (4) 入手可能な外部情報により、ある特定の種類の施設であることが明らかになるようなことがないようにならなければならない。
- 2 個人・世帯の識別情報について
 - (1) 氏名、住所など個人又は世帯を直接的に識別できる情報は削除されなければならない。
 - (2) 間接的に個人又は世帯を識別できる情報、例えば年齢、世帯人員、居住世帯などの情報については、年齢の高い個人、世帯員数が多い世帯、居住世帯の多い住宅など特定される可能性が高い場合、トップコーディング、グループピングまたは削除を施す必要がある。トップコーディングにおいては、母集団(個人又は世帯)全体の0.5%を目安にすることが望ましい。
 - (3) 少数の特定の集団を対象とする場合、トップコーディングの基準を3～5%にすることを考慮すべきである。
 - (4) トップコーディングするデータ項目については、その情報(平均値や中央値など)を明らかにすることが望ましい。
 - (5) 世帯単位のデータを提供する場合、調査単位が特定されることがないよう、必要があれば、匿名化を考慮する必要がある。
- 3 誤差(ノイズ)
 - (1) ミクロデータに誤差を加えることによって、調査データと外部情報との対応関係を特定する可能性を低めることができる。他に適当な匿名化の技法がない場合には、研究・分析上の有用性を損なわない範囲で誤差を付加することを考慮すべきである。
 - (2) 誤差を加える方法としては、乱数による誤差の付加(random noise)、調査単位間の調査情報の交換(swapping)、ブランク(blank)への置換え又は補定(imputation)がある。
- 4 リサンプリング

ミクロデータを全て提供する場合は、その一部を提供する場合に比べて、調査単位

特定の可能が高くなる。例えば、ある人が調査を受けたことがわかっている場合には、ミクロデータの中に必ずその人のデータがあるはずとの前提で探すことができる。したがって、必要に応じて、ミクロデータの全てではなく、一部のデータだけを提供することとを考慮すべきである。

5 外部ファイルとのマッチングの可能性

- (1) ミクロデータと外部の既存ファイルのデータを突き合わせることににより調査単位が識別されるような可能性があれば、それを回避するための措置をとらなければならない。
- (2) 調査のための標本フレームが、国勢調査の母集団情報以外の情報によって提供されている場合には、調査データと標本フレームの元の情報とを一致させることが可能となるおそれがあるので、事前に回避する措置をとらなければならない。

6 その他の問題

- (1) データの一連番号、データの並び順によって、およその地域範囲が推測されるおそれがあるので、削除、付替え又は並べ替えをすべきである。
- (2) サンプリングに関する情報によっては、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになるおそれがあるので、そのような情報は削除すべきである。
- (3) 秘密の情報のうち秘匿の必要性の高い調査項目については、その調査項目自体についてグループピング、削除等の匿名化を施す必要がある。
- (4) 時間の経過とともに、調査データを外部情報と照合することは困難になる。提供時期は調査時点から最低限2年間以上は離すべきである。

匿名データのチェックリスト(案)
 ー全国消費実態調査を例としてー

匿名データを作成する統計データの名称及び年次

全国消費実態調査(平成元年、6年、11年、16年)

1 地理的情報

(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

全国を6地域に区分した地域ブロック。

全国47都道府県を6ブロックに集約しています。ブロックの構成、人口、世帯数は別添1(省略)を参照。

(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

標本データを母集団に還元するための乗率は、都市階級別にそれぞれ固有の値になっているために、地理的情報と組み合わせると、市区町村レベルまで判明するおそれがあります。そのため、匿名化措置として、乗率を階級別に区分し、階級別のその平均値を乗率としています。

乗率の階級、平均値等は別添2(省略)を参照。

(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。

特に地域分析用のファイルは作成していません。

(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありませんか。

特にそのようなことはありません。

2 世帯の識別情報

(1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

世帯符号、世帯人員

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置をとっていますか。

世帯符号について、オリジナルの符号は削除し、新たに世帯単位に一連番号を付与しています。

世帯人員が9人以上の世帯は削除しています。

(3) 匿名化措置を施した場合には、その情報を明示してください。

世帯人員9人以上の世帯は母集団全体の約0.07%を占めています。世帯人員分布は別添3(省略)を参照。

(4) 世帯単位の詳細なデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を施していますか。

特別な匿名化措置は施していません。

3 個人の識別情報

(1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

性別、年齢

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置をとっていますか。

年齢が80歳以上のデータについては、すべて80歳としています。

(3) 匿名化措置を施した場合には、その情報を明示してください。

年齢が80歳以上の人は、母集団全体の約5%を占めています。年齢分布は別添4(省略)を参照。

4 誤差(ノイズ)

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差を加える方法は採用していません。

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリングを行っています。
抽出方法は乗率階級別に標本数を比例配分し、乗率階級内は乗率を考慮した確率比例抽出法を採用しています。抽出率は80%です。

6 外部ファイル

(1) ミクロデータを特定できる可能性のある外部ファイルは存在しますか。

そのような外部ファイルは存在しません。

(2) 母集団情報として利用している情報は何か。

母集団情報として利用しているのは国勢調査の調査区情報です。
調査区内の世帯名簿は調査の一環として作成し、その世帯名簿は調査関係者以外見るとはできません。

7 その他

(1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

オリジナルのデータ一連番号は削除しています。
データの並び順は、世帯単位に、乱数によりランダムな並びにしています。
ランダムな並びにしているから、データの一連番号を付与しています。

(2) サンプリング情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

そのような情報はありません。

(3) 秘密の情報のうち、特に秘匿する必要性の高い調査項目がありますか。ある場合には、どのような匿名化措置をとっていますか。

秘密の情報のうち、年間収入について秘匿の必要性を検討したが、年間収入から調査単位が特定される可能性は低いとして、匿名化措置は特に施していません。
また、年間収入は回帰分析などで説明変数としてよく利用され、ジニ係数の計算のためにも実数でないことから、利用の面も考慮してそのまま提供しています。

(4) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

調査による結果がすべて公表されてから、匿名データを提供しています。したがって、最短の期間でも調査時点から2年以上は開いています。

(5) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

特にありません。

匿名データのチェックリスト(案)

一就業構造基本調査を例として一

匿名データを作成する統計データの名称および年次

就業構造基本調査(平成4年、9年、14年)

1 地理的情報

- (1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

全国を6地域に区分した地域ブロック。

全国47都道府県を6ブロックに集約しています。

ブロックの構成、人口、世帯数は別添1(省略)を参照。

- (2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。特にありません。

- (3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。

特に地域分析用のファイルは作成していません。

- (4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありませんか。

特にそのようなことはありません。

2 世帯の識別情報

- (1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

世帯符号、世帯人員

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置をとっていますか。

世帯符号について、オリジナルの符号は削除し、新たに世帯単位に一連番号を付与しています。

世帯人員が9人以上の世帯は削除しています。

- (3) 匿名化措置を施した場合には、その情報を明示してください。

世帯人員9人以上の世帯は母集団全体の約0.07%を占めています。

世帯人員の分布は別添2(省略)を参照。

- (4) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を施していますか。

特別な匿名化措置は施していません。

3 個人の識別情報

- (1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

性別、年齢

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置をとっていますか。

年齢が80歳以上のデータについては、すべて80歳としています。

- (3) 匿名化措置を施した場合には、その情報を明示してください。

年齢が80歳以上の人は、母集団全体の約5%を占めています。

年齢分布は別添3(省略)を参照。

4 誤差(ノイズ)

- 匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差を加える方法は採用していません。

5 リサンプリング

- 匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリングを行っている。

抽出方法は単純任意抽出法を採用し、抽出率は80%です。

参 考 資 料

6 外部ファイル

- (1) ミクロデータを特定できる可能性のある外部ファイルは存在しますか。
そのような外部ファイルは存在しません。

- (2) 母集団情報として利用している情報は何か。

母集団情報として利用しているのは国勢調査の調査区情報です。
調査区内の世帯名簿は調査の一環として作成し、その世帯名簿は調査関係者以外見ることとはできません。

7 その他

- (1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

オリジナルのデータ一連番号は削除しています。
データの並び順は、世帯単位に、乱数によりランダムな並びにしています。
ランダムな並びにしているから、データの一連番号を付与しています。

- (2) サンプリング情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

そのような情報はありません。

- (3) 秘密の情報のうち、特に秘匿する必要性の高い調査項目がありますか。ある場合には、どのような匿名化措置をとっていますか。

特に秘匿する必要性の高い調査項目はありません。

- (4) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

調査による結果がすべて公表されてから、匿名データを提供しています。したがって、最短の期間でも調査時点から2年以上は開いています。

- (5) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

特にありません。

平成 19 年 10 月 2 日

「統計データの二次利用促進に関する研究会」の開催について

1 目的

「統計データの二次利用促進に関する研究会」は、平成 21 年春（予定）の統計法全面施行に向けて「統計データの二次利用に関するガイドライン（仮称）」を策定するに当たり、利用者側からの意見等を反映させるとともに、技術的助言を得るために開催する。

2 検討事項

- (1) 統計法に基づく統計データの二次利用の運用について
- (2) 「匿名データの作成」における技術的な課題（匿名化の処理方法等）について
- (3) 「委託による統計の作成等」に係る技術的な課題（秘匿処理の方法等）について
- (4) 「統計データの二次利用に関するガイドライン（仮称）」について
- (5) その他統計データの二次利用に関する諸課題（オンサイト利用等）について

3 構成員

別紙のとおり

※研究会の座長は、構成員の互選により定める。

座長は必要があると認めるときは、関係者を研究会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 開催期間

平成 19 年 10 月から 20 年 10 月頃まで開催する。

5 庶務

本研究会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室において処理する。

統計データの二次利用促進に関する研究会 構成員名簿

(50音順・敬称略)

(構成員)

玄田 有史
榎 広計

国立大学法人 東京大学社会科学研究所教授

国立大学法人 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

(現・大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計
数理研究所データ科学系教授 リスク解析戦略研究セン
ター長)

中原 茂樹
廣松 毅
山口 幸三

公立大学法人 大阪市立大学大学院法学研究科准教授

国立大学法人 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

国立大学法人 一橋大学経済研究所付属社会科学統計情報
研究センター准教授

(オプゾバーバ)

総務省統計局統計調査部調査企画課長

内閣府経済社会総合研究所景気統計部長

財務省大臣官房総合政策課長

文部科学省生涯学習政策局調査企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部審査解析室長

農林水産省大臣官房統計部統計企画課長

経済産業省統括経済産業調査官

国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長

環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長

独立行政法人統計センター総務部総務課長

日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

資料 3

統計法における統計データの二次利用の関係条文

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関をいう。

(第2項～第10項 略)

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

第三章 調査票情報の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める

資料 2

「統計データの二次利用促進に関する研究会」開催実績

第1回 平成19年10月22日開催

- 議題： 1 研究会の運営について
2 統計法改正の概要等について
3 統計データの二次利用の事例について
4 研究会における検討課題・スケジュール案について
5 その他

第2回 平成19年12月14日開催

- 議題： 1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
2 匿名データの作成事例について
3 その他

第3回 平成20年1月28日開催

- 議題： 1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
2 経済産業省における研究会結果概要について
3 オーダーメイド集計における秘匿処理について
4 その他

第4回 平成20年3月21日開催

- 議題： 1 統計データの二次利用の運用について
2 秘匿処理の審査について
3 その他

第5回 平成20年4月18日開催

- 議題： 1 匿名データのチェックリスト(案)
2 その他

第6回 平成20年5月16日開催

- 議題： 1 データの開示リスクについて
2 統計研修所におけるミクロデータを使用した共同研究の試行について
3 オンライン利用に関する制度的な対応について
4 研究会報告の中間取りまとめ骨子案について
5 政省令の検討状況について
6 その他

第7回 平成20年6月16日開催

- 議題： 1 研究会報告の中間取りまとめ案について
2 その他

場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」という。))が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあつては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記載されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

(第二号 略)

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記載されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記載されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記載されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

政府統計ミクロデータの試行的提供の概要

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターは、総務省統計局統計調査部からの依頼に応じて、秘匿処理を施した政府統計ミクロデータを、全国の大学研究者に、学術研究のため提供するための試行的システムを構築・運用している。

試行的提供は、政府統計ミクロデータ提供の在り方について検討する目的で、平成16年11月から20年9月までの4年間の予定で行っており、その概要は以下のとおりである。

1 提供する調査の範囲

就業構造基本調査（平成4年、9年、14年）

社会生活基本調査（平成3年、8年、13年）

全国消費実態調査（平成元年、6年、11年、16年）

住宅・土地統計調査（平成5年、10年、15年）

2 提供するデータの範囲

社会生活基本調査・・・生活時間と生活行動のいずれかしか調査されていない世帯員のデータは提供しない

全国消費実態調査・・・購入先、曜日別の品目分類のデータは提供しない

世帯票又は家計簿のいずれかが調査されていない世帯のデータも提供しない

住宅・土地統計調査・・・平成10年、15年調査の調査票乙のデータは提供しない

3 提供するデータ

提供するデータセットの数は1種類とする。

社会生活基本調査については、生活時間編と生活行動編を組み合わせた分析をできるように、リサンプリングにおいても、生活時間、生活行動ともに同じ世帯（世帯員）のデータを提供する。

全国消費実態調査については、用途分類、品目分類、貯蓄・耐久財、年間収入、家計資産のデータを結合して、1つのレコード（世帯単位）として提供する。

4 秘匿処理

(1) 地域区分は、就業構造基本調査、社会生活基本調査及び全国消費実態調査では、「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」、「九州・沖縄」の6地域、住宅・土地統計調査は47都道府県とする。ただし、平成13年社会生活基本調査の調査票Bについては地域区分を付与しない。

(2) 全データではなく、全体から約8割の世帯を無作為抽出したデータを提供する。ただし、住宅・土地統計調査は約1割の世帯又は住宅以外の建物とする。

(3) 世帯員が9人以上の世帯は、その世帯全体を削除する。

(4) 年齢については、80歳以上はすべて80歳に変換する。

(5) 住宅・土地統計調査について、住宅の居住室数や畳数など、建物の階数はトップブローディングし、建物の建築面積と敷地面積は階級化する。

(6) 全国消費実態調査と住宅・土地統計調査の乗率は、元の数値ではなく乗率の大きさ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八号、第五十九号並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(準備行為)

第三条 改正後の統計法（以下「新法」という。）第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法の例によりすることができる。

政府統計ミクロデータの試行的提供における利用状況

平成16年11月から平成19年7月までの募集における申請件数は計66件で、利用者数は総計92名(うち共同利用者は26名)である。

	16年11月募集	17年4月募集	17年10月募集	18年4月募集
申請件数 (利用者別)	6件	4件	12件	9件
申請者	6人	4人	12人	9人
共同利用者	1人	—	4人	5人
(調査別)				
就調	1件	2件	4件	7件
社会調	1件	—	1件	—
全消	4件	3件	8件	3件
(分析方法)				
表のみ	2件	—	3件	—
表+多変量解析	2件	3件	5件	8件
多変量解析のみ (大学)	2件	1件	4件	1件
国公立大学	1件	2件	5件	6件
私立大学	5件	2件	7件	3件

	18年11月募集	19年4月募集	19年7月募集	合計
申請件数 (利用者別)	20件	5件	10件	66件
申請者	20人	5人	10人	66人
共同利用者	8人	1人	7人	26人
(調査別)				
就調	11件	—	4件	29件
社会調	2件	2件	3件	9件
全消	8件	3件	2件	31件
住調	2件	—	1件	3件
(分析方法)				
表のみ	6件	2件	4件	17件
表+多変量解析	12件	2件	5件	37件
多変量解析のみ (大学)	2件	1件	1件	12件
国公立大学	13件	2件	5件	34件
私立大学	7件	3件	5件	32件

階級別の平均値に変換する。

(7) データの配列順は、乱数を付してソートする方法で無作為化する。

5 利用の条件

- 利用の目的は、学術研究に限定している。教育目的での利用は許可しない。営利企業からの委託研究については利用を許可しない。
- 申請者は、私立大学も含めた全国の大学の講師以上の専任教員とする。申請者は、利用目的に係る研究協力者を共同利用者にすることができる。
- 共同利用者には、大学の講師以上の専任教員のほか、大学の助教・助手、公的研究機関の研究者、大学や独立行政法人の「科学研究費補助金研究者」なども認めている。ただし、大学院生並びに営利企業又は民間(社団、財団等を含む)研究機関等の職員を共同利用者とは認めない。

6 提供方法

- センターで年4回原則として1月、4月、7月、10月(それぞれ募集期間は1か月間)に利用者を募集する。
- 利用者はセンターのホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、センターに郵送で申請する。
- センターでまとめて目的外使用申請を行い、承認が得られたら、秘匿処理済ミクロデータ(CD)を作成する。
- 利用者はセンターが開催する説明会に出席し、秘匿処理済ミクロデータ(CD)を受け取る。説明会では、試行的提供の趣旨、データの使用条件、データ利用上の注意事項などを説明する。
- 利用者は使用期間終了後、パソコン内のデータの消去を行い、その消去報告、秘匿処理済ミクロデータ(CD)及び回答を記入したアンケート用紙をセンターに返送する。
センターでは返却されたCDをまとめて裁断処置する。

7 提供するデータの形式

データは、CSV形式で提供する。
符号表でデータの内容を明示し、先頭のレコードには符号表に記載している変数名を入れる。

8 データの使用条件

- データの使用期間は6か月とする。
- ミクロデータを取り扱う際には、ネットワークに接続していないパソコンをなるべく使用する。

9 研究論文

利用者は作成したミクロデータによる研究論文をセンターに2部提出する。提出された研究論文については、随時、試行的提供のホームページ上で公開する。

別紙2

(申請書様式)

秘匿処理済ミクロデータ使用申請書

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター長 殿

申請者 (所属・職名) _____ 印
 (氏名：自署) _____

私(及び共同利用者)は、この度、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター(以下、「センター」という。)を通して秘匿処理済ミクロデータの使用を申請します。申請が承認されデータを使用する際には、下記使用条件を厳守することを誓約します。なお、私にあって、下記使用条件に違反があった場合、今回いただく承認が取り消され、さらに、私(及び共同利用者)が今後センターを通しての秘匿処理済データの使用を一切許可しただけなくなっても不服は申しません。また、私(及び共同利用者)の氏名と違反の内容をセンターのホームページ等に掲載されても結構です。

秘匿処理済ミクロデータの使用条件

- 統計法の規定を遵守し、使用する秘匿処理済ミクロデータの管理は厳正に行うこと。
 - 提供されたCD等は、使用期間中、鍵のかかる安全なところに保管すること。
 - 提供されたCD等は、申請した使用場所以外では使用しないこと。
 - 提供されたデータは本申請書に署名した者だけが使用し、第三者に再提供若しくは使用させないこと。
 - 提供されたデータは本申請書に記載した集計目的だけに使用し、他の目的では使用しないこと。
 - パソコン等へのミクロデータの蓄積は、一時的な場合を除いて行わないこと。
- 使用期間終了後、提供されたデータを直ちにセンターに返却すること。また、パソコン内のコピー等をすべて速やかに消去し、消去した旨の報告書をセンターに提出すること。
- 調査に関する質問等はセンターに対して行うこと。
- 分析結果を発表する際には、センターを經由して秘匿処理済ミクロデータの提供を受けたことを明記すること。
- 作成した論文等を2部センターに提出すること。
- その他センターの指示に従うこと。
- 提供された秘匿処理済ミクロデータの使用により何らかの不利益を被ったとしても、総務省統計局統計調査部及びセンターの責任は一切問わないこと。

私は、この度、当学部(又は研究科、研究所、センター等)の専任教員である申請者が、貴センターに秘匿処理済ミクロデータの使用を申請することを承認します。

所属長(所属・職名) _____ (氏名) _____ 公印
 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請事項

1 指定統計調査の名称及び年次	○研究計画の名称(20字以内にまとめてください。) ○結果の発表の仕方 報告書等 論文 研究会等で発表 ○研究目的、研究方法等を以下に簡潔に記載してください。
2 調査票の使用目的	
3 集計様式	別添のとおり。
4 研究資金の出所	資金なし 資金交付を受けた(出所・名称を記載してください。) (出所： _____ 名称： _____)
5 共同利用者(氏名は自署)	所属・職名： _____ 氏名： _____ 印 研究者番号： _____ 氏名： _____ 印 所属・職名： _____ 氏名： _____ 印 研究者番号： _____ 氏名： _____ 印 所属・職名： _____ 氏名： _____ 印 研究者番号： _____ 氏名： _____ 印
6 使用場所	
7 申請者連絡先	メール： _____ 電話番号： _____

注) この用紙に入りきらないときは、適当な用紙を添付して記入してください。

(申請書記入要領)

申請書記入要領

申請書の書き方で分からないことがあれば、本センターにメールで質問してください。

○ 申請するときの注意

使用条件と使用条件に違反したときのペナルティを確認した上で申請してください。申請書の記載に事実でないことがあった場合、使用条件に違反したものとみなすことがあります。

申請者及び共同利用者の資格には十分に注意してください。なお、利用者全員の署名(自署)、捺印と、所属長(学部長、研究科長、研究所長、センター長等)の公印の押印が必要です。

1 指定統計調査の名称と年次

秘匿処理済マイクロデータの調査名と使用する年次を記載してください。使用するファイルの種類が分かるように、全国消費実態調査の場合は二人以上の一般世帯(又は普通世帯)と単身世帯の別を、社会生活基本調査の場合は生活時間と生活行動の別を記載してください。なお、住宅・土地統計調査については、平成5年の調査名は住宅統計調査と記載してください。

2 調査票の使用目的

研究計画の名称を20字以内で記載し、予定している結果の発表の仕方すべてをまるで囲んでください。発表を予定していない場合、使用は認めません。さらに、提供されたデータでどのような研究を行うかが分かるように研究目的と研究方法を簡潔に説明してください。

3 集計様式

集計様式の書き方を参考に明確に記載してください。明確に記載されていない場合、使用を許可しないことがあります。また、本センターから修正を求めることがあります。

4 研究資金の出所

特に研究資金がない場合は、「資金なし」をまるで囲んでください。この項目は、営利企業からの委託研究でないことを確認するためのものですので、研究資金の提供者と資金の名称が分かるように明確に記入してください。大学から交付

された研究費の場合、「大学からの研究費」と書いてください。なお、営利企業からの研究費であっても、純粋な学術奨励のための研究補助金の場合は使用を認めます。

5 共同利用者

共同利用者の所属・職名と氏名を記入してください。氏名は自署であることを要します。「科学研究費補助金研究者」に該当する場合は、研究者番号も記入してください。

6 使用場所

集計を行う場所を、例えば、「〇〇研究室」というように記入してください。

7 申請者連絡先

本センターからの問い合わせに使用させていただきます。申請者ご自身が所属する大学のメールアドレス及び研究室の電話番号にしてください。なお、センターからの連絡は原則としてこのメールアドレスに送りますので、使用期間中はいつも確認するようにしてください。

○ 所属長の承認

申請に当たっては、所属長の承認が必要です。所属長の所属・職名、氏名を記載の上、公印を押印してください。

別紙3

平成 年 月 日

総務大臣 殿

〇〇大学〇〇学部 職名

氏名 印

誓約書

「平成〇〇年〇〇〇〇〇〇〇〇調査」調査票の統計法第15条第2項の規定に基づき目的外使用に当たっては、統計法第14条の規定を遵守し、調査票を適正に管理するとともに、秘密漏洩のないよう厳重に注意します。

見本

共同利用者がいる場合は、一人一人別に作成

誓約書を作成した日

平成18年11月27日

総務大臣 殿

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター 助教授

所属・職名

山口 幸三

印

自署

捺印

誓約書

調査年次、調査名

「平成元年、6年、11、16年全国消費実態調査」調査票の統計法第15条第2項の規定に基づく目的外使用に当たっては、統計法第14条の規定を遵守し、調査票を適正に管理するとともに、秘密漏洩のないよう厳重に注意します。

作成日	2006/7/25	訂正日	2007/7/27	調査名	平成16年全国消費実態調査
調査年次	2004年(平成16年)	データ名	Zenshou2004FC(二人以上の一般世帯)、Zenshou2004T(単身世帯)		
備考					
No.	調査ID	変数名	符号	備考	
1	調査ID	Zenshou			
2	調査年	SurveyYear	2004		
3	センサ使用欄	Centre			
4	レコード区番号	RecNo	0000001~		
5	集計区分別データの有無	KakedataLimu	1:あり 0:なし		
6	家計収支編(用途分類・品目分類)	CrochikDataLimu			
7	家計貯蓄編	TakyouDataLimu			
8	家計貯蓄編	ShisanDataLimu			
9	地域符号	District	1:北海道・東北 2:関東 3:北陸・東海 4:近畿 5:中国・四国 6:九州・沖縄		
10	世帯符号	SentCode	mmmm(プランク補足,小数字以下桁まで表意)		
11	乗車率	Weight	F:二人以上の世帯 T:単身世帯		
12	一般・車身の別	SentBeisu			
13	調査票の有無	Kakeibo_Sep	1:有り Δ:無し		
14	家9月	Kakeibo_Oct			
15	家10月	Kakeibo_Nov			
16	家11月	Kakeibo_Dec			
17	年収票の有無	Nenshuuyou	1:有り Δ:無し		
18	年間収入	NoushuuFushou	V:年間収入不詳有り Δ:年間収入不詳無し, 年収票無し		
19	貯蓄	Chechikufushou	V:貯蓄に不詳あり Δ:貯蓄に不詳無し, 年収票無し		
20	貯蓄区分	Takyouzaishou	1:有り Δ:無し		
21	調査区分	Chousufukusuu	1:勤労 2:勤労及び無職以外 3:無職		
22	世帯人員	SetaiJin	Δ1~Δ8:1~8人		
23	就業人員	ShuugyouJin	Δ10~Δ8:0~8人		
24	世帯主の続柄	FuzaiTsuuzuki	2:配偶者 3:子(未婚) 4:子(未婚であるもの) 5:父母(未婚) 7:兄弟(未婚であるもの) 8:孫(未婚) 9:孫(未婚であるもの) 0:祖父母 X:2~0以外の続柄 Δ:33ヵ月の不在者なし		
25	不在理由	FuzaiRyou	1:車中泊 2:出張 3:入院 4:その他 Δ:3ヵ月以上の不在者なし		
26	入院	FuzaiNyuin	1~9:1~9人 Δ:33ヵ月の不在者なし		
27	学校	FuzaiGaku			
28	その他	FuzaiTa			
29	子どもの住んでいる場所	KoDoukyo	1:同居(生計同一) 2:同居(生計別) 3:同敷地 4:近く(徒歩5分程度) 5:片道1時間以内 6:片道1時間以上 7:子はいない		
30	単身世帯の形態	Tanshin	1:持ち家(世帯員名義) 2:持ち家(世帯員以外の名義) 3:民営賃貸住宅(設備専用) 4:民営賃貸住宅(設備共用) 5:東区町庁営賃貸住宅 6:公団公社賃貸住宅 7:社宅・公務員住宅(借り上げふくむ) 8:借間 9:寮・常宿舎		
31	住宅の所有関係	Shoyuu	1:一戸建 2:分譲建 3:共同住宅(1~2階建て) 4:共同住宅(3~5階建) 5:共同住宅(6~10階建) 6:共同住宅(11階建以上) 7:その他		
32	住宅の構造	Kouzou	1:木造 2:防火木造 3:鉄骨・鉄筋コンクリート 4:ブロック造 5:その他		
33	住居の建て方	Taketa	1:有り 2:無し		
34	水陸式トイレの有無	Suisen			
35	住宅面積	NobeYuka	ΔΔΔ10~99999:1.0~9999.9㎡	下:桁が小数字第一位	
36	住宅面積	GyoumuyouYuka	ΔΔΔΔΔ:業務用無し ΔΔΔ10~99999:1.0~9999.9㎡	下:桁が小数字第一位	
37	持家の有無	Chidai	1:世帯員名義の家で無し 2:世帯員以外の名義で無し 3:有り Δ:持ち家以外		
38	家の所有関係	Shikichi	ΔΔΔ10~99999:1.0~9999.9㎡ ΔΔΔΔΔ:持ち家以外	下:桁が小数字第一位	
39	築年	KenchikoYear	21~63:昭和21~63年 Δ1~11:平成元~11年 ΔΔ:昭和20年以前又は持ち家以外		
40	持ち家以外の入居年	NyaukyoYear	Δ:持ち家 2:無し Δ:単身赴任 記したは「出稼ぎ」(単身赴任) 3:借貸用 3:その他 Δ:入居無し		
41	現在住居の用途	TanoinakatuLimu	1:親族居住用 2:借貸用 3:その他 Δ:入居無し		
42	住居の築年	J1_Youto	21~63:昭和21~63年 Δ1~11:平成元~11年 ΔΔ:昭和20年以前又は入居無し	下:桁が小数字第一位	
43	住居の延べ床面積	J1_KenchikoYear	ΔΔΔ10~99999:1.0~9999.9㎡ ΔΔΔΔΔ:入居無し		
44	住居の延べ床面積	J1_NobeYuka	1:木造 2:防火木造 3:鉄骨・鉄筋コンクリート 4:ブロック造 5:その他 Δ:入居無し		
45	住居の延べ床面積	J1_Kouzou			
51	住居の延べ床面積	J4_Youto	1:親族居住用 2:借貸用 3:その他 Δ:入居無し		
55	住居の築年	J4_KenchikoYear	21~63:昭和21~63年 Δ1~11:平成元~11年 ΔΔ:不詳 ΔΔ:昭和20年以前又は入居無し		
56	住居の延べ床面積	J4_NobeYuka	ΔΔΔ10~99999:1.0~9999.9㎡ ΔΔΔΔΔ:入居無し	下:桁が小数字第一位	
57	住居の延べ床面積	J4_Kouzou	1:木造 2:防火木造 3:鉄骨・鉄筋コンクリート 4:その他 Δ:入居無し		

データ利用上の注意事項 (全国消費実態調査)

1 分析に当たった際の全般的な注意事項

- (1) 分析に当たっては、報告書で調査方法、標本設計の方法等を十分に理解するとともに、調査票様式をよく確認してください。報告書に掲載されている結果表による分析の場合にはそれほど問題ありませんが、ミクロデータを分析する場合にはこれらのことを十分に理解しておかないと、誤りをおかしてしまうおそれがあります。
- (2) この調査の調査期間は、二人以上の一般世帯の場合は9~11月、単身世帯の場合は10~11月です。したがって、ボーナス月は含まれていないなどの問題があり、年間の収支とみれば分析することはできません。
- (3) 提供データには乗率が付されています。そのことを理解して、分析するようにしてください。例えば、平均値を求めるときには加重平均する必要があります。
- (4) 提供データにはトップコーディングやリサンプリングなどの秘匿処理が施してあります。このため、提供データによる集計結果を公表されている結果と完全に一致させることはできません。なお、秘匿処理の方法は「参考1」のとおりです。
- (5) 多変量解析を行うときには、外れ値を考慮するように注意してください。調査票の記入誤りなどはチェック・修正済みですが、外れ値を除くような処理は行っていません。

2 データの形式等について

- (1) データはCSV形式です。先頭のレコードに変数名を入れてあります。
- (2) 1世帯1レコードになっています。用途分類、品目分類、貯蓄・耐久財、年間収入、家計資産のデータを1レコードにまとめています。
- (3) 世帯票と家計簿(1か月分以上)の両方が提出されている世帯のデータだけを提示しています。世帯によっては他の調査票が提出されていない場合がありますが、その場合、該当項目の欄は欠損値(・)、不詳(V)、0又は空白になっています。調査票の提出状況については、「集計区分別データの有無」の欄及び「調査票の有無」欄を確認してください。
- (4) データの符号の付け方等については、符号表を参照してください。特殊な符号の付け方になっていることもありますので、必ず確認してから分析してください。
- (5) データ中の世帯属性等の欄については0補足を行うなどして桁数をそろえてありますが、用途分類等の欄については必要桁数だけにしています。
- (6) 当該ミクロデータが分析の対象であることを確認してから集計するようにしてください。必要のない欄に符号が付いていること(過剰記入)もあります。

(7) 各年次のデータ数については、「参考2」のとおりです。

3 データの内容について

- (1) 用途分類及び品目分類の数値は、調査期間中の収支金額を調査月数で除した1か月当たりの平均値にしています。提供するデータでは整数になるよう四捨五入しています。調査月数は用途分類の「調査月数」欄に入っています。なお、総務省統計局で行っている用途分類及び品目分類の集計では、一般の(普通)世帯の場合、2か月しか調査していない世帯の乗率は3分の2に、1か月しか調査していない世帯の乗率は3分の1にしています。単身世帯の場合及び集計世帯数の集計の場合も同様な考え方で集計されています。
- (2) 平成元年のデータには家計資産はありませんが、用途分類の末尾に「住宅・宅地資産額」と「耐久消費財資産額」だけが入っています。平成6年、11年及び16年のデータにおいて、耐久財・貯蓄等の調査票が未提出などの理由で資産データが作成されていない場合、家計資産額はすべて欠損値()にしています。
- (3) 年間収入調査票が提出されていない場合、世帯属性の年間収入の欄は0又は不詳(V)となっています。ただし、用途分類の欄には総務省統計局で推計した年間収入の値(世帯の合計年間収入)が入っています。
- (4) 乗率は、平成11年、16年の単身世帯の場合は比推定済乗率、他はすべて線形推定乗率になっています。乗率は小数点以下1桁まで表示しています。
- (5) 地域は「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6区分にしています。
- (6) 平成元年の普通世帯のデータでは、「世帯員情報」の欄(の多分、最後)に不在世帯員の情報が入っていますので、「行番号」の欄で確認した上で利用するようにしてください。
- (7) 「住宅の延べ床面積」や「宅地の敷地面積」の欄は、平成元年の場合は整数の値が入っていますが、平成6年、11年及び16年の場合は10倍した値(小数点以下1桁までの値)が入っています。ただし、小数点以下1桁目が0のとき、0ではなく空白になっていることもあります。

※ お問い合わせ

マイクロデータの利用において疑問が生じたときには、当センターにメールでご質問ください (micro@ier.hit-u.ac.jp)。なるべく早くお答えするようにします。

また、今回の提供データの作成に当たっては、十分に注意したつもりですが、思わぬ誤りが残っているかも知れません。データを利用していて疑問が生じたときには、当センターにメールでご連絡いただくようお願いいたします。

参考1 秘匿処理の方法

- (1) 地域は「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6区分にしています。
- (2) 全データではなく、全体から約8割の世帯を無作為抽出したデータを提供します。
- (3) 世帯員が9人以上の世帯は、その世帯全体を削除しています。
- (4) 世帯の配列順は、乱数を付してソートする方法で無作為化しています。
- (5) 年齢については、80歳以上はすべて80歳に変換しています。

参考2 データ数

年次	一般の(普通)世帯	単身世帯
平成元年	44,778	3,288
平成6年	44,803	3,772
平成11年	44,537	4,013
平成16年	44,006	4,001

資料5

東京大学 SSJDA (Social Science Japan Data Archive) について

※ 本資料は、本研究会事務局が東京大学のホームページから関係部分をダウンロード及び要約して作成したものであり、東京大学社会科学研究所附属日本社会科学研究情報センターの了解を得て本研究会の資料としたもの。

1 概要

データアーカイブは、統計調査、社会調査の個票データ（個々の調査票の記入内容。マイクロデータ）を収集・保管し、その散逸を防ぐとともに、学術目的での二次的な利用のために提供する機関。

東京大学社会科学研究所附属日本社会科学研究情報センターは、我が国における社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJ データアーカイブ (Social Science Japan Data Archive) を構築、個票データの提供を 1998 年 4 月から開始。

2006 年 3 月末現在、SSJ データアーカイブでは 579 調査、772 データセットを保管し、2005 年度一年間で、利用申請件数は 335 件、提供データセット数は 2527 に上る。またこれまでに SSJ データアーカイブが提供して作成された論文や著書の数は、同じく 2006 年 3 月末現在、総計で 283 点。

2 利用条件

(1) 利用対象者

大学又は研究機関の研究者、教員の指導を受けた大学院生。民間の研究機関の者は原則として利用できないが、SSJ データアーカイブへ個票データを寄託している場合は利用可能。

(2) 利用目的

学術目的の二次分析に限られる。

(3) 一度に利用できる調査数

一度に利用申請できる調査数は原則 2 調査。

ただし、一度に 3 調査以上を利用申請する場合は、別途理由書を添付。

(4) 利用承認

利用者からの利用申請書を、データの寄託者又は SSJ データアーカイブが承認することが必要。

(5) 利用期限

原則として、データが提供されてから 1 年間。

利用期限後は、個票データを消去、CD-R を破壊。

3 利用手続の流れ(全体の流れ図は別紙 1 参照)

(1) 利用したい個票データの決定

ホームページの「収録調査の検索」ページを使って利用したい個票データを決定。なお、個票データに関する情報は、調査毎に概要ファイルと調査票ファイルを組み合わせて提供している。

(2) 個票データ利用申請書を提出

利用申請書(様式は別紙 2 参照。ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記載の上、生 CD-R と返信用封筒を同封の上、SSJ データアーカイブへ郵便で送付。利用申請書を受領してから、利用承認の可否の審査。通常 1 か月前後を要する。

(3) 書込済 CD-R 等の送付

利用が承認された後、データを書込済の CD-R、利用承認書、利用申請書の写し、利用報告書様式(様式は別紙 3 参照。ホームページからダウンロード可)が利用者へ送付される。

(4) 利用者による二次分析

利用者による個票データを利用した二次分析の実施。利用期限は、データ提供日から 1 年。

(5) 利用期限終了後の措置

利用期限が終了した際には、個票データを消去、CD-R を破壊する。

また、利用報告書を SSJ データアーカイブへ提出するとともに、論文等を発表した場合は、それも提出する。

なお、利用期限中に二次分析が終わらない場合は、利用の延長も可能。延長する場合は、再申請が必要。

(6) 利用申請時に誓約した事項に違反した場合の取扱い(別紙 4 参照)を定め運用。

データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱い(別紙 4 参照)を定め運用。

SSJDA 使用欄	論文番号	更新 申請リスト	gaiyo	転送
--------------	------	-------------	-------	----

個票データ利用報告書

年 月 日

東京大学社会科学研究所附属
日本社会科学研究センター
SSJ データアークライブ 御中

所属 _____

職名又は学年 _____ 利用者 _____

貴センターから提供を受けた個票データについて、
下記の通り利用しましたので、報告します。

記

データ提供日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (提出はデータ提供日から1年以内(他に指示がある場合を除く))

利用した個票データ _____ 寄託者 _____

申請番号 _____ 調査番号 _____

1.上記データの扱いについて (利用期限が設けられていない場合は、記入不要)

- ア 個票データを消去した。
- イ 個票データの利用を延長申請する (利用申請書を同封)。

2.上記データを利用した結果について

- ア 論文等を発表した。同封した。
 - イ 論文等を発表予定であり、発行後速やかにSSJDAに送付する。
- ア { 雑誌 論文等タイトル 発表媒体名 著者名
 書籍 学会 学位 その他
イ { 雑誌 論文等タイトル 発表媒体名 著者名
 書籍 学会 学位 その他
ウ { 雑誌 論文等タイトル 発表媒体名 著者名
 書籍 学会 学位 その他
- 発行 (予定) 日 _____ 発行 (予定) 日 _____
- 利用した調査の寄託者数 _____ SSJDA _____ 同封部数 _____
() + I = 計 _____
同封部数は、最低2。参照 http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/report-form.html#how_to_count

ウ 論文等の発表はなかった。

備考

論文等には、出典明記(誓約事項3)のページに付箋(目印となる紙片)を付けて下さい。
抜き刷りなどの場合、発表した雑誌の名前・年月などがわかるようにして下さい。



2007.3.1

東京大学社会科学研究所附属日本社会科学研究センター

データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱規程

1. 本規程は、データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱について、これまでSSJDAで運用されてきたルールを明文化したものである。

2. 利用報告書の遅滞があった場合

現行の利用者管理システムでは、1年間の利用期限が経過したときに利用報告書の提出を督促するメールがSSJDAから利用者に対して自動的に送信される。そのメール送信後1ヶ月たっても報告書が提出されない場合、SSJDAでは、再度、報告書と遅滞理由を述べた弁明書(署名捺印を要する)を郵送で提出するよう求める。この報告書および弁明書の提出日は消印の日付とする。SSJDAでは、その利用者による新たなデータの利用申請を報告書および弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。なお、報告書と弁明書の提出が求められたにもかかわらず提出されない場合は、新たな利用申請が認められないだけでなく、当該データの寄託者にその利用者氏名を通知することとする。

3. 出典の明記(acknowledgment)がなされなかった場合

① 学術雑誌の場合

校正までの段階でSSJDAに連絡があった場合は、校正の際に利用者が修正するよう伝える。また、校正に間に合わなかった場合には、次号の記事として掲載するように伝える。そのうえで、利用者は弁明書(署名捺印を要する)と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。

② 出版物の場合

校正までの段階で連絡があった場合は、学術雑誌の場合に準ずる。校正に間に合わなかった場合は、できるだけ早く当該出版物に訂正紙を添付し、二刷以降では明記するよう伝える。そのうえで、利用者は弁明書(署名捺印を要する)と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。

4. 罰則が適用される範囲

利用者が学生(大学院学生を含む)である場合、利用申請書に記名・捺印されている指導教員に対しても、SSJDAから厳重な注意をおこなう。

5. 本規程の施行

本規程は、2007年4月1日より施行する。利用者に対しては、ホームページの掲載により、周知することとする。

諸外国の統計データの二次利用の状況

国名	ドイツ
データ・ガイドライン等 (注) 二次利用可能なデータ	ドイツ連邦統計局 (Federal Statistical Office Germany: Statistisches Bundesamt Deutschland) RDC (Research Data Centre)
機関又はデータの出発点	連邦統計局及び各州統計局に設置されているマイクロデータ利用研究所 ① 連邦統計局 ② 州統計局
運営経費の負担 (スポンサー)	① 内務省管理 (連邦統計局) ② 首相直轄 (州統計局)
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ稼働開始時期	1971年、マイクロデータは各州統計局が学術目的に提供 1987年、連邦統計法改正 (匿名化技術) → RDCの提供開始 1987年、連邦統計法改正 (事実上の匿名化技術) → RDCの提供開始 1997年、事実上の匿名化技術 (Scientific Use Files) の提供開始
提供されるマイクロデータ	・ 他者の匿名化データ (Anonymised microdata) Public Use Files (PUFs) Campus Files (CF) ... for Universities and Schools (free) ・ 事実上の匿名化データ (De-facto anonymised microdata) Scientific Use Files (SUFs) 上記のファイルは利用者のために、特別に作成することもある
マイクロデータ提供 に際する暗号化 (暗号化方針、暗号化方法 等の検討・決定機関)	現在は不明
秘匿方法	1988~91年にかけて「事実上の匿名化」の具体的な検討が連邦・州統計局、データ保護 連盟 (Data Protection Conference)、マンハイム大学及びマンハイム社会科学法論分析センター (ZUMA) によって行われた Measures to anonymise microdata ・ Permutation (変換) ・ Arbitrary arrangement of data records (データ記録の任意調整) ・ Distribution of obsolete data (古いデータ配布) ・ Omitting (削除) ・ Presenting in less detail (詳細削除) (秘匿プロセスについてはZUMAも参照)
利用条件・年費	PUFsとSUFsは個人の氏名で利用可能 (データ記録には有姓) RDCでは匿名化されたデータのみが提供可能 (有姓) (CFはPUFsの一部だが、秘匿方法の違いにより、匿名化が自由に利用できる) 考えられる、PUFs以上により、秘匿処理が施されていると思われる 1987年の連邦統計法 (前定より)、データへのアクセスが保証された
提供形態	RDCにて行われる (詳細は右記参照)
提供フォーマット	CD-ROM オンライン (CPUはオンラインのみで提供)
マイクロデータの利用料	RDCにて行われる (詳細は右記参照) 料金は不明だが、PUFs、RDCにてダウンロードも購入料金が少かる (CFのみ無料提供される、ライセンスも必要ない)
データの蓄積元 蓄積手段	連邦・州統計局 ① 連邦統計局 ② 州統計局 http://www.destatis.de/en
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	http://www.destatis.de/en
アーカイブスタッフ	-

諸外国の統計データの二次利用の状況

国名	ZUMA	ドイツ
データ・ガイドライン等 (注) 二次利用可能なデータ	Centre for Survey Research and Methodology	Central Archive for Empirical Social Research, University Cologne
機関又はデータの出発点	マンハイム調査分析センター	Institute of the Cologne Association 1987年に社団法人社会調査データセンター (ZUMA) を設立した機関として、設立された (設立以前はケルン大学の附属機関として活動)
運営経費の負担 (スポンサー)	1971年にマンハイムに設立、当初の運営の出発点は不明 1985年からZUMAと共に連合組織GESISととなり、連邦政府と11の州より予算を得て いる。	1960年の発足時はケルン大学の附属機関として、大学より予算を得ていたが、現在は大 学の組織から独立し、ZUMAと共に連合組織としてGESISと協力して運営されている 連合以前は、ZUMAとZUMAのスタッフは主としてケルン大学出身であり、相互の 関係は密接。
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ稼働開始時期	1989年、連邦統計情報システム (STATIS-BUND) により、マイクロデータの提供を開始 そのほか、科学調査、家計調査、選挙調査、行動調査等	1960年の発足時はケルン大学の附属機関として、大学より予算を得ていたが、現在は大 学の組織から独立し、ZUMAと共に連合組織としてGESISと協力して運営されている 連合以前は、ZUMAとZUMAのスタッフは主としてケルン大学出身であり、相互の 関係は密接。
提供されるマイクロデータ	マイクロデータの抽出率の70~80%のみのマイクロデータ その他、科学調査や選挙調査は100%マイクロデータで提供されている ・ 事実上の匿名化データ (De-facto anonymised microdata) ・ Special Data Processing (オーダーメイド集計)	Face-to-Face Interviews Mail Surveys Telephone Surveys Online Surveys
マイクロデータ提供 に際する暗号化 (暗号化方針、暗号化方法 等の検討・決定機関)	不明	不明
秘匿方法	Measures to anonymise microdata ・ Arbitrary arrangement of data records (データ記録の任意調整) ・ Distribution of obsolete data (古いデータ配布) ・ Omitting (削除) ・ Presenting in less detail (詳細削除) 過去の統計局の秘匿プロセスにZUMAも参加して、同様と考えられる	ZUMAは秘匿化業務を行わず、ZUMAの匿名化業務を依頼する考えられる。
利用条件・年費	学術研究のため	同左
提供形態	オンライン CD-ROM	オンライン CD-ROM
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料	科学目的でオンライン、印刷で提供	Gema (Central Social Survey (ALLBUS)) を実施し、社会科学の分野へ無料で調 査データを公開している 基本的にZUMAメンバーは無料
データの蓄積元 蓄積手段	連邦統計局	ZUMAの保有した調査 及びその調査機関 (一部統計局の調査も含む)
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	http://www.gesis.org/en/staff/zuma/zuma_mitarbeiter.htm	http://www.destatis.de/en/staff/za/za_staff.htm http://www.destatis.de/en/staff/za/za_mitarbeiter.htm
アーカイブスタッフ	-	-

諸外国の統計データの二次利用の状況

国名	ニューズランド
データ・カタログ編纂等 (注)2提供データの名称	NZSDA NEW ZEALAND SOCIAL RESEARCH DATA ARCHIVES
機関又はデータの概要	マッシー大学社会科学学部
運営経費の負担 (スポンサー)	
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1992年(マッシー大学社会科学学部)に設立
提供されるマイクロデータ	・国内の社会科学データが33種類 ・海外のデータが5種
マイクロデータ提供 に際する暗黙的 (明示的・暗黙的) 等の条件・決定権	
検索方法	
利用条件・年費	・データリスト(国内、海外)の中から、データセットを選択する。 ・申請書を出す。
提供形態	・電子メールでの添付ファイル ・普通郵便による郵送
提供フォーマット	不詳・・・利用者からの要望に応じて(明確な規定が無い)
マイクロデータの利用料金	・基本料金は媒体料金 ・利用要請が政府、商業目的、教育関係に限り段階的な設定 ・データセットのサイズによる加算料金を設定 ・詳細は、利用申し込み後に渡される。
データの著作権 著作権者	
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(年次報告書)	http://www.nzsdia.org.nz/ http://www.nzsdia.org.nz/mission.htm
アーカイブスタッフ	

【参考文献】
① 2004年度 統計データアーカイブに関する調査 研究報告書(平成17年3月)
(財)統計研究センター 総務省統計局長委託研究「各国外データアーカイブについての比較」
② 調査センター統計分析 総務省統計局長委託研究「各国外データアーカイブについての比較」
③ 各国外統計局、統計データアーカイブ機関のホームページ(2006年9月時点)

(注)本資料は①、②及び③から得た情報を付加して作成したものであるため、掲載内容が完全に一致しない。掲載内容が一致しない場合は、掲載内容が異なることを了承願いたい。

諸外国の統計データの二次利用の状況

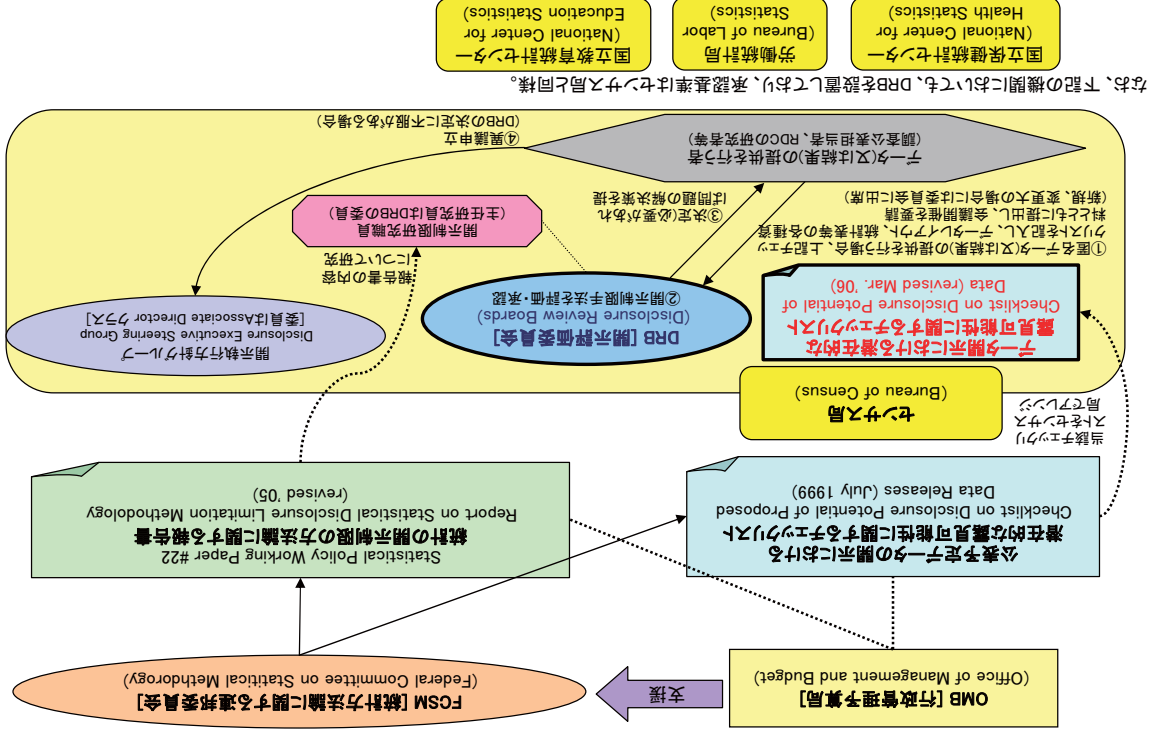
国名	オーストラリア
データ・カタログ編纂等 (注)2提供データの名称	ASDA Australian Social Science Data Archive
機関又はデータの概要	CURFはABSの主要統計調査の匿名標本データの総称
運営経費の負担 (スポンサー)	
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1976年設立(RSSSの付属機関) 2001年よりASDRに吸収される
提供されるマイクロデータ	・ABSで調査される諸調査(表1参照)で、センサスをはじめとする60調査程度(ホー ムページ掲載) ・基本的なデータ(Basic)より詳細なデータ(Detailed)が選択可 など1500程度
マイクロデータ提供 に際する暗黙的 (明示的・暗黙的) 等の条件・決定権	・大学や民間機関等の社会調査や世論調査 ・広域団体の諸調査
検索方法	
利用条件・年費	・申請書を出した後、審判書を出す。ほとんど誰でも利用可能 ・調査データの著作権者から利用者に対する付加的条件があるデータもあり ・申請には、Contact OfficerとResponsible Officerを定め、統計目的以外に利用し ないこと誓約
提供形態	・CD-ROM ・BADI(Remote Access Data Laboratory・・・インターネット経由でダウンロード して利用可能) ・ABSDI(ABS Site Data Laboratory)・・・ABS内のみで利用可能
提供フォーマット	SPSS、ASCII、SAS
マイクロデータの利用料金	・1996年1月1日以後のデータ→8,000豪ドル ・1986年1月1日～1996年6月30日のデータ→5,600豪ドル ・1986年1月1日以前→1,100豪ドル(いずれもGSTを含む) ・ABS-AVCC CURF 協定に加盟している大学からの研究目的の利用は無料
データの著作権 著作権者	・ASDA以外の大学研究者や調査機関からの著作権を要する
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(年次報告書)	http://www.abs.gov.au/abs/shi/edu/shi431310114.pdf/Home/Home?OpenDocument http://www.asdia.gov.au/
アーカイブスタッフ	

Disclosure Review Boards の構成

Bureau of Census (センサス局)	
目的・職責	<p>[DRB編]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公衆に利用されるすべてのデータ、成果物に関して、センサス局の開示制限方針を確立し、評価すること ②公衆に利用されるすべてのデータ、成果物の公表のための開示制限手続の評価・承認をすること ③前記の方針の枠組みの中で、DRBは開示制限方針をプログラム責任者、センサス局職員、データ利用者 と将来のスポンサーに対して伝えること ④マイクロデータと結果表における開示の可能性や開示制限技術の有効性に関する教示と調整 ⑤必要に応じて、センサス局の開示方針の改定
委員の人数	<p>9名の投票選出委員と数名の交代制委員(任期3年)</p> <p>常任委員3名(うち1名は委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口統計部(2名) ・センサス部(1名) ・経済統計部(3名) <p>(うち1名はCESとRDCの監視)</p> <p>非常任委員6名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員は投票選出委員 ・委員長・統計研究部の上席研究員 ・事務局・方針策定事務局(Policy Office)代表 ・事務局・統計研究部の主任研究員
会議の開催	<p>原則として毎週</p> <p>(ただし、定足数に満たない場合又は議題が無い場合は開催しない。)</p>
評価の対象	<p>結果表、PUMS(Public Use Microdata Samples)、プログラムの全般を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口センサスの結果表の仕様 ・経済統計のセル秘密プログラムの仕様及びパラメータ ・最新と旧式のPUMSの仕様とゾレライアウトとの比較評価 ・DRB開示制限ガイドラインを満たした特別結果表
審議手順等	<p>チェックリスト(Checklist on Disclosure Potential of Data)等に基づく審査</p> <p>調査実施部から送付されたセンサス局開示チェックリスト、調査票、重要な変数の一覧表、ミクロデータのゾレライアウト、結果表の概要、標本設計識別因子(可能であれば)を受領し、その他課題に関連しその申請書についても審査を行う。委員長は新稿の申請文は大変な変更の場合など必要に応じて調査担当者会議に招集し、行なった処置の妥当性等の説明と質疑応答の機会を与える。その後、委員間で意見交換の機会について審査が開始される。</p> <p>その他、近年、秘匿情報の審議に係る手続の効率化を図るため、データ取集及び集計処理の前に開示問題の最終決定は多数決により決められる。申請が却下された場合、センサス局内の「開示執行方針グループ」(Disclosure Executive Steering Group)へ異議申立てできる仕組みとなっている。</p>
研究業務	<p>開示執行方針グループ(Disclosure Executive Steering Group)の構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Principal Associate Director for Programs ・Associate Director for Methodology and Standards ・Associate Director for Demographic Surveys ・Associate Director for Economic Censuses and Surveys ・Associate Director for Decennial Censuses <p>開示制限研究職員(Disclosure Limitation Research Staff)</p> <p>周期センサス、人口統計、経済統計の各々における課題への対応を主とし、Statistical Working Paper #22(OMB)について以下を対象とした内部研究を実施</p> <p>主任研究員(DRB委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報の属値の決定 ・トップ及びボトムコーディング ・ランダムスワッピング ・再格付 ・その他、外部研究者により実行されている方法の評価・研究 <p>他の研究員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分布評価 ・区分統合 ・セル秘匿
発足の歴史	<p>1981年</p> <p>ミクロデータ評価検討会(Microdata Review Panel)</p> <p>※経済・人口の領域に分かれ、各々について独立評価を行っていた。</p> <p>1995年</p> <p>開示評価委員会(Disclosure Review Board)</p> <p>※露見リスク回避を保証し、センサス局内で一定の開示制限方法を維持するために発足。</p>

出典: Panel on Disclosure Review Boards of Federal Agencies(Joint Statistical Meetings)
注)組織名・文書名の訳語は本資料のために便宜付けたものである。

注)組織名・文書名の訳語は本資料のために便宜付けたものである。
行政法人統計センターで整理
資料)Panel on Disclosure Review Boards of Federal Agencies(Presented at the Joint Statistical Meetings August 17, 2000 Indianapolis, Indiana)に基づいて、独立



米国における秘匿処理の制度について

資料 7-3

参考資料(Supporting Document)

データ開示における潜在的な露見可能性に関するチェックリスト
(仮訳)

バージョン1.2
2006年3月9日出版

センサス局標準
開示レビュー

Laura Zayatz 著
開示評価委員会 委員長
統計調査部

ドキュメント管理とコントロール

バージョン	出版日	承認	説明
1.0	2004年3月12日	Associate Directors	初版
1.1	2005年6月14日	Configuration Mgr.	Census Bureau Identity Standard and Quality Program Document Management Planに適合させた
1.2	2006年3月9日	Configuration Mgr.	主要標準のハイパーリンクを挿入

このドキュメントの最新バージョンは、センサス局のイントラネットで保存されており、品質管理保管所(the Quality Management Repository)を通じてアクセス可能です。

一旦このフォームに記入されたものは、センサス局の機密事項になります

データ開示における潜在的な露見可能性に関するチェックリスト

あなたは、このフォームに記入する必要がありますか？

あなたの報告義務を削減するために、必ずしも繰り返し実施されるすべての標本調査又はセンサスの公表の度にこのチェックリストを完成させる必要はありません。もし、下記の基準にすべて合致すれば、あなたは、単にDRBの議長あてのメモを用意するだけでよい。地理的情報に変更がない、新規調査事項がまったく導入されていない、最初のデータ提供によって是認された開示回避手段がその後の全ての提供において履行されている、以前の提供においてチェックリストにすべて記入されていた。

たとえチェックリストがこの場合不要だとしても、データが再識別化(reidentification)に使用されかねない情報の公共利用に何らかの変化があることを考慮し、データは引き続き再検討が必要であることに注意して下さい。

標本地域が100,000人未満で地理的区画が識別されない人口統計調査に基づく表形式のデータを除き、どのような形式のデータ提供(例えば、人口統計又は経済統計のマイクロデータ、人口統計又は経済統計の表形式のデータ、オーディオ・テープなど)であっても、このフォームに記入しなければなりません。

このフォームはセンサス局の機密事項であることに注意して下さい。

データ開示における潜在的な露見可能性に関するチェックリスト

センサス(標本調査名): _____ 日付 _____
 プロジェクト・マネージャー名: _____ 課 _____ 係 _____ Ph. _____
 スポンサーの官庁: _____
 提供予定時のデータの経年: _____ (年)

- 下記のうち、当てはまるものがあればチェックして下さい:
- [] 今回の申請は、一回限りのデータ作成のためのものである。
 - [] 今回の申請は、本質的に同じ内容を持つ一連の提供のためのものである。
 (次の提供がなされるまでの期間を具体的に記してください。)
 - [] 今回の申請は、補足的あるいは以前発表していないデータについてのもので、承認を受けた成果物の再公開のためのものである。
 (マークした場合、DRB/MRPに元の成果物を提出した日を記入して下さい)

(答えが現在と異なるチェックリストの質問があればその質問にのみ、記入する必要があるります。)

このチェックリストは3つのセクションに分かれています。該当するセクションについて、すべての質問にお答え下さい。もし、答えるのにスペースが足りない場合は、どうぞ紙を継ぎ足して、質問の番号が分るようにしておいて下さい。

- セクション1(2-10頁)は、マイクロデータに関する質問です。マイクロデータファイルは、回答者レベルのレコードで構成されています。各レコードには、人、世帯、事業所及びその他の構成単位とって貴重な変数が含まれています。ほとんどのマイクロデータファイルは、人口統計的な情報を含みます。このセクションのいくつかの質問は、事業所ベースのファイルには適用できないかもしれません。
- セクション2(11-12頁)は、表形式(頻度計算)の人口統計データに関するものです。頻度計算データは、1セル内の構成単位(人、家族、など)の数を表します。このチェックリストは、センサスから作られたもので、あるいは識別される地理的領域が標本数100,000人以下であれば、記入する必要があります。
- セクション3(13-16頁)は、事業所における表形式(規模)のデータに関するものです。規模のデータは、1セル内のあらゆる構成単位の利益の量の合計を表します。

セクション1 ミクロデータ

1.1. ファイルにおける地理的情報

原則:識別される地理的領域には、標本地域内に最小でも100,000人いなければならない。

1.1.1 ファイル上で表示されるのは地理的どのレベルですか?

ファイル上にある明白な地理的識別子だけでなく、データ項目、レコード識別子、あるいはファイル構造が、推測される余計な地理情報をもたらしていることもあります。したがって、これらの処置は最小人口100,000人の基準に適合しない地理的領域を不注意により識別してしまうことを避けるために取られなくてはならないものです。問題が起る得る地域は、以下で吟味します。それぞれの地域ごとに、申請したファイルが提供される前に今まで行ってきた、あるいは、これから行われようとする活動について、どうか指摘願います。

1.1.2 第1 標本単位(PSU)あるいは他の地理情報は、内部利用のために設計された管理番号として組み込まれているのが一般的である。

提供されたファイルにおいて、どのようにこの問題が避けられるか:

- 管理番号を削除するか、地理情報を含めない。
- 管理番号を暗号化する;具体的に述べて下さい。

— その他;具体的に述べて下さい。

1.1.3 多くのデータベース内のレコードは規則的に連続しているものであり、そのため、最初の事例は小さな番号の付されたPSUあるいはアルファベットの順序で最初になる郡となる。このファイルの記載がそのような地理的な推測が避けられるように、どのような順番にならべられているか手短かに説明して下さい。

1.1.4 居住についての特定の地理(情報)を意図するデータ項目は、当委員会のために用意した人口統計表上で表示されている明白な識別子以上のものを明らかにし兼ねません。例:スペインの姓が含まれているか否か(5つの南西の州でのみ暗号化されている)という項目はそのグループの州であるという明白な識別子がファイルに存在しない場合であっても明らか; 地下鉄のある領域から地下鉄のない領域までの移動を識別する移動コードは、地理的識別子の一部として地下鉄の有無が含まれない場合であっても明らか;原子炉または空港のXマイル内の住宅については、識別できる地域がたった1つだけでも明らか;電話局番;地域コード;あるいは、緯度と経度も同様に働きます。

この理由により削除されることになるすべての項目をリストアップして下さい:

他の項目において地理的な意味を持つ可能性はあると思うが、削除すべきかどうか決まかねているものがあれば、すべてリストアップして下さい。

例えば、特定の地理的識別子と結合して自動車の製造元、モデル、年式が含まれていれば、これらの項目は氏名と住所を含む自動車の登録リストとのマッチングが可能なので、受け入れ難いものとなります。このような項目は広いカテゴリとして再コードしなければ、たぶんファイルに残すことはできないでしょう。いくつかの例を挙げると、製造業者の所有する特定の主要耐久財(例えば、飛行機の買手)のリスト;ある州の有権者登録リスト;連邦、州、あるいは地方自治体の納税記録;刑事裁判制度記録;州の狩猟及び漁労免許記録;ある同業組合の会員名簿など。

調査のための標本フレームがセンサス局以外のソースから来ている場合、マッチングはまた極めて可能です。標本フレームを提供した行政機関が調査データと元の記録を一致させることは、とりわけ調査記録に当該機関に由来するデータが含まれていれば、可能です。例えば、事業(プログラム)給付の受領総額、事業(プログラム)の開始年月日など。

- 1.3.1 外部ファイル
- 1.3.1.1 この申請されたファイルにあるデータを含む行政記録、メーリング・リストあるいは他の外部ファイルがあることをご存知ですか。

はいーそのリストを明らかにして下さい
 ー いいえ

- 1.3.1.2 申請されたファイルに含まれる標本がセンサス局以外のソースによって提供されたリストから抽出されたものですか。

はいーソースを明らかにして、どのように、また、誰によって標本がリストから抽出されたかが記述して下さい。:

ー いいえ

- 1.3.2 マッチング

外部ファイルが存在する場合、調査データとこのファイルをマッチングさせる可能性を避けるために、いくつかの手段が取られる可能性があります。例えば、選択した項目を、削除又は再コードする、あるいは、「ノイズ(誤差) (すなわち、少量の乱数による変化)をこれらの項目に導入する可能性がある。当委員会は、マッチングの可能性を回避させるためにどちらの手段を取られなければならないか、あらかじめ、正確に示すことはできません。しかし、外部データベースとのマッチングの可能性が存在する場合、当委員会では、ファイル提供に関連したリスクを決定する際に、(次のようないくつかの要因を考慮します;1)データの年齢(経年);2)外部データの変数の数;3)マッチングを実行するのに必要な資源;4)データの年齢(経年);5)外部データの入手しやすさ、信頼性、完全性;そして、5)データの内容が繊細に扱われるべきものか、あるいは独特なものか。マッチングをより容易にするいくつかの要因については下記にリストアップされています。また、マッチングの可能性を避けるためファイルが提供される前に取るべき手段として、情報が必要になります。(注:たとえあなたがマッチングに用いられるかもしれない外部ファイルとしてどのようなものがあるか知らないとしても、この情報は必要です。)

- 1.2.5 そのほかにも、個人を目に見えるようにするかもしれない特徴があります。それは、地理に影響されるものの、非順序変数として表示されており、それゆえにトップコーディングで示さないものです。例えば、外国語、あるいはインドの部族の言語を示す符号;エスキモー人、アレウト族、グアム人、あるいはサモア人といった詳細な人種の識別子;前住居の場所の符号などです。このような場合、詳細値の総計はより大きいカテゴリへ統合させる(collapsed)必要があるかもしれません。

秘密保護の理由で統合(あるいは削除)される項目があればすべてリストアップして下さい:

詳細を統合(collapse)する必要性に関して疑問がある項目があれば、そのすべてをリストアップして下さい:

- 1.2.6 コンテキストチュエアルな(contextual)変数(その地域で人または世帯が住んでいることを文脈上物語っている変数)

どのようなコンテキストチュエアルな変数があるか、また、暗号化されるレベルを明らかにして下さい。

秘密性理由で統合(あるいは削除)されるコンテキストチュエアルな変数があればすべてリストアップして下さい:

詳細を統合(collapse)する必要性に関して疑問があるコンテキストチュエアルな項目があれば、そのすべてをリストアップして下さい:

- 1.3 外部ファイルとのマッチング能力に関係する開示リスク

外部のファイルは通常住所と氏名を含んでおり、したがって調査回答(対象)者を識別するために用いることができることから、当該ファイル上のミクロデータと外部ファイルのデータが一致する潜在的な可能性を回避するための努力を怠らなければならない。もし、他の行政機関や組織が整備しているメーリング・リストや行政記録上で見つけられる極めて具体的な特徴がその調査内容に含まれていれば、このように一致する可能性がります。

マッチングがより容易になるのは一

1.3.2.1 ……あるデータ項目あるいはその項目の組み合わせによって、ある小さな、あるいは容易に識別可能な人の集団を隔離させるような場合、非常に小さな人口区分を示すコードを含めることは避けるべきです。例えば、極めて特定の地理との組み合わせたインディアンの特徴族又は詳細な職業、普通、1つのファミリー又はリスト上に変数のグループが同時に現れることでもない限り、人は一度に1つ以上の変数を考える必要はありません。例えば、年齢と性別は外部ファミリー上に同時に現れることはありそうですが、出生した国と職業はありそうにない;このように、ロシア生まれの建築家のような稀にしか出現しない事象を保護する必要はないとすべきです。

ファミリーに含めるために申請したデータ項目のうち、小さく、容易に識別可能な人の集団を隔離させるような項目があれば、すべてリストアップして下さい。

この理由により、変更(すなわち、削除、再コード化、脱差(ノイズ)の付加)されるであろうデータ項目をすべてリストアップして下さい。

1.3.2.2 ……当該ファミリーが人口の実質的な一部を含んでいる(仮に $p > 0.5$)とする場合。例:大雇用主、高収入の個人、様々なタイプの医者や科学者、または様々なタイプの施設の入所者。追加的な副標本(subsampling)では、データ提供前における層内においてしばしば必要となります。

このような人の集団がファミリー上にいくつが存在している、また、何らかの方法でこれらが副標本となっている場合、これらの人の集団を明らかにして下さい。

1.3.2.3 ……当該ファミリーに含まれる何らかの情報が記録または他のソースから得られたものであり、その情報が個々の識別子または詳細な地理情報を持っている外部ファミリーへのリンクとして働くかもしれないような場合。その例に含まれるものとしては、公益事業会社から燃料消費又は費用の記録(10年)人口・住宅センサスから得られた近隣、土地またはRDの集計での特徴;政府機関からの福祉または社会保障データ;警察からの逮捕記録;年金と健康保険として従業員に与えられた給付金。

ファミリーに含めるために申請したデータ項目のうち、回答者(調査対象者)からのインディユーアからは得られることのない項目があれば、すべてリストアップして下さい。

この理由で変更または削除したデータ項目をすべてリストアップして下さい。

1.3.2.4 ……マッチングにしばしば用いられる、正確な誕生日、性別、人種のようなデータ項目がファミリーに含まれる場合や、または正確な収入総額、不動産税や他の税金、政府支援の(事業)プログラムの開始日と終了日などの画ファイルを一括させて一致させる他の項目が含まれる場合。

もしある場合、これらのデータ項目をすべてリストアップして下さい。

この理由で変更または削除したデータ項目をすべてリストアップして下さい。

1.3.2.5 ……長期的な(longitudinal)データが収集されている場合。すなわち、同じ回答者単位を対象にしたデータがいくつかわ異なる照会期間に収集されるような場合。第一に懸念すべき事として話すべきことは、時系列のデータ項目は潜在的に外部の記録とマッチングしやすいということである。例えば、所得税あるいは雇用記録、もしデータが一度ならず同じ回答者から収集されるのであれば、インタビューの頻度、一つの標本単位として残存するかもしれない期間、ある時期から次の時期までに標本単位として一致する公算に影響する要因を示して下さい。

1.3.2.6 ……極めて特定の地理情報がファミリーに含まれている場合。例えば、州、SMSAsなど。(この地理情報は、人口統計表で示されるべきです。)

1.3.2.7 ……このファミリーを外部のデータとマッチングできないよう保護することに関して、以前に述べられなかった考慮すべき事をすべて記述して下さい。例えば、データにある非信頼性またはほとんどのノイズ(誤差)など。

1.3.3 特徴が唯一である集団を明らかにするクロス表

1.3.3.1 唯一の特徴を持つ集団が明らかになるようなクロス表を作成されましたか?

もし「はい」ならば、1.4に跳んで下さい。

1.3.3.2 結果はどうでしたか。

1.3.3.3 これらの結果が基になった開示リスクがある場合、そのリスクを減少させるための追加の手段として、どのようなものが取られるでしょうか。

1.4. 誤差(ノイズ(Noise))

1.4.1 データに何らかの誤差(ノイズ)を加えられましたか。もし「いいえ」ならば、1.5に跳んで下さい。

1.4.2 どのような手順を使ってデータに誤差を加えましたか。どうかその手順(すなわち、影響のあるレコードは何パーセントか、誤差の分布など)の詳細を教えてください。

想定されるもの：乱数による誤差(random noise)
レコードの交換 (record swapping)
階級の交換(rank swapping)
ブランク (blank)又は補定(imputation)

1.4.3 元のファイルに戻って誤差を付与したデータとのマッチングを行うような試みはありましたか。

もし「いいえ」ならば、1.5に跳んで下さい。

1.4.4 どのように行いましたか、また、マッチングの成功率はどのくらいでしたか。

1.5. 編集済データ(回答者が提供したデータ値を変更したものと補定済データ(無回答のために作られたデータ値)は、それ自身組み込まれた誤差(ノイズ)となります。編集済データ(インク)と補定(インビュテーション)のプロセスは、開示に対する保護となります。その値が分る場合は、どうかこのセクションの質問に答えて下さい。

1.5.1 編集したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。

1.5.2 全データ項目の何パーセントが編集されたのですか。

1.5.3 補定したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。

1.5.4 全データ項目の何パーセントが補定されたのですか。

1.6. 他の問題

1.6.1 全標本を含むか、あるいはすべての層の標本を極めて高い比率($p > 0.5$)で含むファイルは単に標本のsubsample(副標本)を含んでいるだけのファイルよりも開示に結びつきやすい傾向にある。例えば、ある人が特定の調査を受けたことが知られているような場合、すべての標本がそのファイルで入手可能と仮定すれば、その人の記録と一致するマイクロデータファイルが見つけられると推測できることになります。

このようなファイルを含んでいますか

— すべての標本

— 標本のsubsample (副標本)もしそうであれば、抽出率の範囲を明確に述べて下さい)

1.6.2 プロジェクト・マネジャーは、公開用ファイル(the public-use file)では省かれた詳細情報が含まれる内部バージョンのファイルから特別集計(special tabulations)を実施する場合、秘密保護の問題が引き起こされる可能性があることを知っておくべきです。例えば、公開用ファイルで含まれます、ファイル上の複数のデータ項目によってクロス表にされるような特定の地理情報が提供されてしまう可能性があります。DRBは、これらの作表を再検討するための手続の概略を記述したガイドラインを用意しました。どうか、このガイドライン(「公開用マイクロデータの利用によってもたらされる調査作表の開示可能性("Disclosure Potential of Survey Tabulations Given the Availability of Public-Use Microdata")」)を参照して下さい。そして、もし公開用ファイルで入手できない詳細を用いて統計表を發表する計画があれば、どうかDRBに相談して下さい。

1.6.3 標本設計について手短かに記述して下さい

- 1) 層化、クラスタリング、階層に関する何らかの記述を含めて下さい。そして標本となるある種の単位がどの段階においても $p > 0.5$ となることが明らかになることを含めて;
 - 2) 申請のあった標本単位、調査区単位、研究分析の単位との比較・対照を含めて下さい;
 - 3) 公的部門に提出予定あるいは予定がなくても標本設計(標本計画と推定量の情報を明らかにして下さい);
 - 4) ユーザーがどのように標本の分散を推定するか記述してください。申請されたファイルレアウトで何らかの提供された「変数のネスト」や複製のアプローチのために使われる何らかのウエイトも潜在的に明らかにしながら。
-
-
-

1.6.4 補足

この情報は、別の調査への補足情報として集められたものですか
もし「いいえ」ならば、チェックリストのこのセクションは、完成です。

このマイクロデータファイルは、主要調査から作成されたファイルとリンクできますか。

もし「はい」ならば、主要ファイルにはどのような地理情報がありますか。

セクション2 人口統計の表形式のデータ

2.1. データ

2.1.1 この成果物(統計表のデータ)を「標準的でなく」しているものは何ですか(すなわち、標本人口が10万人未満の人口センサスデータあるいは識別可能な地理的区域)

2.1.2 これは標本データですかセンサスデータですか。もしセンサスであれば、2.1.5への跳んで下さい。

2.1.3 抽出率を含め、標本設計について手短かに述べて下さい。

2.1.4 例えば、あるセルが10と表示されていれば、当該調査においてたった1人が当該セルの特定の特徴を持たされていることを意味するというように、ウエイトは共通の知識(あるいは簡単に推量されるもの)となっていますか。

2.1.5 発表される表の記載内容(すなわち次元、変数とそのカテゴリ)について教えて下さい。

2.1.6 発表される地理的なレベルはどの程度ですか。

2.2. これらの表を作成するために使用された行政記録のデータはありますか。もし「はい」ならば、どうか記述して下さい。

2.3. 編集済データ(回答者によって提供されたデータの値が変更されたもの)と補定データ(無回答のために作られたデータの値)は、それ自身に組み込まれた「誤差(ノイズ)」を有します。加工と補定のプロセスは、開示に対する保護となります。もし、その値がわかるのであれば、このセクションの質問に答えて下さい。

2.3.1 編集したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。

2.3.2 全データ項目の何パーセントが編集されたのですか。

2.3.3 補定したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。

2.3.4 全データ項目の何パーセントが補定されたのですか。

2.4. 開示回避

このデータに対してどのような開示回避のテクニックを利用したか、また、なぜ使用したか、(もしあるなら)どうか詳細な情報を提供して下さい。

想定される技術：レコードの交換 (record swapping)
 ブランク (blank)又は補定(imputation)
 階級の交換(rank swapping)
 乱数による誤差(random noise)
 セルの秘匿(cell suppression)
 数値の丸めによる制御(controlled rounding)

セクション3 事業所統計の表形式のデータ

3.1. データ

3.1.1 これは標本データですかセンサスデータですか。

3.1.2 事業所数は公表されますか。

もし、センサスであれば3.1.5へ跳んで下さい。

3.1.3 あるタイプの事業所は、確信をもって選ばれましたか。

3.1.4 抽出率を含む標本設計について手短かに記述して下さい。

3.1.5 発表されるデータは何ですか、また、形式(すなわち表の次元、変数とその詳細)はどうなっていますか。

3.1.6 発表される地理的なレベルはどの程度ですか。

3.2. これらの表を作成するために使用された行政記録のデータはありますか。もし「はい」ならば、どうか記述して下さい。

- 3.4.1.9 (あるかどうかかわかりませんが)何らかのショートカットを使ったか、何らかのパラメーターを用いましたか。
- 3.4.1.10 秘匿を手作業で除去したものはありますか。もしそうなら、なぜですか。
- もしそうなら、それを置き換えるため、他のものをどのように選ばれたのですか。
- 3.4.1.11 三次元の表もすべて検査しましたか。
- 3.4.1.12 秘匿される値(すなわち、範囲、中央値、推計値、丸めた値、誤差を持たせた値など)として、何らかの追加情報も公表される予定ですか。
- もしそうなら、どうか詳細について教えてください。
- もし誤差が開示回避の技術として使われなかったら、3.4.3に跳んで下さい。
- 3.4.2 誤差(ノイズ(Noise))
- 3.4.2.1 どの項目に誤差を持たせましたか。
- 3.4.2.2 データへの誤差はどのように加えられましたか。
- 3.4.2.3 いくつの誤差がデータに加えられましたか。
- 3.4.3 このデータに何らかの他の開示回避技術が使われましたか。もしそうなら、どうか詳細について記述して下さい。
- 3.5. 特別なタイプのデータの取扱い

- 3.3. 編集済データ(回答者によって提供されたデータ項目の値が変更されたもの)と補定データ(無回答のために作られたデータの値)は、それ自身に組み込まれた「誤差(ノイズ)」を有します。加工と補定のプロセスは、開示に対する保護となります。もし、その値がわかるのであれば、このセクションの質問に答えて下さい。
- 3.3.1 編集したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。
- 3.3.2 全データ項目の何パーセントが編集されたのですか。
- 3.3.3 補定したデータ項目を少なくとも1つ含むレコードの割合は何パーセントですか。
- 3.3.4 全データ項目の何パーセントが補定されたのですか。
- 3.4. 開示回避
このデータに対してどのような開示回避のテクニックを利用したか、また、なぜ使用したか、(もしあるなら)どうか詳細な情報を提供して下さい。
- 想定される技術：セルの秘匿(cell suppression)
誤差 (noise)
もし、セルの秘匿が使われなかったら、3.4.2に跳んで下さい。
- 3.4.1 セルの秘匿
- 3.4.1.1 一次秘匿の決定のため、どのような基準(また、どのようなパラメータ)を使用しましたか。
- もし、センサスのデータであれば、3.4.1.4へ跳んで下さい。
- 3.4.1.2 当該調査に適合させるため、その基準はどのように採用されたのですか?
- 3.4.1.3 一次秘匿を施すため、総数に何らかの保護をかけたか?
- 3.4.1.4 一次秘匿の決定と各一次秘匿に必要な総数の保護に先立って、企業ごとに事業所を(又は所有者ごとに農場を)結合(名寄せ)しましたか。
- 3.4.1.5 セルの秘匿を実施する際に、キーとなる項目を選びましたか。もしそうなら、それは何でしたか、又なぜですか。
- 3.4.1.6 セルの秘匿の実施は、センサス局の秘匿ソフトウェアによるものですか、又は手作業によるものですか。
- 秘匿ソフトウェアによる場合は、3.4.1.9に跳んで下さい。
- 3.4.1.7 表の秘匿パターンは検査しましたか?もし、秘匿が手作業で実施された場合、3.4.2に跳んで下さい。
- 3.4.1.8 表の秘匿パターンは検査しましたか?もし、秘匿が手作業で実施された場合、3.4.2に跳んで下さい。

3.5.1 開示回避技術の適用によっては、特別な扱いを必要とするデータもあります。想定されるものとしては;

負の値となるデータ
 ネット(正味)値でパーセントに変換したデータ
 絶対値データ間の差
 加重平均のデータ

特別な扱いを必要としたデータは、何かありましたか。

もしそうなら、どのデータで、どのように行いましたか。

3.6. 開示回避の調整

3.6.1 これは特別集計(special tabulation)ですか。

もし、「いいえ」ならば、3.6.3に跳んで下さい。

3.6.2 複数の秘匿パターンが相互に解き明かされないことを保証するため、すべての秘匿は、同じデータ・セットから生み出したすべての表の中で調整されなければなりません。

開示回避技術(例えばセル秘匿パターン)は、以前発表された基本表に用いられたものと調整されましたか。

3.6.3 同一(あるいはとてもよく似た)データは、別の課又は係によっても発表されたことがありますか。

もし「いいえ」ならば、チェックリストのこのセクションは完成です。

3.6.4 開示回避技術(例えばセル秘匿パターン)は、別の課又は係によって使われたものと調整されましたか。

指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領

平成17年8月15日
総務省政策統括官(統計基準担当) 決定

目次

- 第1 目的
- 第2 定義
- 第3 承認に当たっての原則
- 第4 承認申請の手続
- 第5 申請文書の記載事項
- 第6 各記載事項の記載要領及び添付書類並びに承認基準
- 第7 申請文書の審査手続等

第1 目的

この要領(以下「本要領」という。)は、統計法(昭和22年法律第18号)第15条第2項の規定に基づく指定統計調査調査票の統計上の目的以外の使用に関する承認申請に係る事務処理の明確化、効率化及び統一化を図ることを目的とするものである。

第2 定義

1. 調査票

本要領において「調査票」とは、指定統計調査について、個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書(電磁的記録を含む。)をいう。したがって、中間集計表等も「調査票」に該当することがある。

2. 統計上の目的

本要領において「統計上の目的」とは、統計法第7条第1項又は同条第2項に基づいて総務大臣の承認を受けた当該指定統計調査の調査要領に規定されている範囲の指定統計等を作成することをいう。

3. 行政機関

本要領において「行政機関」とは、内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関並びに法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関をいう。

第3 承認に当たっての原則

1. 総則

調査票を、統計上の目的以外の目的で使用すること(以下「目的外使用」という。)は、本要領で定

める基準に合致する場合においてのみ承認することとする。

2. 承認の基本的基準

承認の基本的基準は、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、その使用が公益性の高いものであると認められる場合とする。

個々の承認申請については、申請に係る文書(以下「申請文書」という。)の各事項ごとに承認基準に基づき審査し、承認するか否かを決定する。

申請文書の各事項ごとの承認基準は本要領第6の各項目に規定するところによる。ただし、総務大臣がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

第4 承認申請の手続

1. 個別承認の申請

(1) 総則

承認の申請は、調査票使用申請者が、事前ご総務大臣あての申請文書正副2通をもつて行うものとする。申請文書は、調査実施者への依頼文書を添えて調査実施者を經由することとし、調査実施者は当該申請内容に対する意見を付して、正本を総務大臣(具体的に、総務省政策統括官付統計審査官)に送付するものとする。

この場合「事前」とは、申請文書が総務大臣に到達することが、使用開始希望日の24日以上前であることを要する。

なお、調査実施者の意見の名義人については、当該調査を実施する機関の長であることを要しない。(2) 電子情報処理組織を利用した申請(いわゆる「オンライン申請」)

申請者は、調査実施者の定めるところにより、前記(1)に規定する申請文書を、調査実施者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査実施者に送付することができる。また、この方法で申請文書の送付を受けた調査実施者は、当該申請文書を総務大臣の定めるところにより、総務者の使用に係る電子計算機と調査実施者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して総務大臣に送付することができる。

ただし、添付書類のうち、原本によらなければならない等の理由により、電子情報処理組織を使用して総務大臣に送付することができないものについては、申請文書とは別に、持参又は郵送の方法により提出するものとする。

2. 包括的承認の申請

(1) 総則

行政機関又は地方公共団体等の職員により、同一の目的により反復して調査票を使用することが見込まれる場合には、調査実施者又は「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)第1の6(1)①に基づく「事業所・企業データベース」の管理者は、あらかじめ包括的な承認(以下「包括的承認」という。)について申請を行うことができる。

その他包括的承認に関する申請の手続は、前記1の個別承認の手続と準ずるものとする。

(2) 事務処理要領の策定

包括的承認の申請者は、申請を行うに当たって、当該包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外

使用の事務処理に関する要領（以下「事務処理要領」という。）を定めなければならない。
当該事務処理要領には、本要領を踏まえ次のアからオまでに掲げる事項について定めなければならない。

- ア 使用承認権者
- イ 使用承認申請の方法
- ウ 承認の基準
- エ 審査後の手続
- オ 承認後の使用状況の確認

第5 申請文書の記載事項

1. 申請文書に記載を要する事項

申請文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載がなければならない。

- ア 指定統計調査の名称
- イ 調査票の使用目的
- ウ 調査票の使用者の範囲
- エ 使用する調査票の名称及び範囲
- (ア) 名称
- (イ) 年次
- (ウ) 地域
- (エ) 属性的範囲
- オ 使用する調査事項
- カ 使用方法
- キ 使用期間
- ク 使用場所
- ケ 結果の公表方法及び公表時期
- コ 転写書類の使用後の処理

2. 包括的承認の申請を行う場合にのみ記載を要する事項

包括的承認を申請する場合は、前記1の事項に加え、次のア及びイに掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 包括的承認に係る調査票使用の個別申請・承認に関する事項
- イ 包括的承認がなされた範囲内における個別の目的外使用状況報告に関する事項

3. 記載事項に変更が生じた場合の取扱い

記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申請全体について改めて承認申請を必要とする。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更の場合については、この限りではない。

第6 各記載事項の記載要領及び添付書類並びに承認基準

1. 指定統計調査の名称

- 記載要領

申請に係る指定統計調査の名称を記載すること。

《記載例》

- 調査（指定統計第○号を作成するための調査）

2. 調査票の使用目的

(1) 記載要領及び添付書類

調査票を使用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載すること。

なお、行政機関等からの委託又は補助を受けて行う研究等の一環として調査票を使用する場合には、委託又は補助の関係を示す文書の写し及び研究等の概要に関する資料を添付すること。

《記載例》

- ・「○○基本計画」を策定するための基礎資料として、……の実態を把握する。
- ・○○省の補助金を受けて行う「……に関する研究」の一環として、……について分析する基礎資料を得る。
- ・○○統計調査を実施するに当たっての調査対象を選定する。

(2) 承認基準

使用目的が、次のいずれかであることが必要である。

ただし、徴税又は犯罪等の捜査の目的のために使用することは認められない。

ア 統計一般の目的であること

「統計一般の目的」とは、指定統計以外の統計を作成すること、他の統計調査の結果と合わせて新たな統計を作成すること、統計調査の調査対象名簿を作成すること等のために使用することをいう。

使用した結果が行政上に利用される場合は、原則として問題はない。学問的研究に利用される場合には、その研究が高度に専門的な研究であり、かつ、公益性の高いものであることが必要である。

イ 名簿の作成であること

「名簿」とは、前記アに掲げる目的で作成されるもの以外の名簿をいう。具体的には、工場名簿、商店名簿等を作成することをいう。

作成された名簿が行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとす。ただし、作成した名簿を、個々の調査対象に対する行政処分や行政指導を行うために用いてはならない。

ウ 事例研究を行うために必要であること

「事例研究」とは、前記ア記載のような統計的加工を行うことなく、個々の調査票の申告内容を、そのまま研究分析することをいう。

当該研究が、行政上又は学問的研究に利用される場合は、それぞれ前記アと同様に考えるものとする。

エ 統計法又は同法に基づく法令の規定の違反事件を処理するために必要であること

3. 調査票の使用者の範囲

(1) 記載要領及び添付書類

- ア 調査票を使用する者について、その所属機関名、役職名等を記載すること。（包括的承認の申請

に当たっては、この限りではない。）
組織で使用し、個別の利用者を特定できない場合には、使用する組織をできるだけ限定的に記載すること。

《記載例》

- ・〇〇省〇〇局〇〇課〇〇係の職員
- ・〇〇県〇〇課の〇〇担当職員
- ・〇〇大学経済学部教授〇〇〇〇〇（氏名）
- ・〇〇から集計事務を委託した株式会社〇〇〇の〇〇部〇〇課の〇〇電子計算機担当職員（包括的承認の申請の場合）
- ・各都道府県の〇〇主管課の職員

イ 誓約書の添付

(ア) 個別承認の申請

a 誓約書の添付

行政機関若しくは地方公共団体の職員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員又は法令の規定により公務に従事するとされている者（以下、一括して「公務員等」という。）以外の者が使用する場合には、厳格に秘密を守る旨を記載した誓約書を添付すること。

b 目的外使用に係る業務を委託等する場合の契約書の添付

(a) 申請者が、目的外使用に係る業務を公務員等以外の者に委託等する場合には、申請者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書等の写しも添付すること。
なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式第1号の文書を作成の上、添付すること。

(b) 契約に当たっては、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずること。

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 秘密保持義務に関する事項
- ③ 適正管理義務に関する事項
- ④ 調査票の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 調査票等の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 調査票の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

c 公益性を示す文書の添付

後記(2)の承認基準イ(イ)に該当する場合には、当該使用が公益性を有する旨の行政機関の文書を添付すること。

(イ) 包括的承認の申請

包括的承認の申請においては、誓約書並びに契約書及び覚書を添付することを要しないが、事務処理要領中において、当該包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用の申請の際、前記

(ア)に準じて、これらの文書を添付することを明記した規定を置くこと。

(2) 承認基準

調査票の利用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して使用する場合であることが必要である。

ア 公務員等に該当する者については、基本的な問題は、ただし、国立の学校、研究所及び病院の役職員（国立大学法人又は公立大学法人の教員、独立行政法人国立病院機構の役職員、医師等を含む。）は、後記イに該当するものとして扱う。

イ 大学、病院、研究所その他これらに相当する研究施設（以下、一括して「研究機関等」という。）に勤務する前記ア以外の職員については、次の(ア)及び(イ)のとおりとする。

(ア) 公務員等の所属する機関の長が申請者である場合で、申請中の使用者に研究機関等の職員が含まれる場合については、基本的な問題は、公務員等の所属する機関から集計事務等の業務を委託した場合も同様である。

(イ) 研究機関等自らが申請者となる場合については、公益性の観点から、以下のaからcまでのいずれかを充足する必要がある。

- a 行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用すること
- b 行政機関又はそれに準ずる機関から委託又は補助を受けて行う研究等の一環として使用するものであること
- c 行政機関又はそれに準ずる機関による当該使用が公益性を有する旨の文書が添付されていること

4. 使用する調査票の名称及び範囲

(1) 記載要領

ア 名称

使用する調査票の様式名を記載すること。

なお、様式が多くなる場合には、適宜番号を付けて列記する等、分かりやすくなるよう配慮すること。

《記載例》

- ・〇〇調査票（甲及び乙）
- ・① 〇〇調査票（〇〇用）
- ・② 〇〇調査票（〇〇用）
- ・③ 〇〇調査票（〇〇用）

イ 年次

どの時点の調査票であるかを記載すること。

なお、時点によって、使用する調査票が異なる場合には、それが明確になるように記述すること。

《記載例》

- ・平成14年及び15年
- ・平成13年4月分から13年12月分までの各月分
- ・平成14年（〇〇票、△△票、□□票）、平成15年（〇〇票のみ）

ウ 地域

どの地域の調査票であるかを記載すること。

同一申請中に複数の使用者が存在し、使用者によって、それぞれ使用する調査票の地域的範囲が異なる場合には、この部分において記載すること。

《記載例》

- ・全国
- ・〇〇県分
- ・〇〇が使用する場合には全国、〇〇が使用する場合には、その〇〇県に係るものに限る。

エ 属性的範囲

特定の属性的範囲について使用する場合に記載すること。この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。

《記載例》

- ・従業員 30 人以上の事業所
- ・資本金 1000 万円以上の法人

(2) 承認基準

調査票の範囲は、使用目的から判断して、できるだけ限定することが望ましい。

なお、将来行われる調査で用いられる同一の調査票についても同一目的で使用することが予定されている場合には、将来の年次に係る分の使用について、当該申請に併せて承認することができるとする。承認された後、申請文書の記載内容に変更が生じた場合には、本要領第 5 の 3 と同様の取扱いとす。

5. 使用する調査事項

(1) 記載要領及び添付書類

ア 調査票の調査事項のうち、使用する事項をすべて記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付けて列記する等、分かりやすくなるよう配慮すること。

イ 調査対象の名称を使用する場合には、名称を使用する理由を明確にすること。

《記載例》

- ・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額

(2) 承認基準

使用する調査事項は、使用目的から判断して、できるだけ限定することが望ましい。

なお、調査対象の名称は、調査対象名簿その他の名簿の作成が使用目的とされている場合又は複数の統計調査の結果を統合する過程で使用する場合以外は使用しないことを原則とする。

6. 使用方法

(1) 記載要領及び添付書類

ア 調査票を使用する方法について、誰が、どこで、どのような方法で使用するのかについて具体的に記載すること。その際、閲覧、閲覧、転写、集計の別を明示すること。

イ 転写する場合には転写様式を、集計する場合には集計様式を添付すること。

《記載例》

- ・ 〇〇省〇〇局〇〇課の〇〇担当職員が、同課内において、〇〇調査票の内容を記録した磁気テープから「使用する調査事項」欄記載の内容を磁気テープに転写する。転写様式は別添 1 のとお

り。〇〇県〇〇部〇〇課の〇〇担当職員が、同課内において前記磁気テープを用いて集計を行う。集計様式は別添 2 のとおり。

(2) 承認基準

ア 使用方法については、転写した後に集計する場合が一般的である。したがって、閲覧のみを内容とする申請に対しては、特に慎重な審査を必要とする。

イ 申請に係る指定統計調査の結果として既に公表されている内容や他の統計調査の結果等を利用することにより調査票の使用目的を達することができるときには、認められない。

7. 使用期間

(1) 記載要領

希望する使用期間について、その始期と終期を記載すること。特に終期については、年月日が特定できるようにすること。

《記載例》

- ・平成 16 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間
- ・公示の日から平成〇年〇月〇日までの間
- ・公示の日から 1 か月間

(2) 承認基準

使用期間は、できるだけ短期間であることが望ましい。

8. 使用場所

(1) 記載要領

調査票を使用する場所を具体的に記載すること。

《記載例》

- ・〇〇省〇〇局〇〇課電子計算機室内
- ・〇〇県総務部統計課内

(2) 承認基準

ア 調査票の原票を使用する場所は保管場所である公務所内とし、保管場所から持ち出して使用することは、原則として認めない。

ただし、統計法違反事件の処理のために使用する場合には、この限りではない。

イ 調査票の原票の内容が転写された電磁的記録を使用する場合には、保管場所である公務所以外の電子計算機の所在場所での使用を認める。

ただし、調査票の使用場所はできるだけ限定する。

9. 結果の公表方法及び公表時期

(1) 記載要領

使用した結果を公表するか否かを記載すること。

公表する場合には、その方法及び時期を明記するとともに、個々の調査対象に関する事項の秘匿について配慮する旨を併記すること。公表しない場合は、その理由を明記すること。

《記載例》

- ・ 集計結果は、平成 14 年 3 月末日まで印刷物（その名称を明記）として公表する。なお、公表

の際、事業所数が1若しくは2となる場合には秘匿するほか、3以上となる場合であっても、個々の事業所の秘密が漏れない方法により行う。

- ・〇〇統計調査の調査対象名簿として使用し、公表しない。

(2) 承認基準

- ア 閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは、特に認められた名簿を除き、認められない。
- イ 集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が漏れないように措置することが必要である。

10. 転写書類の使用後の処理

(1) 記載要領

転写するためには調査票を使用する場合には、転写した書類（電磁的記録を含む。）の保管場所、保管期間、保管責任者を明記し、さらに保管終了後の処理（焼却、消去、返納、廃棄又は裁断（以下「廃棄」という。））について記載すること。

なお、調査票を使用する過程で個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表ができる場合には、当該中間集計表の取扱いについても同様とする。

《記載例》

- ・ 転写した書類については、当該目的以外に使用しないこととし、使用終了後直ちに焼却する。
また、集計に用いた中間集計表についても、当該目的以外に使用しないこととし、使用終了後直ちに焼却する。
- ・ 公表後、1か月間、県総務部統計課（責任者、統計課長）において保管する。その後、直ちに焼却する。

(2) 承認基準

転写書類は、使用後直ちに廃棄されることを原則とする。
使用後においてやむを得ず相同期間保管する場合には、その場所及び責任者がそれぞれ公務所内及び公務員であることが望ましく、保管期間はできるだけ短期間にとどめるべきである。

11. 包括的承認に係る調査票使用の個別申請・承認に関する事項

○ 記載要領及び添付書類

ア 包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用について、本要領第4の2（2）に規定された事務処理要領による手続を経る旨を記載すること。

イ 申請文書に記載するに当たっては、「調査票使用の個別申請・承認」等を事項名とすること。

ウ 本要領第4の2（2）に規定された事務処理要領を参考として添付すること。

《記載例》

・ 使用者が調査票を使用しようとする場合は、〇〇省〇〇局〇〇部長が定めた「〇〇調査の調査票の使用に関する事務処理要領」に基づき、次に掲げる事項について、あらかじめ承認を得なければならぬ。

- (1) 指定統計調査の名称
- (2) 調査票の使用目的
- (3) 調査票の使用者の範囲
- (4) 使用する調査票の名称及び範囲

(5) 使用する調査事項

(6) 使用方法

(7) 使用期間

(8) 使用場所

(9) 結果の公表方法及び公表時期

(10) 転写書類の使用後の処理

12. 包括的承認がなされた範囲内における個別の目的外使用状況報告に関する事項

○ 記載要領

ア 包括的承認の範囲内で行われる個別の目的外使用について、その使用状況を、総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務を分掌するものに限る。以下「政策統括官（統計基準担当）」という。）に報告する旨を記載すること。

イ 申請文書に記載するに当たっては、「調査票の使用状況の報告」等を事項名とすること。

《記載例》

- ・ 〇〇省〇〇局〇〇部長は、調査票の使用状況について、毎年度終了後速やかに、政策統括官（統計基準担当）に報告する。

なお、政策統括官（統計基準担当）は、調査票の使用状況に関し、必要に応じて報告を求めることができる。

第7 申請文書の審査手続等

1. 審査担当部署

申請文書に関する審査は、内容審査を総務省政策統括官付統計審査官が行い、形式審査を総務省政策統括官付統計企画管理官が行う。審査に当たっては、審査報告書（様式第2号）を作成する。

2. 審査等に要する期間

審査担当部署は、申請文書を受理してから原則として24日以内に、当該申請に対する承認又は不承認の通知及び承認した場合の公示を行うものとする。

3. 審査後の手続等

(1) 承認した場合

ア 通知書の送付

総務大臣は、申請者に対し、調査実施者を経由して、承認通知書（様式第3号）を送付するとともに、調査実施者に対して、申請者に対する通知書の写しを添付の上、承認した旨の通知書（様式第4号）を送付する。

申請事項を変更し、又は、条件を付して承認した場合には、その事項も併せて通知する。

なお、統計法第15条第2項において「承認を得て使用の目的を公示したものについて」と規定されているとおり、申請者が、承認した旨の通知書を受領したのみでは調査票を使用することはできず、後記イ記載の公示をもって使用が可能となる。

イ 公示

総務大臣は、当該目的外使用の申請を承認した後、統計法第15条第2項の規定に基づき、公示

の手続を行う。公示は、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第6条の規定に基づき、総務省告示を官報に掲載することによって行うものとし、告示には、指定統計の名称、調査票の使用目的及び調査票の使用者の範囲を公示する。

ウ 調査票の使用状況の確認

(ア) 申請者は、使用期間終了後（使用終了後、一定期間保管する場合には、保管期間終了後）、速やかに、転写書類（個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できる中間集計表を含む。）の使用後の処置について、様式第5号により、総務大臣に報告するものとする。

なお、包括的承認の申請にあつては、調査実施者又は「事業所・企業データベース」の管理者は、承認の範囲内で行われる個別の目的外使用についても事務処理要領に基づき、同様の措置を講ずるものとする。

(イ) 総務大臣は、承認後の調査票の使用状況を確認する必要がある場合には、統計法第16条の2の規定に基づき、上記（ア）以外に報告を求めることができる。

(2) 承認しない場合

総務大臣は、申請者に対し、調査実施者を経由して不承認通知書（様式第6号）を送付するとともに、調査実施者に対して申請者に対する通知書の写しを添付の上、承認しない旨の通知書（様式第7号）を送付する。

申請者（行政機関及び地方公共団体を除く。）に対する不承認通知書には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく取消訴訟の提起に関する教示を付記するものとする。

(3) 電子情報処理組織を利用した通知書の送付

通知書は、総務大臣の定めるところにより、総務省の使用に係る電子計算機と調査実施者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査実施者に送付することができる。通知書の送付を受けた調査実施者は、申請者あての通知書について、調査実施者の定めるところにより、調査実施者の使用に係る電子計算機と申請者に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請者に送付することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成17年8月15日から施行する。
- 2 昭和40年2月26日付け行政管理庁長官決定「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」は、この要領の施行をもって廃止する。

(別添様式 省略)

官庁統計の基本原則(仮訳)

国連統計委員会は、

官庁統計情報は、経済、人口、社会及び環境分野における開発並びに世界中の国家・国民の間の相互理解及び通商のための不可欠な基盤であることを銘記しつつ、

官庁統計情報に対する公衆からの信頼は、社会が自らを理解し、その構成員の権利を尊重するための基礎となる基本的な価値と原則の尊重に依存していることを銘記しつつ、

官庁統計の質、ひいては政府、経済界及び公衆の利用に供される情報の質は、統計の作成過程において適切かつ信頼できる情報の提供に関して国民、企業及びその他の回答者の協力が得られること、また、ユーザーのニーズを満たすためユーザーと統計作成者とが協力することに大いに依存することを銘記しつつ、

各国間の比較を可能にする基準及び概念を設定するための、政府機関及び非政府機関の統計における活動努力を想起しつつ、

国際統計協会 (ISI) の専門家の倫理に関する宣言を想起しつつ、

1992年4月15日に国連ヨーロッパ経済委員会 (ECE) で採択された決議 C (47) が、普遍的意義を持つとの意見を表明しつつ、

アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) の統計委員会によって基本原則の審査を付託された統計専門家ワーキンググループが、1993年11月にバンコクで開催された第8回会合において、ECE版に原則的に同意し、この原則がすべての国家にとって適切であることを強調したことに留意しつつ、

1994年3月にアジスアベバで開催されたアフリカの立案者・統計家・人口学者の第8回合同会議が、官庁統計の基本原則が普遍的意義を持つとしたことに留意しつつ、

この官庁統計の基本原則を採択する。

1. 官庁統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的な社会の情報システムにおける不可欠な要素を構成している。この目的のため、公的な情報利用に対する国民の権利を尊重するよう、政府統計機関は、実際に役に立つ官庁統計を公正にまとめ、利用に供しなければならない。
2. 官庁統計への信頼を保持するために、統計機関は、科学の原理と専門家としての倫理を含む厳密に専門的な見地から、統計データの収集、処理、蓄積及び公表の方法及び手続を決定する必要がある。
3. データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の情報源、方法及び手続に関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない。
4. 統計機関は、統計の誤った解釈及び誤用に関して意見を述べる権利を有する。
5. 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手し得る。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定すべきである。
6. 統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人又は法人に関するものであるかによらず、厳重に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない。
7. 統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。
8. 国内統計機関間の調整は、統計システムの一貫性及び効率性を達成するために不可欠である。
9. 国際的な概念、分類及び方法を各国統計機関が用いることは、官庁のすべてのレベルの統計体系の整合性及び効率性を向上させる。
10. 統計における二国間及び多国間協力は、すべての国の官庁統計システムの改善に寄与する。

(注) 官庁統計の基本原則は、信頼される各国統計システムを確立し、維持していくための指針として、1994年4月の国連統計委員会特別会合において採択されたものである。

調査票情報の提供実績

(統計調査 所管府省等名)	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	調査に係 る名簿の 作成を行 う場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
平成 21 年度							
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	233	217	16	12	1	11	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	7	6	1	2	0	2	0
文部科学省	113	113	0	1	1	0	0
厚生労働省	1,080	1,076	4	35	3	32	0
農林水産省	11	10	1	4	0	4	0
経済産業省	662	651	11	0	-	-	-
国土交通省	148	148	0	0	-	-	-
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,254	2,221	33	54	5	49	0
平成 22 年度							
内閣府	0	0	0	1	0	0	1
総務省	519	516	3	27	0	27	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	10	9	1	2	0	2	0
文部科学省	157	154	3	4	2	2	0
厚生労働省	1,548	1,540	8	96	2	90	4
農林水産省	7	7	0	2	0	2	0
経済産業省	679	622	57	0	0	0	0
国土交通省	55	55	0	1	1	0	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,975	2,903	72	133	4	123	5

注) 各年度中に利用を開始したもの数であり、当該年度以前から継続して利用しているものは含まない。

(統計調査 所管府省等名)	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供)			
	統計の作成 等を行う場 合	調査に係る 名簿の作成 を行う場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
平成 23 年度							
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	527	406	121	40	6	34	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
厚生労働省	1, 217	1, 193	24	91	6	82	3
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
合 計	2, 647	2, 417	230	148	18	127	3

注) 各年度中に利用を開始したもの数であり、当該年度以前から継続して利用しているものは含まない。

(参考) 旧統計法下における調査票情報の目的外利用の承認件数

平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
157	198	128

- 注) 1 平成 17 年度以前の件数については記載を省略している。
- 2 上記の件数は、旧統計法において、総務大臣の承認が必要とされた指定統計調査に係る調査票の目的外利用の件数であり、承認統計等に係る目的外利用の件数は含んでいない。
- 3 上記の件数は、外部への提供のほか、統計調査の実施者自らが調査票情報の目的外利用を行う場合の件数も含んでいる。また、外部への提供についても、公的機関への提供と公的機関以外の者への提供を合わせた件数である。
- 4 複数の統計について、同一の告示で公示している場合には、統計ごとに計上しているため、本表の承認件数は実際の告示件数より多くなっている。
- 5 同一の承認で複数の相手先へ提供する場合には、まとめて 1 件として計上している。(なお、当該計上方法と異なり、現行統計法下(平成 21 年度以降)の提供件数は提供先ごとに計上したものである。)

(参考) 統計法第33条に基づく調査票情報の提供 (詳細)(平成23年度)

区分 (注1)	33条第1号			33条第2号 (注2)			
	統計の作成等	名簿		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
総務省	528	407	121	40	6	34	0
国勢調査(※)	139	138	1	2	1	1	0
住宅・土地統計(※)	27	27	0	4	2	2	0
労働力調査(※)	55	55	0	1	0	1	0
小売物価統計(※)	29	29	0	0	0	0	0
家計調査(※)	11	11	0	4	0	4	0
科学技術研究調査(※)	6	5	1	0	0	0	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0	5	1	4	0
全国消費実態調査(※)	7	7	0	12	1	11	0
全国物価統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
社会生活基本調査(※)	0	0	0	7	1	6	0
経済センサス-基礎調査(事業所・企業統計)(※)	242	123	119	2	0	2	0
サービス業基本調査	2	2	0	0	0	0	0
サービス産業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	2	2	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支調査	0	0	0	1	0	1	0
貯蓄動向調査	0	0	0	2	0	2	0
財務省	11	10	1	3	0	3	0
法人企業統計(※)	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
学校基本調査(※)	153	152	1	0	0	0	0
学校保健統計(※)	2	1	1	2	0	2	0
社会教育調査(※)	3	2	1	0	0	0	0
学校教員統計(※)	5	5	0	0	0	0	0
全国イノベーション調査	0	0	0	3	0	3	0
体育・スポーツ施設現況調査	1	0	1	0	0	0	0
体力・運動能力調査	2	2	0	0	0	0	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,217	1,193	24	91	6	82	3
人口動態調査(※)	755	753	2	29	6	23	0
毎月勤労統計(全国調査・地方調査)(※)	3	3	0	1	0	1	0
薬事工業生産動態統計(※)	36	36	0	0	0	0	0
医療施設調査(※)	52	52	0	5	0	4	1
患者調査(※)	7	7	0	6	0	6	0
賃金構造基本統計(※)	39	39	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査(※)	43	23	20	12	0	11	1
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	2	0	2	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	54	54	0	2	0	2	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
医療給付実態調査	2	2	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	20	20	0	4	0	3	1
介護給付費実態調査	0	0	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	49	49	0	4	0	4	0
雇用均等基本調査	0	0	0	2	0	2	0
雇用動向調査	1	1	0	1	0	1	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	5	0	5	0
社会福祉施設等調査	37	37	0	0	0	0	0
社会保障実態調査	0	0	0	3	0	3	0
社会保障生計調査	0	0	0	1	0	1	0
受療行動調査	0	0	0	2	0	2	0
循環器疾患基礎調査	0	0	0	2	0	2	0
全国家庭動向調査	0	0	0	1	0	1	0
地域保健・健康増進事業報告	19	19	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	2	0	2	0
派遣労働者実態調査	1	1	0	0	0	0	0

区分 (注1)	33条第1号			33条第2号 (注2)			
	統計の作成等	名簿		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
病院報告	49	49	0	0	0	0	0
福祉行政報告例	1	1	0	0	0	0	0
平成12年介護サービス世帯調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	47	45	2	0	0	0	0
労働争議統計	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
農林業センサス(※)	0	0	0	6	5	1	0
漁業センサス(※)	0	0	0	1	1	0	0
牛乳乳製品統計(※)	10	10	0	0	0	0	0
作物統計(※)	3	3	0	0	0	0	0
木材統計(※)	1	0	1	0	0	0	0
農業経営統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計	3	2	1	0	0	0	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
工業統計(※)	460	401	59	0	0	0	0
経済産業省生産動態統計(※)	13	10	3	0	0	0	0
商業統計(※)	31	19	12	0	0	0	0
商業動態統計(※)	23	23	0	0	0	0	0
ガス事業生産動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	5	4	1	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	25	25	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計	1	1	0	0	0	0	0
知的財産活動調査	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	1	1	0	1	0	1	0
特定サービス産業動態統計	6	3	3	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	6	6	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	53	53	0	0	0	0	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
港湾調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
建築着工統計(※)	4	4	0	0	0	0	0
建設工事受注動態統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人土地統計(※)	1	1	0	0	0	0	0
空家実態調査	2	2	0	0	0	0	0
住生活総合調査(住宅需要実態調査)	13	13	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	3	3	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	3	3	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	6	6	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	2	2	0	1	0	1	0
東京都市圏パーソントリップ調査	13	13	0	0	0	0	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0	0	0	0	0
京阪神都市圏パーソントリップ調査	8	8	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	17	17	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	1	1	0	0	0	0	0
合計	2,648	2,418	230	148	18	127	3
(参考) 内訳(提供先)							
国	194	153	41	4	1	3	0
地方公共団体	2,344	2,169	175	2	1	1	0
大学	39	38	1	119	10	107	2
独法等その他	71	58	13	23	6	16	1

注1 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計は、基幹統計であることを示す。

- 2 「公的機関(1号)」は、統計法施行規則第9条第1号(公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等)に該当するものを示す。
「調査研究(2号)」は、統計法施行規則第9条第2号(公的機関が費用の全部または一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等)に該当するものを示す。
「特別な事由(3号)」は、統計法施行規則第9条第3号(国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等)に該当するものを示す。

オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能統計調査

資料10

(平成23年度末現在)

(1) オーダーメイド集計の対象統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府			1	5	3	12	3	16
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	1	5	1	6	1	7
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成22年度	0	0	1	3	1	5
	消費動向調査	平成19年度～平成22年度	0	0	1	3	1	4
総務省			1	4	8	36	8	52
	国勢調査	平成2年、7年、12年、17年	1	4	1	4	1	4
	労働力調査	平成元年1月～平成22年12月(月次調査)	0	0	1	20	1	22
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成22年12月(月次調査)	0	0	1	2	1	9
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年	0	0	1	2	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年	0	0	1	2	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	0	0	1	1	1	4
	家計調査	平成17年1月～平成20年12月(月次調査)	0	0	1	4	1	4
全国消費実態調査	平成16年	0	0	1	1	1	1	
財務省			1	5	2	33	2	35
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	1	5	1	6	1	7
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度以降の各調査年度	0	0	1	27	1	28
文部科学省			1	1	1	2	1	3
	学校基本調査	平成20年度～22年度	1	1	1	2	1	3
厚生労働省			1	1	3	4	5	9
	賃金構造基本統計調査	平成18年～20年	1	1	1	2	1	3
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年、20年	0	0	1	1	1	2
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年、22年	0	0	1	1	1	2
	医療施設(静態)調査	平成20年	0	0	0	0	1	1
	患者調査	平成20年	0	0	0	0	1	1
農林水産省			2	3	3	5	3	6
	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	1	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19～20年	0	0	1	2	1	2
経済産業省			0	0	0	0	1	3
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～22年度調査(19年度実績～21年度実績)	0	0	0	0	1	3
国土交通省			0	0	1	1	1	2
	建築着工統計調査	平成21年4月～平成23年3月(月次調査)	0	0	1	1	1	2
計			6	14	20	87	23	119

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(参考) 日本銀行			1	5	1	6	1	7
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降の各調査期	1	5	1	6	1	7

(2) 匿名データの対象統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			4	13	4	13	5	33
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月～平成19年12月(月次調査)	0	0	0	0	1	19
厚生労働省			0	0	0	0	1	1
	国民生活基礎調査	平成16年	0	0	0	0	1	1
計			4	13	4	13	6	34

オーダーメイド集計及び匿名データの提供実績

(平成23年度末現在)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数			
		21年度	22年度	23年度	累計
内閣府		0	1	0	1
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	1
	企業行動に関するアンケート調査		0	0	0
	消費動向調査		0	0	0
総務省		4	9	9	22
	国勢調査	4	8	2	14
	労働力調査		1	0	1
	家計消費状況調査		0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	4
	就業構造基本調査		0	0	0
	社会生活基本調査		0	1	1
	家計調査		0	1	1
財務省	全国消費実態調査		0	1	1
		0	1	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	1
文部科学省	年次別法人企業統計調査		0	0	0
		0	1	0	1
厚生労働省	学校基本調査	0	1	0	1
		0	0	1	1
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	0
	人口動態調査		0	1	1
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0
	医療施設(静態)調査			0	0
農林水産省	患者調査			0	0
		0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0
経済産業省	海面漁業生産統計調査		0	0	0
				0	0
国土交通省	経済産業省企業活動基本調査			0	0
			1	0	1
	建築着工統計調査		1	0	1
合計		4	12	10	26

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。
利用目的は全て学術研究目的である。

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数			
		21年度	22年度	23年度	累計
総務省		20	38	31	89
	学術研究目的	18	36	28	82
	高等教育目的	2	2	3	7
	全国消費実態調査	6	17	12	35
	学術研究目的	5	17	10	32
	高等教育目的	1	0	2	3
	社会生活基本調査	10	9	16	35
	学術研究目的	9	9	15	33
	高等教育目的	1	0	1	2
	就業構造基本調査	7	10	7	24
	学術研究目的	5	8	6	19
	高等教育目的	2	2	1	5
	住宅・土地統計調査	0	6	1	7
	学術研究目的	0	6	0	6
	高等教育目的	0	0	1	1
労働力調査			0	0	
学術研究目的			0	0	
高等教育目的			0	0	
厚生労働省				2	2
	学術研究目的			2	2
	高等教育目的			0	0
	国民生活基礎調査			2	2
	学術研究目的			2	2
高等教育目的			0	0	
合計		20	38	33	91
	学術研究目的	18	36	30	84
	高等教育目的	2	2	3	7

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けているものがあるため、合計は一致しない。

(参考) 重複を調整しない場合の合計

	提供件数			
	21年度	22年度	23年度	累計
合計(重複調整なし)	23	42	38	103
学術研究目的	19	40	33	92
高等教育目的	4	2	5	11

オーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例

平成 24 年 7 月 20 日現在

以下は、利用者の同意を得た上で、統計センターホームページに掲載されているものの一覧である。

(1) オーダーメイド集計を利用した研究事例

(注) 公表の欄に「○」を記入している研究は、研究成果(論文等)をホームページ上で公表済みのものであり、無記入の研究は、現在分析中のものである。(掲載URLは、統計センターホームページ(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseeki.html>)参照)

統計調査名 (総務省)	研究等の名称	利用者の所属・氏名	公表
国勢調査	エリア・サンプリングにおける問題点	埼玉大学 氏家 豊	○
国勢調査	地域別経済指標に基づくSDモデルの開発	静岡大学 上藤 一郎 浅利 一郎 山下 隆之 高瀬 浩二	○
国勢調査	仕事と子育ての両立における保育所アクセシビリティの重要性に関する研究	東京大学空間情報科学研究センター 河端 瑞貴	
国勢調査	在日外国人の仕事－2000年国勢調査データの分析から－		○
	家族・ジェンダーからみる在日外国人－2000年国勢調査データの分析から－	徳島大学 樋口 直人	○
	在学率と通学率から見る在日外国人青少年の教育－2000年国勢調査データの分析から－		○
国勢調査	配偶関係に着目した住宅事情の実態分析	神戸大学 川田 菜穂子	
国勢調査	京阪神大都市圏における就業者の時空間分布推定に関する研究	京都大学 木全 淳平	
国勢調査	外国人労働と日本の経済成長	一橋大学経済研究所 深尾 京司 牧野 達治	
全国消費実態調査	新・家計消費論 －高齢層が支える都市部消費－	公益財団法人 総合研究開発機構	○

(2) 匿名データを利用した研究事例

(注) 公表の欄に「○」を記入している研究は、研究成果(論文等)をホームページ上で公表済みのものであり、無記入の研究は、現在分析中のものである。(掲載URLは、統計センターホームページ参照)

統計調査名	研究等の名称	利用者の所属・氏名	公表
(総務省)			
住宅・土地統計調査	地域住宅市場における公的住宅・施策の役割と機能	大阪市立大学 多治見 左近	
住宅・土地基本調査 全国消費実態調査	持家所得における既婚女性の就業の役割	神戸大学 平山 洋介	○
住宅・土地基本調査 全国消費実態調査	社会格差に関する日英比較—所得・資産の国際・地域比較を中心に—	【研究代表者】 立命館大学 中谷 友樹	
全国消費実態調査	消費者のライフスタイル・世帯属性と消費行動の 関係及びそこから環境負荷に関する研究	立命館大学 吉川 直樹	
全国消費実態調査 社会生活基本調査	消費者行動のライフサイクル CO2 排出解析	産業技術総合研究所 井原 智彦	
全国消費実態調査	若年層のモビリティパターンの変化	名古屋大学 山本 俊行	
全国消費実態調査	年齢階級別所得格差の要因分解に関する研究	北海学園大学 木村 和範	
全国消費実態調査	消費と資産の格差と所得の不確実性に関する研究	シンガポール大学 山田 憲	
全国消費実態調査	低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究	【研究代表者】 慶應義塾大学 駒村 康平	
全国消費実態調査	家計における消費税負担に関する研究	一橋大学経済研究所 高山 憲之	
全国消費実態調査	日本の高齢化とその財政問題やマクロ経済へのインプリケーション	大阪大学 山田 浩之	
全国消費実態調査	財政・社会保障政策と所得分配・少子化の関連性に関する調査研究	日本経済研究センター研究本部 研究開発グループ	
全国消費実態調査	高齢化と貯蓄率低下の関連性—日本の家計調査ミクロデータによる分析—	富山大学 モグシク ルクサグー	
就業構造基本調査	若者の有業・無業状態における属性の考察	東海大学 小崎 敏男	○
就業構造基本調査	女性の働き方と少子化に関する考察		○
就業構造基本調査	税負担と労働供給 —「日本労働研究雑誌」No. 605 2010.12 —	慶應義塾大学 別所 俊一郎	○
就業構造基本調査	産業／職業構造の変化と所得格差の拡大に関する研究	関西学院大学 長松 奈美江	
就業構造基本調査	自営業への移行の要因と成功条件に関する研究	一橋大学 岡室 博之	

就業構造基本調査	男性所得の格差及び貧困層の拡大が女性の結婚行動に与える効果	神戸大学 佐々木 昇一	
就業構造基本調査	平成 22 年度一橋大学大学院経済学研究科「演習」 (労働経済学 I)	一橋大学 川口 大司	
就業構造基本調査	日本における女性事務職の就業分析－男女雇用機会均等法施行による変化－	国際短期大学 寺村 絵里子	
就業構造基本調査	就業形態・学歴・世帯構成と所得格差に関する研究	大阪大学社会経済研究所 大竹 文雄 日本経済研究センター 伊藤 由樹子	
就業構造基本調査	定年前後の移動に関する研究	明治大学 永野 仁	
社会生活基本調査	個人・世帯属性と行楽・観光旅行行動の関係	帝京大学 大林 千一	○
社会生活基本調査	世帯内における構成員間の同一・非同一年行動に関する生活時間研究	中央大学 坂田 幸繁	
社会生活基本調査	世帯属性と就業行動および生活行動・生活時間配分に関する実証研究	明海大学 伊藤 伸介	
社会生活基本調査	社会地域でのボランティア活動の規定要因と学習の効果に関する研究	東京大学 佐藤 智子	
社会生活基本調査	社会関係資本 (Social capital) の形成と経済的条件	西南学院大学 山村 英司	
社会生活基本調査	就業者における曜日別生活時間配分に関する研究	北海学園大学 水野谷 武志	
社会生活基本調査	消費者の購買行動に関する研究	群馬大学 樋田 勉	
社会生活基本調査	余暇活動の変化構造に関する研究	(財)日本交通公社 黒須 宏志	
社会生活基本調査	生活行動からみる高齢者の行動特性について－社会生活基本調査の匿名データを用いて－ 子供のいる世帯における夫と妻の 2 次活動時間の差異について－社会生活基本調査の匿名データを用いて－ 趣味・娯楽活動の時間について	(公財)統計情報研究開発センター 中村 華津子、 坂部裕美子 古市 耕一郎 村田 磨理子	○

二次的利用に関する要請等の経緯

時期 平成20年度 以前	○ 統計法・ガイドライン 関係 ／ ● 統計データの二次的利用促進に関する研究会 開催実績 ○平成19年5月23日 改正統計法成立 ●平成19年10月22日 第1回研究会 ●平成20年6月16日 第7回研究会 ○平成20年12月から21年2月の間に関連ガイドライン制定	◇ 公的統計の整備に関する基本的な計画 ／ ◆ 内閣府統計委員会 関係 ◇平成21年3月13日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(閣議決定) (統計データの有効活用の推進) ・ オータードモード集計、匿名データについて、秘密の保護に配慮しつつ取組の開始・拡大。調査票情報の利用方法であるオンライン利用について検討 等(平成21年度から実施) ・ 統計データ・アーカイブの整備に向け、整備・運用方法等について検討。調査票情報、オータードモード集計、匿名データの提供の将来の在り方について検討(平成25年度までに結論) 等	☆ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) 関係／ ★ 内閣府行政刷新会議 関係
平成21年度	○4月1日 改正統計法 施行 ○10月1日 統計法施行令改正 (匿名データの利用目的に国際比較を追加) (9月29日に関連ガイドライン改正)		
平成22年度	●12月10日 第8回研究会 ●2月17日 第9回研究会 ○3月28日 関連ガイドライン改正 (施行状況報告審議結果報告の指摘の反映等)	◆9月30日 「平成21年度 統計法施行状況報告に関する審議結果報告書」(内閣府統計委員会) ・ 国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要 ・ 調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要。また、オンライン利用についての検討を進める際、調査票情報の利用手続の簡素化の検討を行う。	☆5月1日 「新たな情報通信技術戦略」(IT 戦略本部決定) 【重点施策】行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報保護する観点から、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて2次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。 【具体的取組】行政機関が保有する地理空間情報、統計調査等に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進する。 ☆6月22日 「新たな情報通信技術戦略工程表」(IT 戦略本部決定) (行政機関が保有する情報の活用) 短期(2010年、2011年) 行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。 総務省：統計調査票情報活用にあつての統計調査票情報活用制度の見直し 中期(2012年、2013年) 情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。 総務省：統計調査票情報活用制度の見直し(継続)、必要な法令改正等

<p>平成 23 年度</p>	<p>● 4 月 10 日 第 10 回研究会</p> <p>● 6 月 27 日 第 11 回研究会</p>	<p>◆ 9 月 22 日 「平成 22 年度 統計法施行状況報告に関する審議結果報告書」(内閣府統計委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要。また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、調査実施後一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間を短縮することや、長期にわたる過去のデータを二次的利用の対象としていくことが必要。 国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要。 二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。 利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。 調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要。また、オンサイト利用についての検討を進める際、調査票情報の利用に係る手続の簡素化の検討を行う。 	<p>★ 4 月 8 日 「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(閣議決定)</p> <p>統計調査情報の利用拡大が図れるよう、オナーデータ集計や匿名データの作成・提供について、目的外利用に対する国民の理解の確保、匿名化技術の確立及び検証、費用負担の調整等の課題について検討を開始し、結論を得る。(平成 23 年度検討開始・平成 24 年度結論)</p> <p>★ 8 月 3 日 「新たな情報通信技術戦略工程表 (改訂)」(IT 戦略本部決定)</p> <p>(行政機関が保有する情報の活用)</p> <p>【今後の取組】</p> <p>短期 (2011 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。 <p>総務省：統計調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論。</p> <p>中期 (2012 年、2013 年)</p> <p>情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。</p> <p>総務省：統計調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論 (継続)、必要な法令改正等。</p> <p>★ 8 月 3 日 「情報通信技術利用のための規制・制度改革に関する対処方針 (IT 戦略本部決定)」</p> <p>(政府統計データの活用)</p> <p>総務省及び各統計所管府省は、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方針を早期に検討・実施する。<平成 23 年度中に検討、結論></p> <p>なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大 (総務省) 二次的利用でできる統計数の増加、例えば、匿名化の技術的難易度が低いオナーデータ集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始。(各統計所管府省) 匿名化技術の開発 (各統計所管府省) 二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備を含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進 (総務省) 二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化 (総務省、各統計所管府省) オナーデータ集計、匿名データのオンラインによる提供 (総務省で制度設計、各統計所管府省で実施) 安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。(総務省)
-----------------	---	--	---

二次的利用に関する要請等への対応状況

(平成 24 年 7 月 25 日現在)

要請等の内容	現状
<p>●公的統計の整備に関する基本的な計画、内閣府統計委員会 関係</p> <p>公的統計の整備に関する基本的な計画 (平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)</p> <p>別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策 4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供</p> <p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 <p>(略)</p> <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。 (担当府省：各府省、実施時期：平成 21 年度から実施する。)</p> <p>(2) 統計データ・アーカイブの整備</p> <p>ア 統計データ・アーカイブの整備(平成 25 年度までに結論)</p> <p>○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。 調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。 (担当府省：総務省、実施時期：平成 25 年度までに結論を得る。) 	<p>(提供対象調査の拡大)</p> <p>二次的利用が可能な統計調査について、平成 23 年度末において 29(オーダーメード集計 23、匿名データ 6)となっており、制度開始当初の 10(オーダーメード集計 6、匿名データ 4)から約 3 倍に増加した。</p> <p>また、年次単位では、制度開始当初の 27(オーダーメード集計 14、匿名データ 13)から 153(オーダーメード集計 119、匿名データ 34)に大幅に増加した。</p> <p>今後もニーズを踏まえ、技術的に可能な統計から順次拡大を図る必要がある。</p> <p>(オンサイト利用)</p> <p>大学と連携し、セキュリティ対策などの所要の技術要件等について検証する取組を行っている。当該取組の成果を踏まえ、今後、オンサイト利用に係る環境の整備等(所要の技術要件や制度上の位置付け等を明確にするためのガイドラインの整備等)について検討する必要がある。</p> <p>(統計データ・アーカイブ)</p> <p>統計データ・アーカイブの整備に関する国内外の政府統計機関等による取組事例を調査した。</p> <p>実施主体や収集するデータの範囲、ニーズやコスト等の課題について、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p>(二次的利用の在り方(利用目的の範囲等)に関する検討)</p> <p>二次的利用の目的範囲については、統計法令の定めるところにより、公益目的に限定されている。</p> <p>統計データの二次的利用に関するシンクタンク等の民間におけるニーズや諸外国における類似制度等についての状況把握を実施したところ。</p> <p>利用目的の範囲等、二次的利用の在り方については、個人・企業の秘密保護に欠けることにならないことを前提に、国民の不安を生じさせることのないよう配慮しつつ、慎重に検討する必要がある。(具体的取組事項：e-Stat の充実、擬似マイクロデータの研究等)</p> <p>(利用手続の改善)</p> <p>統計データの二次的利用に係る各種ガイドラインを平成 23 年 3 月に改正し、オーダーメード集計及び匿名データの利用の要件である研究成果の公表方法を簡素化したところ。</p> <p>また、調査票情報の利用手続について、継続的に行われる統計調査について、一度の申請で将来実施予定の年次分も含めて提供可能とする等の改善を図ったところ。</p> <p>引き続き、ニーズの把握に努め、秘密の保護について国民の不安を生じさせることのないよう配慮しつつ、ガイドラインの改正等の要否について検討を行う必要がある。</p>
<p>平成 21 年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書 (平成 22 年 9 月 30 日内閣府統計委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。 	
<p>平成 22 年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書 (平成 23 年 9 月 22 日内閣府統計委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。 また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、調査実施後一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間を短縮することや、長期にわたる過去のデータを二次的利用の対象としていくことが必要である。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。 ・ 各府省は、二次的利用に対する制度、手続、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。 ・ 各府省は、利用手続について、利用者のニーズを把握し改善に努める。 ・ 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に当該調査票情報の利用に係る手続の簡素化の検討を行う。 	<p>(適切な運用管理、国民理解の確保)</p> <p>調査票情報の適正な管理を通じた国民の信頼確保のため、「調査票情報の管理等に関するガイドライン」を見直して、平成 23 年 3 月に「調査票情報等の管理及び情報漏えいの等の対策に関するガイドライン」として策定し、所要の周知期間を経て同年 10 月から実施した。</p>
<p>●高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) 関係</p>		
<p>新たな情報通信技術戦略 (平成 22 年 5 月 1 日 IT 戦略本部決定)</p>	<p>Ⅲ. 分野別戦略</p> <p>1. 国民本位の電子行政の実現 (2) オープンガバメント等の確立</p> <p>【重点施策】 行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報保護の観点から、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて 2 次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。</p> <p>【具体的取組】 行政機関が保有する地理空間情報、統計調査等に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進する。【内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省】</p>	<p>(オンライン提供等)</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) に基づき、政府統計を一元的に提供する政府統計の総合窓口 (e-Stat) を運用し、インターネットを通じてワンストップで統計表を入手できるようになっている。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、公表されるクロス集計や地域別データの充実、GIS 機能の強化等、今後、e-Stat の充実を更に図る必要がある。</p> <p>また、オーダーメイド集計、匿名データのオンラインによる提供については、情報セキュリティ・匿名化技術、費用対効果等に配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。</p> <p>なお、オーダーメイド集計については、集計結果の電子メールでの提供を既に実施している。</p>
<p>新たな情報通信技術戦略 工程表 (平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部決定)</p>	<p>1. (2) ii) 行政機関が保有する情報の活用 <u>短期 (2010 年、2011 年)</u> 行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。</p> <p>総務省：統計調査票情報活用にあたっての統計調査票情報活用制度の見直し</p> <p><u>中期 (2012 年、2013 年)</u> 情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。</p> <p>総務省：統計調査票情報活用制度の見直し (継続)、必要な法令改正等</p>	<p>(二次的利用の在り方 (利用目的の範囲等) に関する検討)</p> <p>二次的利用の目的範囲については、統計法令の定めるところにより、公益目的に限定されている。</p> <p>統計データの二次的利用に関するシンクタンク等の民間におけるニーズや諸外国における類似制度等についての状況把握を実施したところ。</p> <p>利用目的の範囲等、二次的利用の在り方については、個人・企業の秘密保護に欠けることにならないことを前提に、国民の不安を生じさせることのないよう配慮しつつ、慎重に検討する必要がある。(具体的取組事項：e-Stat の充実、疑似マイクロデータの研究等)</p>
<p>新たな情報通信技術戦略 工程表 (改訂) (平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定)</p>	<p>1. (2) ii) 行政機関が保有する情報の活用 【今後の取組】 <u>短期 (2011 年)</u> 行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。</p>	<p>(利用手続の改善)</p> <p>統計データの二次的利用に係る各種ガイドラインを平成 23 年 3 月に改正し、オーダーメイド集計及び匿名データの利用の要件である研究成果の公表方法を簡素化したところ。</p> <p>また、調査票情報の利用手続について、継続的に行われる統計調査について、一度の申請で将来実施予定の年次分も含めて提供可能とする等の改善を図ったところ。</p> <p>引き続き、ニーズの把握に努め、秘密の保護について国民の不安を生じさせることのないよう配慮しつつ、ガイドラインの改正等の要否について検討を行う必要がある。</p>

	<p>総務省：統計調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論。</p> <p>中期（2012年、2013年） 情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。</p> <p>総務省：統計調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論（継続）、必要な法令改正等。</p>	<p>（匿名化技術） 匿名化技術については、各府省が既に一定の技術を開発して活用してきており、最終的には統計委員会で検討されることとなっている。</p> <p>（適切な運用管理、国民理解の確保） 調査票情報の適正な管理を通じた国民の信頼確保のため、「調査票情報の管理等に関するガイドライン」を見直して、平成23年3月に「調査票情報等の管理及び情報漏えいの等の対策に関するガイドライン」として策定し、所要の周知期間を経て同年10月から実施した。</p>
<p>新たな情報通信技術戦略工程表（改訂） （平成24年7月4日 IT 戦略本部決定）</p>	<p>【今後の取組】 2012年度、2013年度 ○情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。 総務省：研究会等での調査票情報の二次的利用制度見直しの検討・結論（継続）、必要な法令改正等。</p>	<p>（オンサイト利用） 大学と連携し、セキュリティ対策などの所要の技術要件等について検証する取組を行っている。当該取組の成果を踏まえ、今後、オンサイト利用に係る環境の整備等（所要の技術要件、制度上の位置付け等を明確にするためのガイドラインの整備等）について検討する必要がある。</p>
<p>情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する対処方針 （平成23年8月3日 IT 戦略本部決定）</p>	<p>（政府統計データの活用） 総務省及び各統計所管府省は、正確な統計情報を得ることを第一としつつ、政府の保有する統計情報の二次的利用を推進する方策を早期に検討・実施する。＜平成23年度中に検討、結論＞ なお、検討にあたって考慮すべきポイントは以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的利用の目的範囲を、学術目的以外にも拡大（総務省） ○ 二次的利用できる統計数の増加、例えば、匿名化の技術的難易度が低いオーダーメード集計や匿名度の高い匿名データなど、できるものから順次提供を開始。（各統計所管府省） ○ 匿名化技術の開発（各統計所管府省） ○ 二次的利用拡大に伴うトラブル発生を想定した事後対策の整備含む二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進（総務省） ○ 二次的利用申出手続きの簡素化、データ提供の迅速化（総務省、各統計所管府省） ○ オーダーメード集計、匿名データのオンラインによる提供（総務省で制度設計、各統計所管府省で実施） ○ 安全性の確保を鑑みつつ、オンサイトでオンデマンド加工を可能とする環境を整えてオンデマンド集計を可能にする。（総務省） <p>（注）内閣官房 IT 担当室への聞き取りに基づく補足説明 サービスの提供機関側が準備したセキュリティ対策が講じられた施設を匿名データの利用者に提供し、匿名データを用いた集計作業をその施設内に限定して自由に集計作業をさせるといったサービスを想定している（匿名データのオンサイト利用施設での利用）。</p>	

<p>電子行政オープンデータ戦略（平成 24 年 7 月 4 日 I T 戦略本部決定）</p>	<p>第3 基本的な方向性</p> <p>1 基本原則</p> <p>我が国において公共データの活用の取組を進めるに当たり、次の①から④までを基本原則とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 政府自ら積極的に公共データを公開すること</p> <p>② 機械判読可能な形式で公開すること</p> <p>③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること</p> <p>④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していく</p> </div> <p>これらの基本原則に則って取組を推進するに当たり、国民・企業等の具体的な公共データの活用ニーズ、プライバシー情報等機微情報の取扱い、さらには、必要となる業務プロセスの見直しやそれに伴う事務負担、それらを踏まえた費用対効果等について十分に検討を行うものとする。</p> <p>また、取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積するとともに、並行して、それらの取組や後述する各種施策等による成果を基に、公共データ活用のための環境整備を進め、随時、取組へのフィードバックを図る。</p> <p>2. 取組対象とする 公共データ</p> <p>政府が保有するデータ（安全保障に関する情報等公開に適さないを除く。）について率先し取組を推進し、独立行政法人地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくものとする。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である。</p>	<p>二次利用の目的範囲については、統計法令の定めるところにより、公益目的に限定されている。</p> <p>統計法の趣旨に則り、統計調査により得られた個人情報については、安全保障に関する情報と同様、公開に適さない情報であることを I T 戦略本部事務局から確認している。</p>
<p>●その他（「国民の声」）</p> <p>「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）</p>	<p>関係</p> <p>【政府統計情報の二次活用の促進】</p> <p>統計調査情報の利用拡大が図れるよう、オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供について、目的外利用に対する国民の理解の確保、匿名化技術の確立及び検証、費用負担の調整等の課題について検討を開始し、結論を得る。（平成 23 年度検討開始・平成 24 年度結論）</p>	<p>オーダーメイド集計及び匿名データについて、ホームページやパンフレットによる広報、学会等での広報を実施しているところ。</p> <p>匿名化技術については、各府省が既に一定の技術を開発して活用してきており、最終的には統計委員会で検討されることとなっている。</p> <p>オーダーメイド集計及び匿名データの利用者は、統計法令の定めるところにより、実費を勘案して定められる手数料を納めなければならないとされている。費用負担の調整等の課題については、必要に応じ今後検討を行う。</p>

（注）平成 24 年 7 月 25 日に総合特区（先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中するもので、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置が総合的に実施される。）の指定が行われ、指定を受けたものの中に、鳥取県が申請主体となっている「鳥取発次世代社会モデル創造特区」が含まれている。

当該特区においては、規制の特例措置として、「公益性の高い取組に対する調査票情報の提供に係る要件緩和」が提案されているが、当該規制の特例措置の要否も含め、その具体的内容や必要性についての協議は今後行われることとなっている。

「統計データ・アーカイブの整備に関する調査研究報告書」の概要

(三菱総合研究所委託調査研究)

(1) 調査研究の目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、統計データ・アーカイブの整備に向け、総務省において、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能等を検討し、平成 25 年度までに結論を得ることと規定された。また、「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)においても、行政機関が保有する統計調査に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進することが求められている。

これらを踏まえ、総務省を中心とした政府全体における今後の検討のための基礎資料を得ることを目的に、総務省が三菱総合研究所に委託して、本調査研究を実施した。

(2) 調査実施時期

平成 23 年 8 月～11 月

(3) 調査実施機関

株式会社三菱総合研究所 (総務省が委託)

(4) 調査対象機関

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ アメリカセンサス局 | ・ アメリカ国立保健統計センター |
| ・ カナダ統計局 | ・ イギリス国家統計局 |
| ・ ドイツ連邦統計局 | ・ オランダ統計局 |
| ・ スウェーデン統計局 | ・ オーストラリア統計局 |
| ・ ニュージーランド統計局 | ・ 韓国統計庁 |

(5) 調査結果の概要

① 提供情報の元データ・形態

調査対象となった10機関において提供する情報の元データについては、表1のとおり、3種類に分類することができた。

表1 提供情報の元データ

元データの種類	内容
調査票レベル情報	調査客体を直接識別できる情報(名前、住所等)を削除した程度のレベルの情報。
匿名データ	直接識別できる情報の削除に加え、間接的に識別できる情報に対しても、削除・グルーピング等の秘匿処理を行った情報。
パブリックユースファイル	匿名データの秘匿処理に加え、パータバージョン(※1)、スワッピング(※2)等により、架空のデータとなるような大幅な加工処理を行った情報。

※1 パータバージョン: 調査票情報のデータをゆらぎ(ノイズ: 攪乱値や誤差)のデータに置き換える加工処理。

※2 スワッピング: 2つの調査票情報の間で一部のデータを入れ替える加工処理。

次に、提供する情報の形態は、提供情報を直接利用できる「直接利用型」、遠隔地から提供者の指定する集計プログラムを送信して集計結果の提供を受ける「リモートアクセスプログラム送付型」、及び委託した集計結果の提供を受ける「オーダーメイド型」の3種類に概ね分類することができた。また、それぞれの形態においても、利用者の研究室等で利用できるかどうか等により、分類することができた。詳細は表2のとおりである。

表2 提供情報の形態・内容

提供の形態		内容
直接利用型	オフサイト型	情報そのものの提供を受け、利用者の研究室等で利用できる。
	オンサイト型	利用場所を情報提供者が指定する場所に限定した上で、情報そのものを利用できる。
リモートアクセスプログラム送付型	参照可能型	ネット経由で集計元のデータを閲覧してプログラムを作成・送信し、集計結果を受け取ることができる。
	参照不可能型	ネット経由で参考情報を利用してプログラムを作成・送信し、集計結果を受け取ることがで

		きる（集計元のデータは閲覧できない）。
オーダーメイド型	手作業集計・提供型	集計の委託を行い、集計結果を受け取ることができる。
	自動集計・提供型	ウェブサイト上で集計項目を指定することにより、自動集計された結果をリアルタイムで受け取ることができる。

また、日本では実施されていない提供の形態として、表3のような形態で提供している機関が見受けられた。

表3 日本では実施されていない提供形態

提供機関 (提供データ名)	提供データの内容	提供目的等
ドイツ連邦統計局 (Campus Files)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学における統計教育用として作成された匿名データ ・無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・より秘匿性の低い匿名データを利用する前の訓練用という位置付け ・秘匿のための加工処理の程度が高く、詳細な分析に向かないと注釈あり
ニュージーランド統計局 (SURFs: Synthetic Unit Record File)	<ul style="list-style-type: none"> ・公表済の集計結果表から合成したデータ ・無料でWebサイトからダウンロード可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計教育用に作成されたデータを利用させるもの
韓国統計庁 (統計教育用マイクロデータ)	<ul style="list-style-type: none"> ・無料でWebサイトからダウンロード可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に大学生及び大学院生のために作成されたデータを利用させるもの

② 利用目的等

日本の二次的利用制度（オーダーメイド集計・匿名データ）においては、公益性を有する利用を行うことを条件としており、具体的には学術研究目的、高等教育目的等としている。

一方、諸外国政府統計部局における利用目的及び制限についてみると、匿名データについては、いずれも日本と同様に研究目的等に制限しており、ビジネス目的による利用を認めている例は見られない一方、情報漏えいリスクがほぼないと考えられるパブリックユースファイルの提供については、特段の利用制限を設けていなかった。

なお、日本では、統計法第33条第2項に基づき、高度な公益性を有する場合

に限り、必要最小限の調査票情報そのものを利用者に直接提供し、利用者の研究室等でそれを利用することができるが、諸外国の政府統計部局においては、調査票情報そのものの利用に対する条件は極めて厳しく、このような形で提供している例は見られなかった。

③ 費用負担

各提供情報を利用するに当たり、利用者に費用負担を求めているかについては、表4のとおりである。

表4 費用負担

提供の形態		内容
直接利用型	オフサイト型	匿名データは負担あり（カナダ統計局のみ無料）。パブリックユースファイルは負担なし。
	オンサイト型	提供する情報にかかわらず負担あり。
リモートアクセスプログラム送付型	参照可能型	提供する情報にかかわらず負担あり。
	参照不可能型	提供する情報にかかわらず負担あり（カナダ統計局のみ無料）。
オーダーメイド型	手作業集計・提供型	負担あり
	自動集計・提供型	集計元データの種類により異なる。

④ 大学での優遇措置

各提供情報を利用するに当たり、利用者に費用負担を求めている提供形態のうち、大学に所属している者に対して無料にするなど、優遇措置を設けている提供形態が、カナダ統計局、ドイツ連邦統計局、オーストラリア統計局で見られた。これらの機関では、個別大学と利用契約を締結した上で優遇措置を設けていた。

⑤ 利用手続・手順

【事前審査・署名等の対応】

各提供情報を利用するに当たり、政府統計部局による研修受講経験の確認などの事前審査の有無及びデータの適正な管理を行う旨の誓約書への署名等を求めているか否かについて確認した結果は、表5のとおり、事前審査がなく署名も不要だったオフサイト型のパブリックユースファイルを除き、事前審査は行われており、署名も必要とされていた。

表5 事前審査・署名等の対応

提供の形態		事前審査	署名
直接利用型	オフサイト型	匿名データ：あり パブリックユース ファイル：なし	匿名データ：必要 パブリックユースフ ァイル：不要
	オンサイト型	あり	必要
リモートアクセ スプログラム送 信型	参照可能型	あり	必要
	参照不可能型	あり	必要

【事前研修】

各提供情報の提供を受けるに当たり、事前研修を条件としている提供形態の有無について確認したところ、表6のとおり、事前研修を求めている提供形態が見られた。

表6 事前研修

提供機関	提供形態	事前研修の内容等
アメリカセンサ ス局	・調査票情報の直接利用型 (オンサイト型)	特別宣誓資格 (Special Sworn Status) を取得するための事前 研修を受講する。
アメリカ国立保 健統計センター	・調査票情報の直接利用型 (オンサイト利用型) ・調査票情報のリモートア クセスプログラム送付型 (参照不可能型)	インターネット経由でオリエン テーションを受講する。
イギリス国家統 計局	・調査票情報の直接利用型 (オンサイト利用型)	トレーニングセッションを受 講する。
オーストラリア 統計局	・匿名データの直接利用型 (オンサイト利用型) ・匿名データのリモートア クセスプログラム送付型 (参照不可能型) ・匿名データの直接利用型 (オフサイト利用型)	利用許可後に利用者に送られ るガイドラインを理解するこ とが求められる。
ニュージーラン ド統計局	・匿名データの直接利用型 (オンサイト利用型) ・匿名データのリモートア クセスプログラム送付型 (参照可能型)	利用及び倫理に関する事前研 修を受講する。

⑥ 利用成果の公表等

日本の二次的利用においては、利用後に実施状況の報告及び研究等の成果の公表を求めている。諸外国の制度における状況を調査した結果、これらの状況

は提供形態により区々となっていた。

⑦ 情報漏えい対策

提供の形態ごとに情報漏えい対策を調査した結果、表7のとおり、利用施設・利用機器の限定や、入隊室・持ち込み機器類の制限などの対策が講じられていることが分かった。

表7 情報漏えい対策

提供の形態	情報漏えい対策の内容
直接利用型(オンサイト型)	<ul style="list-style-type: none">・利用施設(監視員、監視カメラ)・利用機器(ネットから遮断されたPCの利用)・入退室、持ち込み機器類の制限・職員による集計結果表の審査
リモートアクセスプログラム送付型	<ul style="list-style-type: none">・集計元データの印刷、ダウンロードの禁止(参照可能型)・集計元データの閲覧の禁止(参照不可能型)・職員又はシステムによる集計結果表の審査・安全な通信手段の利用
オーダーメイド型	<ul style="list-style-type: none">・集計結果の審査、秘匿処理の実施

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」第8回～第12回
議事概要及び主な配布資料

○主な配布資料 一覧

【第8回】

- 資料2 改正統計法成立以降の制度設計と利用状況
- 資料3 二次的利用を取り巻く状況（二次的利用に対する要請等）
- 資料4 二次的利用の利用目的の制限等について（これまでの考え方）

【第9回】

- 資料1 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会 関係資料
 - ・IT戦略本部の体制について ほか ※参考資料編については省略
- 資料2 諸外国における二次的利用の状況 関係資料
 - ・マイクロデータにおける種類／利用制限／料金／手法の概要について改正統計法成立以降の制度設計と利用状況 ほか

【第10回】

- 資料2 諸外国における二次的利用の状況
- 資料5 ニーズの把握の方法について
- 資料7 諸外国の実情把握

【第11回】

- 資料1 用語の定義について
- 資料2 検討に当たっての考え方や守るべき原則
- 資料3 検討の視点として検討の当初に設定する内容
- 資料4 「統計の提供」に関する整理（案）～オーダーメイド集計等～
- 参考1 統計データの二次的利用促進に関する研究会の今後の検討及びそのスケジュールについて

【第12回】

- 資料1 諸外国における二次的利用の現状について
- 資料2 二次的利用に関するヒアリング結果について
- 資料3 統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子（案）
- 参考資料 教育用疑似マイクロデータの試行提供について

（注）検討過程のものや大部なものについては本報告書への掲載を省略した。

掲載を省略したものを含む資料全体版については総務省ホームページを参照

（総務省HP <http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/2jiriyou/index-2.htm>）

第8回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 12 月 10 日（金） 14:00～15:50
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、椿委員、安田委員（玄田委員は欠席）
 《オブザーバー》
 内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、
 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計セ
 ンター、日本銀行（環境省は欠席）
 《事務局》
 総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（池川政策統括官ほか 7 名）
- 4 議 題：(1) 研究会報告以降の経緯等について
 (2) 研究会で検討すべき課題について
 (3) 研究会の当面の検討について
 (4) その他

5 議事の概要及び意見等

研究会再開に当たり、池川総務省政策統括官から挨拶があり、続いて各委員の紹介が行われた。
また、事務局より資料 1 を用いて本研究会の再開の趣旨、開催要領の説明が行われた。

○ 議題 1 研究会報告以降の経緯等について

事務局より、資料 2 に基づき、改正統計法成立以降の制度設計と利用状況について、資料 3
に基づき二次的利用を取り巻く状況について、資料 4 に基づき二次的利用の利用目的の制限等
について説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 研究会名等「二次利用」から「二次的利用」に変更されているがその理由は何か。（廣松座長）
→ 研究会発足時、目的外利用について「二次利用」という用語を用い細かい使い分けを行っ
てなかったが、公的統計基本計画閣議決定後、統計法第 33 条以降の目的外利用について「二
次的利用」として使い分けた。これに沿って変更した。（事務局）
- ・ 経済産業省で匿名化技術の開発を行っているようであるが統計調査における匿名化技術とは
異なるものなか。（椿委員）
→ マーケティング情報等、民間情報を含むものの匿名化であり統計調査の匿名化とは意味が
異なる。（事務局）
- ・ オーダーメイド集計は加工した結果のみを提供することから個人情報漏れない、また、匿
名データも属性の組み合わせで個別化を図らない限り匿名データを公表しても個人情報が本人
の意志に反して利用されることはないという理解でよいか。（縣委員）
→ オーダーメイド集計でも集計の結果により「1」といったものが出てくると特定化できる
場合がある。このようなことが無いように運営しているが、調査対象者から見れば不安を感
じることもあると考える。また、オーダーメイド集計等で得られる情報のほか、世の中には
様々な情報が氾濫しており、それらを掛け合わせると個人の情報にたどり着くということも
ある。その点も含めて考えていくべき。（事務局）
- ・ 個人情報秘匿されるかどうかという問題と同時に、利用目的として何が許され、また、許

されないかの検討が重要。(椿委員)

○ 議題2 研究会で検討すべき課題について

事務局より、資料5に基づき、検討すべき論点について説明が行われた。資料にない検討すべき課題があれば12月28日までに事務局に提出することとされた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 法律上はオーダーメイド集計と匿名データの二種類しかないが、一般的に匿名データについては、海外で行われているいわゆるパブリックユースに近いイメージを持たれており、自由に使うことができると誤解されている方が多い。内容的に日本の匿名データは個票に近く、パブリックユースと異なる。パブリックユース的なものについて定義が必要。(安田委員)
- ・ たとえば高等学校の教室で二次的利用ができるようなデータの提供ができないか。(廣松座長)
- ・ 高等教育目的で匿名データの提供を受けても、利用条件が厳しいため、教育の現場では利用困難な状況。教育目的の際の利用制限についても議論が必要。(安田委員)
- ・ 前回までの検討事項と今回掲げられた検討事項と重複しているものがあれば整理してほしい。前回の論点と、今回更に詳しくなった論点を教えて欲しい。また、海外の制度との比較についても議論を進める上で必要。できるだけ新しい情報が必要。(縣委員)
- ・ 第33条第2項の名簿利用について、改正統計法で利用できなくなったことを受けて強い要望がある。(廣松座長)
- ・ データアーカイブについて、公的統計基本計画の段階では匿名データのデータアーカイブということであったが、一般では調査票情報も含むと解釈されることが多く、これまで検討されていない。IT戦略本部における検討は正にそういうことを目指していると思われる。それをどうするか検討する必要がある。(廣松座長)
- ・ 学校、電力会社等、公共機関等で情報公開され既に世の中に出ている情報であっても、統計調査で得られた情報であって個別の情報を出せないという統計法の制限がある。この状況を統計法ではどう考えるか大きな課題。大学については来年の4月からかなり細かい情報公開をすることになっている。(廣松座長)
→ 学校教育法施行規則が改正され、大学は入学者数や在学者数など教育研究活動等の状況を自ら公表することになった。現在、4月の施行に向けて各大学が公表の準備をしている状況。ただし、学校基本調査で調査している項目と、大学が公表しようとしている項目は異なるなどいろいろな課題はある。(文部科学省)
- ・ 調査票情報のオンサイト利用についても最初から議論できるという意識でよいか(安田委員)。
→ そのとおり(事務局)。

○ 議題3 研究会の当面の検討について

事務局から、資料6に基づき、当面の運営として、平成23年3月までに検討の工程表を作成し、工程表に沿って検討すること、概ね2か月に1回程度の割合で開催予定であることが説明された。また、報告事項として本日ご欠席の玄田委員に対しては事前に事務局で資料を用いて説明を行ったこと、当面の検討スケジュールについて了解を得ている旨報告が行われた。スケジュールについて委員から意義もなく了解が得られた。

○ 次回の研究会は2月上旬予定。

(文責：総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付高度利用担当)

第9回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日 時：平成 23 年 2 月 17 日（木） 10:00～11:45
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 統計センター第 1 会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、安田委員（椿委員は欠席）
池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行（環境省、独立行政法人統計センターは欠席）
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（上田管理官補佐ほか 2 名）
- 4 議 題：(1) 情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における議論について
(2) 諸外国における二次的利用の状況について
(3) 研究会で検討すべき課題について

5 議事の概要及び意見等

- 議題 1 情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における議論について
事務局より、資料 1 に基づき、昨年未実施された情報通信利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における議論について説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 統計調査の事後的に公開される程度と調査自体の正確さについて、公開されることが前提となると統計調査の精度が下がるとの因果関係は必ずあるのか。提供者にとって不利にならないことをどうやって制度の中で担保するのか。（縣委員）
→ 国際的な統計の取扱いとして個別に不利益を被るような利用はしないことを前提にありのまま答えるようになっている。この考えに基づいて統計は制度設計されているという点をご理解いただきたい。また、個人の秘密の保護は守られ、不利益を被る事はないといったようなことを理解していただかないといけない。そういった方策についてもご意見賜りたい（事務局）。
- ・ 「公表」と「公開」の意味が統一されて使われており、議論を妨げているのではないか。誤解のある発言もある。（玄田委員）
→ 機会が与えられるようであれば、理解いただけるように説明していきたい。（事務局）
- ・ 詳細の集計表が各府省で作られているが、これについて認識がないのではないか。上手に公表できれば誤解も半分くらいは溶けるのではないか。（安田委員）
- ・ 我々が議論している二次的利用と民間開放とが混乱している意見も散見される。整理が必要。事務局で情報収集して研究会に情報提供してほしい。また、委員からも意見を出してもらいたい。（廣松座長）

○ 議題2 諸外国における二次的利用の状況について

(資料として少し古く必ずしも正確ではないかもしれないとの前提の上) 事務局より、資料2に基づき諸外国の二次的利用の状況について説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- ・ 提供内容だけで議論するのでは、議論を錯綜させる恐れがある。極めて取得が難しいと思うが、方策の拡大のためには要員体制と予算措置の情報が必要であるのでこれらの諸外国の情報可能な限り収集してほしい。(玄田委員)
- ・ 基本計画部会第1ワーキンググループで各国の情報を集めた資料があると思うので次回にでも提出してほしい。(廣松座長)
- ・ 誰が使っているかがわかっているというライセンス制について、どれくらいの意味があるのか、また、利用結果を公表させることにより利用側の態度の制約がかかるが、これもどれくらい現実味あるかということを検討する必要があるのではないか。(縣委員)
- ・ 研究者は匿名データというとパブリックユースファイルを連想される方が多いが、日本で提供している匿名データは、このパブリックユースファイルとは違うのでそのことを明確にすべき。資料も誤解を生む表現があるので改めた方が良い。どういった名前にするかも大きな問題であるので、言葉の使い方も含めてご意見を伺いながら研究会で検討していきたい。(廣松座長)
- ・ 日本で提供している匿名データはドイツで言うサイエンティフィックデータに近い。それぞれの国によって制度が設置された背景が少し違うので、一概にそのまま比較するのは難しいのではないか。一橋における実験、制度デザインはどちらかというアメリカのパブリックユースとオンサイトの例を念頭にしており、サイエンティフィックファイルを念頭にしていなかった。そのため、言葉も含めて中途半端な形で仕上がっており気になっているところ。(安田委員)
→ 用語等については今後気をつける。(事務局)
- ・ すべての国で大学との協力関係が大きな要因になっている。日本でもサテライトという形で大学の協力を得ているが、今後この二次的利用をより一層推進させるためには、大学との密接な関係が大変重要な要素になるのではないか。(廣松座長)
- ・ アジア各国の状況はどうなっているのか。アジアで制度を導入する時は多くの場合日本がモデルのひとつになる事が多い。アジアと日本の連携をどうするかというのがひとつの課題になっている。(玄田委員)
- ・ 韓国で制度設計に携わった者がちょうど一橋大に来ているので情報提供を受けることができる。(安田委員)
- ・ その方からヒアリングするような事も事務局で検討してほしい。(廣松座長)

○ 議題3 研究会で検討すべき課題について

(ライセンス制／倫理教育)

- ・ 二次的利用を通じて統計が身近になっていく事と、同時にやはりある程度専門性をもって接するという体制を整理すること、これを同時に進めていくことが大きな課題と感じている。また、統計倫理等を含め、教育という事を手続きの中で大きな課題として明示的に考えていく時代ではないだろうかと考える。手続きが煩雑すぎるとかという苦情が非常に目に付くが、簡素化

するためにもしかるべき教育が施されているというような事がない限り、簡素化はあり得ないのではないか。簡素化という議論だけが一人歩きするのは大変危険だと思う。

外国の事例にあったようにライセンス制度を調べ、そのまま当てはめるのではなく、日本のやり方に合致させ、統計倫理教育を含めた利用者ということを、より客観的に専門性を保障していかないと、国民の不安解消ということにもならないし、非調査者の信頼を確保する事を考えなくてはならない。(玄田委員)

- 教育目的で匿名データを利用された方に提供側として倫理教育もやって欲しいとお願いしている。(安田委員)
- 学習指導要領が変わることを踏まえて統計学会のあるグループの方が中心になって統計教育の在り方に関して色々議論をされている。統計倫理についても議論されているようであるのでそちらの方も見ながら、利用者側のそのような動きと提供する側の動きとが上手く合致することができれば大変よい方向に向かうのではないかと。(廣松座長)

(パブリックユースファイル／プログラム送付型リモートアクセス)

- 個人的感想として、パブリックユースファイルが提供できるようになると専門調査会が言っていることの一部は実現できるのではないかと。しかしながら、そのために新たなリソースが必要になるということになり、今すぐそれが実現できるということにはならないと思う。また、プログラム送付型のリモートアクセスに関して、二次的利用を開始する前の段階で議論したことがある。(廣松座長)
- 送られてきたプログラムが動くとは限らず、申請者にプログラムを書き直してもらうのではなく、提供側で書き直したということもあり、それを考えると難しい。ルクセンブルグインカムスタディは、プログラムを送る前に2週間なら2週間の講習会に出て、使い方をマスターした上で修了書のようなものをもらわないと使わせてもらえないという制度であり、そういう制度を作れば可能かもしれない。また、利用者を密に支援するオーダーメイド集計とオンサイト集計の中間みたいなことを現行制度でやろうとすると難しい。講習会をして認定方式みたいにするか、指導を密にしてサポートするか、どちらかではないかと考えている。(安田委員)

(大学・学会との協力)

- 講習会をやるとなると大学なり学会なり協力が必要。いくつかの学会が二次的利用に興味を持っていて、意見書も出ているはずなので、そういうところに協力依頼するというのは可能ではないか。(廣松座長)

○ 事務局から資料について、今日の意見の外に追加意見があれば様式自由で3月2日までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

○ 次回の研究会は3月下旬予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)

第10回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日時：平成23年4月26日（火） 14:30～16:25
- 2 場所：総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、椿委員、安田委員
池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政法人統計センター（環境省は欠席）
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当） 統計企画管理官室（上田管理官補佐ほか2名）
- 4 議題：(1) 用語の定義について
(2) 諸外国における二次的利用の状況について
(3) 今後の検討及びスケジュール等について
(4) 諸外国の実情把握について
(5) その他

5 議事の概要及び意見等

○ 議題1 用語の定義について

事務局から、今後の議論の混乱を避けるために事前に概念整理を行いたいとして、「パブリック・ユース・ファイル」「リモート集計、プログラム送付型集計」「オンサイト利用」について、用語の定義の試案を示し、意見交換を行った。また、追加意見があれば様式自由で5月20日（金）までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 「パブリック・ユース・ファイル」の説明で、「ノイズの注入」という書きぶりに抵抗がある。一般的な用語ではないかもしれないが「パータベーション（perturbation）」としてはいかがか（廣松座長、安田委員）
→ 検討したい。（事務局）。

○ 議題2 諸外国における二次的利用の状況について

前回到引き続き、オーストラリア及びニュージーランドにおける二次的利用制度に関する状況について事務局から説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 二次的利用のサービスを使った者がデータをどのように利用したかについて、各国が、後から必要に応じて追跡できる権利を確保しているか否か関心がある。公益目的の場合以外については、特に元々の目的に沿った形で分析結果がねじ曲げられるリスクが考えられることから、その場合、公的統計の信用を損なうことになりかねない。（椿委員）
→ この点について、今後実施する調査の調査事項とし把握することとしたい。（事務局）

- ・ 過去のいつのデータを利用できるかということで、ニーズは大きく変わってくる。震災関連の提言が出されているが、10年以上前の古いデータが利用されたりしている。どれくらいの期間をおけばトラブルもなく、匿名性が担保されるのかということはひとつの論点となると思われるので、今後の調査の観点として対応してほしい。(玄田委員)
- できる限り対応したい。(事務局)

○ 議題3 今後の検討及びスケジュール等について

事務局から資料3を用いて今後の検討に当たっての基本的な進め方、検討スケジュールについて説明・提案を行い、委員の了承が得られた。また、検討の視点として検討の当初に設定する内容(案)(資料4-1、2)、ニーズの把握の方法(資料5)、研究会での二次的利用の検討に当たっての考えるべき原則(案)(資料6)について、追加意見があれば様式自由で5月20日(金)までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

(主な意見・質疑応答)

【検討の視点として検討の当初に設定する内容(案)；資料4-1、2】

- ・ パブリック・ユース・ファイルの導入、リモート集計等の検討に当たって、事前にどのようなリスクが発生するかそれぞれ特定しておけば、制度の検討に当たって議論しやすくなる。(椿委員)

【ニーズの把握の方法について；資料5】

- ・ ニーズの把握について、資料5に書かれた内容以外にも情報は有しているので情報提供したい。(安田委員)

【研究会での二次的利用の検討に当たっての考えるべき原則(案)；資料6】

- ・ 守るべき原則として上げられた「それ以外の使用」とは具体的にどういうことを想定しているのか。「統計の作成」や「統計的研究」以外の使用は認めないといった拒否条項でうまく排除できるのか。何でも同じことになるリスクがあり、排除できない可能性がある。(縣委員)
- ・ 「統計の作成」「統計的研究」の枠組みについてその範囲の確定は非常に困難。ビジネススクールのいうと企業の生産性をモデリングし、生産関数を表すまでは「統計的研究」となるが、生産関数に合わない個別のデータに着目することが重要。匿名データの場合は問題にならないと思うが、その境界を検討する必要がある。(椿委員)
- ・ 「それ以外の使用」については、個別標本の識別を行わないということが一番重要であると思う。これを真綿にくるむのではなく、しっかりと言語化することは必要。(玄田委員)
- ・ 統計法の縛りの範疇での話。それも含めて白紙で考えるのかどうか。いわゆる調査票で調査する場合、統計の作成目的以外には利用しませんと必ず書かれている。その範疇の統計目的というのが何を指すのか、そこに行き着くと思う。(安田委員)
- 「統計の作成」「統計的研究」については安田委員の指摘のとおり条文の言葉であるが、ということが統計的研究に当たるかどうかというのは本検討とは別。統計法のベースとなる基本的考え方である「統計の作成」あるいは「統計的研究」以外には使わないといった現行の立場を維持したいということである。(政策統括官)

【その他】

- ・ 国民・企業の信頼を損なわないための一番よい方法論は秘匿であるが、秘匿以外でも、たとえば、宣誓、倫理条項、組織が保有するシステムとかプロセスなど第三者が評価し保障するといった手段とか、提供機関による監査とか、信頼を損なわない別の道筋があるのではないか。(樫委員)
- ・ 外国からの政策移転を想定し、諸外国の制度を調べていくと思うが、判明したらその内容をできる限りわかりやすくオプションとして提示し、それぞれのオプションがどのように関連しているのかも含めてまとめていただきたい。(縣委員)

○ 議題4 諸外国の実情把握

事務局から、公的統計基本計画に基づいた対応として、資料7を用いて、本年度、「統計データ・アーカイブの整備に関する調査」を実施し、その一環として諸外国における二次的利用制度の最新の状況について調査する予定であること、また、調査における観点・把握事項についての説明が行われ、不足している観点等がないか確認が行われた。また、追加意見があれば様式自由で5月13日（金）までに事務局にメールにて連絡していただきたい旨要請が行われた。

(主な意見・質疑応答)

- ・ データ・アーカイブの調査候補として、アメリカのセンサス局及び労働統計局を追加してほしい。(安田委員)

○ 議題5 その他

事務局から、二次的利用制度を巡る政府における最新動向として、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成23年4月8日閣議決定）（参考1）、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書（参考2）の説明が行われた。

- 次回の研究会は6月中下旬予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)

第 11 回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日 時：平成 23 年 6 月 27 日（月） 14:00～16:07
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、玄田委員、椿委員、安田委員（縣委員は欠席）
池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、
独立行政法人統計センター
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（上田管理官補佐ほか 3 名）
- 4 議 題：(1) 用語の定義について
(2) 検討に当たっての考え方や守るべき原則
(3) オーダーメイド集計等に関する整理

5 議事の概要及び意見等

○ 議題 1 用語の定義について

事務局から、前回の研究会における指摘を踏まえ、「パブリック・ユース・ファイル」の説明について、「データのスワッピング、パータバージョン（ゆらぎの注入）など強度の秘匿処理が行われたもの」と説明文を修正した旨報告が行われ、了解を得た。

○ 議題 2 検討に当たっての考え方や守るべき原則

事務局から、前回の研究会における指摘を踏まえた修正案の説明が行われ、資料 2 を一部修正の上※、了解が得られた。

※「個別の標本の識別を行うことなく～」→「個別の調査対象の識別を行うことなく～」

○ 議題 3 オーダーメイド集計等に関する整理

事務局から、資料 3 を用いて研究会における検討に当たっての前提条件について説明が行われ、引き続き資料 4 を用いて、オーダーメイド集計について意見交換・質疑応答が行われた。

① 我が国のオーダーメイド集計（従来のオーダーメイド集計）

現在、行政機関等において提供されているオーダーメイド集計の実態について、分析結果の説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

（主な意見、質疑応答）

【秘匿の程度について】

- ・ 一次秘匿を行っているということだが、これまでトラブルは発生していないか。（玄田委員）
→ 秘匿しすぎているとのクレームはあったことがあるが、秘匿事態に問題があつて秘匿が

破られたというようなトラブルは聞いていない。(事務局)

- ・ オーダーメイド集計結果の提供について、現行の公開前提の提供と異なり、学者の方から公表を条件としない形で提供してもらえないのかという要望が出てくるのではないかと。また、現在の秘匿の方法についても、一次秘匿ではなくて本来は二次秘匿まで必要ではないか。(安田委員)

【秘匿の基準について】

- ・ 秘匿の原則を府省横断で確立せざるを得ないのではないかと。利用要件を緩和するのであれば元々の表章を見直すことが必要ではないか。各府省の基準はどうなっているのか。(椿委員)
- ・ 元の統計審議会のときであったと思うが、公表に当たって遵守すべき決まりという位置付けで定められものがあつたような記憶がある。一応の目安はあり、必ずしも各府省で統一されている訳ではなく、運用上も統一されているわけではないと思う。この点については事務局で調べて報告してほしい。(廣松座長)
- ・ 共通的な基準ということであるが、統計調査によって正確が異なるものであり、これを作ることは不可能ではないか。基準というよりガイドラインという感じではないか。(玄田委員)
- ・ 基準を作るというスタンスではなく、今までは集計表という形での公表であるが、オーダーメイド集計とか匿名データの提供とか別の提供形態を始めており、より一層利用促進していかうとしたときにどう考えるかという風にとらえていただきたい。(廣松座長)
- 意見を踏まえ、各府省と相談の上、一次報告書をまとめる段階で検討したい。(事務局)

② プログラム送付型集計の具体例

プログラム送付型集計の例として、ルクセンブルグ・インカム・スタディ (LIS) 及びオーストラリア政府における取組を説明し、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【集計結果の確認、リスクについて】

- ・ プログラムが間違っていた場合は、却下されるような仕組みになっているのか。(廣松座長)
→ 回らなかったという結果のみを返していると聞いている。(事務局)
- ・ LIS もオーストラリアの制度も受け付けた集計依頼を自動的に返すような単純なものではないのではないかと。一種、労働集約的で、かつ専門的知識を持った人が間に介在しないと機能しないしくみではないか。今後海外の事例を調べるとすれば、どのような作業が間に介在するのか細かく調べるべき。(玄田委員)
- ・ 我が国においてプログラム送付型集計サービスを立ち上げる場合、どこにリスクがあるか、開示リスクがあるかよく理解している者、例えばソフトウェア会社の協力がないと難しいのではないかと思う。ただし、仮にそのような者の補助があつたとしても、最終的な目視無しでは無理だと思う。(椿委員)

【サービスの内容について】

- ・ SAS とか SPSS というソフトウェアには回帰分析、多変量分析の機能がある。この処理も受け付けているのか。また、SAS は IML といったプログラミング言語が内蔵されており、かなりフレキシブルにプログラムを書けるようになっている。LIS とかどういふふうなしくみになつ

ているか知りたい。(樁委員)

→ LISでは単純な集計表だけでなく回帰分析も受け付けており、そういう利用の方が多いと認識している。IMLを使うかは不明。(総務省高田調査官)

→ 可能な範囲で調べたい。(事務局)

【利用者に求める研修等】

- ・ LISでは、当初、ルクセンブルグに出向いて講習を受けることを提供の条件としていた。もし、日本でプログラム送付型集計を導入するのであれば、初めの4～5年は何らかの形で講習会を頻繁に行わなければ、この仕組みはきちんと定着しないと思う。(安田委員)

【調査票情報の保護について】

- ・ 我が国においては、調査票情報をネットワーク上でアクセスされるような可能性がある場所に置くということは考えにくい。万一それをやる場合には定評のある暗号化技術を導入しないと難しいのではないかと。(樁委員)

【その他】

- ・ プログラム送付型集計をオーダーメイド集計に含めるのかどうか。どちらかというところとオンライン利用に近い方に位置するのではないかと。ちょうどオーダーメイド集計と33条の申請の間に入るような学者向けのシステムができれば利用者にとってはよいと思う。(安田委員)

③ 表頭・表側指定型集計の具体例

表頭・表側指定型集計の事例として、オーストラリア政府及びニュージーランド政府の取組について、具体的なイメージとして日本政府の e-Stat 及びニュージーランド政府の Table Builder のデモンストレーションを交え説明を行い、その後、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【e-Stat について】

- ・ e-Stat は非常に便利なものだと思うが使われていない。明日まで原稿を書けと言われたときに e-Stat は非常に便利。(玄田委員)
- ・ e-Stat の機能について学者に伝わっていない。詳細集計の結果がオンラインで見られるということを何らかのかたちで機会があるごとにアナウンスしていただきたい。(安田委員)
- ・ e-Stat の利用者、利用範囲をもっと広げるというのは、当然取り組むべき課題である。(廣松座長)

【レディメイド集計】

- ・ レディメイド集計の拡充を図るというのが、現段階では非常に重要。e-Stat は作成される表が制限されていると思うが、利用者からコメントを求める体制を作っていくことはあってよいのではないかと。オーダーメイド集計とレディメイド集計はまったく別の概念であるということをしつかり認識の上、レディメイド集計を整備拡充していくというのが現段階では筋ではないかと。(玄田委員)

【その他】

- ・ アメリカのセンサス局データセンターが新しく立ち上がっており、中途半端な形であるが集計表しか出さないということで秘匿加工したデータをオンラインで供しているものがある。センサス局の配下であるので調べてみて欲しい。(安田委員)
- ・ オーダーメイド集計の特別集計結果を公表するようなシステムができあがれば、データの種類が増えるのではないかと思う。学者は論文を出した後しか提供しないと思うが、これを政府が受け入れて公開できるようなシステムを作ってもらえればよい。一元的に管理することが利用者にとっては一番ベター。(安田委員)

④ その他に考えられる統計の提供の事例

公表された統計調査結果に付加価値を付した統計提供の事例として、日本政府の e-Stat (統計 GIS システム) 及びイギリスの Data. gov. UK をベースにしたアプリケーションのデモンストレーションを交え説明を行い、その後、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【一般向けサービスについて】

- ・ 二次的利用について、統計の専門家に対するサービス部分の向上に目を奪われがちではあるが、どちらかと言うと一般ユーザに向けてのサービスを向上するのが本来大事。ただ、統計センターを含めて公的機関で全部担っていくのは現実的に極めて厳しいのではないか。(玄田委員)
- ・ 一般ユーザ向けにわかりやすい情報を提供していくことについて、何を提供するかということには大きな議論が必要。独身の分布とか、イギリスの例のように犯罪の多発件数だとか、より生活に密着した情報のニーズはあると思う。ただ、日本がイギリスと同じようにできるのかという疑問。いくつかの段階を踏んで、そういう情報を公開すべきかどうか議論しなくてはいけない。(玄田委員)
- ・ イギリスの Data. gov. UK の犯罪統計の例を見た上での感想だが、これを日本で政府が公表するとなると、とたんに何か言われると思う。議論が必要。(廣松座長)

【専門家向け付加価値サービスについて】

- ・ 付加価値ということに関して言えば、マージできることが重要。複数のデータを相互に活用することによって明らかになる新たな事実というのが、もっとも付加価値が高い。(玄田委員)

【官学の役割について】

- ・ 学と官との連携で新しいタイプの空間的なビジュアライゼーションを含めたような特別集計に当たるような統計を系統的に開発することができるかもしれない。学にとって競争的な資金というのはいくつかあるわけで、それなりに研究テーマとして魅力的なものを形成できればよい。学と官がうまく連携できるしくみがあれば非常にありがたい。(椿委員)
- ・ 私どもの研究所においても、時空間のビジュアライゼーションという一般研究者に公開できるようなシステムを作る方針としている。それを使って初めてやったのが地震の震源。何が公表できるのかという制度的な検討は必要であるが、民にとってもすごくニーズがあるだ

ろうと思う。(椿委員)

【民との連携について】

- Data.gov.UK については民間アプリケーションを使っているとのことだが、データそのものはどうなっているのか。
→ データは政府が提供している。資金回収の方法は詳細不明であるが、この政府が提供したデータに民間がアプリケーションを付けるというスキームが構築されている。(事務局)
- これを日本でやろうとするとインターフェイスを公開することになると思う。インターフェイスを民間に開放すれば、いろんなアイデアを入れてアプリケーションができる。統計を取るほうからするとこういうこともできるというアピールにもなる。今でも公開されているデータで十分いろんなことができるはず。(安田委員)

【その他】

- 民間では、自分のところが持っている位置情報を統計化して、それを試験的に提供し始めているところもある。営利的な利用も含めた段階において、まさに付加価値を付けたデータ提供の在り方というのは、大変大きな問題になるだろう。統計地図とか地図情報というのは大変貴重な、あるいは関心のあるものではないかと思う。(廣松座長)

⑤ 利用制限について

現在、オーダーメイド集計に利用制限を課している事に関して、その理由としている「行政資源の消費増大の抑制」及び「調査対象者に与える不安への対応」の観点から、「表頭・表側指定型集計」を仮に実施する場合、「プログラム送付型集計」を仮に実施する場合及び「付加価値を付した統計の提供」を仮に実施する場合にどのように分析されるか、どのような対策が考えられるか整理を行い、その上で利用目的の拡大について意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【研修制・ライセンス制等の導入について】

- 利用制限を設けないとか、ニーズに対応するという要請を確保するということと、透明性を確保した上で資格制度を導入するという事は決して矛盾しないと考える。研修制度を利用可能にして、しかるべき知識や経験や統計倫理を持った人に対してライセンスを提供することで、統計の利用に関する秩序が守られているということも調査協力者に対する信頼確保ということになると思う。ライセンス制度とか研修制度を考えるということも、組織に対して付与することも、同時に、個人に対して適切な権限を付与する、透明性を確保した上で権限を付与するという事も矛盾しないのではないか。(玄田委員)
- 学会レベルではあるが、社会調査士とか、また、統計調査士という検定制度が始まるようになってきている。統計の倫理だとか、マイクロデータの使い方に関する必要最低限の内容を入れることにより、その資格を持っている人に対しては、例えばプログラム送付型集計を認めるとか、そういう連携の仕方もあり得ると思う。(廣松座長)

【利用目的拡大への課題について】

- 公的な情報を何に利用しているのかということに関しては、それなりに規範が必要。倫理

と力量というのは非常に大きな話で、やはり不正なことを排除するということが、統計に関して一般的に認められる倫理、研究者にとっては研究倫理を持って不正を押さえることは可能かと思う。(椿委員)

- 一方、民間において、ライバル競合他社に情報的な面で優位に立とうとする活動をどのように考えるか。海外のようにどこの企業にも統計家がいる、それなりの力量を発揮している世界であれば自由競争に任せて、互いにベストを尽くして競争して戦えばよいということになると思うが、当面、我が国においては、そのような力量を持った企業とか自治体とかは、むしろ限定的。日本における統計リテラシーと倫理を急速に発展させ、統計を適正に利用できるような人たちを増やすということに尽きる。それに至るまでのプロセスを少し慎重に考える必要がある。(椿委員)
- 理想として将来的には利用制限を設けないサービスの提供というのが基本になるべきだと思うが、現時点でいきなりそちらの方に軸足を移すことは問題がありそう。(廣松座長)
- オーダーメイド集計に限定してということで、調査票情報を国のものとするのか、個人のものとするのか、それを勝手に営利、非営利含めて自由に使わせて良いのかどうか、どこかでコンセンサスが必要。それをどこで担保するのかということが最大の問題ではないか。技術的な話でいけば、制限なしとなってもそれほど問題が出るとは思えない。(安田委員)

○ 次回の研究会は8月下旬～9月上旬予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)

第12回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日時：平成24年3月27日（火） 13:00～15:00
- 2 場所：総務省第2庁舎 3階第一会議室
- 3 出席者：廣松座長、玄田委員、椿委員（14:00まで）、安田委員（縣委員は欠席）
伊藤政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政法人統計センター
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（佐藤管理官補佐ほか1名）
- 4 議題：(1) 諸外国における二次的利用の現状について
(2) 二次的利用に関するヒアリング結果について
(3) 統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子（案）について

5 議事の概要及び意見等

○ 議題1 諸外国における二次的利用の現状について

事務局から、資料1「諸外国における二次的利用の現状について」の説明が行われた。

（主な意見、質疑応答）

- ・ 日本の状況も資料に入れれば理解が深まる。また、リスクを評価しているが、現実にはリスクにさらされたことはあるのか、何かトラブル等があるのか、追加情報があればほしい。（玄田委員）
- ・ 個人データが漏えいしないようにするのが国連の官庁統計の基本原則であり、事件が発生したから対策を講じるのではなく、最初から万全の措置をとるのが妥当。統計に限らずプライバシー保護というのが世界の流れであり、それに技術進歩で対応していると理解してもらう方がよい。（政策統括官）
- ・ この種の二次利用のデータ提供は、ネット経由で出す際には物理的な保護、暗号化をしていかないと、どこからデータを取られるかわからない。ネットを通じて出している機関は、そのような対策を講じていると思う。日本でも将来ネットを経由してデータを出す場合は、匿名化の程度の高いデータを出すことも重要だと思うが、匿名化の程度の低いデータを出す場合は暗号化も大事。（椿委員）
- ・ 情報漏えい等の事例は、公式に聞いても出てこないのではないかと。イギリスなど、最近では個別データの扱いが厳しくなっている。問題は、処理するに当たってオリジナルのデータが手元に残るようなケース。オリジナルのデータをオンラインで提供するような国の例は、一般にはないと承知している。（安田委員）
- ・ フランスのINSSEEでは、資料にある直接利用型の直接提供型に当てはまるものを実施しているようであり、また、オンサイト型の提供も考えているようだった。（廣松座長）
- ・ 各国の統計部局でも二次利用の要請に応えようとしているようだが、コストベネフィットを

考えなければいけない。例えば、暗号化はいかにやっても破られる可能性がある。利用していただくに当たり、個別データを出さないというのが絶対条件であるから、例え暗号化が破られても個別データは漏えいしないことが重要。また、オンサイト利用については日本でやっているところでも1千万円の費用がかかっているのが現実であり、それが世の中から見れば非常識ではないかということになりかねないので、その辺もよく検討すべき。(政策統括官)

○ 議題2 二次的利用に関するヒアリング結果について

事務局から、資料2「二次的利用に関するヒアリング結果について」の説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- この発表内容は一般論的に整理されている。例えば、具体的にどの統計調査について地域区分が足りないと言っているのか分からない。このようなことが十分に説明できる資料になっていないこともあり、ケースによって成り立つ意見と成り立たない意見があるということで補完しつつ議論する必要がある。(政策統括官)
- 民間の6社に共通しているような意見は一定の傾向と言えるのではないか。例えば「統計データとして利用できるのは2年くらい前のものであり、古いデータは利用価値がない」とある。就調の最新データが10年前の平成14年のデータが最新という状況は、これが限界なのかという思いはある。また、オーダーメイド集計結果の提供に時間がかかるとあるが、その理由をもう少し丁寧に説明してもよいのではないかと思う。(玄田委員)
- 最新データについて、学者の方と民間企業では立場が異なり、分けて考えないといけないが、統計センターはまだしも、他の府省では、仮に匿名データを作るための技術論は知っていても、それを作るための設備を持っていないという状況。現在は秘匿技術を一つ一つ開発してもらっている段階であり、これからその秘匿処理方法等が確立されてくれば、作業は早くなる。予算が限られる中、どの統計を早くやるか、優先順位を高くするか議論する必要がある。(政策統括官)

○ 議題3 統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子(案)について

事務局から、資料3「統計データの二次的利用促進に関する研究会 平成23年度報告書骨子(案)について」の説明が行われた。

(主な意見、質疑応答)

- 全般としてはこれでいいが、「二次利用の対象となる統計調査の拡大」については、ニーズがある統計調査に拡大していくことが中長期的な課題だが、そのニーズ把握について、学会を利用することや、パブコメすることも考える余地はあるのではないか。また、提供する統計調査について、供給サイドとしては拡大しているという意識なのかもしれないが、利用者側としては順調に拡大されているか意見は分かれると思う。この研究会には各府省が集まっているので、予算の問題や個人情報取り扱いなどデータそのものの課題について、供給サイドの問題も明らかにしなければ、報告書としてはやや不十分なのかと思う。(玄田委員)
- 今回の報告書は、民間企業に配慮したニュアンスが強いが、研究会が始まった時には、もう少しデータの作り方も含めて検討し、用語の定義から含めて法制度に関わることも長期的に

考えるということだったと思う。また、提供の形態について日本では2段階しかないのを3段階にするとか、そういったことももう少し考えてもらいたい。また、研究目的で定義してそこでしか使わせないというのであれば、データの提供の仕方を考えてという意味での法制度の仕組みを今後更に検討の対象にしてほしい。それと、擬似マイクロデータについては、現状では学者なりが勝手に作ったデータであり、政府が定義すべきものかどうかというような気がする。それよりは海外で行っている2%サンプルというものに特化した方がよいのではないか。(安田委員)

- ・ 統計調査はトータルで三百以上あり、それらについてまとめて抽象的意見を戦わせるのは無意味ではないか。それぞれの統計調査でこういう性質のこういう統計であれば要望に応えられるとか、こういうものは無理とか、もう少し解説を加えるべきである。また、学会のニーズについては、そのための調査をやる予算も人もないので現実的ではないのではないか。むしろ、どれだけのニーズがあるかは、各府省の二次利用の提供窓口で把握すべきものと思われる。また、利用可能なデータ、拡充できるデータについて計画を作らせるといったこともやっていかないといけない。擬似データについては、ある意味国勢調査の調査区の平均を出しているようなものなので、これを統計データというのか。もし統計法上の手続なしにやっているとしたら、統計法違反となるので、この辺りの整理は必要になる。(政策統括官)(注)：所要の手続は行われている。
- ・ 擬似マイクロデータは教育用データから始まっており、これがあたかも統計調査の代替品で、それでなんでも集計ができるというイメージを与えるのはよろしくない。(安田委員)
- ・ この擬似マイクロデータについては、まだセンターで試行の段階だと思っている。あくまで教育用データであり、これを使って研究するのは意味がないと思う。この位置づけをどうするのかは、報告書でも触れておくべきである。(廣松座長)
- ・ 擬似マイクロデータは統計センターが出しているものだが、成果の根拠となるレベルまで達しているのかは疑問である。この部分は考えた上でまた御相談したい。(政策統括官)
- ・ 報告書の「8 二次的利用の推進に向けて」は、並べ方を変えた方がいい。(現状の)④③①②、または④①③②の順ではないか。(玄田委員)
- ・ 今日議論いただいた結果は事務局と相談し、これを骨子案に盛り込んだ上で、更に全体の肉付けをやっていくという作業を事務局と相談しながら進めていきたい。(廣松座長)

○ 次回の研究会は来年度前半の予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)

改正統計法成立以降の 制度設計と利用状況

- ◇ 研究会報告書と二次的利用に関する制度の関係
- ◇ 二次的利用に関する統計法施行後の制度等の改正
- ◇ オーダーメイド集計に関する平成21年度中の利用実績
- ◇ 匿名データに関する平成21年度中の利用実績
- ◇ 二次的利用を活用した研究内容等

研究会報告書と二次的利用に関する制度の関係

「統計データの二次利用促進に関する研究会報告書」(平成20年10月)

- ◇ 学術研究に加えて総務省令として高等教育目的を規定することを指摘
- ◇ 成果の公表義務や利用についての制限を規定することを指摘
- ◇ ガイドラインに盛り込むべき事項の指摘
 (匿名化の際のチェック内容の具体化、提供の審査要件、セキュリティ要件、提供方法等)

統計法施行規則(平成20年総務省令145号)

- ◇ 学術研究目的に加え高等教育目的を提供できる場合として規定
- ◇ 成果等の公表義務を規定 等

-----> ◆ 本人確認手続、匿名データの用途を統計の作成等に限定することを規定 等

委託による統計の作成等に係るガイドライン 匿名データの作成・提供に係るガイドライン

- ◇ 匿名化の際のチェック内容の具体化(統計委員会への添付資料)
- ◇ 申出事項、提供の審査要件、セキュリティ要件、提供方法 等

-----> ◆ 手数料の積算の方法、適正管理に違反した際の提供禁止期間の設定といったペナルティの具体的内容 等

二次的利用に関する統計法施行後の制度等の改正

統計法施行規則(平成20年総務省令145号)

【委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)】

- ◇ 学術研究の用に供することを直接の目的とする場合
- ◇ 高等教育の用に供することを直接の目的とする場合

【匿名データの作成・提供】

- ◇ 学術研究の用に供することを直接の目的とする場合
- ◇ 高等教育の用に供することを直接の目的とする場合

平成21年10月改正

【委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)】

- ◇ 学術研究の用に供することを直接の目的とする場合
- ◇ 高等教育の用に供することを直接の目的とする場合

【匿名データの作成・提供】

- ◇ 学術研究の用に供することを直接の目的とする場合
- ◇ 高等教育の用に供することを直接の目的とする場合
- ◇ 我が国が加盟する国際機関が利用する場合
- ◇ 国・国際機関・学術研究を行う者・高等教育を行う者に、国際比較を行うための統計を提供することを目的とする場合

3

オーダーメイド集計に関する平成21年度中の利用実績
～平成21年度統計法施行状況報告より～

統計調査 所管府省名	サービスの対象ととして 提示した統計調査の名称	サービス開始年月
内閣府	法人企業予測調査(平成16年4-6月期以降の調査) (財務省と共管調査)	平成22年1月
総務省	国勢調査(平成2年、7年、12年、17年)	平成21年4月
財務省	法人企業予測調査(平成16年4-6月期以降の調査) (内閣府と共管調査)	平成22年1月
文部科学省	学校基本調査(平成20年度)	平成22年2月
厚生労働省	賃金構造基本統計調査(平成18年)	平成22年2月
農林水産省	農林業センサス(平成17年) 漁業センサス(平成15年、20年)	平成22年3月

統計調査 所管府省名	オーダーメイド 集計の申出件 数	オーダーメイド 集計の結果の 提供件数	学術研究の発 展に資すると認 められる場合	高等教育の発 展に資すると認 められる場合
内閣府	0	-	-	-
総務省	4	4	4	-
財務省	0	-	-	-
文部科学省	0	-	-	-
厚生労働省	0	-	-	-
農林水産省	0	-	-	-
合計	4	4	4	0

4

匿名データに関する平成21年度中の利用実績 ～平成21年度統計法施行状況報告より～

統計調査 所管府省名	サービスの対象とすると提示した統計調査の名称
総務省	住宅・土地統計調査(平成5年、10年、15年) 就業構造基本調査(平成4年、9年、14年) 全国消費実態調査(平成元年、6年、11年、16年) 社会生活基本調査(平成3年、8年、13年)

統計調査 所管府省名	匿名データの 提供依頼 の申出件数	匿名データの 提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
			総務省	20	20

5

二次的利用を活用した研究内容等 ～匿名データを用いた研究、(独)統計センターホームページより～

(平成22年12月2日現在の状況)

所属・氏名	調査名	研究の名称	論文等
立命館大学 吉川 直樹	全国消費実態調査	消費者のライフスタイル・世帯属性と消費行動の関係及びそこから環境負荷に関する研究	(分析中)
帝京大学 大林 千一	社会生活基本調査	個人・世帯属性と行楽・観光旅行行動の関係	PDF: 1.031KB (分析中)
産業技術総合研究所 井原 智彦	全国消費実態調査 社会生活基本調査	消費者行動のライフサイクルCO2排出解析	(分析中)
東海大学 小崎 敏男	就業構造基本調査	若者の就業・非就業と少子化に関する研究	(分析中)
関西学院大学 長松 奈美江	就業構造基本調査	産業／職業構造の変化と所得格差の拡大に関する研究	(分析中)
一橋大学 岡室 博之	就業構造基本調査	自営業への移行の要因と成功条件に関する研究	(分析中)
中央大学 坂田 幸繁	社会生活基本調査	世帯内における構成員間の同一・非同一年行動に関する生活時間研究	(分析中)
明海大学 伊藤 伸介	社会生活基本調査	世帯属性と就業行動および生活行動・生活時間配分に関する実証研究	(分析中)
東京大学 佐藤 智子	社会生活基本調査	社会地域でのボランティア活動の規定要因と学習の効果に関する研究	(分析中)
名古屋大学 山本 俊行	全国消費実態調査	若年層のモビリティパターンの変化	(分析中)
北海学園大学 木村 和範	全国消費実態調査	年齢階級別所得格差の要因分解に関する研究	(分析中)
シンガポール大学 山田 憲	全国消費実態調査	消費と資産の格差と所得の不確実性に関する研究	(分析中)
中央大学 谷下 雅義	全国消費実態調査	世帯のガソリン消費支出に関する分析	(分析中)
神戸大学 佐々木 昇一	就業構造基本調査	男性所得の格差及び貧困層の拡大が女性の結婚行動に与える効果	(分析中)
一橋大学 川口 大司	就業構造基本調査	平成22年度一橋大学大学院経済学研究科「演習」(労働経済学Ⅰ)	(分析中)
大阪市立大学 多治見 左近	住宅・土地統計調査	地域住宅市場における公的住宅・施策の役割と機能	(分析中)
国際短期大学 寺村 絵里子	就業構造基本調査	日本における女性事務職の就業分析ー男女雇用機会均等法施行による変化ー	(分析中)
西南学院大学 山村 英司	社会生活基本調査	社会関係資本(Social capital)の形成と経済的条件	(分析中)
北海学園大学 水野谷 武志	社会生活基本調査	就業者における曜日別生活時間配分に関する研究	(分析中)
大阪大学社会経済研究所 大竹 文雄 日本経済研究センター 伊藤 由樹子	就業構造基本調査	就業形態・学歴・世帯構成と所得格差に関する研究	(分析中)

6

二次的利用を活用した研究内容等 ～オーダーメイド集計を用いた研究、(独)統計センターホームページより～

(平成22年12月2日現在の状況)

所属・氏名	調査名	研究の名称	論文等
埼玉大学 氏家 豊	国勢調査	エリア・サンプリングにおける問題点	PDF:953KB
日本女子大学 岩田 正美	国勢調査	生活保護施設等利用者の実態と支援に関する研究	(分析中)
神戸大学 平山 洋介	国勢調査	若者の住宅条件とその空間特性に関する研究	(分析中)
静岡大 上藤 一郎	国勢調査	地域別経済指標によるシステムダイナミクスモデルの開発とそれによる静岡地域経済のシミュレーション分析	(分析中)
東京大学空間 情報科学研究センター 河端 瑞貴	国勢調査	仕事と子育ての両立における保育所アクセシビリティの重要性に関する研究	(分析中)

7

二次的利用を取り巻く状況 (二次的利用に対する要請等)

- ◇ 新たな情報通信技術戦略(抄)
(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ◇ 新たな情報通信技術戦略 工程表(抄)
(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ◇ 平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書
(平成22年9月 統計委員会)
- ◇ 2010年度日本経団連規制改革要望(抄)
(2010年10月 (社)日本経済団体連合会)

新たな情報通信技術戦略(抄)

(平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

Ⅲ. 分野別戦略

1. 国民本位の電子行政の実現
 - (2) オープンガバメント等の確立

【重点施策】

- 行政が保有する統計・調査などの情報について、回答者の個人情報保護の観点から、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行い、それらを原則としてすべて2次利用可能な形でインターネットで容易に入手し、活用できるようにすることにより、新事業の創出を促進する。

【具体的取組】

ii) 行政機関が保有する情報の活用

行政機関が保有する地理空間情報、統計調査等に係る情報について、個人が特定できない形に情報の集約化・匿名化を行うなど、個人情報・プライバシー保護の対策を講じつつ、その一層の活用を推進する。

【内閣官房、総務省、国土交通省、経済産業省等】

新たな情報通信技術戦略 工程表(抄)

(平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)



1. (2) ii) 行政機関が保有する情報の活用 (各府省の取組)

短期(2010年、2011年)

行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。

内閣官房: 行政の保有する情報の洗い出し、活用策検討。国民IDと関連があり個人情報保護への配慮が必要な情報については、国民ID制度と併せて検討

内閣官房・国交省: 地理空間情報活用にあたっての個人情報の取扱い・知的財産権の取扱いに関する検討、ガイドラインの策定

総務省: 統計調査票情報活用にあたっての統計調査票情報活用制度の見直し

経産省: 匿名化技術・方式の開発、業界自主ガイドラインの策定・普及

中期(2012年、2013年)

情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。

内閣官房・国交省: 地理空間情報の活用推進

総務省: 統計調査票情報活用制度の見直し(継続)、必要な法令改正等

経産省: 匿名化技術・方式の開発(継続)、業界自主ガイドラインの策定・普及

「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(抄)

(平成22年9月 統計委員会)

II 各ワーキンググループの検討結果等

3 第3ワーキンググループ関係

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

(i) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。

- ・ 総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。

(ii) 各府省は、法第33条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンライン利用についての検討を進める際に法第33条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

4

2010年度日本経団連規制改革要望(抄)

(2010年10月 (社)日本経済団体連合会)

【提案事項名】

政府統計情報の二次活用

【意見】

行政が行う統計調査については、個表も含め個人情報保護に配慮した形で公表し、学術部門に限らず利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和するべきである。個人情報保護に配慮しつつ、可能な限りロー・データに近い形で提供可能とすること、提供対象を学術部門に限定せず民間部門まで拡大すること、e-Statの機能拡充により利用者がオンラインで分析を行えるようにすることにより、民間部門でのインテリジェンスが高まり、新規ビジネス検討等に役立てることができる。

【理由】

行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られており民間部門などで十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は用紙やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。

「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(2010年9月10日閣議決定)において、「統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。」とされているが、平成22年度中に確実に措置すべきである。

【関係法令】

統計法第34,35,36条、施行令第13条、施行規則15条

5

二次的利用の利用目的の制限等について (これまでの考え方)

- ◇ オーダーメイド集計に関し利用目的を制限しているこれまでの整理
- ◇ 匿名データの提供に関し利用目的を制限しているこれまでの整理

オーダーメイド集計に関し利用目的を制限したこれまでの整理

- ① オーダーメイド集計を行うためには、相当程度の行政資源を投入する必要がある。
- ② 利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、個人情報などが調査対象者の意図に反して利用されるのではないかと不安を、調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

行政資源の投入が一定程度に抑えられ、かつ、利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置

- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる「学術研究」を法律で例示
- 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる「高等教育」を総務省令で規定

- ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で公表義務を規定

匿名データの提供に関し利用目的を制限したこれまでの整理

利用目的を問わず匿名データの提供に応じることとした場合には、実質的に無制限に誰に対しても匿名データを配布することとなる。

匿名化されているとはいえ、生活実態や会社運営実態などの赤裸々な個々の回答の内容に変わりはなく、これらの情報が無制限に提供されれば、回答内容が調査対象者の意図に反して利用されるのではないかと不安を調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報に本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

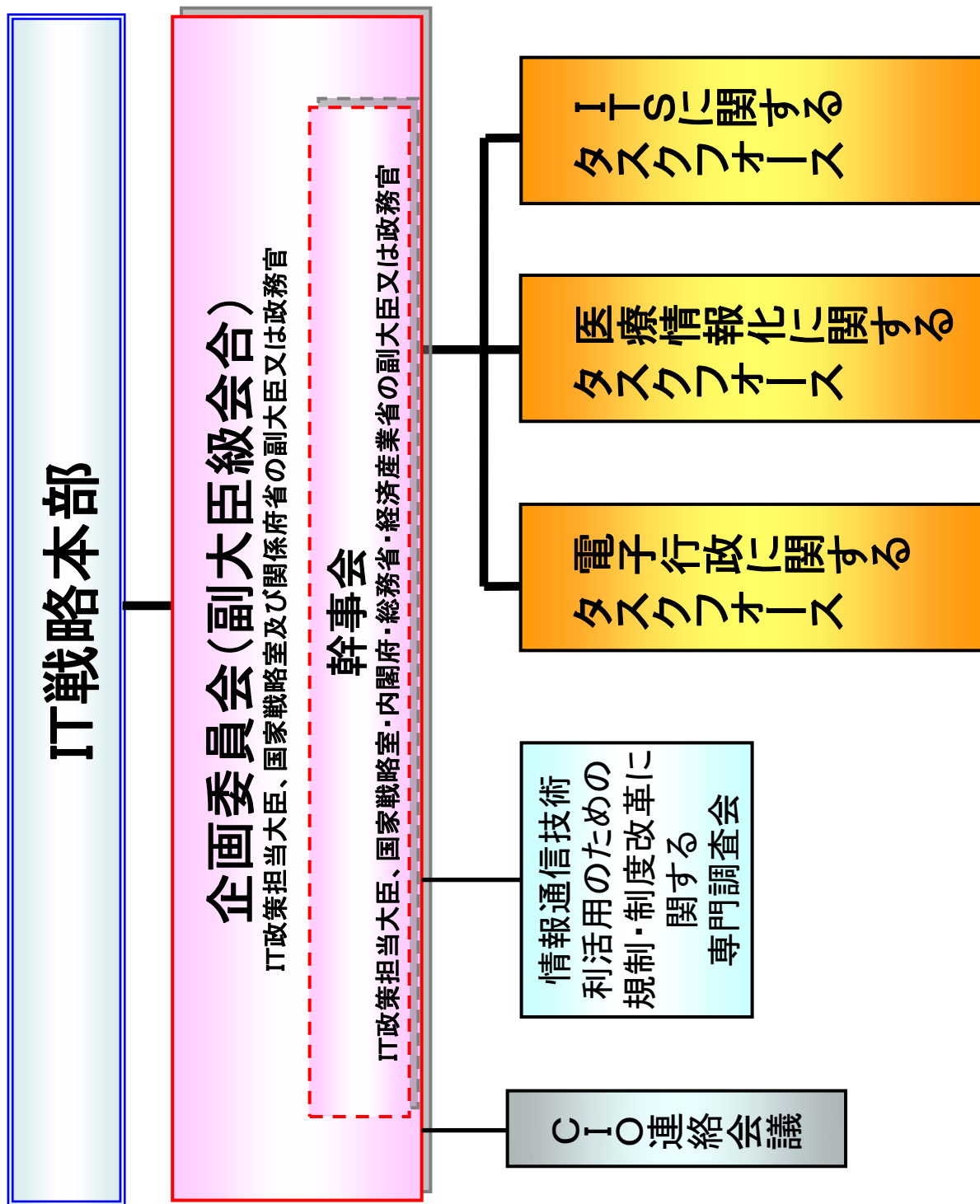
※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報に本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置

- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる学術研究での利用を法律で例示
 - 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる高等教育利用を総務省令で規定
 - 国際機関(公益性)の利用、学術研究や高等教育を行うための国際比較統計を提供するための利用(上記2つの利用と密接関連)を総務省令で規定
- ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で公表義務を規定

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)の体制について



情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会について

平成 21 年 7 月 6 日
平成 22 年 6 月 22 日改正
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令(平成12年政令第555号)第2条の規定に基づき、情報通信技術の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用等の洗い出しを行い、国民にとって利益となる形で抜本的に見直すための必要な調査(以下「調査」という。)を行うため、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。
- 2 専門調査会の会長は、委員の互選による。
- 3 専門調査会は、企画委員会(「企画委員会の設置について」(平成22年3月19日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定))が示す方針に沿って調査を行い、その結果について企画委員会に報告する。
- 4 専門調査会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 6 専門調査会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会 委員

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 石戸奈々子 | 特定非営利法人CANVAS副理事長 |
| 岩瀬 大輔 | ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長 |
| 折田 明子 | 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科講師 |
| 楠 正憲 | マイクロソフト株式会社法務・政策企画統括本部技術標準部部長 |
| 後藤 玲子 | 茨城大学人文学部准教授 |
| 新保 史生 | 慶應義塾大学総合政策学部准教授 |
| 高島 宏平 | オイシックス株式会社代表取締役社長 |
| 野原佐和子 | 株式会社イブシ・マーケティング研究所代表取締役社長 |
| 松村 敏弘 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 森 亮二 | 弁護士 |

諸外国における二次的利用の状況: 匿名データの提供(オーストラリア) 資料2

区分	説明・特徴等			
種類・提供方法等	匿名データ名・種類	秘匿度	有用性	提供方法
	基本匿名データ(Basic CURFs)	大	小	匿名データ自体の提供(媒体; CD-ROM) リモート集計サービス(RADL(注1))による集計結果の提供
	拡張匿名データ(Expanded CURFs)	中	中	リモート集計サービス(RADL(注1))による集計結果の提供
	特別匿名データ(Specialist CURFs)	小	大	オンサイト利用できる施設(ABSDL(注2))に限定して匿名データの利用を提供
	(注1) RADL (ABS Remote Access Data Laboratory) ・基本及び拡張匿名データを基に集計結果のみ提供するリモート集計サービス(プログラム送付型) ・インターネット経由でアクセス可、ID/PWによる認証 ・24時間/365日サービス		(注2) ABSDL (ABS Site Data Laboratory) ・オンサイト利用できる施設であって特別匿名データを自ら利用可能 ・全国8支所に設置 ・複数の統計調査のクロス集計等RADLで対応できないことをカバー ・スタッフの補助を受けることが可能	
費用	種類	価格(1ファイル)		
	基本又は拡張匿名データ(個別の利用)	117,000円 (1,430豪ドル)		
	基本及び拡張匿名データ(両方利用可)	175,000円 (2,140豪ドル)		
	特別匿名データ	ABSDL使用料3.5時間まで212,000円 (2,590豪ドル) + α(作業料) ※3.5時間毎46,000円 (560豪ドル) 追加		
	※1豪ドル=82円で計算 ※利用する匿名データの種類・サービスによる			
利用目的	制限なし(統計の作成目的であればよい)			
手続き	組織(会社、大学等)による利用登録が行われることが提供の前提 ・ライセンス制; 登録された組織はHPIに公表 ・申請者ごとの審査は実施			

諸外国における二次的利用の状況: 匿名データの提供(ニュージーランド)

区分	説明・特徴等			
種類・提供方法等	匿名データ名・種類	秘匿度	有用性	提供方法
	基本匿名データ(Basic CURFs)	大	小	匿名データ自体の提供(媒体; CD-ROM)
	拡張匿名データ(Expanded CURFs)	中	中	リモート集計サービス(GLS(注1))による集計結果の提供 匿名データ自体の提供(GLSを通じて)
	(参考) 個票に限りなく近いデータ (調査票情報とは異なる)	最小	最大	オンサイト利用できる施設(Data Lab(注2))に限定してそのデータを提供
	(注1) GLS (Government Log-on Service) ・インターネット経由でアクセス可 ・拡張匿名データを基に集計結果を提供(プログラム送付) ・拡張匿名データ自体もダウンロード可能(詳細確認中)		(注2) Data Lab ・オンサイト利用できる施設であって個票に限りなく近いデータを自ら利用可能 ・全国3カ所に設置	
費用	種類	価格(1ファイル)		
	基本又は拡張匿名データ(個別の利用)	30,000円 (500NZドル)		
	(参考) 個票に限りなく近いデータ (調査票情報とは異なる)	施設の使用料が必要(1日の利用料5,700円(95NZドル))。また、これとは別にデータの作成料が必要。		
		※1NZドル=60円で計算 ※利用する匿名データの種類・サービスによる		
利用目的	制限有り(統計の作成目的であって、公益目的であることが必要)			
手続き	組織(会社、大学等)と利用希望者の連名による申請が必要			

諸外国における二次的利用の状況;オーダーメイド集計(オーストラリア、ニュージーランド)

オーストラリア

区分	説明・特徴等
種類・提供方法・費用	<p>委託を受け付け、集計結果を作成し提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Information Consultancy Service ・公表していない集計について要望を受けカスタマイズ集計を行うサービス ・有料(作業量から積算;1時間当たり8,200円(100豪ドル)) <p>リモート集計サービスによる集計結果の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Table Builder ・バックデータとして調査票情報自体を利用するリモート集計サービス。 ・集計時に秘匿処理が必要なセルについては自動的に秘匿処理がなされる(各セルが3以上の数値になるようにラウンディングされる) ・提供はウェブサイト ・インターネットにアクセスできる端末で利用可 ・有料(131,000円(1,600豪ドル)) ・登録すれば何回も利用可能。 ・現在は人口センサスのみ
利用目的	制限なし(統計の作成目的であればよい)

ニュージーランド

区分	説明・特徴等
種類・提供方法・費用	<p>委託を受け付け、集計結果を作成し提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表していない集計について要望を受けカスタマイズ集計を行うサービス ・有料(作業量から積算;1時間当たりの単価は6,900円(115NZドル))
利用目的	制限なし(統計の作成目的であればよい)

ニーズの把握の方法について

1. 各府省のニーズ把握の取組のレビュー（経済産業省報告書等）

二次的利用の創設や推進に向け、各府省がこれまで行ってきた調査研究結果等をレビューすることにより、効率的にニーズを整理する。

2. 民間シンクタンク等のヒアリング結果の報告

(1) ヒアリングの視点

＜オーダーメイド集計＞

小地域統計等の整備が行われているなど、既存統計の整備に関する情報を提供した上で、その他にどのようなニーズを確認する。

＜匿名データの作成・提供＞

地域情報の削除等、匿名性確保のために匿名データには限界があるとした上で、ビジネスでの利用におけるニーズを確認する。

(2) ヒアリングの方法

事務局から現状や限界を説明した上で、どのような利用価値があるかについてヒアリングを行い、研究会に報告する。

3. 各府省等に寄せられたニーズ・照会等

各府省や統計センター等に寄せられた実際の相談のうち、ニーズを理解する上で必要と思われる照会を整理し、研究会に報告する。

4. 研究会での整理

上記1～3の整理を基に、想定されるニーズについて整理を行う。

諸外国の実情把握

資料7

[調査名] 統計データ・アーカイブの整備に関する調査

[目的・概要] 統計データ・アーカイブの検討に当たって、今後の検討の基礎資料を得るために実施するもの。この一環として諸外国における二次的利用制度の最新の状況について調査を実施する。

[調査時期(予定)] 平成23年8月～10月(3ヶ月)

[調査項目]

- ◆ 諸外国における統計データの二次的利用制度の把握及び整理
- ◆ 各省庁における調査票情報の保管状況
- ◆ 国内外における先行事例の把握及び整理
- ◆ データ・アーカイブ構築に関するシステム運営上の要件整理、検討すべき事項及び最新技術の把握
- ◆ 統計データ・アーカイブの持つべき機能、想定される運営方法・体制

諸外国の実情把握(調査事項)

- ◆ 諸外国における統計データの二次的利用制度の把握及び整理

(調査事項; 制度一般・共通)

- サービスのバリエーション・内容、提供方法、利用手順・手続き
- 利用に当たっての制限(利用できる者の範囲(個人、組織等の区分)、利用目的の制限等)
- 費用の有無、積算方法(アカデミックプライス等目的別による区別の有無)
- 提供実績(サービスを実施している統計調査数、提供実績)
- サービス提供者の運営体制、要員、予算

(調査事項; 匿名データ)

- 諸外国で提供している個々の匿名データについて、秘匿の内容、匿名化の程度を把握し、個々の匿名データの客観的な位置付けについて分類
- 情報漏えい対策(利用者側に求めている条件(倫理教育等)、サービス提供者側の対策)
- 教育目的利用に関する匿名データの取扱い(利用環境、アカデミックプライス等の価格設定)

諸外国の実情把握(調査事項)

(調査事項;調査票情報)

- 提供サービスの有無
- 提供している場合、その具体的な手続き、利用制限等について、匿名データの調査事項に準じて調査を実施
- 提供していない場合、その理由について確認

その他の調査事項

◆ 各省庁における調査票情報の保管状況

統計データ・アーカイブの在り方等分析の要件等として活用するため、調査実施者における以下の現況を把握し整理する。

〔保管している情報の種類、保管媒体・手段、保管期間、保管場所、管理主体、バックアップの状況、セキュリティ対策等〕

◆ 国内外におけるデータ・アーカイブ先行事例の把握及び整理

国内外のデータ・アーカイブにおける先行事例について、現状を把握し、比較検討できるように整理する。

- ・ 提供サービスに関すること
(提供サービスの種類・内容、利用対象者、提供方法、利用条件、利用手順・手続き等)
- ・ 保管に関すること
(保管しているデータの種類・内容、保管手段、セキュリティ対策・バックアップ状況等)
- ・ 運営に関すること
(運営主体、体制、予算等)

調査候補

国内 SSJDA(東京大)、JEDI(兵庫教育大)

国外 ICPSR(米ミシガン大)、IPUMS(米ミシシッピ大)、StatLib(米カーネギーメロン大)、TheDateWeb(米センサス局)、Data.Gov.(米)、DLI(カナダ統計局)、UKDA(英エセックス大)、Data.Gov.U.K.(英)、GESIS(独ライプニッツ社会科学研究所)、DA(ニュージーランド統計局)等

◆ その他の調査事項

- ◆ データ・アーカイブ構築に関するシステム運営上の要件整理、検討すべき事項及び最新技術の把握
データ・アーカイブを構築するに当たってシステム上の整理すべき要件、検討事項を明確にするほか、データ・アーカイブを巡る最新の技術動向に係る情報を収集し、整理する。

- ◆ 統計データ・アーカイブの持つべき機能、想定される運営方法・体制
既存報告書、有識者へのヒアリング等の実施により、データ・アーカイブのあるべき姿を検討の上、具体的な運営の方法、体制等を横断的に精査し、メリット、デメリットを整理する。

用語の定義について（試案）

統計データの二次的利用促進に関する研究会においては、今後の議論の混乱を避けるために概念整理を行う必要があることから、審議の前提として以下の用語の定義を行うこととしたい。

【パブリック・ユース・ファイル】

以下の条件をすべて満たす匿名データをいう。

- ① データのスワッピング、パーティション（ノイズゆらぎの注入）など強度の秘匿処理が行われたもの
- ② 利用制限が無く不特定多数の者が利用することができるもの
- [③ 金銭の授受は問わない]
- [④ 提供手段は問わない]

【リモート集計、プログラム送付型集計】

利用者は調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの個々の情報を認識することはできないが、これを用いて次の手段により集計結果を入手することが可能な集計サービスをいう。

- ・ 利用者が遠隔地からパソコン等を用いてネットワークを通じて汎用的なシステムにアクセスし、調査項目を選択することなどにより集計結果を得る（リモート集計）
- ・ 利用者が作成した統計集計プログラムを、ネットワーク等を通じて受け付け、当該統計集計プログラムを用いた集計結果を得る（プログラム送付型集計）

なお、双方との金銭の授受は問わない。

【オンサイト利用】

以下の条件をすべて満たす調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの利用サービスをいう。

- ① 調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データを管理する者が指定した施設(外部とのコミュニケーションが遮断されるなど情報漏えい対策が講じられた施設)に限り、調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データを利用すること
- ② 調査票情報及び軽度の秘匿処理を行った匿名データの持ち出しは認められず、集計結果等持ち出すものについて管理者の審査を受ける
- [③ 金銭の授受は問わない]

資料2

研究会での二次的利用の検討に当たっての考え方や守るべき原則(案)

1. 二次的利用は、ニーズに過不足なく対応することが望ましい。
2. 二次的利用における有用性の向上と秘密の保護は、二律背反である。
このバランスを確保するにあたり、
 - 1) 国民・企業の信頼を損なわないようにするため、データを秘匿する措置、漏洩等を抑止するシステムやプロセスの安全性のの程度保障などを確保する。
 - 2) 有用性の向上と秘匿の程度のバランスの判断にあたっては、諸外国の状況や経験を参考とする。
3. 二次的利用は、統計の作成や統計的研究を行うことを想定し、個別の標本調査対象の識別を行うこと、個別のデータに着目した利用など統計目的それ以外の使用は想定しない。

オーダーメイド集計の検討の前提

利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっている現在の対応に加えて、諸外国の中にみられるプログラム送付型集計や表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られるリモート集計などの対応を導入することとした上で、制度の検討を進めることとする。

匿名データの検討の前提

諸外国の中には、強度の匿名化処理を行った上で利用に制限を設けない「パブリックユースファイル」を提供する国が見受けられることから、検討の視点として、現在の研究目的用の匿名データの作成・提供の制度に加えて、強度の匿名処理を行った「パブリックユースファイル」を導入することとした上で、制度の検討を行うこととする。

「統計の提供」 に関する整理(案)

～オーダーメイド集計等～

- 1 検討の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 従来のオーダーメイド集計の我が国の現状・・・・ P3
- 3 プログラム送付型集計の具体例・・・・・・・・ P8
- 4 表頭・表側指定型集計の具体例・・・・・・・・ P18
- 5 その他に考えられる付加価値を付した
統計の提供の事例・・・・・・・・ P24
- 6 利用制限について・・・・・・・・・・・・・・・・ P28

1 検討の前提

利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっている現在の対応⁽¹⁾に加えて、諸外国の中にみられるプログラム送付型集計⁽²⁾や表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られるリモート集計⁽³⁾など⁽⁴⁾の対応を導入することとした上で、制度の検討を進めることとする。

さらに論点を洗い出すために、以下の(1)から(4)について、いくつかの具体的な事例について紹介する。

- (1) 従来のオーダーメイド集計
- (2) プログラム送付型集計
- (3) 表頭表側指定型集計
- (4) その他付加価値を付した統計の提供

2

2 従来のオーダーメイド集計 の我が国の現状

3

現在の提供サービスは、表頭・表側等を指定して必要な統計を入手するもの(農林水産省のサービスを除く)

※ 提供される統計に着目すると、表頭・表側の指定を行うことで統計表が得られる表頭・表側指定型のリモート集計に非常に近いものとなっている。

現在のサービス提供に当たり、秘匿処理は大きな論点

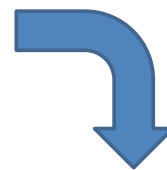
※ 現状の(独)統計センターにおける秘匿処理は、1次秘匿(回答数が1又は2のもの)を秘匿する。それ以上の秘匿が必要な場合は、統計センターに全部事務を委託する府省において秘匿を行う。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、集計表の秘匿措置をどのように考えるか。1次秘匿を行う水準で良いか、それとも秘匿を強くすべきか。

(参考) e-Stat の例

我が国の e-Stat では、統計調査や集計表を指定して欄外・表頭・表側を指定することで、必要な集計結果の提供を行っている。(既存統計の提供)

欄外、表頭、表側を選択し指定



ページ切替 時間軸(年次) 2005年

		平成17年人口 【人】	平成12年総世帯 人口 【人】	平成12年～17 年の人口増減 数 【人】	平成12年～ 17年の人口増 減率 【%】	面積 【平方km】	1平方km当たりの 人口密度 【人】
全国	全国	127,767,994	126,925,843	842,151	0.7	377,914.78	342.7
	人口集中地区	84,331,415	83,809,682	1,521,733	1.8	12,360.58	6,714.0

3 プログラム送付型集計の具体例

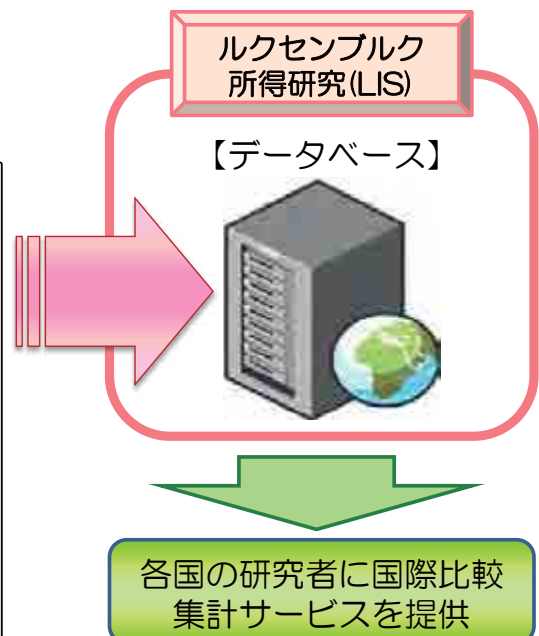
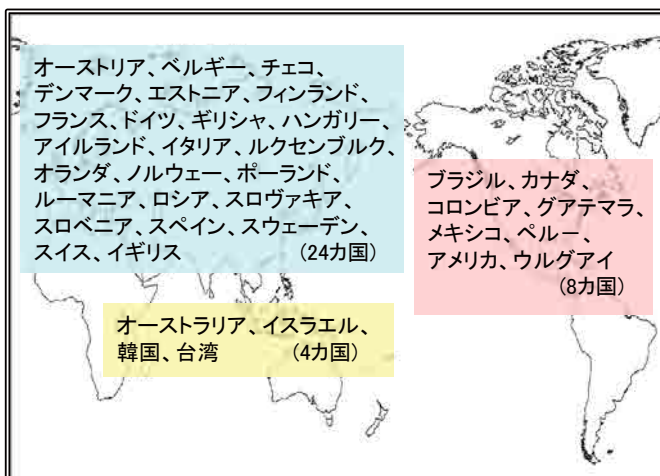
3 プログラム送付型集計で実際に行われている具体例

プログラム送付型の集計例として、ルクセンブルクインカムスタディの取組、オーストラリアなどの取組がある。

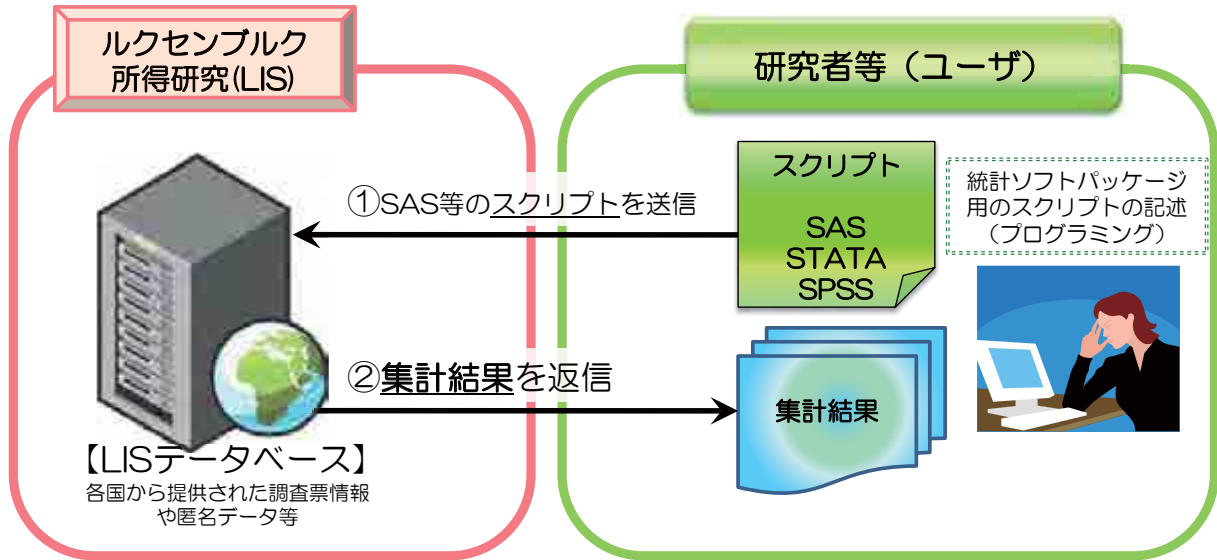
① ルクセンブルク所得研究(Luxembourg Income Study) [ルクセンブルクに存在する法人の取組]

■ LIS 概要と参加国

- ▶ 家計所得に関する各国の調査データを収集し、国際比較研究に利用可能なデータベースを整備
- ▶ 現在、36カ国からデータを提供



■ LISデータベースの利用 (イメージ)



※ データベース内の情報をプリントアウトする命令をプログラムで判別し、受け付けないように対応 10

■ LISのプログラム送付型集計を通じて入手できる集計結果 (例)

○不平等度 (ジニ係数、アトキンソン係数 など)

Dataset(s)	Gini Coefficient	Atkinson Coefficient (equival. variation)	Atkinson Coefficient (equival. variation)
LIS - Australia 2003 - wave VI	0.317	0.087	0.173
LIS - Australia 2007 - wave V	0.317	0.085	0.174
LIS - Australia 1995 - wave IV	0.308	0.081	0.171
LIS - Australia 1989 - wave III	0.304	0.077	0.157
LIS - Australia 1985 - wave II	0.292	0.072	0.148
LIS - Australia 1981 - wave I	0.281	0.068	0.138
LIS - Austria 2004 - wave VI	0.269	0.061	0.123
LIS - Austria 2000 - wave V	0.257	0.056	0.115
LIS - Austria 1997 - wave IV	0.268	0.060	0.122
LIS - Austria 1995 - wave III	0.277	0.065	0.134
LIS - Austria 1994 - wave II	0.280	0.066	0.135
LIS - Austria 1987 - wave I	0.227	0.042	0.085
LIS - Belgium 2000 - wave V	0.279	0.062	0.125
LIS - Belgium 1997 - wave IV	0.250	0.055	0.116
LIS - Belgium 1995 - wave III	0.268	0.061	0.124
LIS - Belgium 1992 - wave II	0.224	0.041	0.080
LIS - Belgium 1988 - wave I	0.232	0.044	0.081
LIS - Belgium 1985 - wave I	0.227	0.042	0.080
LIS - Brazil 2000 - wave VI	0.488	0.194	0.348
LIS - Canada 2004 - wave VI	0.318	0.086	0.172
LIS - Canada 2000 - wave V	0.313	0.085	0.171
LIS - Canada 1996 - wave IV	0.311	0.083	0.171
LIS - Canada 1997 - wave IV	0.291	0.072	0.145

■ LISデータベースの利用に当たって

1 利用者の範囲

- ・ 政府機関に所属する職員又は研究者
- ・ 大学の研究者
- ・ 非営利機関の研究者

2 利用目的

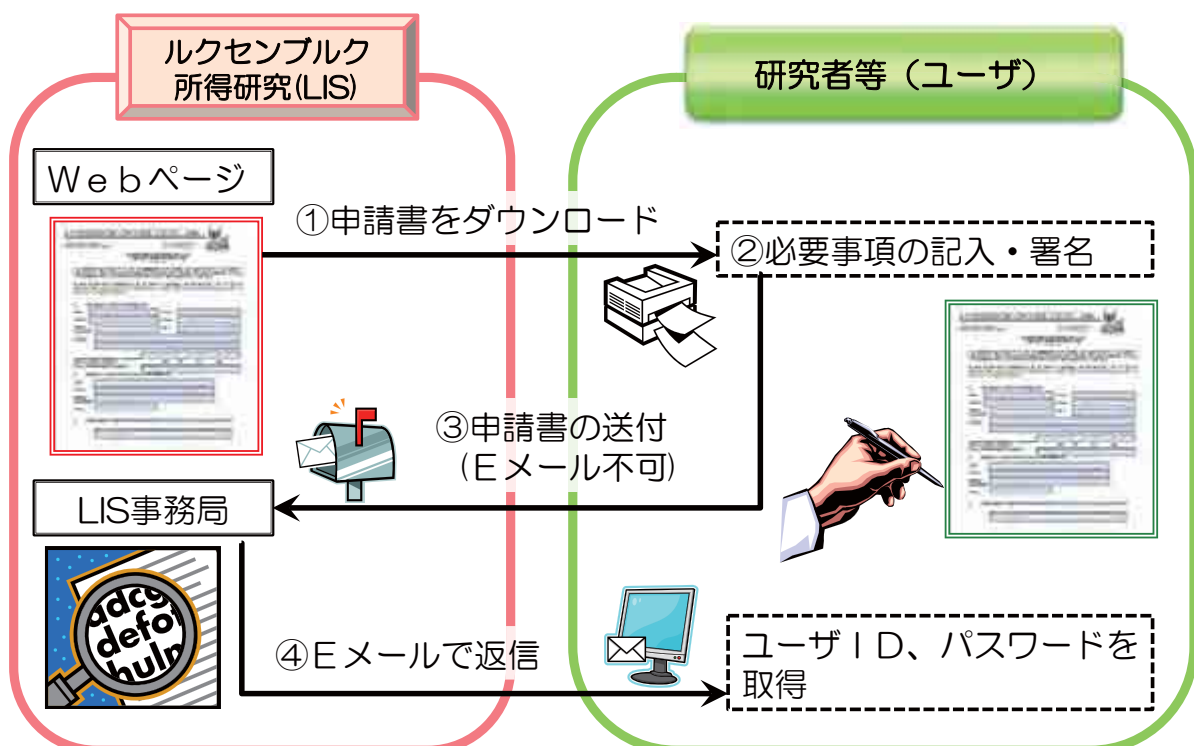
- ・ 社会科学研究目的のみに限定。
※私的利用又は営利目的の利用は不可。

3 利用料金

- ・ 無料（国が費用負担を行っている参加国の利用者は無料）

⇒ LISデータベース利用にはユーザID・パスワードが必要

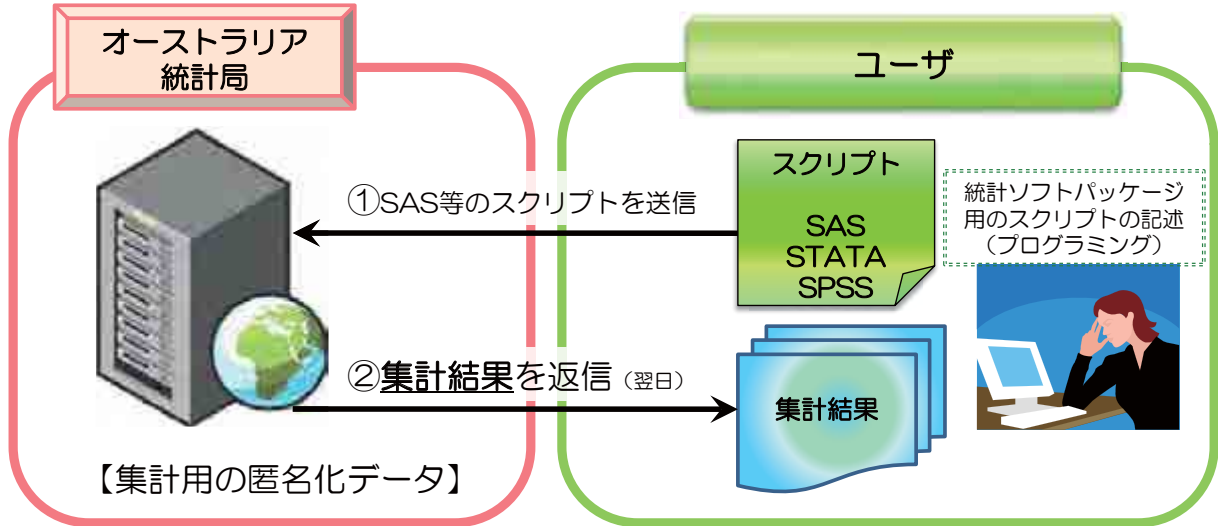
■ LISのユーザID・パスワードの取得



② オーストラリアのプログラム送付型集計の具体例(RADL)

※ RADL (ABS Remote Access Data Laboratory) とは、利用者からSAS等のスクリプトの送付を受け付け、オーストラリア統計局が、プログラム送付型集計にしか用いない匿名データ等を用いて、集計を行い当該結果の提供を行うもの。

■RADLの利用(イメージ)



■RADLの利用に当たって

1 利用者の範囲

- ・ 政府機関、民間機関、大学に所属する者
※機関を登録し、所属する者が使える仕組み

2 利用目的

- ・ 提供を受けた統計の利用制限なし

3 利用料金

- ・ 約175,000円(1調査の年次毎に登録機関が支払う料金)

⇒RADLの利用にはユーザID・パスワードが必要

■RADLの利用手続き等

- ① 利用希望者の所属する組織(政府機関、民間会社、大学等)において、その組織の責任者は「責任者の手引き」を精読の上署名する。
また、「窓口担当」を指名する。窓口担当は署名された「責任者の手引き」をオーストラリア統計局に送付する。
- ② オーストラリア統計局は、MICRO(二次的利用管理システム)に申出のあった組織を登録する。
- ③ 利用希望者はMICROにアクセスし組織が所属登録されているか内容確認の上、登録された組織に対して利用の申出(当初手続き)を行う。あわせて利用希望者は利用の申出(当初手続き)をオーストラリア統計局に行う。
- ④ 利用希望者の所属する組織の「窓口担当」は利用希望者が組織に属していることをオーストラリア統計局に対して認証する。
- ⑤ ④までの当初手続きが整ったところで、MICROを通じて「利用の手引き・宣誓等様式」を入手し、それを精読し署名した上、組織の担当窓口へ署名した「利用の手引き・宣誓等様式」を提出する。
- ⑥ 組織の窓口担当は署名された「利用の手引き・宣誓等様式」を承認し、MICROを通じてオーストラリア統計局へ提出する。
- ⑦ オーストラリア統計局は提出された「利用の手引き・宣誓等様式」を審査し、承認されれば、RADLの利用を承認し、ID、パスワードを交付、以降、プログラムソースの受付を行う。¹⁶

これらの例は、汎用統計ソフトを稼働するためのスクリプトの送付を受けて汎用統計ソフトを稼働させているもの。

※ これらの例では、いわゆる「言語」で開発された集計プログラムを受け付けていない。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、プログラム受付型集計の秘匿や情報の保護をどのように考えるか。

- 1) データベース内の個別の情報をプリントアウトする命令をプログラムで判別し、受け付けないようにする対応は何が問題があるか。これ以外に何か措置を講じる必要はないか。
- 2) 汎用統計ソフト以外に広くプログラムを受け付けるような対応を行う必要はあるか。
- 3) セキュリティの視点から調査票情報をどのように取り扱うべきか。
- 4) 情報保護の視点から他に検討すべき点はないか。

4 表頭・表側指定型の具体例

18

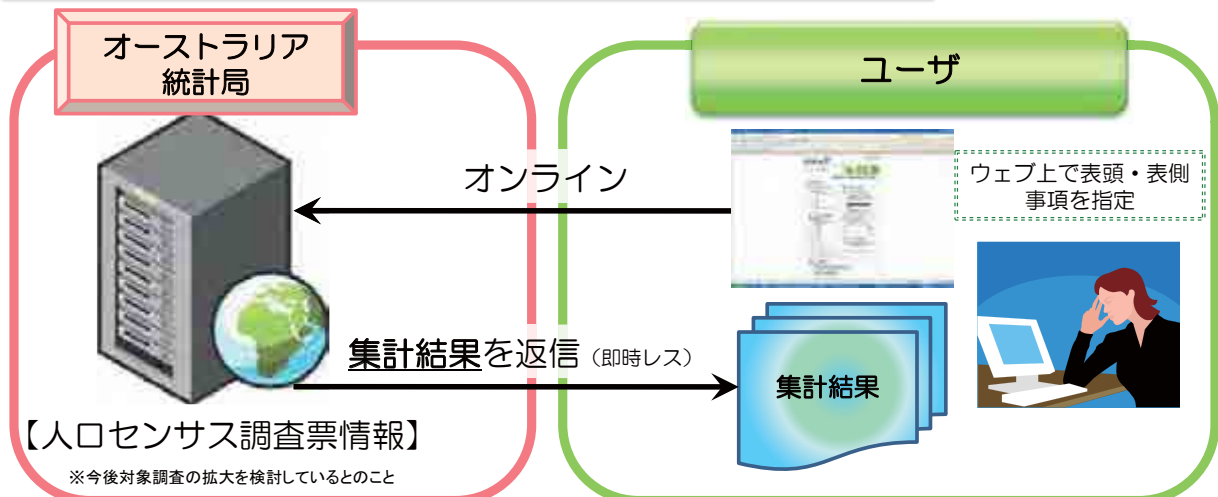
4 表頭・表側指定型集計で実際に行われている具体例

表頭表側指定型集計の具体例として、オーストラリアのテーブルビルダー(ABS Table Builder)、同じ名称でニュージーランドのテーブルビルダー(NZ Table Builder)などの取組がある。

① オーストラリアのリモート集計の具体例【テーブルビルダー(ABS Table Builder)】

※ オーストラリアのテーブルビルダー (Table Builder)とは、ウェブで利用者が集計項目の指定を行い、その集計結果の提供を受けるもの。

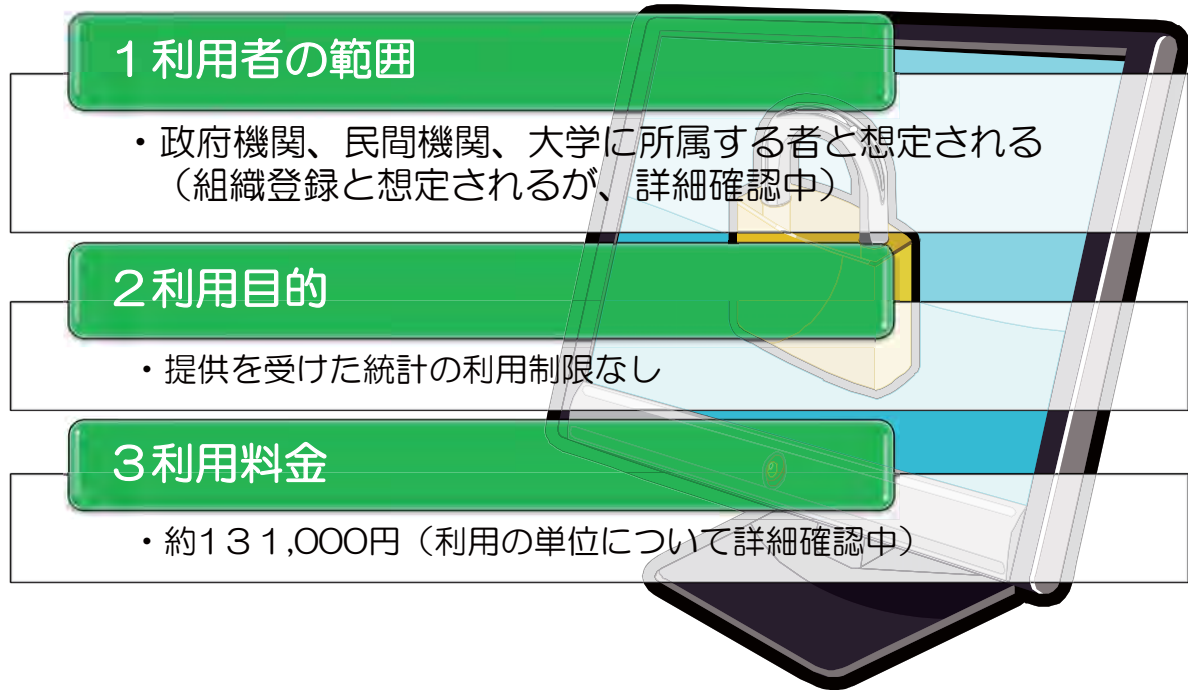
■テーブルビルダー(ABS Table Builder)の利用 (イメージ)



※秘匿処理は、機械秘匿対応だが詳細は不明

19

■オーストラリアのテーブルビルダー (ABS Table Builder) 利用に当たって

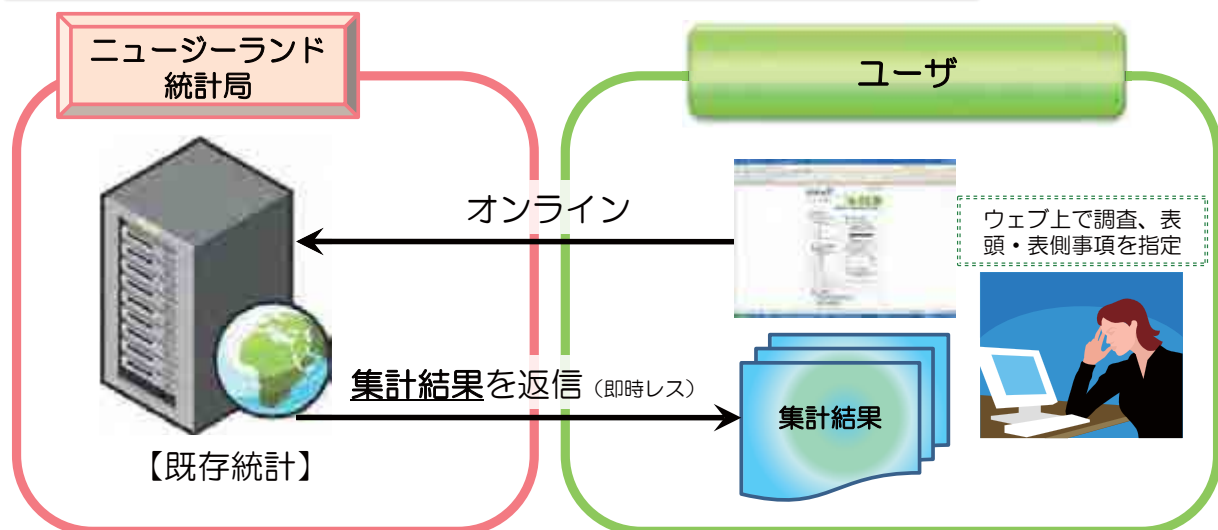


20

② ニュージーランドの表頭・表側指定型集計の具体例 (NZテーブルビルダー (Table Builder))

※ ニュージーランドのテーブルビルダー (Table Builder)とは、ウェブで利用者が集計項目の指定を行い、その集計結果の提供を受けるもので我が国のe-Stat と同じようなもの。

■テーブルビルダー (NZ Table Builder) の利用 (イメージ)



※ 我が国のe-Statと同様の仕組み

21

■ニュージーランドのテーブルビルダー（NZ Table Builder）利用に当たって



22

表頭・表側指定型の集計には、調査票情報を用いてオーダー（要求）を受けて統計を作成・提供するもの（「オーダーメイド」）と、作成済みの統計から要求される統計を編成して提供するもの（「レディメイド」）が存在する。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、表頭・表側指定型集計の秘匿や情報の保護をどのように考えるか。

- 1) セキュリティの観点から調査票情報をどのように取り扱うべきか。
（「4 プログラム送付型集計の具体例」と同じ問題）
- 2) レディメイドとオーダーメイドの役割分担など、既存統計の提供（e-Stat等）との関係の整理をどのようにすべきか（費用負担等）。

※ さらに発展型として、本来目的で集計する統計の他、特別集計した統計表などの提供なども考えていくことが必要。

23

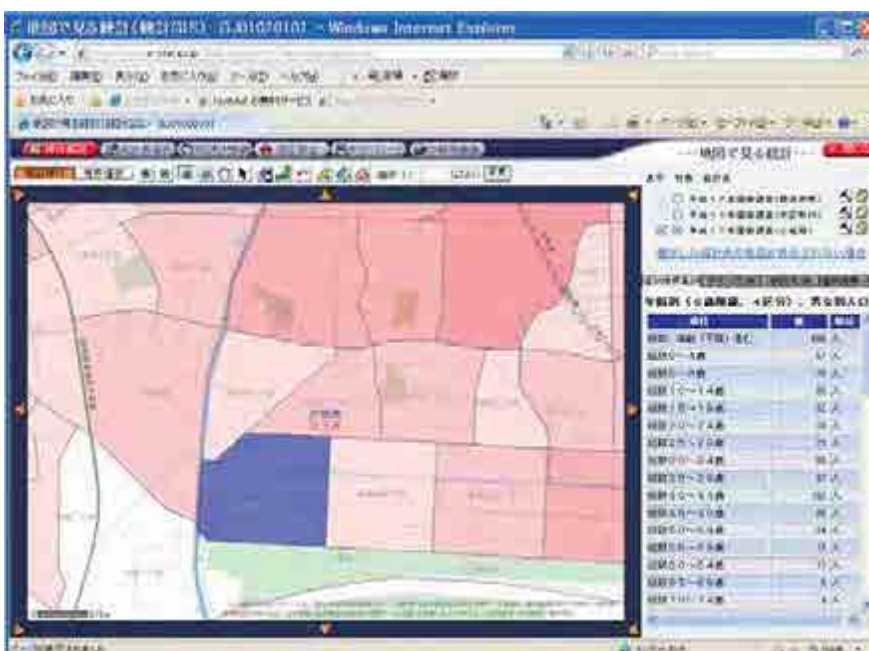
5 その他に考えられる 統計の提供の事例

24

5 その他に考えられる統計の提供で実際に行われている事例

統計を一層使い勝手が良いものとし、利用促進を図るためには、例えば地理情報システム等のシステムと連携し、付加価値を高める情報提供が行われている。

■我が国の統計提供の例



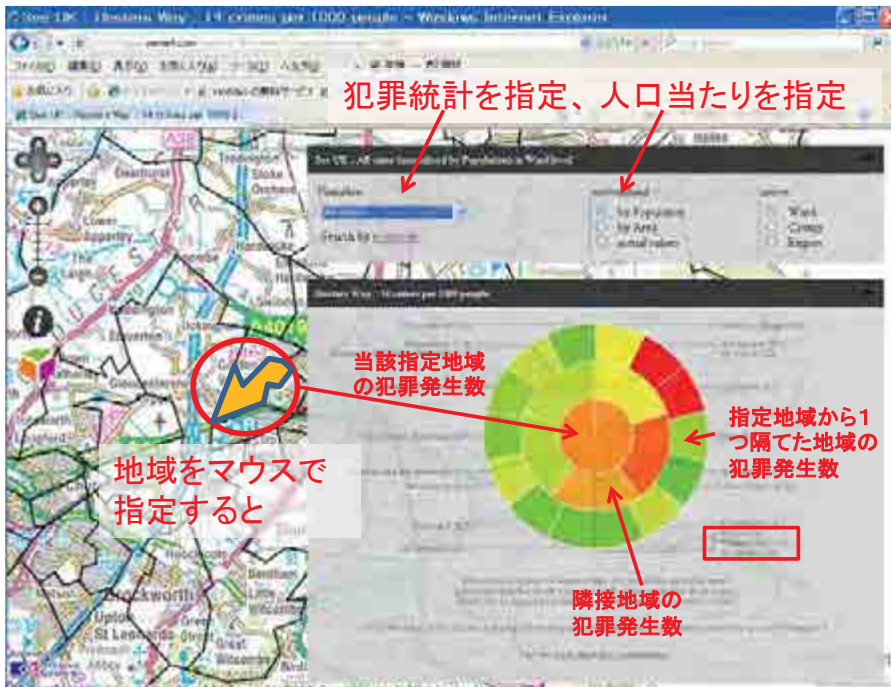
我が国のe-Statの機能 (統計GISシステム)

調査地区を選択することで、その地区の年齢階級別の人口を表示することができる。

調査地区は人口の数が多いほど、濃い赤で塗られるなどビジュアル的な表示がなされている。

25

■ イギリスの例



Data.gov.uk
(Apps: Seme4)

調査地区を選択することで、その地区の犯罪数などが表示。

その他、交通統計(停留所、バス停)、学校統計などに対応。

Data.gov.uk

Seme4以外にも複数のAppsが政府データに連動して稼働し、多様なサービスを提供

【e-Stat との違い】

・e-Statは、データの利用・提供システムを固定化しているが、Data.gov.ukは、民間がAppsを開発、追加。

26

e-Statなどは公表統計に対するサービスであるが、幅広いユーザーに対し、より効果的な統計を提供するため、公表統計ではない特別集計結果に対して地理情報システムやビジュアライゼーションシステム等と連携した統計を提供することが考えられる。

一方、そのための行政資源の消費は、相当大きなものになると考えられる。

利用促進を行うために利用要件の緩和を行う前提で、このような付加価値を付けた統計の提供をどのように考えるか。

- 1) 統計ユーザーのニーズと能力に応じた有用性の高い統計データ提供の確保と初期投資等も含めた新たな行政負担を極力抑えるために、産官学の連携の在り方などについての具体的な対応方を検討してはどうか。
- 2) 既存統計の提供システムとの関係の整理をどのように整理すべきか。

27

6 利用制限について

28

6 これまでの整理との関係

オーダーメイド集計に関し利用目的を制限したこれまでの整理(第8回研究会資料)

- ① オーダーメイド集計を行うためには、相当程度の行政資源を投入する必要がある。
- ② 利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、個人情報などが調査対象者の意図に反して利用されるのではないかと不安を、調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)
 三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報本人の意図に反して利用されないことのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)
 三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報本人の意図に反して利用されないことのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

- 行政資源の投入が一定程度に抑えられ、かつ、利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置
- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる「学術研究」を法律で例示
 - 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる「高等教育」を総務省令で規定
 - ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で公表義務を規定



統計に対するニーズとその提供には様々な形態が考えられることを踏まえ、オーダーメイド集計などに関するこれまでの考え方について再整理が必要ではないか

29

6-1 表頭・表側指定型集計に関する利用制限の整理

◇ 行政資源の消費増大の抑制

レディメード対応などの手法を用いること、汎用ソフト、既存システムなどを活用することにより、多大な行政資源を消費することなく効率的に対応することが可能ではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

レディメード対応や集計用の匿名化データを集計する措置など秘匿処理を工夫することにより、調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

また、組織加入方式などの導入による加入組織の規律確保等によって調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

※ さらに、表頭・表側を指定して必要な統計を提供するという機能はe-Stat等でも実現しており、利用者は、この差異を認識せず利用すると考えられる。そして、e-Stat等は提供統計に利用目的の制限を設けていない。したがって、調査票情報等を直接用いる場合も含めた表頭・表側型指定集計に関し、利用目的による制限を設ける必要はないのではないか。

30

6-2 プログラム送付型に関する利用制限の整理

◇ 行政資源の多大な消費の抑制

汎用ソフトなどを活用することにより、対応サービスの範囲を絞ることなど効率的に対応することが可能ではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

調査票情報へのアクセス制限／遮断など情報セキュリティの徹底を行うとともに、集計用の匿名化データを集計する措置などにより、調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

また、組織加入方式などの導入による加入組織の規律確保等によって調査対象者に不安を与えることを回避できるのではないか。

31

6-3 その他に考えられる付加価値を付した統計の提供に関する利用制限

※ e-Statなどは公表統計に対するサービスであるが、幅広いユーザーに対し、より効果的な統計を提供するため、公表統計ではない特別集計結果に対して地理情報システムやビジュアライゼーションシステム等と連携した統計を提供することが考えられるが、これらの統計の提供に関する利用制限をどのように考えるか。

◇ 行政資源の多大な消費の抑制

産官学の連携により、データ提供を官、アプリケーションの提供を産学で行うなどのスキームを構築すること、既存のシステムや汎用システムを利用することなどが考えられるのではないか。

◇ 調査対象者に与える不安への対応

統計に関する問題であり、付加価値で生じる不安は特に考えられない。

32

6-4 利用目的の拡大について

以上のとおり、表頭・表側指定型集計及びプログラム送付型集計などの導入した場合であっても、汎用ソフトや既存システムの利用、セキュリティの徹底や組織加入制度の導入などにより、行政資源の消費抑制や調査対象者の不安解消が可能なものと考えられる。



表頭・表側指定型集計、プログラム送付型集計などについては、諸外国の例も参考として、利用制限を設けないサービスが可能ではないか。

これに加え、利用目的の制限を設けるべき提供形態はどのようなものか。

33

統計データの二次的利用促進に関する研究会の 今後の検討及びそのスケジュールについて

平成 23 年 4 月 26 日

統計データの二次的利用促進に関する研究会

1. 研究会の検討の基本的な進め方

諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、例えば、次のような具体的な場合を前提として設定し検討を進める。

- ① 我が国の匿名データは、研究目的等に限定されているが、諸外国の中には、強度の匿名化処理を行った上で利用に制限を設けない「パブリックユースファイル」を提供する国が見受けられ、例えば、研究目的用の匿名データに加えて、このような強度の匿名化処理を行った「パブリックユースファイル」を導入することとした場合
- ② 我が国のオーダーメイド集計は、利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっているが、例えば、諸外国の中にみられるプログラム送付型のリモートアクセスなど他の形態による集計を導入することとした場合
- ③ 加工しない調査票情報の利用に関し、諸外国の中には、使用場所の制限(いわゆる「オンサイト利用」)、宣誓・非常勤職員化など、我が国よりも厳しい管理や制限が措置されていることから、二次的利用の範囲を拡大する一方で、我が国においても、オンサイト利用など、リスクをさらに低減させる措置等を導入することとした場合

また一定の前提を置いて検討を進める上で、以下の(1)から(3)の事項について事実関係の把握や考え方の整理を行う。

- (1) 政府統計データの利活用に関するニーズの整理(平成23年7月まで)
二次的利用と既存の公表統計の両方を含めた政府統計データに対するニーズの整理(公表統計を二次的利用が補完する関係があるため、政府統計全体から整理)
- (2) 二次的利用の検討に当たっての原則等の整理(平成23年7月まで)
二次的利用を検討するに当たっての前提とする考え方、守るべき原則の整理

(3) 諸外国の実情把握 (平成24年3月まで)

諸外国の取組の現在の実情は、どのようになっているのか。(各国の取組について調査研究を実施)

検討は、上記1-①～③のような内容を前提とした場合について、ニーズ、前提とする考え方、守るべき原則など上記(1)、(2)の整理内容を突き合わせ、整合性等を確認した後、1-①～③について別紙に掲載する論点を検討する。

なお、二次的利用(オーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供)に係る事項については、①平成23年度末までに一定の方向性及び現行法の下での対応可能な施策の取りまとめを行い、②平成24年度末までにあるべき姿・ビジョンも含めた最終取りまとめを行うこととする。

2. 今後の検討スケジュールについて

検討スケジュールについては、概ね以下に示す内容を目途として進める。

<前提の設定>

- ・ 諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、上記1-①～③のような具体的な場合を設定(平成23年5月まで)

↓

<検討>

- ・ 論点における方向性等の検討(平成23年5月から平成24年3月)
(平成23年7月からニーズ、前提とする考え方、守るべき原則などと突き合わせて確認)

↓

- ・ 現行法の下で対応可能な施策の結論【1次報告書】(平成24年3月)

↓

- ・ 論点における更なる詳細検討(平成24年4月～平成25年3月)

↓

- ・ 二次的利用に関する検討の結論【2次報告書】(平成25年3月)

↓

アーカイブ等の残された課題の検討

検討すべき論点

【オーダーメイド集計、匿名データの提供】

<検討の視点>

- ◇ 利用目的を拡大した場合の提供サービスの在り方
(利用目的に応じたデータの内容の在り方等)
- ◇ 二次的利用(オーダーメイド集計、匿名データの提供)の利用目的の拡大について
- ◇ 二次的利用の利用料金について
- ◇ 成果の公表の在り方について(現在の公表義務を解除するか、否か等)
- ◇ 二次的利用の手続きについて
- ◇ 秘匿等の技術について
- ◇ 二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進の方策について

【調査票情報の提供(法第33条)】

- ◇ 利用手続きについて
- ◇ オンサイト利用の検討について
- ◇ 統計法第33条第2号における名簿利用について

【その他】

- ◇ データアーカイブの在り方について
- ◇ 公共情報の取扱について(学校に関する報告、電力会社の報告等)

諸外国における二次的利用の 現状について

総務省政策統括官(統計基準担当)

1

本資料の構成

- 調査の概要
- 提供データの種類
- 諸外国統計機関の提供方法
- 提供方法の種類
- 情報漏えい対策等
- 諸外国統計機関における提供方法の傾向

2

調査の概要

【調査対象機関】

- ・ アメリカセンサス局
 - ・ カナダ統計局
 - ・ ドイツ連邦統計局
 - ・ スウェーデン統計局
 - ・ ニュージーランド統計局
 - ・ アメリカ国立保健統計センター
 - ・ イギリス国家統計局
 - ・ オランダ統計局
 - ・ オーストラリア統計局
 - ・ 韓国統計庁
- 以上10機関

【調査時期】 8月～11月

【調査方法】 アンケート調査の実施及びHPや
既存文献の情報収集

3

● 提供データの種類

諸外国における二次的利用に関する制度・運用について調査した結果、提供するデータは大きく3種類に分類することができる。また、データの提供方法には様々なものがある。

提供データの種類	提供データの特徴
調査票情報レベルのデータ	調査票に記入されたデータのうち、個人又は法人等調査対象者を直接識別できる項目を削除するなど、利用目的に照らして必要となる最小限のデータ。
秘匿処理の程度が低い匿名データ	個人・法人等を間接的に特定できる項目の削除、一定以上あるいは一定以下の回答をまとめて表示するトップ(ボトム)コーディング、特定の項目をひとつのグループでまとめるグルーピング等の秘匿処理を行ったデータ。個人情報等の漏えいリスクは低い。
秘匿処理の程度が高い匿名データ	上記に加え、攪乱値を挿入するパータバージョン、一部のデータを入れ替るスワッピングなど、程度の高い秘匿処理を行ったデータ。個人情報等の漏えいリスクは、ほぼない。

※ その他、高次元クロス集計結果表から、架空の個別データを作成したデータ、また、提供されるデータではないが、オーダーメード集計の際に集計元のデータとして利用されるデータキューブ(高次元クロス集計表)が認められた。

4

● 諸外国統計機関の提供方法①

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無
アメリカセンサス局	RDCs (Research Data Centers)	調査票情報レベルのデータ	直接利用型(オンサイト型)	あり	研究目的(センサス局に有益であること等要件あり)	—	不明	事前審査あり(署名必要)	必要(特別宣誓資格を取得するため)	不明	なし
	PUMS (Public Use Microdata Samples)	秘匿処理の程度が高い匿名データ	直接利用型(直接提供型)	なし	制限なし	可能	不要	なし	不要	無償	なし
	Special Tabulations・Custom Tabulations	なし(集計結果のみ)	オーダーメイド型(従来型)	不明	不明	可能	不明	不明	—	有償/大学優遇なし	—
アメリカ国立保健統計センター	On-site at an NCHS RDC On-site at a Census RDC	調査票情報レベルのデータ	直接利用型(オンサイト型)	あり	研究目的 教育目的 行政目的 (公益性があること)	—	不要(組織の承認要)	事前審査あり(署名必要)	必要(インターネット経由のオンラインエンタレーション)	有償/大学優遇なし	なし
	Remote Access	調査票情報レベルのデータ	プログラム送付集計型(参照不可能型)	あり	研究目的 教育目的 行政目的 (公益性があること)	可能	不要(組織の承認要)	事前審査あり(署名必要)	必要(インターネット経由のオンラインエンタレーション)	有償/大学優遇なし	なし
	Public NCHS Data	秘匿処理の程度が高い匿名データ	直接利用型(直接提供型)	なし	制限なし	可能	不要	なし	不要	無償	なし

5

● 諸外国統計機関の提供方法②

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無
カナダ統計局	RDC (Research Data Center)	秘匿処理の程度が低い匿名データ	直接利用型(オンサイト型)	あり	あり 研究目的 教育目的	—	必要	事前審査あり 署名必要	なし	有料 大学優遇有	公表義務なし
	RTRA (Real Time Remote Access)	秘匿処理の程度が低い匿名データ	プログラム送付集計型(参照不可能型)	あり	あり 研究目的	可能	必要	事前審査あり 署名必要	なし	無料	公表義務なし
	PUMFs (Public Use Microdata Files)	秘匿処理の程度が低い匿名データ	直接利用型(直接提供型)	あり	あり 研究目的 教育目的	可能	不要	利用ライセンスへのサイン必要	なし	無料(一部有料) 大学優遇有	公表義務なし
	Census Custom Tabulation	なし(集計結果のみ)	オーダーメイド型(従来型)	なし	なし	可能	不要	事前審査あり 署名必要	—	有料 なし	公表義務なし
イギリス国家統計局	VML (Virtual Microdata Laboratory)	調査票情報レベルのデータ	直接利用型(オンサイト型)	あり	あり 研究目的	—	不要	事前審査あり 署名必要	あり	ケースバイケース 大学優遇なし	公表義務なし
スウェーデン統計局	MONA (Micro Data Online Access)	秘匿処理の程度が低い匿名データ	プログラム送付集計型(参照不可能型)	あり	あり 研究目的 行政目的	可能(スウェーデン人の研究プロジェクトに限定)	必要	事前審査あり ※署名必要	なし	有料 大学優遇なし	不明

※ スウェーデン統計局のMONAについては、事前審査に加え、大学の倫理委員会の承認が必要。

6

● 諸外国統計機関の提供方法③

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無
ドイツ連邦統計局	Safe Centres	秘匿度低 名データ	直接利用型 (オンサイト型)	あり	あり 研究目的	—	必要	事前審査あり 署名必要	なし	有料 大学優遇有	公表義務あり
	Remote Execution	秘匿度低 名データ(参照不可能)	プログラム送 付集計型(参照不可能型)	あり	あり 研究目的	可能(※SUF を使ったもののみ)	必要	事前審査あり 署名必要	なし	有料 大学優遇有	公表義務あり
	SUF (Scientific Use Files)	秘匿度低 名データ	直接利用型 (直接提供型)	あり	あり 研究目的	不可能	必要	事前審査あり 署名必要	なし	有料 大学優遇有	公表義務あり
	PUF (Public Use Files)	秘匿度高 名データ	直接利用型 (直接提供型)	なし	なし	可能	不要	なし	なし	ケースバイ ケース 大学優遇有	公表義務なし
オランダ統計局	on-site service(Data Laboratory)	秘匿度低 名データ	直接利用型 (オンサイト型)	あり	あり 統計あるいは研究目的	可能(EU加盟国)	必要	事前審査あり 署名必要	不明	有料 大学優遇不明	不明
	remote-access service	秘匿度低 名データ	プログラム送 付集計型(参照可能型)	あり	あり 統計あるいは研究目的	可能(EU加盟国)	必要	事前審査あり 署名必要	不明	有料 大学優遇不明	不明
	State Line	なし(集計結果のみ)	オーダーメード型(リアルタイム提供型)	なし	なし	可能	不要	なし	なし	無料	公表義務なし

● 諸外国統計機関の提供方法④

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無	
オーストラリア統計局	ABS DL(ABS Site Data Laboratory)	秘匿度低 名データ	直接利用型 (オンサイト型)	あり	あり 統計の作成目的	—	必要	事前審査あり 署名必要	不明	有料 大学優遇有	公表義務なし	
	RADL(Remote Access Data Laboratory)	秘匿度低 名データ(参照不可能)	プログラム送 付集計型(参照不可能型)	あり	あり 統計の作成目的	可能(協定国のみ)ニュージーランド	必要	事前審査あり 署名必要	あり	有料 大学優遇有	公表義務なし	
	Basic CURFs (Confidentialised Unit Record Files)	秘匿度低 名データ	直接利用型 (直接提供型)	あり	あり 統計の作成目的	可能(協定国のみ)ニュージーランド	必要	事前審査あり 署名必要	不明	有料 大学優遇有	公表義務なし	
	Information Consultancy Service	なし(集計結果のみ)	オーダーメード型(従来型)	なし	あり 統計の作成目的	不明	不明	不明	不明	—	有料 大学優遇なし	公表義務なし
	Census Table Builder	なし(集計結果のみ)	オーダーメード型(リアルタイム提供型)	あり	あり 統計の作成目的	可能	不要	事前審査あり 署名必要	—	有料 大学優遇有	公表義務なし	
	Census CDATA Online	なし(集計結果のみ)	オーダーメード型(リアルタイム提供型)	なし	あり 統計の作成目的	可能	不要	不要	—	無料	公表義務なし	

● 諸外国統計機関の提供方法⑤

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無
ニュージーランド統計局	Data Lab	秘匿度低 匿名データ	直接利用型 (オンライン型)	あり	あり 研究目的	—	必要	事前審査あり 署名必要	あり	有料 大学優遇なし	公表義務あり
	AToM(Access To Microdata)	秘匿度低 匿名データ	プログラム送 付集計型(参 照可能型)	あり	あり 研究目的	可能(協定国 のみ)オース トラリア	必要	事前審査あり 署名必要	あり	有料 大学優遇なし	不明
	Basic CURFs (Confidentialised Unit Record Files)	秘匿度低 匿名データ	直接利用型 (直接提供 型)	あり	あり 研究目的	可能(協定国 のみ)オース トラリア	必要	事前審査あり 署名必要	なし	有料 大学優遇有	公表義務なし
	Customized output from Customer Services and Liaison	なし(集計結 果のみ)	オーダーメー ド型(従来型)	なし	なし	可能	不要	事前審査あり 署名不要	なし	有料 大学優遇有	不要

9

● 諸外国統計機関の提供方法⑥

調査対象機関名	提供方法名	提供データ	提供方法	利用者制限	利用目的の制限	国外での利用	組織での申請	事前審査の有無(署名等の必要性)	事前研修等の必要性	費用/大学に対する優遇	公表義務の有無
韓国統計庁	MDAC※ (Microdata Access Center)	調査票情報 レベル	直接利用型 (オンライン型)	あり	あり 研究目的	不可能	不要(政府公 文書が必要)	事前審査あり 署名不要	なし	有料 大学優遇なし	公表義務なし
	RAS※ (Remote Access Service)	調査票情報 レベル	プログラム送 付集計型(参 照可能型)	あり	あり 研究目的	不可能	不要(政府公 文書が必要)	事前審査あり 署名不要	なし	有料 大学優遇なし	公表義務なし
	Public Use Microdata	秘匿度高 匿名データ	直接利用型 (直接提供 型)	なし	なし	可能	不要	不要	なし	有料 大学優遇なし	公表義務なし
	委託処理	なし(集計結 果のみ)	オーダーメー ド型(従来型)	なし	なし	可能	不要	不明	—	有料 大学優遇なし	公表義務なし

※ 韓国統計庁のMDAC、RASについては、韓国統計庁からの公文書による委託を受ける必要有り。

10

● 提供方法の類型

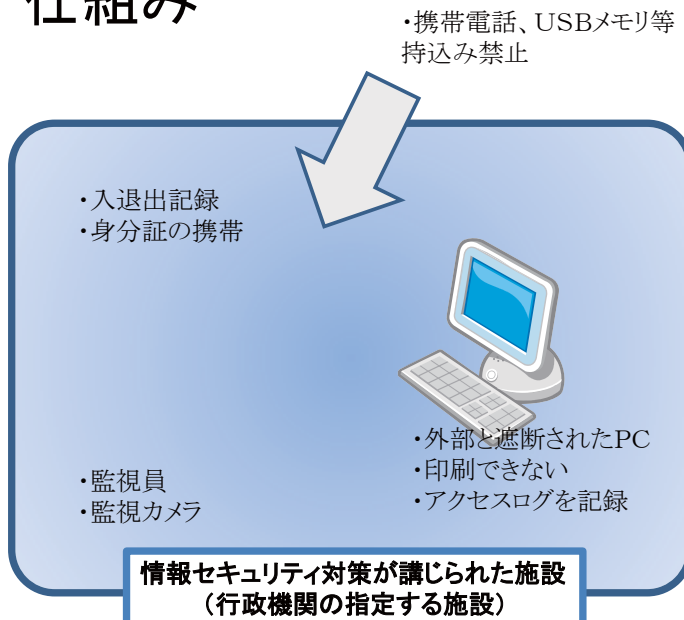
諸外国における二次的利用に関する制度・運用について調査した結果、データの提供方法について、直接利用型、プログラム送付集計型及びオーダーメイド型の3種類の類型に分類することができた。

提供方法の類型		特徴
直接利用型	オンサイト型	調査実施者の指定する施設内において、調査実施者が提供するデータを利用することができる
	直接提供型	利用者の研究室など、特定の施設以外の場所で、一定の条件のもとに調査実施者が提供するデータを利用することができる
プログラム送付集計型	参照可能型	ネットワークを経由して調査実施者が提供するデータを閲覧した上で、作成したプログラムを送信し、集計された結果を受け取ることができる
	参照不可能型	ネットワークを経由して調査実施者が提供する参考情報を利用した上で、作成したプログラムを送信し、集計された結果を受け取ることができる
オーダーメイド型	従来型	調査実施者に対して集計の委託を行い、調査実施者によって集計された集計結果表を受け取ることができる
	リアルタイム提供型	インターネットを介してシステムにアクセスし、集計項目を指定することによって、自動集計された集計結果表をリアルタイムに受け取ることができる

【直接利用型(オンサイト型)】

調査実施者の指定する施設内において、調査実施者が提供するデータを直接利用することができるもの

● 仕組み



【例;ニュージーランド統計局 Data Lab】



ニュージーランド統計局の事務室内に設置されている



情報漏えい対策が講じられたPCを使用させる 12

【直接利用型(オンサイト型)】

● 情報漏えい対策等

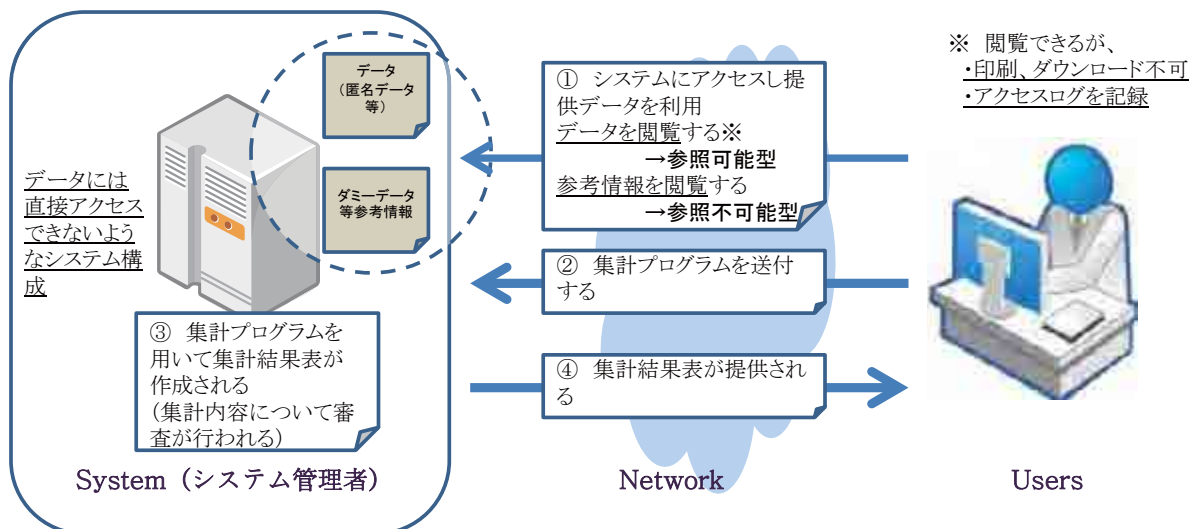
調査対象機関	サービス名(提供データ)	運営者(数)	情報漏えい対策	利用可能データ	持ち出し	集計後の審査実施者	審査期間
アメリカセンサス局	RDCs(調査票情報レベル)	行政機関及び提携大学(13箇所)	監視カメラ、監視員、遮断されたPC使用、携帯電話等連絡用ツールの持込み禁止	集計に必要な調査項目に限定	審査済みの最終集計表	行政機関の職員(提携大学でも同様)	ケースバイケース
イギリス国家統計局	VML(調査票情報レベル)	行政機関(5箇所)	監視カメラ、監視員、遮断されたPC使用、電磁記録媒体、携帯電話等連絡用ツールの持込み禁止	データセット一式	審査済みの最終集計表	行政機関の職員が実施	5営業日以内
アメリカ国立保健統計センター	RDC(匿名データ)	行政機関及び提携大学(14箇所)	監視カメラ、監視員、遮断されたPC使用、携帯電話等連絡用ツールの持込み禁止	集計に必要な調査項目に限定	審査済みの最終集計表	行政機関の職員(提携大学でも同様)	5営業日以内
ドイツ統計局	Safe Centres(匿名データ)	行政機関及び地方政府機関(10数箇所)	監視員、遮断されたPC使用、携帯電話等連絡用ツールの持込み禁止	データセット一式	審査済みの最終集計表	行政機関の職員が実施	不明

13

【プログラム送付集計型】

ネットワークを経由して調査実施者が提供するデータを閲覧した上で、集計プログラムを作成してシステムに送信し、集計された結果を受け取ることができるもの

● 仕組み



14

【プログラム送付集計型】

● 情報漏えい対策等

調査対象機関	調査対象機関	サービス名(元データ)	利用可能統計解析ソフトウェア	集計結果の審査	特徴
参照可能型	スウェーデン統計局	MONA(匿名データ)	R SAS SPSS Stata	・利用者自らが責任を持って対応する(審査なし)	・集計元データは閲覧可能。しかし、印刷、ダウンロードは不可能 ・利用に当たっては大学の倫理委員会の審査を受ける必要有り ・集計結果は指定されたフォルダに保存。後ほど、メールで結果が送付される
	ニュージーランド統計局	AToM(匿名データ)	SAS	・職員及びシステムで実施	・集計元データは閲覧可能。しかし、印刷、ダウンロードは不可能 ・安全性が確保されたネットワーク(igovt ログオンサービス)を使用
参照不可能型	カナダ統計局	RTRA(匿名データ)	SAS SUDAAN	・システム側で自動的に実施 ・丸め法(Rounding)で秘匿 ・リスクのある変数削除	・集計元データは参照不可(ダミーデータは使用できる) ・リアルタイムに結果を提供 ・安全性が確保されたネットワーク(EFT;Electronic File Transfer System)を使用
	ドイツ統計局	Remote Execution(調査票情報又は匿名データ)	SAS SPSS Stata	・詳細不明	・集計元データは参照不可(ダミーデータは使用できる) ・国内の利用者には元データとして調査票情報を、国外の利用者には匿名データを使用させる

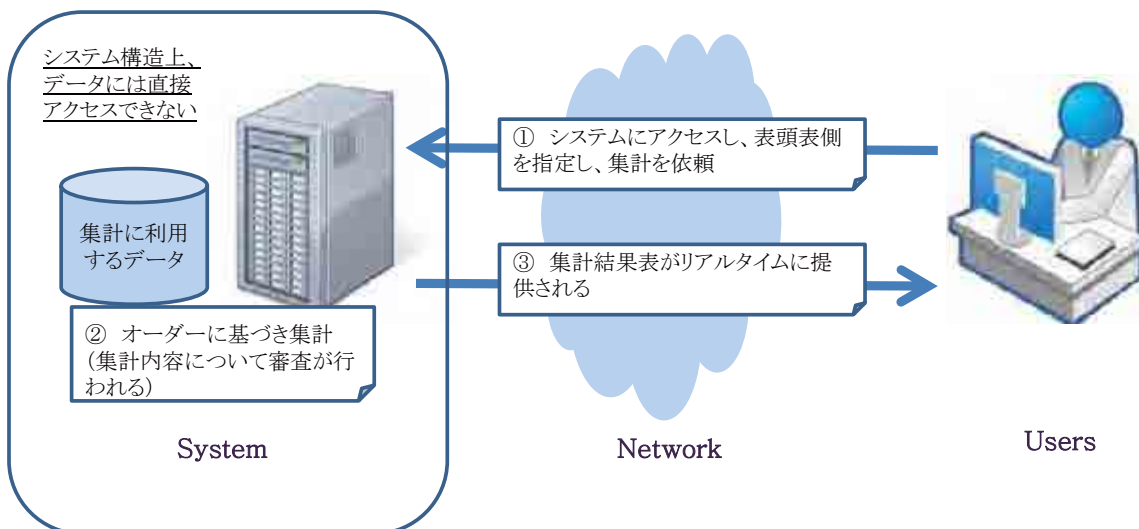
※ システムによりモニタリングされ、アクセスログがシステムに残る。

15

【オーダーメイド型(リアルタイム提供型)】

インターネットを介してシステムに自由にアクセスし、集計項目(表頭、表側)を指定することによって、自動集計された集計結果表をリアルタイムに受け取ることができるもの

● 仕組み



16

【オーダーメイド型(リアルタイム提供型)】

● 情報漏えい対策等

調査対象機関	サービス名	集計に利用するデータ	機能	利用のための登録の有無	費用
オランダ統計局	State Line	データキューブ (多次元クロス集計表)	データの抽出、GIS機能、グラフ作成機能	無	無料
オーストラリア統計局	Census CData Online	データキューブ (多次元クロス集計表)	データの抽出、GIS機能、グラフ作成機能	無	無料
	Census Table Builder、(Survey Table Builder)	調査票情報	データの抽出、GIS機能、グラフ作成機能	有	有料

- ・ 集計に利用するデータの閲覧は不可(集計結果のみの提供)
- ・ 集計結果表をリアルタイムに提供
- ・ 集計結果表を自動秘匿処理

オーストラリア統計局の2サービスでは、丸め法(Rounding)及び攪乱値を付加するパータバージョンにより秘匿処理が行われており、集計結果についての注意事項として、「集計表の合計値は実際の値と異なっている可能性があること、少数が含まれる項目の値には(実際の値との違いが大きいため)信頼を置くべきではないこと」を注意喚起している。

17

● 諸外国統計機関における提供方法の傾向①

- 我が国におけるこれまでの経緯
 - ・ 統計調査では、個人及び法人の秘密に係る情報を取り扱うことから、秘密の保護が大前提。
 - 統計調査は、調査実施者と調査対象者の信頼の上に成り立っている制度・仕組み
 - 旧統計法では、高度な公益性を有する場合のみ、調査票情報の目的外利用が認められており、総務大臣の承認、官報への公示等の手続きが必要であるなど、慎重に対応
 - ・ このような中、統計データの有効活用が求められ、統計法の改正により、オーダーメイド集計、匿名データの提供といった新たな利用形態による提供が開始された。
- 技術革新、通信技術の発展と情報漏えいリスクの高まり
 - ・ 技術革新が進んでコンピュータの性能が各段に向上し、個人でも大量のデータの取扱い・分析が可能になった。
 - ・ 通信技術の発展により、情報が高度にネットワーク化された。
 - 情報漏えいリスクは一層高まっており、データの提供方法についても、より一層の情報漏えい対策が求められている

18

● 諸外国統計機関における 提供方法の傾向②

- 諸外国における統計データの提供方法の現状
 - 諸外国における統計データの提供方法を調査したところ、様々な情報漏えい対策が図られていることが判明。
 - (データを提供しない形)
 - 調査票情報等のデータをまったく利用させないオーダーメイド集計、プログラム送付集計型(参照不可能型)
 - (データを提供する形)
 - 大幅な加工処理を施し情報漏えいリスクを少なくした匿名データ(パブリックユースファイル)を直接提供
 - 氏名等直接個人を識別する情報の削除に加え、グルーピング等の様々な秘匿のための加工処理を行うことにより、情報漏えいリスクを軽減した匿名データを提供

19

● 諸外国統計機関における 提供方法の傾向③

- 提供するデータの性質による提供方法の使い分け
 - 上記の匿名データの利用では目的を達成できない者による公益的な利用に対しては、氏名等直接個人を識別する情報を削除するなど、分析に必要な最小限の情報から成る調査票情報レベルの情報を提供。
 - ただし、行政機関の指定するオンサイト利用施設に限ってのみ利用を認める。
 - 情報漏えいリスクを軽減した匿名データであっても、プログラム送付集計型では、データの閲覧のみを認めるなど利用方法を限定。
 - また、事業所・企業を対象とした統計調査の匿名データは、一般には作成が行われていない。
- 有償での提供
 - 利用者に対して費用負担を求めている状況を多く確認。

20

二次的利用に関するヒアリング 結果について

総務省政策統括官(統計基準担当)

1

民間企業に対するヒアリングの概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 【ヒアリング対象者】 | 民間シンクタンク7社 |
| 【実施時期】 | 平成23年7月 |
| 【ヒアリング方法】 | 直接聞き取り |
| 【ヒアリングの観点】 | 二次的利用の制度・運用に
対する民間ニーズの把握 |

2

【民間シンクタンク・ヒアリング】

意見・要望の分類

民間シンクタンク7社にヒアリングした結果は、次のような類型に分類することができる。

- 二次的利用全般に関する意見・要望
- オーダーメイド集計に関する意見・要望
- 匿名データに関する意見・要望
- オンサイト利用に関する意見・要望
- 既存統計に関する意見・要望
- e-Statに関する意見・要望
- その他の意見・要望

3

【民間シンクタンク・ヒアリング】

二次的利用全般に関する意見・要望

- 利用制限及び公表義務に関するもの
 - ・投資アドバイスに利用したい(1社)
 - ・二次的利用の成果を公表する義務があるのは厳しい(1社)
- 提供データの時点に関するもの
 - ・データとして有効に利用できるのは2年前くらいまでであり、古いデータは利用価値がない(6社)
- 利用の案内に関するもの
 - ・具体的な利用サンプルが提示されていないと利用しづらい(1社)

4

【民間シンクタンク・ヒアリング】

オーダーメイド集計に関する意見・要望

- 自動集計による提供に関するもの
 - ・表頭表側の集計結果の提供より、あらゆるクロス集計ができるなど、自由に分析を行いたい。ただし、操作性は重要である(4社)
- プログラム送付型集計に関するもの
 - ・プログラム送付により、すぐに集計ができる仕組みがあればよい(1社)
 - ・プログラム送付型集計であっても、トライ&エラーをするためには、集計結果の提供に時間がかかるようであれば、使用に馴染まない(1社)
 - ・統計データを使いこなす専門家は少ないので、プログラム送付型集計に対するニーズは低いのではないか(1社)
- 提供までの期間に関するもの
 - ・オーダーメイド集計について、集計結果の提供を受けるのに時間がかかるようではビジネスでは利用価値が低い(6社)

5

【民間シンクタンク・ヒアリング】

匿名データに関する意見・要望

- 秘匿加工度の異なる匿名データの提供に関するもの
 - ・同じ統計調査であっても、項目によって秘匿加工内容が異なる複数種類の匿名データがあってもよい(1社)
 - ・パブリックユースファイルについて、オリジナルデータと同じ集計結果が出るのならニーズはあるが、二次元、三次元のクロス集計の結果が異なってくるようであれば、ビジネスでは利用できない(4社)
- 地域区分に関するもの
 - ・ビジネスには地域情報が重要。この部分がないと利用できない(2社)
- 事業所・企業の匿名データに関するもの
 - ・事業所・企業対象調査の匿名化は難しいというが、秘匿が難しい大企業のデータが削除されていても使えるのではないか(1社)
- 利用者によるスキルに関するもの
 - ・一般利用者、民間企業はマイクロデータを扱う技術に乏しく、膨大な匿名データをもらったとしても、自由に集計するのはハードルが高い(1社)

6

【民間シンクタンク・ヒアリング】

オンサイト利用に関する意見・要望

● ニーズに関するもの

- ・利用場所の制限がかかるオンサイト利用は、ニーズはないのではないか (2社)
- ・統計を使いこなす専門家は少ないので、オンサイト利用に対するニーズは低いのではないか (1社)
- ・手元に資料を置いて様々なデータを見ながら利用することができないのならば利用価値は低い (1社)
- ・オンサイト利用など利用場所の制限があっても、欠損が少ない情報を使えるのであれば、その方が望ましい (1社)

● その他

- ・オンサイト利用は不健全。誰が利用しても問題のないものを提供すべき (1社)

7

【民間シンクタンク・ヒアリング】

既存統計に関する意見・要望

● 提供方法に関するもの

- ・公表されたクロス集計が充実すれば、ビジネスニーズは相当程度達成できる (2社)
- ・日常的に使われる数種類の統計が使いやすい形でデータベース化されるなら、満足度は相当上がるはず (1社)
- ・労働問題について、労働力調査や就業構造基本調査を活用している。大多数の利用者にとっては基本的なデータが提供されれば十分ではないか (1社)

● 周知に関するもの

- ・既存の公表統計はPR不足 (1社)

8

【民間シンクタンク・ヒアリング】

e-Statに関する意見・要望

- e-Statの機能追加に関するもの
 - ・ 現行のe-Statは時系列でデータを揃える機能がなく不便。そのような機能がほしい (1社)
 - ・ 古いデータも利用価値があるので、e-Statに掲載してほしい (1社)
 - ・ 公表ベースのデータであっても見せ方を変えれば民間ニーズはあると思う。公表データを加工して利用できるツールを提供したり、販売したりするのもよいのではないか (1社)
 - ・ GISのアプリケーションと連携することには、ニーズがあるのではないか (1社)
 - ・ アプリケーションと連携して付加価値を付けた形での情報提供には、ニーズがあるのではないか (1社)

9

【民間シンクタンク・ヒアリング】

その他の意見・要望

- 利用者によるスキル・統計教育に関するもの
 - ・ 場所を限定したオンサイト利用、プログラム送付型集計については、ニーズはないのではないか。統計を使いこなす専門家は少ない (1社)
 - ・ 統計教育が重要 (1社)。

10

各府省等の利用受付窓口 における意見・要望

- 各府省及び統計センターの二次的利用受付窓口の受付記録等を確認
- 二次的利用制度の開始から24年2月まで
- 問い合わせ者
 - 【大学関係者】
 - ・教授等学術研究者
 - ・大学院生
 - ・学部学生
 - 【大学関係者以外】
 - ・民間企業（シンクタンク等）
 - ・行政機関、地方公共団体

11

【利用受付窓口における意見・要望】

意見・要望の分類

各府省等の利用受付窓口における受付記録等から把握された意見・要望は次のような類型に分類することができる。

- 二次的利用全般に関する意見・要望
- オーダーメイド集計に関する意見・要望
- 匿名データの提供に関する意見・要望
- その他の意見・要望

12

【利用受付窓口における意見・要望】

二次的利用全般に関する意見・要望

- 利用制限に関する意見
 - ・印刷して販売したい（不明）
 - ・公的利用でないと購入できないのか（民間シンクタンク）
 - ・医薬品の開発に利用したい（民間企業）
- 利用成果の公表に関するもの
 - ・学部生では公表手段がなく利用しにくい（大学）
 - ・公表について未定では申出できないのか（大学）
- 利用可能な統計調査の数について
 - ・利用できる統計調査を拡大してほしい（大学）

13

【利用受付窓口における意見・要望】

オーダーメイド集計に関する意見・要望

- 提供までの期間に関するもの
 - ・オーダーメイド集計について、集計結果を早く提供してほしい（大学）
- 手数料に関するもの
 - ・予想以上に費用がかかる（大学）
 - ・手数料に関する情報が少ない。目安となる情報をホームページで提供してほしい（民間シンクタンク）

14

【利用受付窓口における意見・要望】

匿名データの提供に関する意見・要望

- 地域区分に関するもの
 - ・ 現行の2区分では利用できない。地域区分が少ない（大学、民間シンクタンク）
 - ・ 都道府県レベルで提供してほしい（大学）
- 年齢区分に関するもの
 - ・ 年齢区分を各歳にしてほしい（大学）
- 利用環境に関するもの
 - ・ 利用条件が厳しい。提供者側で利用場所を提供してほしい（大学）
 - ・ 大学の講義等において現行の匿名データを利用したいが、セキュリティ上の利用制限が厳しい。また、自由に複製もできず利用が困難であり実用的でない（大学）
 - ・ ネットに接続しないPCにアンチウイルスソフトは不要では（大学）
 - ・ 利用を施錠可能な場所に限定しているが、間仕切りではだめか（大学）

15

【利用受付窓口における意見・要望】

その他の意見・要望

- 案内等に関するもの
 - ・ ホームページの案内がわかりにくい（大学）
 - ・ サービスの利用者で意見交換できる場がほしい（大学）
- 民間企業における支障に関するもの
 - ・ 市場予測のための利用ができない
（民間シンクタンク系の場合は、その市場予測を顧客に販売すること、建設業、製造業等の場合は、市場予測を基に販売戦略をたてること）
 - ・ 地域区分が粗いため地域分析ができない

16

統計の二次的利用促進に関する研究会

平成 23 年度報告書骨子 (案)

1 はじめに

平成 19 年 5 月に全面改正された統計法（新統計法）においては、統計データの一層の利活用を目的として、旧統計法に規定されていた調査票情報の目的外利用に加え、匿名データの作成・提供やオーダーメイド集計を可能とする「二次的利用制度」が設けられた。

この制度が施行されてから約 3 年が経過した現在、各方面から様々な意見・要望がある。本研究会では、これらの意見・要望を踏まえ、制度運用に関する諸課題を検討してきたが、今般、本年度の検討結果について「平成 23 年度報告書」としてまとめることとする。

2 二次的利用制度の導入までの経緯

旧統計法では、総務大臣が指定する統計調査の調査票について、統計上の目的以外に利用すること（目的外利用）を原則として禁止してきた。しかし、統計法が改正され、二次的利用制度が開始されるに当たり、総務省において「統計法制度に関する研究会」や「統計データの二次利用促進に関する研究会」を設け、改正後の統計法の運用方法や技術的な課題等について検討を行った。

3 二次的利用の現状

平成 22 年度における二次的利用の実績は、

- (1) 匿名データの提供（法第 36 条） : 38 件
 - (2) オーダーメイド集計（法第 34 条） : 12 件
 - (3) 調査票情報の利用（法第 33 条第 2 号） : 133 件
- となっている。

4 二次的利用の推進に向けた要請

二次的利用制度については、以下の各方面から意見・要望等がある。

- (1) 内閣府統計委員会
 - ・「統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 23 年 9 月 22 日 内閣府統計委員会）
- (2) 内閣官房高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
 - ・「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（平成 23 年 8 月 3 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等

(3) 内閣府行政刷新会議事務局

- ・「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成23年4月8日 閣議決定)

5 二次的利用の推進に向けた検討

上記の各意見・要望等に対し、総務省政策統括官(統計基準担当)では、平成22年12月から本研究会を開催し、検討を重ねてきた。検討に当たっては、考え方や守るべき原則、論点を整理し、諸外国における類似制度の状況や、民間における二次的利用に対するニーズを把握した上で、検討を行うこととした。

6 諸外国における二次的利用制度

諸外国における二次的利用制度は、民間の調査機関に委託して行うこととし、具体的には平成23年8月～11月の間、アメリカセンサス局等、10の機関を対象としてアンケート調査等を実施した。

7 二次的利用に対する民間ニーズの把握

統計データの二次的利用制度に対する民間利用者のニーズを把握するため、平成23年7月、シンクタンク等、7の民間企業や各府省のサービス窓口等から情報収集を行った。

8 二次的利用の推進に向けて

(1) 民間ニーズに対応した統計情報の提供

① e-Statの充実の推進

二次的利用に関して民間企業等にヒアリングしたところ、公表された集計データやその充実、使いやすい形での提供など、公表データの加工・提供の改善により対応できるニーズも多いことが分かった。

このため、GIS機能や検索機能の強化など、公表データの提供を行っている政府統計の総合窓口(e-Stat)の充実を推進することが求められる。

② 疑似マイクロデータ(※)等によるパブリックユースファイルの検討

二次的利用の利用目的の範囲等についてヒアリングしたところ、地域情報の提供等には民間でのニーズがある一方、提供に当たっては国民の不安に十分配慮し、理解に努めることが必要であるとの意見もあった。

このため、個人情報漏えいのリスクがなく地域情報の欠損が少ない疑似マイクロデータ

等によるパブリックユースファイルの提供に関して検討を行う必要がある。

- ※ 疑似マイクロデータ：調査票の集計結果を詳細化し、個々のデータの分布や平均が調査票情報の分布や平均と同様なものとなるように作成されたデータ。個々のデータは実際に存在する個人のデータではないため、これらの情報から個人等が特定されるおそれはないものとされている。これを匿名データの一形態とみなすか否かによって、その取り扱いが異なることとなる。

③ オンサイト利用（※）に関する仕組みの整備

調査票情報のオンサイト利用に関しては、そのニーズについて疑問を呈する意見がある一方、利用場所の制限があっても、情報の欠損が少ない方が望ましいという意見があった。また、諸外国では、調査票情報を提供するに当たっては、オンサイト利用施設に限定して行うことが一般的であった。

このため、日本でも、オンサイト利用に関するガイドラインの整備など、オンサイト利用を可能とする環境の整備を図ることとする。

- ※ オンサイト利用：統計データの提供を求める者が、行政機関又は届出独立行政法人等から統計データの提供を受けるに当たり、当該行政機関又は届出独立行政法人等が指定するセキュリティが確保された場所を利用することをいう。

④ 二次的利用の対象となる統計調査の拡大

民間企業等にヒアリングしたところ、二次的利用制度で利用できる統計調査を拡大してほしいとの意見があった。

現在、二次的利用制度を通じて利用できる統計調査は、関係府省で随時追加しているところだが、現時点ではオーダーメイド集計は23種類、匿名データは6種類となっている。

今後、関係府省は、オーダーメイド集計、匿名データの提供ニーズがある統計調査について、提供を拡大していくことが求められる。

(2) 二次的利用についての周知の推進

オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供などの二次的利用は、広く一般に公開される研究レポートの作成など、学術研究目的であれば民間企業でも利用可能である。しかし、そのことについて承知していない企業、さらには二次利用制度そのものの存在を知らない企業が複数見られた。

このため、今後、民間企業でも条件を満たせば統計データの二次的利用が可能であることについて、さらに広報を推進することとする。

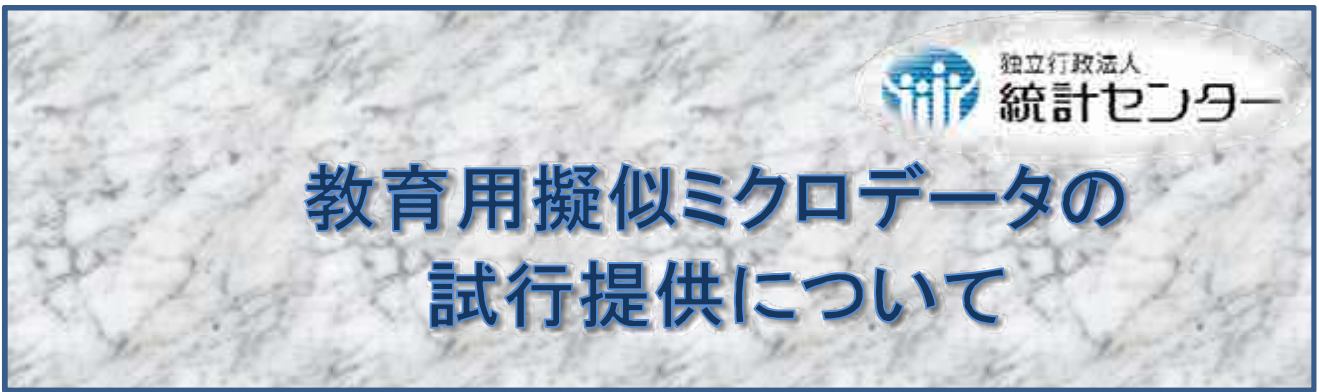
9 おわりに

二次的利用制度は、平成21年度に始まったばかりであり、現在は利用件数が年々増加するなど、制度の定着が進みつつある段階である。このような中で、平成24年度は上記

のような取組を推進することとする。

二次的利用の拡大に当たっては、国民の不安に対して配慮することが必要であり、徐々に環境を整備し、周知していくなどの取組を進めていくことが求められる。このため、当面は平成24年度の実績を検証しつつ、どのような統計に対してどのような利用が求められているかなど具体的なニーズの把握、地域情報の付加の方法など、今後も更なる検討を進めていくこととしたい。

(参考資料)

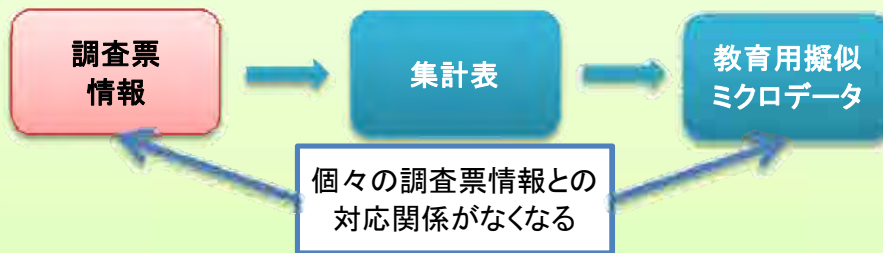


教育用擬似マイクロデータを試行提供します

統計センターでは、公的統計のマイクロデータの利用を推進するため、教育用擬似マイクロデータの試行提供を行っています。

教育用擬似マイクロデータとは

- ①大学等での統計演習
 - ②二次利用を検討する際の研究内容のテストデータ
- に利用可能な擬似的なマイクロデータです。



教育用擬似マイクロデータは、本来のマイクロデータ(調査票情報)から集計した集計表を基に作成した擬似的なデータです。集計表から作成することで調査票情報との関係を断ち切っていますが、基となったものに近い集計表が復元できるため、本来のマイクロデータの特性を引き継いでいるものといえます。

試行提供を行っている教育用擬似マイクロデータ

●全国消費実態調査

年次	提供の範囲	レコード数	サイズ
平成16年	二人以上の勤労者世帯	32,027レコード	CSV:約92MB zip(圧縮):約28MB

提供項目		
質的属性 14属性	量的属性 184属性	集計用乗率
世帯区分, 世帯人員区分, 就業人員区分, 住居の構造, 住居の建て方, 住居の所有関係, 入居時期・入居年, 性別, 年齢5歳階級, 就業・非就業の別, 企業区分, 企業規模, 産業符号, 職業符号	年間収入, 収入総額, 実収入, 実収入以外の収入, 繰入金, 支出総額, 実支出, 消費支出, 食料, 住居, 光熱・水道, 家具・家事用品, 被服及び履物, 交通・通信, 保健医療, 教育, 教養娯楽, その他の消費支出, 非消費支出, 実支出以外の支出, 繰越金 他163属性	

教育用擬似マイクロデータの利用方法

1. 利用の要件

利用モニターとしてアンケートをお願いします。

2. 利用者の範囲

利用を希望する大学の研究者・教育者等の関係者

3. 留意事項

教育用擬似マイクロデータは利用申出の際に記載した利用目的以外で使用しないでください。教育用擬似マイクロデータは統計演習の教育用等に利用されるもので、分析結果に妥当性はありません。分析結果を公表する場合は、必ず「公的統計のマイクロデータ利用」サービスを活用し、検証してください。

利用者



試行提供及び利用方法についての詳細は、
統計センターホームページ
http://www.nstac.go.jp/services/index_edu.html
からご確認下さい。

教育用擬似マイクロデータの試行提供

申出書を作成し、メールで統計センターに申出します。

統計センター

教育用擬似マイクロデータをメールで提供します。

教育用擬似マイクロデータの利用に関するお問い合わせ

独立行政法人 統計センター 情報技術部研究主幹室
TEL: 03-5273-1368
MAIL: gijimicro@nstac.go.jp